DS
803
K84
v.11

Kurokawa, Mamichi
Kokushi sōsho

East
Asiatic
Studies

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

Digitized by the Internet Archive
in 2011 with funding from
University of Toronto

http://www.archive.org/details/kokushissho118800

評議員

文學博士 萩野由之
文學士 笹川臨風

文學博士 黑板勝美
文學士 菊池謙二郎

文學博士 松本愛重
文學博士 三宅米吉

（イロハ順）

黑川真道編

國史叢書

古事談 全

續古事談 全

江談抄 全

國史研究會藏版

UNIVERSITY OF TORONTO
JAN 4 1964
East Asiatic Studies Library

DS
803
K84
v. 11

LIBRARY
NOV 13 1968
UNIVERSITY OF TORONTO

解題

古事談　六卷

本書は、一種の文體を以て、傳說・逸話等を簡短に記したるものにして、或は事實もあるべく、或は傳說に過ぎざるものもあるべけれども、古來傳寫し珍重せし書物にして、また參考に備ふべき書なり。國書解題に云、

古事談　寫本六卷

古來の傳說を雜記したるもの、部を王道后宮、臣節、僧行、勇士、神社佛寺、亭宅諸道等に分ちて數百箇目あり。二三の例を擧ぐれば、孝謙天皇道鏡を寵したまふ事、業平朝臣二條后を盜む事、御堂殿遊女小觀音を召さるゝ事、濟時大將をこうばいの大將といふ事、小野宮大臣遊女香爐を愛せらるゝ事、淸少納言零落の後駿馬の骨を買はずやといひし事、行基菩薩の歌の事等の類なり。

と見えたり。以て本書の概略を知るべし。

本書時代に就きては、本朝書籍目錄に云、古事談六卷顯兼卿抄と見えたり。されば伊庭時言の國書年表には、本書を、順德天皇の建曆元年の條に標出せり。而して註に記して云、顯兼卿作、卿此年三月三日出家、事迹止二于此一とあり。眞道按ずるに、顯兼卿は村上源氏にして、刑部卿宗雅卿の子なり。公卿補任承元五年(建曆元年)の條に、從三位とあり。其の註に、三月三日出家と記せり。果して以上の說の如くなれば、本書は、鎌倉時代の作なること確實なり。

本書は、丹鶴本を以て底本とし、北村湖元校寫本を以て校訂採收す。

續古事談　六卷

本書は、古事談に續けて、傳說·逸話等を記したるものにして、古事談と關連して、共に參考に備ふべき書なり。部門は、王道后宮、臣節、神社佛寺、諸道、漢朝とに分ちたり。漢朝の部は、古事談には設けざれども、本書には、卷六の一卷に、悉く

記されたり。

本書群書類從本には、卷の三を缺きたり。然れども他の寫本には、群書類從本の卷の二を兩卷に分ち、卷二卷三と序でたり。今寫本に從ひて卷三を置きぬ。但古事談は、全く第三卷の缺けたるものか、又は卷二卷三の兩卷が合冊となりたるものか、猶研究を要すれば、後の考を竢つべし。

本書作者詳ならず。但奥書には、左の文を記せり。其の文に云、

古き人の樣々の物語を、自ら廢忘に備へんが爲に、書あつめ侍りし、忘れて年を經て、筥の底に朽殘れり。庵を拂ふ塵の中より求出で、暮し兼ねたる雨の中に是を記す。水莖の古き跡を改めて、倭葦原の言種に書流す。是猶要なき仕業なり。早く煙となすべし。建暦七年の卯月の下の三日記之。

と見えたり。されば作者は知れずといへども、作時代は鎌倉にして、而も建暦七年なることは、よく知られたり。

本書は、群書類從本を底本とし、伴信友自筆校本外一寫本を以て校訂採收す。

江談抄　六卷

本書は、大江匡房卿を始め、其の他の人々の談話を記したるものにして、朝廷故實談あり逸話あり。または當時學者の詩文談等ありて、參考に資すべきもの尠からず。而して書中匡房の談話多分を占め、且つ編者が門人などの關係ありしにやあらむ、書名を江談抄と題せしものなるべし。

内容は、第一卷は公事、攝關家事、佛神事、第二卷は雜事、第三卷は雜事、第四卷は詩事、第五卷は詩事、第六卷は長句事と、部門を立てゝ記せり。

本書作者につきては、本朝書籍目錄に、江談抄六卷江匡房と見え、國書解題にも、江談抄寫本五卷(國書解題の編者は、五卷本をのみ見て、六卷本を見ざりしなり)大江匡房と記せり。然るに伊庭時言の國書年表には、本書を鳥羽天皇の永久四年の條に標出せり。其の註に記して云、「藏人藤實兼作、蓋卷中年月止二此事一」と見えたり。眞道按ずるに、本書の作者は、伊庭氏の記せる如く、藏人實兼の作なること、

は、續世繼卷十敷島のうちぎゝの條に、「藏人實兼ときこえし人の、匡房の中納言の物語をかける文にも」云々とあり。匡房の中納言の物語とは、江談抄をいへるなり。これによれば、實兼が江談抄の作者なること明らかなり。又江談抄本文中にも、匡房卿の談話を掲載せる條ありて、匡房卿の作にあらざること、一見よく知られたり。されば從來本書の作者は、本朝書籍目錄に、匡房卿の作と誤り記ししを受傳へて、卿の作とのみ記しゝも、藤原實兼の作なりと知るべく、又其の時代は確には知られざれども、伊庭氏の記ししが如く、鳥羽天皇の永久四年と見て大差なかるべし。

本書は、群書類從本を底本とし、經濟社本群書類從、外に寫本二種を以て校訂採收す。

大正三年十二月

黑川眞道識

例言

一、本編には、古事談六卷、續古事談六卷、江談抄六卷を採收す。

一、古事談は丹鶴叢書本を底本とし、北村湖元校合本を以て校訂し、其完きを期したり。白河院・白川院の如き文字の一定せざるものは、其多きに從つて一定を計り、其他原本の特長保存に力めし結果、改竄を避けしが爲め、反讀の個所讀下しの個所相錯雜せり。原本中の片假名は、之を平假名に改めたり。

一、續古事談は、群書類從本を定本とし、伴信友自筆校本を以て校訂を加へ、假名に漢字を補塡して讀み易からしめたる所頗る多し。伴信友自筆校本に從つて平假名とし、類從本の片假名を改めたり。

一、江談抄は、群書類從本を定本とし、外寫本の校合本二種に依つて對照したり。

一、以上三書目とも、原本の書入保存に努め、原本の註記並に校合本の註記は、小文字にて割註せる外、（　）を以て本文中に挿入し、校合本の書入及び當編輯部にて

の註記は、共に〔　〕を以て區別し、又本文の左に縱線を施したるは、其下にある括弧內の文字との對照を明にせんが爲めにして、單に縱線を施したる儘のものは、異本悉く同一文字にして、而も疑しきものを示す。

目次

古事談

續古事談

江談抄

目次終

古事談第一

王道后宮

稱德天皇□□□□□□□に被二思召一て、□□□□□□□令レ用レ之給之間、□□云々。仍□□□□□□□小手尼（百濟國醫師、其手如二嬰兒手一）奉レ見云、帝病可レ癒、手に塗レ油欲レ取レ之。爰右中辨百川、靈狐也と云て、拔レ劒切二尼肩一云々。仍無レ療帝崩。

此女帝者、大炊天皇御宇天平寶字六年壬寅、落髮入二佛道一、法諱稱二法基尼一、春秋四十五。同七年九月、以二道鏡法師一爲二小僧都一。元河內國人俗姓弓削氏也。法相宗西大寺義淵僧正門流也。□□□□□□□□。如意輪法驗德云々。

同八年甲辰十月九日、移二大炊天皇於淡路國一、國內官調庸等任二其所用一云々。卽日重祚爲二稱德天皇一。

同九年正月一日卽位。卅八。同七日改爲天平神護元年。同十一月癸酉日大嘗會美濃越前供奉之。神護景雲二年正月以道鏡爲法皇、居西宮前殿。大臣以下百寮拜賀。同四年八月四日、天皇於西宮前殿崩。五十三。同七日葬之。山陵大和國添下郡。

續日本紀云、光仁天皇御宇、同廿一日皇太子令云、如聞道鏡竊挾舐粳之心、爲日久矣。陵土未乾、姦謀發覺。是則神祇所護、社稷攸祐、今顧先聖厚恩、不得依法入刑、故任造下野國藥師寺別當、發遣宜知之。以正四位下坂上苅田麿、令告道鏡法師姦計也。同日大納言從二位弓削宿禰淨人配流土佐國。是道鏡之舍弟也。寶龜二年四月於下野國道鏡卒去之由言上之。

淳和天皇御宇天長二年乙巳、丹後國余佐郡人、水江浦島子、此年乘松船到故鄕。爰閭邑浪沒物皆不昔日。山川相遷、人居成淵。于時浦島子走四方訪三族、無敢知者。但有一老嫗、浦島子問云、汝何鄕人乎。亦知吾根元哉。老嫗答云、吾生此鄕而百有七年、不知敢君事。唯吾祖父口傳云、昔水江浦島子、好釣遊海、永不還。其後不知幾百年云々。浦島子聞此語。卽雖欲還、神女處敢無。然于時慕神女開

彼所與之玉匣、紫雲出從匣、起上指西飛去云々。但島子辭鄉之後、經三百年還故鄉、其容顏如幼童云々。

此事浦島子傳云、雄略天皇廿二年、水江浦島子、獨乘釣船、曳得龜浮於波上、眠於舟中之間、靈龜變化忽作美女、玉顏之艶、南(布ィ)威障袂而失魂、素質之閑、西施掩面而無色、眉如初月出娥眉山、靨似落星流於天漢水、纖軀雲聳、當散暫留、輕體鶴立將飛未翔。島子問云、神女有何因緣而化來哉。何處爲居、誰人爲祖、神女答云、妾是蓬萊山之女也。不死之金庭、長生之玉殿、妾之居處。父母兄弟在彼金闕、妾在昔世、結夫婦之儀。而我成天仙生蓬萊宮之中、子作地仙遊於澄江波上。今感宿昔之因、來隨俗境之緣也。宜向蓬萊宮、將遂曩時之志。願合眼。島子唯諾隨神女語。須臾之間向於蓬萊山。於是神女與島子攜到蓬萊宮。而令島子立於門外。神女先入告於父母、而後共入仙宮。神女衣香馥々似春風之送百和香。颯聲鏘々如秋調之韻萬籟響。島子已爲漁父、亦爲釣翁。然而志成高尙、凌雲擲新、心存强弱得仙因健。其宮爲體金精玉英、敷於丹墀之内、瑤珠珊瑚

満於玄圃之表。清池之浪心芙蓉開唇而發榮、玄泉之涯頭蘭菊含咲而不凋。島子與神女共入玉房。薫風吹寶帳而羅帳添香、翡翠簾褰而翠嵐巻蓬、芙蓉帷開而素月射幌。朝服金丹石髓、暮飲玉酒瓊漿。九花芝草駐老之方、百節菖蒲延齡之術、妾漸見島子之容顔、累年枯槁、逐日骨立。定知外雖成仙宮之遊宴、而内生舊郷之戀慕。宜還故郷尋訪舊里。島子答曰、久侍仙洞之莚、常嘗靈藥之味。何非樂哉、亦非幸哉、抑神女爲天仙、余爲地仙、隨命進退、當得逆旨哉。神女與送玉匣、裹以五綵之錦繡、緘以萬端之金玉。誡島子曰、若欲見再逢之期、莫開玉匣之緘。言畢約成、分手辭去。島子乘舟眠目、歸去忽以到故郷澄江浦。

清和天皇嘉祥三年十一月廿五日爲皇太子、誕生之後纔九ヶ月也。先是有童謠云、大枝を超えて、奔り超えて騰躍り超えて、我が護る田にて搜りあさる。食志伎雄々志伎十識者以爲、大枝謂大兄也。其時文德天皇有四人皇子。第一惟喬・第二惟條・第三惟彦・第四惟仁、清和天皇是也ト云々。天意若曰、超三兄而立、故有此三超之謠焉。此事見李部王重明記。承平元年九月四日夕、參議實賴朝臣來、談及古事談云文德云々。

陽成院依二邪氣一不二普通一御坐之時、令レ開二寶筥一給ひたりければ、自二筥中一白雲の起りければ、天皇令二恐懼一給ひて、令二打棄一給ひて、召二木氏内侍一、からげさせられたり。木氏内侍は、筥からぐる者也。近代は無レ之。又令レ脱二寶劒一給之時、夜御殿（よんのおとゞ）の傍の塗籠中、ひら〳〵と閃めき光りければ、恐れ御座して、はたと打棄て給ひたりければ、はたとなりて、自らさゝれたりけり。其後更不レ被レ脱也と云々。

陽成院御邪氣、大事御座之時、依レ不三御二座儲君一、昭宣公、親王達のもとへ行廻りつゝ、見二事體一給ふに、他の親王達はさわぎあひて、或は裝束し、或は圓座とりて、奔走しあはれたりけるに、小松帝御許にまゐらせ給ひたりければ、やぶれたる御簾の内に、縁破れたる疊に御座して、本鳥二俣に取りて、無二傾動氣一御座しければ、此親王こそ、帝位には卽き給はめとて、御輿を寄せたりければ、鳳輦にこそ乘らめとて、葱花には不二乘給一けり。依二此事一陣定之時、融左大臣有二帝位之志一云、被レ尋二近レ之皇胤一者、融等も侍ると云々。昭宣公云、雖レ爲二皇胤一、給レ姓只人に被レ仕たる人、卽位之例如何云云。融卷レ舌止。

小松帝親王之間、多借用町人物。御即位之後、各參内責申。仍以納殿物併被返與云々。

寛平法皇與京極御休所同車、渡御川原院、歴覽山河形勢、入夜月明。令取下御車疊假爲御座、與御息所□□□□□□、開塗籠之戸有出人聲。法皇令問給、對云、融候。欲賜御息所。法皇答云、汝在生之時爲臣下、我天子也。何漫出此言哉。早可退歸者、靈物忽抱法皇御腰、半死御座。前驅等皆候中門外。御聲不可及達。牛童頗近侍飡御牛。召件童舍人差寄御車、令乘御御息所。顏色無色、足不能起立。令扶抱乘、還御之後、召淨藏大法師令加持、纔蘇生云々。法皇依前世行業、爲日本之王。雖避寶位、神祇奉守護、追退融靈也。件戸面有打物跡、守護神令退入押覆也云々。

延喜聖主臨時奉幣之日、出御南殿、本自有風、把笏着靴（抱簡 差イ）欲拜之間、風彌猛。御屛風殆可顚倒。被仰云、穴見苦しの風や、奉拜神之時、何有此風哉云々。即刻風氣俄止云々。

延喜野行幸之時、被レ入二腰輿一之御劒の石付落失云々。希有事也。古物をとて大に令レ驚給ひてたかき岡上にて御覽じければ、御犬、件の石付をくはへて參りたりければ、殊に興じて令レ悅給ひけり。件劒敦實親王傳へ給ひて、身もはなたず令レ持給ひたりけり。雷鳴の時は自ら脫くと云々。京極大殿傳へ取りて持ち給ひたりけるを、白川院の聞召して召されければ、被レ進之後には、自脫くる事はなかりけり。大殿は令レ恐給ひて、一度もぬかせ給はざりけるを、知足院殿若く御座すの時、不レ堪二不審一以二或者一ぬかせて御覽じければ、頗る峯の方によりて、金にて坂上寶劒と云ふ銘ありけり。

延喜頃、上達部時服不レ好二美麗一。朱雀院御時、或公卿遣二消息於內侍許一令二奏達一云、先朝御時、恩賜之御下襲、年月推移處々破損。御下襲一領可レ被二申下一者。

公忠辨頓滅、歷二三ヶ日一蘇生、告二家中之人一。我參內。家人不レ信、以爲二狂言一。然而依二事甚懇切一、被二相扶一參內。參レ自二瀧口戶一申二事由一。延喜聖主驚躁令レ謁給、令レ奏言、初頓滅之刻不二覺悟一、到二冥官所一、門前有二一人長一丈餘、衣二紫袍一捧二金書狀一訴云、延喜聖主所

レ爲尤不レ安者。堂上有下紆二朱紫一者三十餘輩上、其中第二座者咲云、延喜主頗以荒涼也。若有二改元一歟云々。事了如レ夢蘇生云々。因レ之忽改二元延長一云々。

貞信公參二給朱雀院天皇御前一之次、被レ申云、君をば、世間に頗ゆるく御座之由令レ申候云々。敕答云、故おとゞ（昭宣公）いはれけるとて、先代被レ仰しは、世間の政は如二琴操一云々。大絃急時者小絃不レ堪、我急ならば世以爲レ何云々。

遷都以後、始內裡燒亡者、天德四年九月廿三日也。人代以後者第三度也。難波宮之時一度、藤原宮之時一度也。

冷泉院の御卽位者、於二大內紫宸殿一被レ行云々。神妙儀也。主上頗例ざまにも不二御座一。於二大極殿一以行二此事一者、定見苦歟。小野宮殿高名此事也云々。

圓融院子日の御幸は、寬和元年二月十三日事也。巳刻上皇御二御車一、令レ向二紫野一給。左右丞相大納言爲光・朝光（左大將）・濟時（右大將）・中納言文範（布衣）・顯光・重光・保光・右近中將義懷（散三位布衣）・參議忠淸（右兵衞督布衣）・公季（布衣）・右近中將道隆（散三位布衣）・公卿悉騎馬、著二直衣一下襲以二櫻柏桃一。左大臣進參二野口一乘二御御駕一。右衞門尉惟風・左馬允親平等、爲二御馬鞴一。殿上侍

臣皆悉布衣、京路野邊見物車如雲。即御座御在所其御裝束立幄敷板、又立鏡臺懸御簾。其中立輕幄（南面）、其東爲公卿座（南面）、其幄東又立幄（子午妻）爲侍臣座。御前四方立屛幔、御前植小松。御在所幄後立膳所幄御厨子所。供御膳（懸盤）陪膳權中納言顯光、次居公卿及侍臣衝重、一巡之後、大納言爲光以下侍臣等起座、執籠物十捧及折櫃四本列御前。左大臣於御前問之。各稱名。（左大臣所儲也。）次居檜破子於御前、左大將正清・懷遠・時通・下官（實資）等所儲也。次召和歌人於御前。（先給座。）兼盛朝臣・文時朝臣・元輔眞人・重之朝臣・曾根好忠・中原重節等也。公卿達稱無指召、追立好忠・重節等。時通云、好忠已在召人內云々。次左大臣召兼盛、仰可獻和歌題之由。即獻云、於紫野翫子日松者、以兼盛令獻和歌序。此之際有蹴鞠事。左大將左衞門督重之・保光・義懷・道隆・藤原公季・余及殿上侍臣等、蹴鞠事及黃昏。仰云、至于和歌於院可獻云々。秉燭還御本院、召公卿於御前有歌遊事。召余爲和歌講師。左大臣以下獻和歌。左府不獻如何。左右丞相賜御衣。納言以下賜白褂。侍臣疋絹又給御隨身。深更各分散。紫野之間、從內御使以右近少將信輔有御訪、即召御簾外給圓座、申御

消息。余執祿被之。拜舞之間失禮太多。今日四位五位皆着綾羅如何。下官着白襖薄色奴袴等。

圓融院大井川逍遙之時、御御舟到給都那瀨。管絃詩歌各異其舟。公任乘三舟。支度也。先乘和歌舟云々。又攝政召管絃船、被仰大藏卿時中拜參議之由云々。非主上御前、奉法皇仰任參議如何之由、人々多傾奇之云々。

花山院御卽位之日、馬內侍爲褰帳命婦。進奏之間、□□令引入高御座內給、□□□□云々。

花山院殿上人、冠を令取給ひけり。其中惟成辨奉被取、關白參給ひけるに、不着冠云々。關白（頼忠）問ひ給ひければ、みかどのめしたればと申しけり。仍不便之由被奏ければ、其後不令取惟成冠給云々。

花山院御出家、寛和二年六月廿三日事也。子時許、主上私令出御座所給。藏人左少辨道兼・天台僧嚴久候御供。（嚴久候車側。嚴久同車也。道兼騎馬云々。）向御花山卽以嚴久令剃御頭給云云。此間右大臣（法興院殿）參春宮、固諸陣禁出入云々。權中納言義懷・權右中辨惟成等

後朝尋参花山寺、同以出家。未時許頭中將實資参入、即候御前。仰云、是已遂宿念也。全不知世間誹謗。但尊號及封等事、更不可受容。暫可住横川者、中納言法師云、御在位之間、浴無涯之朝恩、今遇辭退之時、若改奉從之誠者、本意相違歟。仍所出家也。亦(爾イ)趁朝市更無其益歟云々。惟成所陳同之云々。

此御出家之發心とは、弘徽殿女御(恒德公女)鍾愛之間、忽薨逝。仍御悲歎之處、町尻殿得便宜、書世間無常法文(妻子珍寶及王位臨命終時不隨者等文也)等奉見、被勸申御出家事。諸共出家可御共申之由、被契申云々。而令剃御首給之後、申云、おとゞにかはらぬすがた、今一度みえて可歸参之由申して逐電云々。其時我をはかるなりけりとて、涕泣給云々。亦令出御在所給之時、弘徽殿牛車(手跡イ)取り忘れにけり。還り入りて取らんと被仰ければ、道兼申云、劒璽已渡春宮御方云々。今はかなひ候はじと申しけり。又已欲令出給之時、有明の月隈なき影をさすが、見所に思食して、立やすらはせ給ふの間、村雲の月の面を隱したりければ、我願已滿と被仰て、貞觀殿の高妻戸より令躍下給ひて、自北陣土御門を東へ令渡給云々。

粟田殿五ヶ月內、侍自二五位少辨一至二正三位中納言一云々。

花山院御出家之時、天下騷動。有人申二大入道殿一。仰云、けしうはあらじ、よく求めよ云々。不二令レ騷給一云々。

入道殿賀茂祭見物棧敷間、俄花山院鬪亂の事あり。以二職事一被レ仰下可レ遣二檢非違使一之由上。奏者申云、上卿誰人哉。仰云、如レ此急速大事、只稱二內侍宣一也云々。此度院被レ惜二下手人一。入道殿仰二使廳下部一、昇二院築垣上一。院恐レ之被レ出二下手人一云々。

一條院幼主御時、夏公事日、公卿等徘二徊露臺一、披二南殿北戶一滯二涼風一。其時大入道殿爲二攝政一。放レ袿奉レ抱二主上一、自二掖戶一令二指出一給。諸卿、皆敬候云々。又云、私云、此儀あまり也云々。

大入道殿一條院御時、令レ任二職曹司一給。參內之時、烏帽子放二御袿一、自二玄輝門一參入給。飛香舍宮御方改二着冠一、令レ參二御殿一給云々。如レ此令レ參給之時、實資大臣爲二藏人頭一之時、於二門邊一奉レ逢、深揖〔猶イ〕不レ居、入道殿捨レ袿令二禮節一給云々。

師殿參二公庭一之時、諸卿有二敬屈之氣一、亦入道殿令レ參給時、皆恐隱云々。件事經任大納

言、童殿上之時見之。

一條院御宇、源國盛任越前守。其時藤原爲時附於女房獻書。其狀云、苦學寒夜紅淚霑袖、除目春朝蒼天在眼云々。天皇覽之、敢不羞御膳、入夜御帳涕泣而臥給。左相府參入知其如此、忽召國盛令進辭書候。爲時令任越前守、國盛家中上下涕泣。國盛自此受病及秋。雖任播磨守、猶依此病遂逝去云々。

一條院御時、經六位史敍爵之者、其名相尹、春除目望申播磨國。但沙汰之外也。除目始めて執筆人、可任播磨國之人を雖書付、其字一切不被書付。其時奇怪之由有議定、件國所望の人の申文を、皆取集めて、次弟雖被書其名尚不被書。件相尹之時、鮮被書其名字了云々。是以觀修僧正爲成就所望令修聖天供之靈驗云々。

或說云、長德四年八月廿五日、以外記巡佐伯公行任播磨守云々。件公行元播磨國之生云々。

一條院御時、喚諸卿於御前渡殿東第一間、立地火爐、於清涼殿東廂庖丁。讃岐守高雅・伊豫守明順朝臣奉光等也。先供御膳、次給銜重。上達部盃酒數巡、殊召堪能之侍臣、以大乳垸賜酒

云々。其後奏二管絃一。大納言道綱進出舞之間落レ冠。衆人解レ頤。右府（光顯）有二嘲詞一云々。仍道綱卿放二言右府一云々。聽レ之者、或彈レ指或歎息云々。其詞いふ、何事云ぞ、妻をば人にくなかれてと云々。道綱密二通右府北方一云々。是即三位中將母也。人々歎息。道綱所レ吐不レ異二禽獸一者也云々。

一條院御時。於二清涼殿一有二御酒宴一之日、讃岐守高雅朝臣奉レ仕二庖丁一。左府拔二竹臺筍一、石灰壇にて燒きて、强ひ申されければ、度々聞食しけるを、高雅朝臣微音に、本自（もとより）引戸はと云ひけり。

一條院御時、臨時祭試樂、實方中將依二遲參一、不レ賜二插頭花一。逐二加舞一之間、進寄竹臺許一、折二吳竹枝一插レ之。優美之由、滿座感歎。依レ之試樂插レ頭永用二吳竹枝一云々。

一條院御時、永延頃、相撲拔出日還御之時、左大臣雅信候二御劍一。右大臣爲光候二御笞一云々。前頭中將實資朝臣云、內宴及臨時事、乘輿之時、大臣大將持二候御劍一有二其例一、不レ兼二大將一之大臣、候二御劍一之事無レ例歟云々。攝政同有二許諾之氣一云々。（寬和七年十月廿二日、還二御本殿一之時、諸卿候二御供一。左大將公季內大臣候二御劍一前行云々。若宮後一條院着袴日事。）

一條院御時、長保頃、右中將成信・左少將重家、同心示合出家發心之根元、有二仗座定之日一。兩人立聞レ之。一條左大臣一上にて、中納言面々吐二才學一きけるを聞きて、致二奉公一昇進せんと思ひけるは、身の恥を不レ存なりけりとて、共出家云々。先到二靈山寺一剃レ頭之後、共在二三井寺一云々。或説於二三井寺慶祚阿闍梨室一剃レ之云々。行成卿夢に、此重家可二出家一之由談り給ふと見て、御堂之御許に詣で逢ひて、かゝる夢をこそ見侍りつれと、談り給ひければ、少將打咲ひて、正しき御夢にこそ侍るなれと答へ給ひて、翌日剃レ頭云々。或説に云、此兩人、三井寺慶祚の室に往合はんと契りたりけるに、中將はとく往きて待ち給ひけれど、夜更くるまで見えざりければ、自ら猶豫の事などあるにやとて、先づ出家して曉歸らんとする時、少將は霜にぬれて來りけり。中將新發意、いかにやよべは待ちかね申してなん。先づ遂げ侍りにしと被レ示ければ、親にいとま乞はぬは、不孝之由承れば、伺ひ侍りしに、昨日しも便宜あしき事侍りて、暮れにしかば、日を違へじとて、よべ髮をば切り侍るなりとぞ被レ答ける。

一條院崩御之後、御手習の反古どもの、御手筥に入れてありけるを、入道殿御覽じ

けるに、蘐蘭欲レ茂秋風吹破、王事欲レ章讒臣亂レ國と遊ばしたりけるを、吾事を思召して令レ書給ひたりけりとて、令レ破給ひけり。

知足院殿仰云、帝王は以二慈悲心一可レ治レ國也。上東門院の被レ仰けるとて、故殿大殿令レ語給ひしは、先づ一條院は、寒夜にはわざと御直衣を推し脱いで御座しければ、女院、などかくてはと令レ申給ひければ、國土の人民寒かるらむに、吾ばかりかくあたゝかにて寢たる、不便なればとぞ被レ仰ける。此事或說に、延喜仰云々。如何。

三條院御時、資平卿殿上人比、參三內自二無名門一之間、主上御二于殿上御倚子一。仍跪二候地上一。被レ仰云、可レ昇二候小板敷一者、隨レ仰祗二候小板敷一。被レ仰云、御劒鞘有下被二結付一之物上。是何物哉。汝有レ所レ聞哉云々。奏云、至愚之身、難レ知二如レ此事一候云々。重仰云、猶可レ申者、奏云、不レ承二慥說一。但或人申云、是若大刀契御辛櫃鎰歟云々。天氣有レ感、後日召二景理朝臣一、主上被レ仰云、我問二祕事一衆人不レ答、而資平所レ申已相叶。尤所二感思一也云々。

三條院御時、入道殿參給、被二申請一事等不レ許、攀緣令二退出一給。以後敦儀親王喚レ之、親王於二小板敷一乍レ立告二敕喚之由一。入道殿歸參云、如レ此之生宮達、立二板敷上一召二執柄人一

乎云々。經任卿說云、不歸參給、罵宮達直出給云々。

上東門院被奉生後一條院御產之時、事外有煩ければ、入道殿さわがせ給ひて、自御所令走出給ひて、御產事外令澁給。こはいかゞすべき。御誦經などかさねて可行也と被仰之間、御言未了に、有國申云、御產は已に成候ひぬる也。不可及重御誦經と申す程に、女房走り參りて、御產已に成り候ひぬと申しけり。事落居之後有國を召して、いかにして御產成りぬとは知りつるぞと、御尋ありければ、御障子を引あけて出で給ひつれば、障子は子を障ふと書きて候に、廣くあき候ひぬれば、御產成り候ひぬと存候ひつるなりと申しけり。

後一條院未生給之間、萬人入夜參帥殿、依爲主上一宮叔父也。後一條院生給之後、其事都絕云々。

後一條院御宇、小野宮右府、奉仕除目執筆之時、被申於攝籙云、天曆舊臣實資申攝津國闕候。被優七代奉公而可給云々。關白被伺天氣。卽被許。國司には猶子資賴をなし候也とて、やがて被書入けりと云々。

萬壽三年四月頃、女長七尺餘、面長二尺餘、乘レ船寄二丹後國浦一。船中有二飯酒一觸二過之一者、悉以病惱。仍不レ令二着岸一之間、死去云々。

長元二年七月八日、出雲國降レ雪事、彼國奏狀云。

雪降狀但深二寸許

右得管飯石郡司今日解狀偁、以二去八日未時一當郡須佐鄉牧田村忽雪降、殖レ田三町餘、並野山草木悉損亡了。至二于他所一無二損失一者言上如レ件。謹解。

長元二年七月十七日

從五位上行守橘朝臣俊孝、正六位上行掾物部宿禰信憲、從五位下行介平朝臣朝直、依二此事一被レ問二外記一。仍進二勘文狀一云。

推古天皇卅四年六月雪降者。

貞觀十七年六月四日未時、黑雲蓋レ虛、官廳南門白雪花散者。

右件國史日記等、雖レ注二雪降之由一、其後仔細旨無二所見一、仍勘申。

長元二年八月二日　大炊頭兼大外記主税介助教清原眞人賴隆勘申

右大臣（實資）爲一上、奉行此事、被進勘文云、

推古天皇並貞觀雪怪、不見所被行之事云々。今令廻愚案、彼兩度六月雪降云云。是宮中令散雪也。入秋節於山陰道有此異。仁王經七難中說、夏雪而入秋節有雪、强非大怪歟。給官符於本國令轉讀仁王經、且於宮中被修攘災法宜歟。是內々所懷、彼時無御占。抑又可隨處分、尙是爲彼怪所之異歟。敕云、給官符於出雲國、可令轉讀仁王經者。

治曆四年六月廿四日、肥後國阿蘇山降雪、深五六寸云々。

後一條院御時、踏歌節會出御之時、乍置三位中將（師房）大納言齊信卿、稱驚蹕之事。權大納言行成卿、註其失錯於扇置臥內。而子息少將行經取件扇參內。隆國相替自扇見之、記父卿失禮事云々。及披露之條、齊信卿怨恨無極云々。行成卿云、爲記曆先註扇、爲不忘彼日事。而行經取之參內、後聞此事極不便云々。本自不快之中也。若作不知顏及多聞歟。齊信卿所怨尤可然。至失錯者可無所遁歟云々。

後朱雀院御誕生、五夜產養之時、左少將伊成（入道中納言義懷息也）被陵礫之間、不堪其責、以笏

毆右兵衛佐能信之肩、仍藏人定輔伊成自緣突落、召集能信之家人執髮踏臥、以續松令毆陵云々。依之伊成後日出家云々。

後朱雀院御時、公基（御乳母孫）御書使之時、爲改裝束、置御書於日記辛櫃上。（例事也。）退下直廬之間、凶人以油懸御書、仍盜取有御所之薄樣、裹替之云々。其後人成恐、或主殿司若令得意人守護之、或隨身向直廬云々。勤御書使之人、雖無我車、推乘在陣人車、具小舍人云々。

經輔卿被打事は、寬德二年正月三日、殿上淵醉間事也。頭中將俊家（大宮右府）被放屁、人閉口。其後頭中將橘をとりてならさんと被食けるが、ならざりければ、頭辨經輔微音に、是は不鳴といひたりける時、人々笑之云々。仍頭中將成怒、以笏打頭辨。依之頭中將被除籍云々。宇治殿聞此事、御堂子孫未被除籍とて、申さんとて、令參內給ひたりけれども、被除の後なりければ、不申出令退出給了云々。七日出御之頃、經長卿少納言之時、主上被仰云、件事非經輔之恥、吾恥也。吾運已盡也とて、令涕泣給云々。經輔卿只今候殿上之由、經長奏しければ、天氣快云々。天皇其後不

經幾程、令出腫物給ひて、同月十九日崩給云々。

後一條院御時、淸暑堂御神樂、公任卿可取拍子にてありけるに、臨時齊信卿の上に被座たりけるに、笏を差遣して、氣色計讓る由をせられけるに、やがて笏をとりて被取拍子云々。公任あへなく思ひて、始終聞之、無一失ければ、事畢つて後、いつより此事は御沙汰候哉と問ひければ、是までは公事なれば、習ひて候也と被答云々。

顯基中納言者、後一條院寵臣也。天皇崩給之後、忠臣不仕二君と云て、七々聖忌之後、登天台楞嚴院落飾入道云々。發心之根源、天皇晏駕之期、梓宮不供燈問其由、主殿皆依勤新主之事云々。聞此事忽發心云々。尋常之時常に詠白樂天詩、古墓何世人、不知姓與名、化爲道傍土、年々春草生。又云、あはれ無罪配所の月を見ばや云々。住大原山決定往生人也。法名圓照。此人先登橫川、落飾後住大原云々。出家之時、宇治殿訪問其室、終夜御物語ありけり。一言も今生事をば不被申云々。宇治殿後世には、必令引導給へなど示し給ひて、臨曉歸り給ひなんとし給ひける

時、後賢（實イ）は不覺者に候と被申けり。其時は何とも不令思分給、歸り給ふの後案じ給ふに、させる次もなきに、子息事、よもあしきさまにはいはれじ、不可見放之由被命けるなりけりと思取る。雖遁世恩愛者猶難棄事なれば、思ひ餘りて被云出たりけりと、あはれにおぼして、觸事令致芳心給ひけり。美濃大納言とは此人の事也。

後朱雀院御即位、内辨にて、大二條殿寢らせ給ひけるを、宇治殿、大極殿の辰巳の角壇上にて御覽じて、あはれ狛人にもせばやと被仰けり。玉冠にさがりたる玉ども、ちゝりう〳〵となる程に、如法令練給ひけり。

同九月九日、内裏（第里）燒亡之時、賢所令燒失御了。内侍所女官二人、依有夢相事、於燒跡奉求出御體。殘玉金之類、件所土（出イ）入新桶被安置神祇官云々。

後朱雀院依御藥危急、被奉讓位於春宮之時、新帝御事幷新春宮御事等、宇治殿に被仰置之處、春宮御事被仰之時者、不令申御返事給、有不受之色云々。おろかなるべき事にはあらず。心を不可分二君之由也。

寛德二年二月頃、有白鳥（羽長四尺許、身長二尺）來住侍從池。（西七條云々。）件鳥鳴詞有飯無菜云々。

後冷泉院御時、有卒爾之御遊、及袒裼時、大二條殿着半臂。件日記云、今日予一人着半臂、衆人有恥色也云々。

後冷泉院御時、山鳥居竹臺、（于時高陽院、）忽召瀧口某丸令射之、中之射落了。爲怪鳥之故、射留之事有叡感、召寮御馬給之。經信卿爲頭之時、爲御使參宇治殿申之。殿下令申給云。尤神妙。但不可及御馬、召內藏寮如疋絹可給也云々。經信卿歸參申此旨、天氣頗遺恨、然而給疋絹了。

隆國卿爲頭奉仕御裝束、先奉探主上□□□、主上令打落隆國冠給。敢不爲事放本鳥（取イ）候、是每度事也。

堀川左府參議之時、前齋院を奉取籠、亭に奉置たりけるを、天皇（後冷泉）は、令憚宇治殿給て、謬り申させ給ひけるを、春宮（後三條院）は事外令憤給て、あはれ吾一人が妹にてもなきものをと被仰けり。仍受禪之後、依其御意趣令追籠給。（不解所帶云々。）延久之間は不被召仕、六條右府などにも被超越云々。白川院御時被召出、大納言にもなされ

ける。前齋宮（院イ）は、人の妻に成り給へども無子息と云々。

後三條院春宮御時、御持僧成尊僧都奉問云、北斗御拜候哉、被仰云、每月奉拜也。帝位のことなど非祈申、おもはじとすれども、自卽位ある時など、思交事時々出來也。此條奉爲君依可爲不忠、恐申此事奉拜也云々。成尊聞此御詞涕泣云々。

實政卿爲春宮學士之時、拜甲斐國守。赴任之刻、自宮賜餞別之詩歌。

州民縱爲甘棠詠　莫忘多年風月遊

蓋邵伯受領下向之時、國民雲集擧愁、伯下馬分憂、其所有梨木、曰之甘棠。（仍受領曰分憂。）

毛詩曰、甘棠莫伐、邵伯所宿也云々。

御歌、

わすれずばおなじ空とは月をみよ程は雲井に廻りあふまで

後三條院春宮御時、末ざまになりては、令着御烏帽子給云々。見敦光朝臣抄物。

大嘗會之時、代々令着給玉冠は、應神天皇之御冠也。（相具御禮服在內藏寮。）後三條院御頭にめ

でたくおはせ給ひたりける。此事を常に御自讃云々。

治暦頃、取二人妻一めにしたりける者ありけり。春宮御即位ありければ、此御時は、罪科にもぞ被レ行とて、返二遣本人許一了云々。

後三條院於二二間一御念誦之時、必令レ具二女房一人一給。若可レ奏之事者、被レ仰下參二二間前一可レ奏之由上。

延久善政には、先づ器物を被レ作けり。資仲卿藏人頭にて奉二行之一云々。升を召寄せて取廻す云々。御覽じて簾を折り、寸法などさゝせ給ひけり。米をば穀倉院より召寄せて、於二殿上小庭一貫首以下藏人出納など見沙汰して、小舍人玉襷してはかりけり。本米をば、加美屋紙に包みてもて參りたりければ、叡覽ありて、被レ加二敕封一てぞ、御持僧の許などへは遣されたりける。斛器は方櫃を差して、石を括つてさげて、おもしにて跨木に懸けて、於二穀倉院一國々米をば被レ納けり。仍何石とは用二石字一也。件器石等于レ今在二穀倉院一。

大宮右府、於二後三條院御前一、初被レ奉二仕除目執筆一之時、忘却して被レ存二前帝御前之由一

御氣色似て御坐しけり。然間被仰出任人事之時、初思出新帝之由、深被恐懼云云。後日希有之事也と被語云々。

宇治大納言隆國、後冷泉院御在位之間、誇朝恩無貳之故、奉爲春宮、於事頗有奇怪事等云々。而受禪之後、爲思食多年之御意趣、於彼子息等、以事次可被處罪科之由有叡慮。于時權中納言隆俊卿聞召參祇殿上之由、竊自小蔀伺覽之處、容顏勝於人、體骨超於倫。着座之後、更不顧眄、只正笏居。惣日々參仕陣中、公事一身奉行、殆如無傍人。於末代無雙之卿相也。若不召仕者、極朝家之損也と御覽じて、舍弟宰相中將隆綱を令相侍事次之處、齋宮寮申。射殺狐。陣定之時、隆綱卿執筆書定文。其詞云、雖有飲羽之號、未見首丘之實云々。叡覽此事之後、叡感之餘、剩被許近習了。於今者三男四位少將俊明可被果御素懷之由思食之處、忽內裏燒亡、主上駕腰輿雖令出、御雜人等群入于南庭、無其隙之間、不能御安座令立于御輿給。于時俊明朝臣頗遲參して、見奉令立于御輿給、自執弓走廻、毆雜人退散之時、則令安座御云々。入御之後被仰云、今日依俊明之德不見恥。是依運

之末テ盡、倹明所ニ參入一也云々。 如レ此間三人皆以爲ニ近臣一、無ニ比レ肩人一云々。

後冷泉院末、過差事外之間、至上官車用ニ外金物一、而後三條院代、始八幡行幸之時、留ニ鳳輦一見物、車外金物をぬかせられけり。中の金物は、依レ不ニ御覽一不レ被レ放之故、今に所レ用也。 賀茂行幸之時、外金物車無ニ一兩一云々。

後三條院令ニ事倹約一給之間、御扇骨、檜にて藍を塗りて令レ持給ひけり。

宇治殿建ニ立平等院一、宇縣邊を多く寺領に被ニ打入一云々。 後三條院聞ニ召此事一、争か恣にさる事あるやとて、遣ニ官使一可ニ檢注一之由被ニ仰下一けり。 宇治殿聞ニ召其由一、平等院大門前に錦平張など打ちて、種々儲共用意して雖レ待、官使成レ恐不ニ參向一止畢云々。」

後三條院は、犬をにくませ給ひて、内裏にやせいぬの穢なげなるがありけるを、取棄てよと藏人に被レ仰たりければ、犬を令レ惡給ふとて、京中よりはじめて、諸國にて犬を殺しけり。 帝きこしめして被ニ驚仰一れければ、又殺さずと云々。

或人云、鰯は雖レ爲ニ良藥一、不レ供ニ公家一。 鯖は雖ニ賤物一備ニ供御一云々。 後三條院は、鯖頭に胡椒をぬりてあぶりて、常に聞食しきと、範時語りけり。

後三條院、延久五年二月廿日、御幸八幡幷住吉天王寺等。女院一品宮御同道云々。經信卿書序之度也。同廿七日還御。其後御藥、四月廿四日御出家。中宮同御出家。五月七日崩御。御歲四十。其時高房朝臣宅也。大炊御門南方里小路東也。同十七日御葬送。神樂岡南也。源中納言資綱奉懸御骨云々。

宇治殿御出家之後、御坐于宇治之間、後三條院崩御之由聞き給ひて、止食立箸而歎息。是末代之賢主也。依本朝運拙、早以崩御也云々。後三條院宇治殿邊、於事殊無擧容。然而猶所歎息給也。

白川院、春宮の宮とて、康平の頃、十歲許にて御參內之時、座籍は何樣の所にて可候哉と、春宮に被奉問ければ、うるせく問はせ給ひたりとて、乍被奉感、孫廂などにてこそあらんずらめと被仰けり。さて自萩戶方令參給ひければ、主上晝御座におはしまして、それへと仰事ありければ、廣廂に御膝を突きて、ゐんとせさせ給ひけるを、大二條殿其時右大臣、東宮傅御前に候はせ給ひけるが、これへと膝上にすゑさせ給ひてけり。後三條院、此事を始終うれしき事に思食したりけり。

白川院、延久四年十二月八日踐祚。御年廿。同廿九日御卽位。大極殿。同五年四月七日、行幸太

上皇宮、奉訪聖躬不豫。同廿一日太上皇依御惱、出家入道。此日中宮同落飾爲尼。同卅日終日甚雨。然而依御惱危急、重行幸法皇御在所、院司勸賞云々。同五月六日、天皇先妣藤原茂子（能信女）贈皇后位、置國忌山陵。又故權大納言藤原能信卿贈太政大臣正一位。又外祖母藤原祉子贈正一位。同七月太上法皇崩。春秋四十。同六年二月二日、宇治入道太政大臣薨。（八十三。）同八月廿三日、改延久六年爲承保元年。同十月三日上東門院崩。（八十六。）同十一月廿一日大嘗會、同二年八月十三日、法勝寺立柱上棟。同九月廿五日關白教通薨。（八十。）十月十五日左大臣師實詔爲關白。（依有不審事注付之。）白川院金泥一切經、於法勝寺可被供養臨期、依甚雨延引三ヶ度也。被遂供養日猶降雨。因之有逆鱗、雨を物に請入れて被置獄舍云々。

六條修理大夫顯季卿、與刑部丞義光相論所領。白川法皇無何無御成敗。匠作心中奉怨之間、或日只一人祗候御前。被仰云、彼義光之不審事如何。中云、其事候。相論之習、何輩も我道理と思ふ事にて候へども、至此事者理非顯然候。末斷之條無術事候也云々。又被仰云、倩案此事、汝は雖無件庄一所、全不可事闕。彼は只

一所懸命之由聞食之、任道理令裁許者、不辨仔細武士、若腹黑などや出來せんずらんと思ひて猶豫也。只件所を避けてよかしと思ふ也云々。爰匠作及零涙、畏れ申して退出之後、召義光令謁云、彼庄の事倩思ひ給ふに、某は又庄も少々侍り國も侍り、貴殿は一所被憑云々。不便に侍れば欲奉避也とて、不日書避文、取具劵契與義光了。義光有喜悅之色、起座移居侍所、忽書二字獻之退出了。其後無殊入來事。一兩年之後、匠作自鳥羽殿入夜退出、無共人纔雜色兩三人也。自作道之程、帶胄甲之武士等五六騎計、在車之前後。不堪怖畏之情、以雜色令尋問之處、武士等云、入夜無御共人御退出、仍自刑部丞殿、爲御送所被進也云々。爰心中思惟御計無止。

知足院殿、與久我大相國、於白川院御前給盃酌。關白二盃、相國三盃令飲給。其後院、今はさてとて令謝遣給。關白欲起退給之間、相國合眼、於關白被申云、猿樂などこそ、給酒ていまはいねといふ事は候へ云々。院令咲給ひて、又被勸盃。其度關白二度相國五度令飲給。各退出云々。大相國猶おそろしき人也と、知足院殿

令ㇾ語給云々。

白川院夕御膳之時、侍從大納言成通卿候ㇾ陪膳ㇾ。御寢之間漸漏移、依ㇾ更發ㇾ脚氣ㇾ、片膝を立て候ひけり。法皇被ㇾ仰云、宇治にいはれしは、於ㇾ人前ㇾ搔膝して居事、以外白氣事也云々。御詞未ㇾ了、成通卿逐電云々。

白川院爲ㇾ御方違ㇾ俄臨ㇾ幸實季卿家ㇾ。御引出物に、役優婆塞の獨鈷を相傳して持ちたりけるを、殊に勝れたる唐錦一段に裹んで被ㇾ進けるを、召して令ㇾ還御ㇾ了。世人奉ㇾ謗云々。

白川院爲ㇾ御方違ㇾ渡ㇾ御家保卿家ㇾ之時、紫檀甲の琵琶、署所聞食置之琵琶也、傍に銀琵琶一面を立並べてありけるを御覽じて、有ㇾ不受之御氣色ㇾ還御云々。

白川院禮部禪門の事を、鳥羽院に令ㇾ語申ㇾ給ひて云、我は能職事共仕たる者也。通俊・匡房などは、近古之名臣也。雖ㇾ然此雅兼は、更不ㇾ劣ㇾ彼等ㇾ者也。熟知ㇾ後性ㇾ云々。

成通卿語云、雅兼事をば、白川院吐ㇾ口令ㇾ感給事、度々承ㇾ之云々。

白川法皇殺生禁斷之時、加藤大夫成家、不ㇾ拘ㇾ嚴制ㇾ鷹を仕の由聞召して、仰ㇾ使廳ㇾ被

レ召之間、早速參洛、卽參二上御前一、門前自身鷹を居ゑたり。下人二人同レ之。被二召仰一云、殺生禁斷事宣下之後、及二數年一了。而何樣を存じて、尙鷹をば仕ふなるぞ。已非二朝敵一哉。早可レ辨二申仔細一云々。成家申云、その事候。やどりにも鷹は今二三候也。然て下人候はでは、不レ能二相具一。成家は刑部卿殿相傳之家人候。而女御殿供御料に、每日に鮮鳥を被二充召一候て、若闕怠者可レ處二重科一云々。源氏・平氏之習重科と申すは、被レ切レ頸候也。獵の道は、獲る日も候。獲ざる日も候。決定可レ及二刎頸一候へば、無二甲斐一命惜候之故、敕勘は縱雖二禁獄流罪一、命には依レ不レ可レ及、乍レ悅所二馳參一云々。以二此旨一奏聞之處、仰云、さる白物(しれもの)をば可二追放一云々。

堀川院御時、可レ有二野行幸一之由、申二白川院一給ひければ、御返事云、我時者土御門左府など申す人侍りしかば、扈從をもし、和歌の序などをも書きて、于レ今有二人口一。瑤池周穆之昔、策二駿馬一而無レ所レ休、汾河漢武之秋、携二佳人一以不レ能レ忘などは、誰か書き候べきと、天皇又無二令レ申給之旨一。左府可レ爲レ注、堀川（本ノマヽ）こそはと、獨りごたせ給ひけり。右相公此序被レ見二合於國成（師匠也）一之時申云、非二和歌序體一、似二詩序一云々。右相被レ命

云、我不レ可レ書詩、仍吾才學此時欲レ書云々。

永長九（元イ）年大田樂事、或人記云、七月十二日參內、祈年穀奉幣定也。今日有二殿上人田樂事一、卅餘人云々。（頭辨依二所勞一不レ參）裝束或兼被二仰定一。紅帷有二風流一、以二冠筥蓋一爲レ笠、差貫有二風流一、田主藏人少納言成定（敕定）火笠。（上多志目風流事外也。）已上藏人所二調備一。（一足）顯雅・（懸鼓）經忠・（高足）宗輔・（懸鼓）修理大夫顯季朝臣・右中辨宗忠朝臣・左中將顯實朝臣・兵衞佐實隆・侍從師重・少輔懷季・（銅拍子）前兵衞佐長忠朝臣・右少辨時範・民部大輔行信・治部大輔敦兼・（佐々良）兵衞佐師時・少將顯通・左馬頭師隆・因幡守長實・周防守經忠・藏人盛家・（小鼓）權辨重資朝臣・馬權助家定・民部權大輔基兼・美作守基隆等云々。（吹笛）右馬頭兼實朝臣・藏人式部丞宗仲也。暫遊二南殿一次於二上御曹司一、數刻成二其曲一。秉燭之後引參二一條院一。深更又歸參二內裏一云々。予偸伺二見之一、宛如レ夢。世間事難レ計難レ知可二以目一云々。十三日今日一院殿上人田樂兼內殿上人之輩不二供奉一。但長實・經忠此二人猶參仕。依二堪能一云々。裝束の風流思思、以二籠內裏一終夜田樂云々。上達部尻卷四人左兵衞督基忠・治部卿通俊・右兵衞督雅俊・宰相中將宗通等云々。皆直衣持二高扇一付二大物忌一云々。如レ此日々夜々在々所々諸

院諸宮、又殿關白藏人所已下、鄕々村々田樂或被ㇾ召二貴所一、或參二詣神社一云々。

堀川院御時、殿上人競馬には、左は打毬の裝束、右は狛桙の裝束を召してきせられけり。不ㇾ被ㇾ用二普通競馬裝束一云々。

寬治の頃、行幸出御之時、左府已下列立つ。右府（六條）南殿の巽の角の右に尻を掛けて被ㇾ座て、宿老の大臣帝祖などは、かやうにて居たるぞと被ㇾ云けり。

寬治八年正月三日、朝覲行幸、右大臣供奉之間、馬前左衞門尉盛重・左府生行俊等騎馬超驤、恰如ㇾ給二隨身一之人一云々。又侍一人（着二藁沓一）・小舍人童一人（入二柑子於火取一持ㇾ之）相二從馬後一云云。

堀川院の御時、源氏殿上人數輩、於二禁裏一有二蹴鞠之事一、俊忠列ㇾ之。于ㇾ時六條右府被二參內一。源氏殿上人等、皆以平伏。俊忠又同ㇾ之。後日右府云、俊忠者若くおとなにてありけり。

鳥羽院法皇、登山御幸之時、前唐院寶物御覽之時、諸人不ㇾ知事有二三ヶ事一。古老僧徒猶不二分明一云々。而少納言入道乍二三事一申ㇾ之。一には杖の先に圓なる物の、綿ふく

ふくと入りたる物あり、人不レ知云々。通憲申云、是は禪法杖と申す也。修二禪定一之時、僧の所レ痛あれば、是にて腹胸などをつかへて居る物也。二には鞠の樣に圓なる物のちひさきが、投ぐれば聲あるものなり。又人不レ知レ之。通憲申云、是禪鞠と申す物也。同修禪之時、眠などするに、頂に置きてねぶり、傾く時は、落ちば鳴る也。それにおとろかん料の物也。今一は本の十文字に差したる物、人不レ知レ之。通憲申云、是は助老と申す物也。老僧などのよりかゝる物也。大略脇足體の物に候と云々。諸人莫レ不二感歎一云々。

鳥羽院御前にて有二酒宴一之日、刑部卿家長朝臣奉レ仕二庖丁一之間、可レ破二魚頭一之由有二仰事一。其時或人云、魚頭は折櫃尻にて破り候也云々。可レ然之由有二敕定一。爰其人(失二其人一)立レ座、御棚なる菓子中餅の入りたる折櫃をば、餅をば乍レ入隱レ之、うつぶせにおきたりければ、其上にて安く破れたりけり。有二叡感一云々。頓て餅をば、遂に人に見せずして、乍二折櫃一件人取除けてけり。家長は、此恩いかにして報ぜんと思ひけれど、便宜もなかりけるに、件人御前の掌(常イ)燈搔上げんとて、かきけちて、しそくさしに行き

たりけるまに、家長やをらよりて油をとりて、皆飲みて迯り置くに、しそくさして歸參之時、家長寄りて見て、油のつや〳〵候はで、消えて候ひけりと被レ申たり。

於二鳥羽院御前一、有二酒宴一之日、宰相中將信道、(寵愛の人なり)爲二上戸一而一兩度之後、固辭尙被レ責仰一之時、申云、冠の額のつめ候之間、不レ可レ叶云々。氣色實不使、上皇忽令二着御一之烏帽子を取りて、是をせよとて給ひければ、左府御前に候。申傳へ給ひて、自が烏帽子を取りて出で、小本鳥に着、件の御烏帽子俊房がをこそ、直にはいかゞとて、平禮の烏帽子を給ふ云々。

同法皇御二坐白川殿一、元日拜禮爲二織戸中門一。御所體凡早拜禮有否沙汰之間、關白殿(法性寺殿)令レ參給。顯時卿爲二院司一、申二此由一。被レ仰云、非レ拜二御所一、奉レ拜レ君也云々。仍拜禮如レ常。

京極大相國被レ飼レ蜂之事、世以稱二無益事一。而五月頃於二鳥羽殿一、蜂栖俄に落ちて、御前に多く飛散しければ、人々も、さゝれじとて逃げ騷ぎけるに、相國、御前に枇杷のありけるを一ふさとりて、ことのつめにて皮をむきて、さしあげられたりければ、蜂ある限りつきて散らざりければ、乍レ付召二共人一やわら捨てけり。院も賢く宗輔が候

てと被レ仰て、令レ感仰せけり。

鳥羽院仰云、檢非違使別當は、兼二六ヶ事一之者、任レ之官也。所謂重代・才幹・成敗・容儀・近臣・富有云々。

保延五年四月廿五日、齋王令レ入二本院一給之後、次第使左馬助藤原敦頼與二肥前權守俊保一同乘退出之間、於二一條大宮一、馬部數十人搦レ之、先引二落自車一。俊保同被二引張一云云。然而於二俊保一者、放二棄之一。敦頼更返二乘馬一。馬部等圍繞之時、向二中御門西洞院邊一、停レ車申二仔細於右兵衞督家成卿一。其時家成在二西洞院中御門家一云々。武衞酒宴之間也。馬部付レ侍中達云、去年不レ辨二手振裝束一、馬助日來雖二相尋一逃隱不二相逢一。今日適搦取候、欲レ剝二其裝束一如何。答仰云、可レ取者可レ取、不レ可レ取者不レ可レ取云々。是依二中間不一レ委沙汰一之意也。馬部走還又引二落敦頼一、冠襪不レ殘二一物一剝二取其裝束一。又牛車等同取レ之、追二放敦頼一。敦頼拘二其摩良一走二入小屋一了。尋二其由緒一之處、去年敦頼奉二仕寮使一。依二先跡一手振裝束、即可レ給二馬部等一也。而敦頼云、今度裝束依レ事不レ請、借二用他人一也。仍可二返納一。後日以二代物一可レ辨二馬部一也。馬部等承諾又畢。其後馬部頻雖二責乞一、不レ致二其辨一、或隱不レ逢レ之、

似所遊。馬部訴右兵衛督。是依寮頭父也。武衛云、汝等不覺也。何不責取哉。仍馬部入敦頼宅、取立厩之馬。敦頼馳訴主君按察大納言。是依為近隣也。（大納言三條南高倉東、敦頼三條東洞院。）自大納言家幷左兵衛督家、下部等數十人出來、欲奪留件馬之間、依人數少、馬部二人被歐陵、其殘一兩逃脫已了。馬部臥左兵衛督門前（與按察如同宿）按察差使搦件馬部二人、遣前河内守俊資宅。（俊資右兵衛督後見之故也。）俊資答云、何故可給預哉。可被獻右兵衛督殿也云々。仍又遣右武衛許了。武衛殘二人馬部を搦めて、給檢非違使季範了。其後無音、而今有此事。廿七日敦頼裝束等入其車、被送按察許。答云、何可給哉。可遣主許也云々。敦頼依此事、號はたかの馬助。

近衛院御時、宇治左府被候内裏（近衛殿）直盧之間、於陣座有唱櫻人之人。妙音院入道參給直盧、聞之被申云、誰人哉尤有興云々。左府被仰云、成通卿也。依堪能唱哉。聞かんと思はゞ、近寄可聞云々。于時左大辨資信卿、同候直盧云、事違幾如此。於陣座唱歌事、以外事也。凡不及左右、不可令聞給云々、仍不聞止了。

近衛院崩御之時、後白川院は、帝位韵外に御しけり、八條院をや女帝にすゑ奉るべき。

又二條院の宮の小宮とて御座しけるをや、可レ奉レ付など沙汰ありけるに、法性寺殿、今宮の后腹にて御座しまするを乍レ被レ奉レ置、爭可レ及二異議一と令二計申一給ひ、受禪と云々。

二條院御時、郭公充二滿京中一、頻群鳴。剩二羽喰合落二于殿上一。取レ之被レ遣二獄舍一云々。依二此怪異一、月中天皇避レ位、次月崩給云々。

平治亂逆之時、師仲卿奉レ取二內侍所一奉二安二置家一（姉小路北東洞院西南角云々）之車寄妻戶中一、其體新外居（足高）之上敷二薦一枚一、乍レ裹奉レ置云々。翌日奉レ尋二出內侍一人・博士已下女官等一參二仕之一。奉二裹替一之後、渡二御大內一、供奉職事一人・近侍（將イ）二人云々。

白川院被レ仰云、吾是文王也。必以二稽古大才一不レ謂二文王一。吾抽二賞匡房一、非レ尊二文道一乎、以レ尊二文道一則謂二文王一也云々。

古事談第一終

古事談第二

臣節

貞信公のひたまゆといふ檳榔車は、代々一の所に傳へてありけるを、知足院の御時、八條大相國與高松中納言同時拜參議、共に申御車の間、ひたまゆをば高松宰相に給之由、内々謁其告。同くはひたまゆをこそ給はらめと思ひて、同日拜賀之間、於陣口仰雜色被奪替云々。件雜色於天下依爲無雙、京童部高松之車副等、不及敵對云々。件車相傳三條内府、而薨逝之時、葬例可爲毛車之由依遺言、取寄件車之處、相國禪門聞此由、爭可用件車哉とて、臨時被用他車云々。雖然其料とて、取寄せたりし事なればとて、子孫被棄置之。或人云、件車在西院云々。

一條攝政與朝成卿共競望參議之時、（天曆）多陳伊尹不中用之由。其後朝成參一條攝

政第一、爲レ望二申大納言闕一也。丞相良久不二相逢一、數刻之後適以面謁。朝成立二申任大納言條々之理一、丞相無レ所レ答、而奉公之道尤可レ謂レ有レ輿。昔競二望同官一時、多雖レ被二訴訟一、今度大納言事可レ在二予心一云々。朝成懷レ恥成レ怒退出。乘車之時先投二入笏一、其笏自二中央一破裂。其後攝政受レ病遂薨逝。是朝成生靈云々。依レ之今一條攝政子孫不レ入二朝成舊宅一。三條西洞院也。(所謂鬼殿歟。)朝成卿爲二一條攝政一發二惡心一之時、其足忽大に成りて、不レ能レ着レ沓。仍足のさきに懸けて退出云々。

一條攝政薨逝之時、二郎(堀川殿)中納言、三郎(法興院殿)大納言大將也。攝籙之運人望在二大將一、而堀川殿閑暇參二入御前一、取二出先后御書一、令レ覽二件狀一云、關白者次第のまゝに可レ候云云。圓融院御二覽之一涕泣給、被レ仰下可レ有二恩許一之由上。中納言大稱唯下レ庭、拜舞退出給畢。職事殿上人等、皆悉相從云々。關白之間六ヶ年、薨卒之刻、已閉レ眼之由以二浮說一、法興院令二參內一、堀川殿聞レ之、存下被二來訪一之由上欲レ讓二關白一而無二其儀一。渡二門前一被二參內一。堀川殿大怒忽被レ扶二四人一、參內奏二事由一、讓二關白於忠義公一、法興院殿をば罷二大將一令レ任二治部卿一云々。濟時卿任二右大將一云々。

東三條院被㆑參㆓石山寺㆒之時、中宮大夫(道長)・權大納言(道頼)・宰相中將(道綱)・左大辨(惟仲)等候㆓御共㆒。內大臣伊周乘㆑車候㆓御共㆒。於㆓粟田口㆒下㆑自㆑車、屬㆓御車轅㆒、申㆓歸洛之由㆒。此間中宮大夫騎馬近立㆓牛角下㆒、人々屬㆑目似㆑有㆓其故㆒云々。

御堂帥內大臣と同車にて、令㆑向㆓一條攝政許㆒(一條攝政御堂養父云々)之間、帥殿の牛逸物にて、辻の間などをありき廻りければ、御堂被㆑仰云、此牛はゆゝしき逸物かな。何所に候ひしぞやと云々。帥殿答云、祇園に誦經したりけるを、傳へ得候也云々。御堂かゝる事不㆑承とて、御指貫の左右を取りて、不㆑着㆑沓躍り下りて、人の門の唐居敷に、令㆑立給ひたりければ、帥殿はにがりて御座しけり。

御堂召㆓遊女小觀童㆒(觀童弟也。)御出家之後、被㆑參㆓七大寺㆒之時、歸洛經㆓河尻㆒。其間小觀童參㆓入入道殿㆒。聞㆑之頗赬面、給㆓御衣㆒被㆓返遣之㆒云々。

法成寺殿金堂供養(治安二年七月十四日)日、入道殿執㆑盃進㆓居太政大臣(公季)前㆒。權大納言行成卿・執㆓瓶子㆒。入道殿被㆑仰云、久無㆑出㆓交盃酒座㆒。今日殊有㆑所㆑思。愁以勸㆑盃。言未㆑了落淚難㆑禁云々。

宇治殿任㆓太政大臣㆒、申㆑慶給之日、及㆓拜舞之時㆒、内辨左大臣（大二條殿）跪地云々。春宮大夫能信聞㆑之難云、未㆑聞㆓大臣跪地之例㆒云々。大二條殿又聞㆑之云、宇治殿可㆑存㆑親之由、入道殿憶所㆑被㆑仰也。跪㆑父者常禮也。如㆓春宮大夫㆒、爭聞㆓入道殿仰事㆒哉云々。

宇治殿令㆓參内㆒給之間、陽明門内（左近府前程也）置道之頭有㆓大袋㆒、秉燭之後也。人落歟、以㆓御隨身㆒被㆑見㆑之、入㆓束帶裝束一具㆒。（有文。）其えり事外廣、每㆑物麁惡也。右大辨宰相經賴之裝束を落す歟。仍還御之後、相㆓具長絹廿疋㆒、經賴之許へ送遣す處、果有㆑實云々。

宇治殿於㆓殿上小板敷㆒、勘㆓發左大辨經賴㆒給。是譏㆓源右府事㆒云々。經賴流㆑汗退出之間、經長相㆓合南殿北庇㆒、經賴體如㆓死灰㆒云、蒙㆓殿下勘發㆒運已盡也云々。其後不㆑經㆓幾程㆒受㆑病遂卒云々。

但馬守能道朝臣參㆓宇治殿㆒。（衣冠。）臨㆑晩被㆑召㆓御前㆒時、寄㆓于藏人所置㆑物厨子許㆒、物を探りて、笏も不㆑被㆑置之御厨子哉とつぶやきけり。この能通は、大二條殿の後見也。

宇治殿使㆓土御門右府㆒、令㆑讓㆓攝籙於大二條㆒給之時、（入道殿遺言趣云々、）一度は猶不㆑被㆓信受㆒。第二度之時及㆓零淚㆒被㆓悦申㆒云々。而老衰之後、延久頃自㆓宇治殿㆒被㆑申云、於㆑今者如㆓契

約可被讓攝籙於左府。存命之時心安可見置云々。返答云、此事私難申左右、可伺天氣とて奏聞の處、不許云々。仍宇治殿被遺恨、遂薨給畢。大二條殿又薨逝之時、承保二年、御約束於內府。信長云々。仍左府愁歎欲出家。此間天皇渡御中宮御方。宮御削櫛之間、御淚御はだへをとほりて、御疊ぬれにけり。主上令奉驚問給。宮令申給云、左府も大納言も俱可出家云々。仍吾も失面目、不能祗候之間退出、同可出家云々。依之召宮御方職事、忽被仰下關白宣旨於左府之由云々。

義親が首を被渡ける時、人々多以見物。仍知足院殿可見物之由、大殿に令申給ひければ、仰云、被渡貞任首之時、可見物之由令申宇治殿之處、仰云、死人之首不能見物云々。仍不御覽云々。是又不可令見物給云々。

八幡別當淸成者、常に宇治殿へ參りけり。或日參りたりけるに、御料の御おろしを被出たりけるを、藏人所の臺盤の上に置きたりけるを、淸成手づかみにつかみ喰ひて、酒の銚子に入れたりけるを、皆飲みたりけり。近來之別當不然歟。

知足院殿令申鳥羽院給云。思食御壽命事者、每月朔日可有御精進。是一條左大

臣說也云々。後日或人云、此事相二叶本說一歟。朔日奏二吉事一、不レ奏二凶事一由、見二太政官式一。加之殷周之禮祭神之法以二月朔一爲レ最云々。

知足院殿仰云、我若少之時、小鷹狩の料に、水干裝束を申しゝかば、大殿仰云、小鷹狩には、不レ着二水干裝束一事也。萩の狩衣に女郎花生衣など脫垂れて、袴は隨身水干袴を取りてきて、疲馱に乘りて狩る也。大鷹狩にこそ結二水干一、末濃の袴などをば着すれ。惣右近馬場などにて馬馳の時、隨身の袴を召して着用常事也云々。

師元參二知足院入道殿御前一之時言上云、陰陽師道信四月一日着二冬束帶一之由承置候。如何。仰云、有二急速召一時、衣裝不レ可レ論二夏冬一也。御堂の不例に御座しける十月一日、宇治殿は、夏の直衣のなへたるにて、令レ參給ひけり。二條殿は冬の直衣にて、令二參入一給ひたりければ、不例の人の傍に、かくてみゆる白物やあると被レ仰けり。以二件例一我も堀川院不例に御座せし時、四月一日冬の直衣にて參入したりしか共、故院も兎も角も不レ被レ仰也。他人も無二云事一。我前駈などを奇事(あやしげ)に思ひたりし。又御堂は、四月一日の白重を令レ置給ひて、極熱の時には取出して令レ着給ひけり。凡白重は、老

者のと思ふ時に着也。件時は只綾を白くて着也。又上袴冠なども有レ文也云々。

知足院入道殿被レ仰云、吾御堂宇治殿大殿などの御昇晋に、一事無二相違一。大臣大將氏長者、攝政關白牛車輦車、又内辨官奏執筆納言騎馬物詣等、皆無二貽事一。但直衣布袴といふ事をせざりし。如レ然裝束は、其事に不レ遇の時は、せでもありしなり。

知足院殿仰云、四條大納言北山抄は神妙の物也。大二條殿を聟に取りて、九條殿の御記をも伺ひ見て候たる間、めでたき物にてある也。江次第に、後二條殿御料に候たる文也。末代之公事、不レ可レ過レ其歟。但僻事ども少々相交也。

德大寺大饗宇治左府令レ向給之時、如法令レ食給云々。事畢之後、別足之食樣見習はんとて、人に群寄て見ければ、繼目よりは上を少しわけて切りたりけるを、かゝまりたる方を、一口令レ食給ひたりけり。

近衞院御時、(小六條内裏)、宇治左府參内之間、山上有二大袋一、其袋動之。以二隨身一被レ見之處、袋中有レ人、開二見之一、中將行通朝臣也。出レ袋共笑退散畢。此事殿上人遊戲のあまりに、於二頭中將敎長宿所一、爲通朝臣鏡を見て、にくしうつくし、爲通が鼻はうつくしき鼻

かな。后のはなにしたりともわこからん、殊勝々々と被二自愛一けるを、師仲朝臣、さる后鼻はあらじとぞ、希有のはと也。まが〳〵しき后はなかなといはれけるに、行通も口入之間、我樣なる小さき人は、袋などに入らばやとて、袋のありけるにつかみ入れて、人に御供にまゐれとて、爲通袋を持ちて、山おざまへ出づ。遊行せし扈從人師仲・公重・教長・顯廣。俊成。此間左府被レ參。驚二前聲一棄二袋於山上一逐電云々。仍件日左府日記云、今日參内懈怠、番衣は左着レ袴立レ池凶惡。小臣被レ入レ袋有レ山云々。

冷泉院中納言朝隆、藏人頭の時、何事とかやに、公卿座末に居たりけるを、宇治左府被二追立一云々。事詞云、藏人頭は、有レ召之時こそ、座末には候へ。推參甚見苦きこと也。早可二罷立一云々。朝隆不レ及レ力とつぶやきて退起云々。

永久頃、法性寺殿内大臣にて、令レ參二節會一給ひて、あげまきと云物を見るに、懸けて引寄せて令レ食給ひけるを、久我大相國右大臣にて座列の間、奉レ見申云、是は令レ用二誰人說一給哉云々。御返答云、慥說侍也。但又令レ存二何樣一給哉云々。右府重申云、旬時懸レ貝引寄也。主上御おろしを次第取下之故、用二淨貝一也。尋常節會には、依レ無二取

下之儀、以著可引寄之由相存云々。爰内府被仰云、尤有其謂。自今以後可用此説之由御承諾云々。

法性寺殿令書所々額給之間、自御室額を一依令申請給、被書獻了。而陸奥基衡が堂の額なりけりと令聞給ひて、爭かさることあるとて、御厩舎人菊方を御使にて、被召返けり。基衡雖廻祕計不承引。遂に責取りて、三に破りて持て歸參すと云々。菊方高名在此事。

松殿・九條殿左右大將にて、令取賭弓拳給之時、共令着搔練重給。左大將殿をば裏を打ち、（法性寺殿御沙汰、）右大將殿のは裏を張りに、（中御門内府御沙汰、）搔練重文色各別云々。以何爲文色哉不分明。

高家者業平之末葉也。業平朝臣爲敕使參向伊勢之時、密通於齋宮云々。懷姙生男子、依有露顯之怖、令攝津守高階茂範爲子、師尚（高イ）是也。世隱祕不議之云々。茂範者神祇伯岑緒孫、兵部少輔令範息也。師尚者從四位下備前守也。高二位成忠者師尚孫、宮内卿良臣之男也。

業平朝臣盜二二條后一（宮仕以前）將レ去之間、兄弟達（昭宣公等）追至奪返之時、切二業平之本鳥一云々。仍生レ髮之程、稱レ見二歌枕一發二向關東一。（見二伊勢物語一）宿二奥州八十島一之夜、野中有下詠二和歌上句一聲上。其詞云、秋風之毎レ吹般穴目云々。就レ音求レ之無レ人、只有二一之髑髏一。明旦猶見レ之、件髑髏の目穴より、薄生出でたりけり。毎二風吹一薄のなびく音、如レ此聞えけり。成二奇怪思一之間、或者云、小野小町下二向此國一、於二此所一逝去。件髑髏也云々。爰業平垂二哀憐一、付二下句一云、小野とはいはじ薄生ひけり云々。件所を小野といひけり。此事見二日本紀一。

有國以二名簿一與二惟成一云々。驚云、藤賢式太往日一雙者也。何故以如レ此。有國答云、入二一人之跨一、欲レ超二萬人之首一云々。

俊賢爲二五位藏人一之時、中關白被レ問云、誰人補レ頭爲二公家一可レ有二忠節一哉。俊賢答云、無下過二於俊賢一者上。仍爲二五位頭一。今度齊信得レ理、自必存二可レ補之由一參內。於二明義門下一會二俊賢一畢。可レ被レ補レ頭云々、誰人哉云々。答云、俊賢也云々。齊信赧面退歸畢。齊信後爲二藏人頭一、所行甚高。召二隨身於小庭一仕レ之、每度如二大將一。誦二鳳凰池上之月之句一

徘徊禁庭、人莫不歎伏爲神仙中人。

俊賢卿蒙中關白恩、五位而補藏人頭、越多人。思此恩而入道殿蒙內覽宣旨給日、睡眠云々。傷帥殿事之故云々。空眠りうちしてゐたり、帥內大臣事故云々。

宇治殿少年の時、俊賢卿と遊覽北山邊、於或所欲入堂中。俊賢云、無左右不可入給。近曾北方不塞、恐有慮外之事歟云々。俊賢先入廻見之處、堂北庇死人入車立之。俊賢自讚云、若入堂中定有穢歟云々。

一條院御時、實方與行成於殿上口論之間、實方取行成之冠、投棄小庭退散云々。

行成無繆氣、靜喚主殿司取寄冠、攞砂着之云。左道にいまする公達哉云々。主上自小蔀御覽じて、行成は召仕ふべき者なりとて、被補藏人頭。〈于時備前介前兵衛佐也〉實方をば、歌枕見てまゐれとて、被任陸奥守云々。於任國逝去云々。行成補職事任辨官、多以失禮、漸尋知之後勝傍倫。已携文書之所致也。

行成卿不堪沈淪、將出家。俊賢爲頭之時至其家。制止曰、有相傳之寶物哉。行成曰、有寶劍云々。俊賢早沽却可修祈禱。我將擧達。仍爲下﨟無官、〈前兵衛佐備前介〉四位

被レ補レ頭、任二納言一之後、暫雖レ爲二俊賢上﨟一、依レ思レ恩遂不レ着二其上一云々。

或人夢に、赴二冥途一たりけるに、可レ被レ召二侍從大納言行成一之由、有二其沙汰一ければ、或冥官云、件行成は爲レ世爲レ人、いみじく正直の人也。暫不レ可レ被レ召云々。仍不レ被レ召云々。 正直者冥官の召も遁るゝ事也。

濟時大將を、こうばいの大將といふ故は、女子の女御を后にたてんと被レ申けるを、勅許あるぞと被レ存て、無二左右一下二庭上一被二拜舞一畢。然而無二立后一。仍空き拜の大將と世人いひけり。 而不レ知二案內一の人、紅梅と知る也。

經信卿參二圓融院御八講一之時、北野前不レ下レ車、成二不審一問人ありければ、答云、彈正式云、四位は不レ拜二二位一云、神不レ享二非禮一。若し下らば還て以似レ不レ知レ禮歟云々。

宗通卿童殿上之時、可レ給レ官之由、於二殿上一議定之間、經信卿申云、宇治關白牛飼こそ、土左目には任じて侍りしか云々。 于レ時滿坐含レ咲、仍無二沙汰一云々。

小野宮の室町面には、古四足ありき。 件門常に閉ぢたりけり。 是小野宮殿御坐之時、經二件之門一天神渡御、終夜御對面故云々。 又大炊御門面にははた板を立て、穴を

あけたる處ありけり。それに菓子などを令ㇾ置給ひければ、京童部集りて、天下の事共を語申しけり。其中に名事ども多く聞きけり。

小野宮左府於㆓女事㆒不ㇾ堪之人也。如封（對イ）前有ㇾ井、下女等多稱㆓清冷水㆒集汲ㇾ之。相府擇㆓其中少年女㆒、被㆓招寄於閑所㆒、已有㆓定所㆒。宇治殿聞ㇾ之、侍所雜仕女中、擇㆘有㆓顏色㆒之者㆖令ㇾ汲ㇾ水。相誡云、先汲ㇾ水之後、若有㆓招引㆒者、其後棄㆓水桶㆒可㆓歸參㆒云々。果如ㇾ所ㇾ案。後日右府、被ㇾ參㆓宇治殿㆒之次、公事言談之間、宇治殿仰云、彼先日侍所水桶主、今者可㆓返給㆒云々。相府迷惑顏面無ㇾ所ㇾ申止。

小野宮大臣、愛㆓遊女香爐㆒。其時又大二條殿愛㆓此女㆒。相府香爐被ㇾ問云、我與ㇾ髯愛ㇾ何乎。汝已通㆓大臣二人㆒。（二條關白、髯長之故稱ㇾ之。）

小野宮殿薨給之時、京中諸人集㆓門前㆒悲歎云々。此事見㆓一條攝政記㆒云々。

九條民部卿顯賴辨官之時、有㆓公事㆒之日、早旦參ㇾ陣、漸及㆓深更㆒之間、已臨ㇾ飢。仍於㆓床子座㆒喚㆓雜色㆒示㆓其由㆒了。頃之雜色黑器といふ物に、みそうつく毛立ちたる一盃と、薯蕷の燒きたる二筋とを持來與ㇾ之云々。黑器物をばひきそばめて、皆啜りくひ

て、只今ぞ人心地するとて、いもをばつとよそへとて授二師光一大外記云々。床子座は腋陣とて、如二然事一無レ憚之所云々。

中院入道有二六ヶ能一云々。第一松若と、第二雙六、第三末々木、第四舞曲、第五笙、第六職者也と被二自稱一云々。

但馬守隆方は、於二任國一逝去。然而祕二國人一稱二重病之由一。舍弟の僧の聲氣色似たりけるを、輿に乘せて上道。死人をば入二辛櫃一相具云々。是國人之心爲レ不レ變也。仍死人をば攝津國拜東郡内六瀬といふ所に埋畢。今有二其墓一也。

二條帥長實着二水干裝束一、遊女神崎君目古曾に、いかゞ見ゆると被レ問ければ、目出度御坐之由申レ之。重被レ問云、水干裝束にてよかりし人、又誰をか見る哉云々。遊女申云、肥前守景家と申す人こそ、見え候ひしかと、詞未レ了、前忽解脫云々。件景家水干裝束の時は無雙。布衣之時似二田舍五位一。束帶之時は諸人咲レ之云々。常は小鳥柿の水干、無文の袴紅衣を着て、赤つかの刀のまふたきに、貝摺りたる差してぞ家中には居たりける。最期に何事か思置く事ある哉と問ふ人ありければ、無二別之遺恨一、但大殿大饗

の時、山鳴の醬焦り被レ召の時、山鳴のなくて、みやま鶉のひしほいりを、まゐらせたりし事なん遺恨云々。

非常の赦は、爲レ人極悅の事なれば、九條殿の御流は、詔書の草を奏る時、淸書以前召二仰其由一也云々。

播磨守經平下二向任國一之時、反閉置二逆鞍一、而厩司馬允憲行不レ令レ知レ人、爲レ試披露、以二件馬舍人等一忽遣二隱岐國一了。仍無下知二此事一之人上。依レ之在國間、更無二其徵一。經平任二太宰大貳一之後、憲行兄憲重語二此事一云々。

業房龜王兵衞之時、夢に御前を奉レ被レ追、却門外へ被二追出一と見て後、朝康賴に、かゝる夢を見つる、年始にふくたのしき事なりといひければ、康賴云、極吉夢也。可レ任二靭負尉一之夢也。靭負陣門外之故云々。果十ヶ日中拜二左衞門尉一云々。

伴大納言善男者、佐渡國郡司の從者也。於レ國善男夢に見る樣、西大寺と東大寺とを跨げて立ちたりと見て、妻女に此由を語る。妻云、其股こそはさかれんずらめと合すに、善男驚きて、由なき事を語りてけるかなと恐れ思ひて、主の郡司宅へ行き向ふ

の處、郡司極めたる相人にてありけるが、日來其儀もなきに、事の外饗應して、圓座とりて出向ひて、召し昇せければ、善男怪をなし、我をすかしのぼせて、妻女のいひつる樣に、跨などさかんずるやらんと、恐れ思ふの處、郡司云、汝は無止事(やんごとなき)高相の夢見てけり。而無由人に語りてけり。必ず大位には至るとも、定依其徵、不慮之事出來有坐事歟云々。然間善男付緣京上、果至大納言。然而猶坐事、不違郡司言云々。

清和天皇先身爲僧、件僧望內供奉十禪師。深草天皇欲令補之。而善男奏以停之。件僧發惡心、奉讀法華經三千部。願曰以千部功力、當生宜爲帝王。以千部功力爲善男卿成其妨。殘千部功力當蕩妄執、可離苦得道。此僧命終無幾程、淸和天皇誕生給。雖有童稚之齡、依先世之宿緣、觸事令惡於善男。善男見其氣色語得修驗之僧、令修如意輪法。仍則爲寵臣。然而宿業之所答、坐事件大納言。坐事之日大納言南淵年名・參議菅原是善等、奉於勘解由使局推問之。更以不承伏、卽詐令人謂云、息男佐己以承伏畢。何獨不然哉云々。善男聞之、口惜き男かなとて承伏す

云々。

儀同三司配流者、長德二年四月廿四日事也。宣命云、趣ニ罪科三ヶ條一、奉レ射ニ法皇一、奉ニ呪ニ女院一、祕ニ行大元法一等科云々、左衛門權佐元亮・府生高宗等爲ニ追下一向ニ其所一。中宮御在所所謂二條北宮。入レ自ニ東門一、經ニ寢殿北一就ニ西對一。帥住所歟。仰ニ含勅語一而申下依ニ重病一忽難レ赴ニ配流一之由上、差ニ忠宗一令レ申ニ其旨一、無ニ許容一。載レ車可ニ追下一之由、重有ニ敕命一云々。固關等事右大將行レ之。此間仰ニ左右馬寮一、令レ引ニ御馬一。堪ニ武藝一之五位依ニ宣旨一、令レ候ニ鳥曹司一云々。

配流

太宰權帥正三位藤原伊周元内大臣・出雲權守從三位同隆家元右少辨・伊豆權守高階信順元中納言・淡路權守同道順元右兵衛佐木工權頭

被レ削ニ殿上簡一人々

左近少將源明・藤原賴親帥舍弟・右近少將藤原周賴帥弟・源方理

勘事

右馬頭藤原相尹・彈正大弼源賴定爲平親王男

權帥候中宮之間、不從使催之由、元亮雖再三奏聞、被仰猶慥可追下之由。二條大路見物車如堵。中宮與帥相雙不離。仍不能追下由奏之。京中上下擧首亂入后宮中、見物濫吹殊甚。宮中之人々悲泣連聲。聞者無不拭涙。隆家同候此宮。兩人候中宮不可出云々。仍下宣旨擬破夜大殿戸之間、不堪其責、隆家所出來也。依稱病令乘網代車遣配所。但隨身可騎馬云々。於權帥者已逃隱。令宮司搜御在所。及所々已無其身云々。被召問信順等之處、申云、左京進藤原頼行權帥近習者也。以件頼行可令申在所者、卽召問頼行之處、申云、帥一昨日出自中宮、道順朝臣相共向愛太子山。至頼行者自山脚罷歸了。其乘馬放棄於彼山邊云々。仰云、元亮召具頼行、尋跡可追求。若所申有相違者、可加拷訊者。仍元亮朝臣・右衞門尉備範・左衞門府生忠宗等、馳向彼山尋得鞍馬云々。中宮乘權大夫快義之車出給。其後使官人等參上御所、搜檢夜大殿及疑所々。放組入板敷等皆實檢云々。奉爲后宮無限之恥也。中宮已落飾出家給云々。信順等四人籠戸屋以看督長令守護之。此間已經十ヶ日。五月四日員外帥出家歸本家、尋求之使者尙在

西山。左衞門志爲信守護本所之者欲令申事由之間、權帥又乘車馳向離宮。爲信着蓑沓於清和院邊追留。此間公家差左衞門權佐孝道・左衞門尉季雅・右衞門府生伊遠等、令馳遣帥所。歸本家翌日發向配所。權帥依出家被改官符云々。權帥隆家等依病難赴各配所之由、領送使申之。頭辨行成朝臣勅を奉じ、權帥病之間、安置播磨國吏〔使イ〕所。出雲權守隆家安置但馬國便〔使イ〕所。各領國司取其請文、可歸參者。

被奉射花山院之根元者、恒德公三女は、伊周之妻室也。而四女を法皇令通給ふを、伊周、四女は僻事也。三女にてこそあるらめとて、相語隆家卿、被示合不安之由。爰中納言安き事なりとて、兩三人相具して、法皇自鷹司殿騎馬令伺給ふを、奉射之間、其矢御袖より通りにけり。然而還御了。此事見苦事也とて有祕藏、無沙汰之處、公家聞召して、太上天皇は無止事也、而此院御心不靜御坐之間、如此事出來也。雖然不可默止。又伊周私修太元法。件法者非公家者不修之法也。又奉呪咀女院云々。依此等事左遷云々。

同年十月八日、權帥密々京上、隱居中宮之由、自去夜有其聞云々。仍差右衞門權

佐孝通、被申事由於中宮之處、已被奏無實之趣。孝通朝臣以下使官人等候彼宮、差季雅・爲信等遣播磨被實檢權帥有無。又帥上洛告言。既有其人。彼宮大進生昌云々。帥先日依出家、被改官符、而尙不剃頭云々。播州使等未歸洛以前、權帥候中宮之由已露顯、八旬母氏乍沈病痾懇切期今一度之對面、死にやらぬ上、中宮懷妊、今月當產期之間、密々上洛云々。於今度慥被追遣太宰府云々。同三年四月、兩人被召返之。今上一宮誕生給之故云々。長保三年閏十二月十六日、許本座出仕公庭、被宣下可列內大臣下大納言上之由。寬弘七年正月卅日薨、春秋卅七。」

郁芳門院根合之時、右方有五丈之根云々。件根備前國牟古計の狹戶にある似菖蒲物之根云々。凡菖蒲根の長不過尺〔丈イ〕也。前例尤長、根杜若根也云々。

賢子中宮者、寵愛異他之故、於禁裏薨給也。雖爲御惱危急、不被許退出也。閉眼之時、猶抱御屍不令起避給云々。予時俊明卿參入申云、帝者葬遭之例未曾有候。早可有行幸云々。仰云、例は自此こそ始まらめ云々。

待賢門院は白川院御猶子の儀にて、令入內給。其間法皇令密通給。人皆知之歟。

崇德院は白川院御胤子云々。鳥羽院も其由を知食して、叔父子とぞ令ㇾ申給ひけり。依ㇾ之大略不快にて、令ㇾ止給畢云々。鳥羽院最後にも、惟方于ㇾ時廷尉佐を召して、汝許ぞと思ひて被ㇾ仰也。閉ㇾ眼之後、あな賢、新院にみすなと仰事ありけり。如ㇾ案新院奉ㇾ見と被ㇾ仰けれど、御遺言の旨候とて、掛廻不ㇾ奉ㇾ入云々。

清少納言零落之後、若殿上人あまた同車渡ニ彼宅前ニ之間、宅體破壞したるを見て、少納言無下にこそなりにけれと、車中にいふを聞きて、本より棧敷に立ちたりけるが、簾を搔揚げ、如ㇾ鬼形之女法師顏を指出すと云々。駿馬の骨をば不ㇾ買やありしと云云。燕王好ㇾ馬買ㇾ骨事也。

四條宮女房大貳局、栴檀は唐土にもありと云。他之女房達、皆天竺之物也、不ㇾ然云云。此事相論之間、伊房卿宮司之時、被ㇾ尋ㇾ之處、天竺に有ㇾ之云々。大貳局猶論ㇾ之。仍經信大納言許遣ㇾ尋ㇾ之處、同ニ伊房之說ニ。女房達彌令ニ指南ニ。然而大貳局者、猶不ㇾ信伏ニ之間、重令ㇾ問ニ實成卿ニ之處、答云、唐土にもあるなり。赤栴檀は天竺に有ㇾ之、餘紫檀白檀等皆唐土之物也云々。仍大貳局終勝了。于ㇾ時女房云、此事者參河前司季綱

が申しゝを、憶承之也。赤栴檀は本體也。紫檀は栴檀之黑也。白檀は栴之白也。沈者栴檀之沈也。薰陸は栴檀のしるなりと云々。

頼光朝臣遣四天王等、令打清監之時、清少納言同宿にてありけるが、依似法師欲殺之間、爲尼之由いふ。えんとて忽出開云々。

九條殿遺誡云、凡不信之輩、非常夭命前鑒已近。貞信公語云、延長八年六月廿六日、霹靂清涼殿之時、侍臣失色。吾心中歸依三寶、殊無所怖。大納言清貫・右中辨希世、尋常不尊佛法。此兩人已當其妖、以是謂之、歸眞之力尤逃災。殊又信心貞潔智行之僧多少隨堪相語之。非唯現世之利、是後生之因也。

中關白以酒宴爲事。賀茂詣之時、醉而寢車中、冠拔在傍、臨欲下車之期、入道殿被驚申、驚而以扇妻掻鬢猶如水鬢。以朝光・濟時等常爲酒敵。仍曰極樂に按察小一條等あらば可詣。不然者不及願云々。

白川院競馬之日、頭中將資房之上に、行經朝臣任位次居けり。仍後朱雀院に被愁申しければ、令六借(むづかしから)給ひて、宇治殿に令尋給ひければ、令申給云、藏人頭之上に不

レ居事は、殿上の事也。他所次第になん居候。且件資房が外祖父の知章も、頭の上にのみこそ居候ひしか云々。

宇治殿關白をば、直に京極殿に奉レ讓と思して、上東門院にも其由令レ申給ひければ、女院御くしけづらせて、御とのごもりたるが、此事を聞食して、不受之氣色御坐して、俄令レ起給ひて、御硯紙召寄せて、忽令レ進二御書於內裏一給ひけり。其狀云、おとゞ被レ申事候とも、不レ可レ有二御承引一。故禪門慥被二申置一之旨候也。仍不レ被レ許二讓事一。遂後冷泉院御宇被レ讓二大二條一云々。

隆國卿於二宇縣一參二仕宇治殿一之時、眞實の小馬に乘りて、乍二騎馬一出入云々。大納言被レ申云、此は馬には候はず、足駄にて候へば、可レ蒙二御免一云々。宇治殿令レ入レ興給ひて許容云々。

長季は、宇治殿若氣也。仍大童まで不レ加二首服一云々。久不レ參之時は、いみじく令レ怨給ひけり。大飮之間依二酒事一、御おぼえはさがりにけり。

堀川左府、知足院殿を聟に奉レ取、賞翫之餘、常被レ奉二仕陪膳一。毎レ進二汁物一先づ毀り試

みて、氣味調ひたるに飲を漬けて被ㇾ奉ければ、無便とおぼしながら食ひ給ひけり。其由大殿に被ㇾ語申しければ、暫御案ありて被ㇾ仰云、左府も可ㇾ然之人也、有二何事一哉云々。

知足院入道殿御二座宇治一之時、左府之息奉二祗候一。于二御前一御物語間、肥前々司頼季參來居二右大將(兼長)後一。大將不ㇾ動、而入道殿勘發被ㇾ仰云、人の來りて居ㇾ後之時、不二居向一事やはある云々。大將恐ㇾ之、頼季又赧面云々。

師遠任二攝津守一、參二知足院入道殿一、申二慶賀一之時、不ㇾ持ㇾ笏三度奉ㇾ拜二入道殿一、自二中門連子一令二御覽一被ㇾ仰云、尙師遠也云々。(御感之心也。)入二禪室一之時不ㇾ把ㇾ笏云々。此謂歟。

惟頼卿被ㇾ參二妙音院一之時、入道殿被ㇾ仰云、孝博者自二故殿(知足院)一有ㇾ召參上之時、着二紫織物指貫一、白髮にて中門廊に候ひけり。侍等奇ㇾ之云々。近代無下如ㇾ然之者上、遺恨事也。宇治七郎こそ、いみじくさやうになりぬべき者なれ。如二孝博一作立(なりたゝ)ばや。

勘解由長官有國、當初父輔道豐前守之時、相具して下向之間、父俄病惱忽逝去。于ㇾ時有國泰山府君祭を如說勤行。輔道經二數刻一纔蘇生語云、予雖ㇾ參二炎魔廳一、依ㇾ備二美

麗之饗膳、可被返遣之由有其定。爰或冥官一人申云、雖被返遣輔道、於有國者早可被召也。其故者非其道者勤行祭、非無罪科云々。又在座之人申云、有國不可有罪科、無道人遠國之境にて、不耐孝養之情、勤行之輩更不可處罪科云々。仍冥官併同之、依無爲所被返遣也云々。

大入道殿被議以關白可讓何子哉之由。有國申云、町尻殿可宜。（爲思花山院御出家之事令申歟。）惟仲申云、任次第中關白可宜云々。國平申云、何捨兄用弟哉云々。就兩人之許遂被讓中中關白云々。我以長嫡當此任、是理運之事也。何足眞悅、只以可對有國之怨爲悅耳云々。仍無幾程及除名、父子被奪官職云々。雖然有國長德以拜太宰大貳、經廻鎭西之時、帥內大臣下向之間、使廣業於事表丁寧供進種々物等云々。（中關白時人稱、於關白勝容體云々。）

俊賢民部卿、爲參議書定文之時、不覺脊然之脊之字、仍頗黑書之。一條左大臣（雅信）爲一上見之云、是は脊然之脊字歟、又敦歟云々。俊賢以此事爲終身之恥云々。

實方經廻奧州之間、爲見歌枕、毎日出行。或日あこやの松見んとて欲出之處、國

人申云、あこやの松と申す所、この國に候はねと申すの時、老翁一人進み出でて申して云、君は、いづべき月のいでやらぬかな（此歌みちのくのあこやの歌にこがくれて）と申す古歌を思召して、被ニ仰下一候歟。然らば件歌は、出羽陸奥未レ堺之時、所レ讀之歌也。被レ堺ニ兩國一之後者、件松出羽國方に罷成候也と申しけり。又彼國依レ無ニ菖蒲一、五月五日水草は同じ事とて、かつみを被レ葺けり。其後國習于レ今如レ斯。（新撰陰陽書云、五月五日可レ葺ニ水草一云々。）實方中將怨レ不レ補ニ藏人頭一、雀になりて居ニ殿上小臺盤一云々。

御堂令レ煩ニ邪氣一給之時、小野宮右府爲レ奉レ訪令レ參給。邪氣聞ニ前聲一託レ人云、賢人之前聲こそ聞ゆれ。此の人には居あはじと思ふものをとて、示ニ退散之由一云々。御心地即平愈。

富小路右大臣、顯忠、時平御子也。毎夜出レ庭奉レ拜ニ天神一云々。又以ニ儉約一爲レ事、銀器楾手洗等永不レ被レ用。又出仕之時、全無ニ前駈一、只車後如レ形被ニ相具一云々。大饗之日、小野宮殿、爲ニ尊者一殿きたなげなり。無レ由之所に來にけりとおぼしける程に、車宿に毛づるめなる馬二疋引ニ立之一、皆額白云々。尊者自ニ幕隙一見レ之、令レ咲給云々。額白馬

を、無レ術令レ好給ひける。此大臣五十八薨云々、如何。而補任には六十九云々、如何。

實資大臣者、依二大入道殿恩一、至二大位一之人也。依レ思二其恩一、彼御遠忌日、必被レ參二法興院一、御堂仰云、あつき頃也。何强如レ此被レ參哉云々。右府云、なにか令レ知給。我者依二彼御恩一如レ此人に成畢。爲レ報二其御恩一參仕也。不レ可二令レ知給一云々。

俊明卿奉二行公事一之時、次第忘却して不レ隨レ身之時は、以二今案一被レ行けるに、舊儀に塵計も無二相違一云々。同卿造レ佛之時、箔料にとて、淸衡令レ獻二砂金一云々。彼卿不レ請レ之卽返二遣之一云々。人問二仔細一。答曰、淸衡令レ押二領王地一、只今可二謀叛一者。其時は可レ遣二追討使一之由、可二定申一也。仍不レ可レ請レ之云々。

堀川右府は、依二四條中納言一、談經致二練磨一。有二元都一云々。上東門院有二好色女房一、或說小式部内侍云々、堀川右府與二四條中納言一共愛二此女一。然間或時右府先入二件女房局一、已以懷抱。其後納言于レ時頭辨云々伺二件局之處一。已知二會合之由一、納言讀二方便品一歸了。女聞二其聲一不レ堪二感歎一、背二右府一啼泣。丞相枕亦濡。丞相竊思、萬事不レ可レ劣二定賴一、不レ安之事也云々。因レ之忽發二心被レ覺二悟八軸一云々。

定頼卿自二禁裏一退出、不レ入二内方一、先誦二法華經第八卷一之時、四月月影朦朧、樹陰繁茂。小透長尺許物負したる聳二樹上一、不レ見二何正體成一、怖畏止レ聲了。又小透ありつるよりもさがりて庭樹の枝中に、如レ初聳渡之後、即高欄之上有二如レ影之者一、異香薫レ室。乍レ恐問云、彼何。答曰、仙人揚勝に侍る。自二本山天台嶺一指二金峯山一飛渡之間、遙聞二御音一所二參向一也。不レ可下令二怖畏一給上云々。只恨不二聞給一云々。納言依レ此重誦レ經。仙感荷之餘言云、揚勝の侍る所には御座さん哉云々。納言云、所二庶幾一也。但何樣にして可レ至哉。仙云、可下令レ乘二揚勝背一給上云々。相互承諾畢。爰納言有下可二示承一事上とて入二内方一。其時仙人、心きたなくいましけりとて歸去畢云々。

近衞大將騎馬之時、番長騎馬先頗令レ馳レ之、爲レ追二拂雜人一也云々。而八條大將保忠爲二桃尻一、就二前馬一走出之間落馬、落冠及二恥辱一之後、件禮永止云々。

源大納言顯行幸供養之時、頗近目之間、馬を引きたるを見失ひて、被レ尋けるを、忠敎卿騎馬して近被二打立一たりけるが、馬はあめるはとて、頗笑ひ給ふ云々。爰亞相怒云、何事いふ、行家がまらくそめがと云々。戶部頳面閉口云々。行家、忠敎之繼父

也。若有二實父之疑一歟。

大治五年十月五日、參議四人師頼・長實中將・宗輔中將・師時等任二中納言一。去保安四年已後遂之死闕于レ今未レ被レ任。于レ時伊通參議右兵衞督中宮權大夫四人皆上臈也。然而不レ堪二愁緒一、翌日辭二所帶等一、於二大宮大路一破二燒檳榔車一、白晝着二褐衣水干一、貲布袴騎馬被レ渡二神崎遊女金許一。又年來所レ被二借置一蒔繪弓、返二遣中院右府一とて、

八年まで手ならしたりし梓弓返るを見てぞ音は泣かれける

何かそれおもひすつべき梓弓又ひきかへすをりもありけり

長承二年九月廿一日、自二前參議一直任二中納言一。陣座除目任二公卿一事、自レ此始之。又自二前官一任事、宇治大納言隆國自二前中納言一直任二大納言一之例云云。同十二月五日、勅授二帶劒一云々。

師頼卿多年沈淪、籠居拜二任中納言一。後勤二仕釋尊上卿一。作法進退之間、於レ事成二不審一、粗問二於人一。其時成通卿參議之時列坐云、年來御籠居之間、公事御忘却歟。うゐ〳〵敷被二思食一之條、尤道理也云々。師頼卿不レ謂二返事一、顧眄獨言云、入二大廟一毎レ事問者奈云々。論語文。成通卿閉口止。後日逢レ人云、無二思分之方一出二不慮之言一畢。後悔千回云々。

嘉承元年十二月廿七日、右大辨家忠・左大辨基綱・左中將能俊等（以上三人皆下﨟也）任ニ中納言一。于レ時師頼參議右兵衛督第一座也。仍避ニ武衛一籠居。大治五年十月五日任ニ中納言一。（件頃天變重疊、諸道勘文云、被優才學之沈淪者叶ニ天心一歟云々。依レ之所レ令レ任也云々。）同七年任ニ大納言一。

同大臣（後家）除目を大殿に被レ奉レ習。九條太政大臣（信長）被レ申云、何令レ敎給哉云々。大殿被レ仰云、俊家をば誰人と被レ存哉。然らば我も習ひ給へかし。

花山院右府（家忠）奉ニ仕除目之執筆一之時、高松中納言實衡任ニ參議一、而衡字忘却之間、奉レ問ニ法性寺殿一。被レ仰云、ゆきの中の魚云々。仍ふる雪の中に魚を書入れんとせられけれども、さる文字もなかりければ、黒字に被レ書云々。

中院右府禪門與ニ左馬權頭顯定朝臣一常會合、多年無ニ隔心一。禪閤契約云、雖ニ夢後一所レ願並レ墓談話無レ變云々。依レ之顯定逝去刻、禪閤墓所（久我）傍掘ニ埋顯定一云々。仍于レ今雨夜深更などには、物語して被レ咲之聲人多聞レ之云々。

不レ作レ詩之人、昇ニ卿相一事、始レ自ニ顯雅卿一云々。不レ書ニ消息一之人昇ニ卿相一事、始レ自ニ俊忠卿一云々。（此事伊通被レ進ニ二條院一、造帋中之中有レ之云々。）

師頼卿爲淳和院別當之時、彼院鐘不槌鳴五六日。白晝人々行向見之。全無槌人。然、而自然有其聲云々。大納言聞此事令卜之處、可有慶賀云々。無幾程被兼春宮大夫、存符合之由之間、又無程被薨去畢。吉凶之叵量事也。

遠江守盛章朝臣、熊野御山造塔之時、引地之間、大鳥無毛なるを、自地中掘出したりけり。不思議事也。いかゞすべきと評定の處、少納言入道通憲折節參會したりけるに、云合せければ、彼は猿の事侍るなり。權現の侍者とならんと誓ひたる者、社壇の邊土中などに、受生事侍也。早如元可埋置と被示ければ、即埋畢云々。

小野皇太后宮者、後冷泉院后大二條殿三女也。生年十四。隨舍兄靜圓僧正、竊受習諸經。其後毎日讀誦法華經一部、人敢無知。春秋十六入内。治暦四年四月十九日立后。此夕帝崩。自爾以來偏發道心、念佛轉經之外、無他之營。於二條東洞院亭手自書寫最勝王經。雲雨俄降霹靂入殿。時奉經奉筆如存如亡。雷騰天晴開眼見經、空紙燒而字殘、御身燃而身全。歸法之志自此彌深。承暦元年落飾出家、以良眞座主爲戒師、一從入小野之寒雲、再不見長秋之曉月、遂往生之素懷云々。

賢子中宮廣壽聖人（上首之人歟）後身云々。件聖人云、順次雖レ可レ遂二往生一、此御山無二依怙一。仍生二於貴人一、可レ沙二汰出依怙一云入滅。其節件后所レ生給一也。中宮薨給之後、被レ上二御骨於彼山一、被レ建二立圓光院一、被レ寄二越前國牛原庄等一云々。

進命婦壯年之時、常參二詣清水寺一之間、師僧（淨行八旬者也。於二法華經一轉讀八萬四千部と云々。）見二此女房一發二欲心一、忽病成已及二死門一之間、弟子等成レ奇問云、此御病體非二普通事一、有レ令レ思給事一歟、不レ被レ仰者自他無レ由事也云々。此時僧云、實には自レ京被レ參御堂之女房、近き馴れて物を申さばやと思ひ給ひしより、此三ヶ年成二不食病一。今は已に蛇道に入りなむとする心浮事也。爰弟子一人向二女房許一、示二此由一之處、不レ廻二時刻一來二臨病室一。病者不レ剃レ頭送二年月一之間、鬢髮已如二銀針一、其皃不レ異二鬼形一。然而此女敢無二怖畏之氣一。年來奉レ憑之志不レ淺。雖二何事候一爭奉レ背レ命哉。如レ此御身くつほれさせ不レ給之前、などか不レ被レ仰哉云々。此時病僧被二舁起一、執二念珠一おしもみて曰、嬉しく令レ來給ひたり。八萬餘部之轉讀法華最第一之文、お前にたてまつる。俗を令レ生給はゞ、關白攝政を令レ生給へ。女を令レ生給はゞ、女御后を生み給へ。僧を令レ生給はゞ、法務大僧正を生み給ふべ

しと、祈畢即以命終云々。其後此女房寵二愛于宇治殿一之間、果孕レ生二京極大殿四條宮覺圓座主一云々。

惟成辨淸貧之時、妻室廻二善巧一、不レ令レ見レ恥云々。而花山院令二即位一給之刻、離二別之一、爲二滿仲之聟一。因レ玆件舊妻成レ忿、請二貴布禰一祈申云、不レ可二忽卒一、只今成二乞食一給へといひ、百ヶ日參詣之間、夢に示し給はく、件惟成無レ極幸人也。何忽成二乞食一哉。すこしき有レ可レ構事一云々。不レ歴二幾程一、花山院御出家、惟成同出家、行二頭陀一云々。爰件舊妻辨入道、長樂寺邊にこそ乞食すなれと聞き得て、饗一前白米少々隨身して、隱れ居て抱き入れて談二往事一。或哭或怨云々。入道承諾云々。

破二燒檳榔車一之事、九條大相國、信長爲レ列二京極殿之上一、拜二太政大臣一、有二公事一之日、着二裝束一欲二參仕一之間、或人告云、關白被レ下二一座宣旨一云々。仍今者不レ能二出仕一とて、檳榔車を引二出大路一被レ燒レ之。

賴光於二殿上一、息男可レ補二藏人一之由蒙二天氣一云々。知章云、我子旣爲二進士雜色一乍レ置あしく被レ申哉云々。仍賴光忽歸二參御前一申二返之一云々。

昔惟成之許に、文書之雲客等來集之日、只有二四壁一而市に餉を交易して、相二具甘葛煎一指出云々。又無レ侍件妻を、半物體（はしたものてい）になして出したり。
惟成爲二秀才雜色一之時、花逍遙に、一條一種物しけり。惟成には飯を宛てたり。而長櫃に飯二、外居に鷄子一、折櫃に擣鹽一杯納レ之て、仕丁に令レ擔て取二出之一。人々感聲喧々。其夜與レ妻臥して、手枕入れて探二下髮一皆切レ之。此時驚き問ふ處、其時太政大臣と申す人、御炊に交易して、其長櫃仕丁して令二擔出一云々。件妻敢無二歎愁之氣一常咲云々。件女後爲二業舒妻一云々。順業は外孫也。高名歌讀也。有二郭公之名言一云云。

古事談第二終

古事談第三

僧行

金鐘行者靈驗殊勝、天下皆歸二依之一云々。可レ被レ造二大佛殿一沙汰之時、自二大佛殿正面一東者、金鐘行者之所レ領也。自二正面一西者辛國行者之領也。爰辛國答云、歸二依僧一之道可レ依二驗德一、何强被二歸二依金鐘一人一哉。早被二召二合兩人一、可レ被レ競二其效驗一。隨二勝劣一德をも被レ崇、伽藍をも可レ被レ立云々。依二所レ申有一レ謂、公家召二合二人之行者一、已被レ競二驗德一。各誦レ呪祈レ之間、自二辛國方一數萬之大蜂出來、擬レ差二金鐘一之時、自二金鐘方一大鉢飛來、蜂を打拂之間、蜂皆退散了。其鉢至二辛國之許一滅二行者一。爰辛國忽結二惡心一、爲二寺敵一、度々此寺之佛法を魔滅せんとしけり。此事雖レ無二慥之所見一、古老所二申傳一也。但寺の繪圖に、氣比明神辰巳角有二辛國堂一之由注レ之云々。

此寺に三月十四日有二大會一、號二華嚴會一。佛前立二高座一、講師登て講二華嚴經一。但法會中間講師自二高座一下て、自二後戸一逐電云々。此事古老傳云、昔建二立此寺一之時、有二賣レ鯖之翁一、天皇召二留之一爲二大會講師一、所持の鯖置二經机之上一。魚變爲二八十華嚴經一。魚數八十隻云々。翁登二高座一講説之間、梵語を囀りけり。法會中間乍高座上化失了。荷レ鯖之木、大佛殿東面廊前に突立ちて、忽成二樹枝葉一。是白身木也云々。彼會講師于レ今法會の中間に逐電也。件樹燒失之時燒了。

昔東大寺開眼導師者、可レ被レ用二行基菩薩一之由被レ仰之時、行基申云、已者不レ堪二大會導師一、自二異國一一人之聖者可レ來云々。臨レ期奏二事由一、異國聖者今可二相迎一云々。即下二敕宣一引二卒九十九僧幷治部省雅樂寮等一、到二攝州難波海一、調二音樂一阿伽一前を海に浮了。此閼伽漸指レ西去。頃之自二西方一僧一人乘二小船一來。所レ浮レ海之阿伽有二此舟之前一、迎レ僧歸來也。着岸之後一人梵僧下レ自レ舟、加二百僧之末一。其時行基執レ手、一度者喜一度者悲みて詠二和歌一云、

靈山能釋迦乃彌摩部仁知岐利天子眞如久知世須阿比美都留加奈

異國聖人和歌云、

加毗良惠邇等毛邇知岐里之加比阿利天文珠乃美加保阿比美都留加奈

此時行基菩薩云、異國聖人是南天竺婆羅門僧正也。名㆓菩薩㆒云々。開眼導師は婆羅門僧正、供養導師は隆尊律師、聖武天皇は救世觀音、良辨僧正は彌勒、婆羅門僧正は普賢、行基菩薩は文珠也。古老傳云、天皇御㆓座奈良京平城宮㆒之時、東山麓大櫟木下に、良辨僧正童行者にて草庵を結びて、土にて造りたる執金剛神の像を安置して、其本尊の足に付㆑繩て、毎㆓禮拜㆒引動して、聖朝安穩增長福壽と唱へけり。其聲かすかに、天皇の御耳に聞えけり。遣㆓敕使㆒被㆑尋之處、敕使尋至先問㆓其名㆒。金鐘行者と云。此所是殊勝之靈驗之窟也。立㆓伽藍㆒興㆓隆佛法㆒と、思ふに私力難㆑及、其德令㆓常帝王給㆒云々。敕使歸參奏㆓此由㆒。天皇聞㆓食此事㆒、後大伽藍を建立せむと思召立ちけり。件櫟木は、去天承四年九月顚倒云々。

神龜元年行基菩薩造㆓山崎橋㆒、造了後於㆓橋上㆒大設㆓法會㆒。而俄洪水出來橋流了。人多死。行基菩薩臨終之時、弟子共悲歎しければ、よませ給ひける歌、

かりそめのやどせるわれぞ今更に物な思ひそ佛におなじ

實忠和尙者天竺人也。來二此朝一補二東大寺別當一。件和尙は悉曇の人也。或時雜役牛の吠えけるを聞きて、此牛は、先生此等の別當也。只今いふ事は、用二錢五文一能受二涅槃一、不レ能レ引レ車云々。昔以二寺錢五文一替レ油見二涅槃經一酬二件報一、今生レ牛引レ車云々。

桓武天皇御時、早良太子被レ拜二春宮一之時、爲レ祈二請其事一、被レ行二諷誦於諸寺一。僧等奉レ恐二皇犯一、一人も無二申上之僧一。爰大和國秋篠寺諷誦の住僧善修、御使に申云、他寺僧等者雖レ不二申上一、至二常寺之御諷誦一者啓白畢。但此御祈禱事者、答二先世之宿業一、不レ可二令レ遁給一。然而不レ可下令レ貽二惡執一給上穴賢云々。此由必々可レ令レ申云々。則太子被レ行二罪科一了。現身成二惡靈一奉レ付、惱二於天皇一。依レ之以二有驗僧徒一、雖レ奉二加持一、更無レ有二效驗一。于レ時召二善修大德一、雖レ不レ及レ奉二加持一、心經少々讀みて、太子を招きていふ。さればこそ申候ひしか、無益事也。早惡執をとらかして、可下令レ離二生死一給上云々。仍帝御惱立平愈、永不二發驗一云々。

玄賓僧都者、南都第一之碩德、天下無雙之智者也。然而遁世之志深くして、不レ好二山

科寺之交ハ、只三輪川邊纔結二草庵一隱居云々。而桓武天皇依二强喚一、時々雖レ從二公請一、猶非二本意一存じけるにや、平城御時雖レ被レ補二大僧都一、自辭獻二一首和歌一。

三輪川の淸き流にすゝぎてし衣の袖を又やけがさん

而間房人にも不レ被レ知、只一人暗レ跡了。弟子眷屬雖二尋求一、不レ知二行方一。南都のみならず天下貴賤惜二歎之一、送二年序一之後、門弟一人有二事之緣一下二向北陸道一之間、或渡に乘二船渡一之間、渡守を見れば、首をつかみといふ程に、老いたる法師の、不可說の布衣一つ着たる怪しげの者のさまやと見る間、さすが又見馴れたる心地す。顏色も不レ似二普通之人一。誰かは可レ似と思廻して能く見れば、不レ知二行方一して失せにし我師の僧都に見なしつ。心淺猿僻見かとみれば、惣不レ可レ違。目もくれ淚も落つるを抑へて、憚二人目一之間、彼も乍レ見二知氣色一、故不レ合二顏色一、寄つて取りも付かばやと思ひけれど、人繁さに、中々上道の頃、此邊に宿りて、夜陰などにおはせん所へも尋ね向ひて、閑に申承り候はんと思ひて過了。上洛の時、着二此渡一先見二渡守一之處他人也。驚き悲みて相二尋仔細一れば、さる法師侍りき。年來此渡守つとめて侍りしが、いかなる事か侍り

けん、去頃逐電不レ知二行方一也。如レ然の下﨟と乍レ申も、如レ數船賃などもとらず、只當時の口分計りを取りて、晝夜不斷念佛をのみ申侍りしかば、此里人もあはれみ侍りしに、失せ侍れば、毎レ人に惜忍侍る也といふ。聞くに哀に悲き事無レ限。失せたる月日を聞くに、我奉レ見合一たりし頃也。＊ありさまを見せぬとて、被二去隱一にけるなるべし。又古今歌にも、

　山田もるそうづの身こそ哀れなれあきはてぬればとふ人もなし

是は彼玄賓僧都歌と申傳へたり。如二雲風一さすらひありかれければ、田など守る時も侍りけるにや。

道顯僧都此事を聞きて、渡守こそ實に無レ罪世を渡る道なりけれとて、湖に船一艘儲けて被レ置たりけれども、あらまし計にて、徒石山の川岸にて朽ちにけり。されど慕ふ志は難レ有事也。

伊賀國郡司之許、賤き流浪法師一人出來りて被レ仕けり。苅レ草飼レ馬經二兩三年一之間、郡司不レ慮蒙二國勘一、被レ追二却國中一。緣者境界集訪悲歎無二比類一。相傳之所領所從も有二其

數、忽打棄て赴人國事、實不可疎。妻子眷屬悲哀涕泣。爰此草苅法師、雖問事之仔細、而依不人枚無返答之人。枉懇切成不審之間。或下女一人愁語事之仔細。諸聞了法師云、雖不及己等之競、只今不可及御出立歟。不叶までも先有御上京、何ヶ度も被陳申仔細、其後不叶時こそ候はめ、國司御邊には、おろ〳〵事の緣侍り、可申試云々。郡司此事憑むとしはなけれども、依無心之置所、相具法師忽上洛。其時此國は、大納言と申しける人の給にてぞありける。件邊近くなりて法師云、人を尋ぬと思ふ。此姿にては怪しかりぬべし。袈裟一可被借出哉。卽借りて着せたりければ、大納言御許へ歩入之間、侍所に居並たる輩、暫はあやしげに思ひて、能見知之後、皆下跪于庭上。郡司は門外に留りて、淺猿しと見居る。亭主聞此由、滴瀝請入對面。先年來は何所に、何樣にて御座し候ひけるぞや。公より始め奉りて、無不奉惜之。人など被示之間、如此事は今閑に可令申。先有可申事所參入也。伊賀國に年來相憑み侍りつる郡司某、依國勘被追國内之間、悲歎之至極不便也。又非強罪科者、此法師に恩免候乎云々。亞相云、凡不及左右、左樣にて御座候ひけ

れば、謬可ニ思知一之者にこそ侍るなれとて、やがて被レ免之上、添ニ給國恩一之由、成ニ廳宣一被レ奉了。先づ是を令レ見て、悦ばせ候はむとて、白地氣にて被ニ立出一て、相ニ具郡司一近邊小屋脱ニ袈裟衣等一、たゝみて其上に廳宣を置きて、きと出づる體にて晴レ跡了。郡司心中疎哉、大納言も委被ニ尋問一けり。是も玄賓僧都のしわざになん侍りける。此大納言とは、殊に師壇にて被レ座けり。

天長元年二月、天下大以旱魃、仍空海和尙奉レ勅於ニ神泉苑一可レ修ニ請雨經法一者、于レ時守敏大德奏狀云、守敏已是上臈也。同學ニ此經一須ニ先勤行一者、依レ請早修者。即守敏勤ニ行之一、經ニ七ヶ日一結願之朝、兩京如レ暗夜、雷響尤盛、甚雨洪水、衆人所ニ感歎一也。但遣ニ勅使一令ニ檢知一之處、只兩京内不レ及ニ山外一云々。又令ニ空海和尙勤修一。同法經ニ七ヶ日一専無ニ雨氣一。和尙入レ定思惟、守敏大德駈ニ取諸龍一咒ニ入水瓶一也。出レ定延レ修二ヶ日、夜於ニ和尙一告云、池中有レ龍、號曰ニ善如一。元是無熱池龍王之類、所ニ勸請一也。件龍爲レ人有レ慈不レ致ニ害心一、貴ニ眞言之奥旨一。從ニ池中一現ニ其形一、是則將悉地之成就也。彼現レ形如ニ金色一長八寸計、紫金色龍居在、長九尺計、蛇頂見レ之。弟子實惠・眞濟・眞雅・眞維・堅惠・眞曉・眞

然・少然等也。自餘弟子不二敢能レ見。具注二此由一奏聞。小時之間、給二勅使和氣眞綱一、以二御幣種々物等一奉レ供二龍王一。結願之日、重雲覆天雷鳴二四方一、忽降二膏雨一。池水涌滿至二于火壇之上一。自今以後三ヶ日普雨二天下一。自然滂沱水愁已斷絕、賀二其功一。三月廿五日任二少僧都一。不レ經二律師一。

弘法大師御入定之後、經二八十餘年一、般若寺僧正觀賢參二入奥院一、御衣奉レ令二着改一、被レ奉レ剃二御髮一けり。其時僧正弟子石山内供奉。淳祐は不レ奉レ見云々。仍僧正、淳祐の手を取りて、さぐり參らせられける。其手は、一生の間かうばしかりけり。其後更無下臨二參廳院一之人上云々。追記云、石山正教は、于レ今薫香甚也云云。是淳祐之手を觸るの故也云々。

慈覺大師、音聲不足令レ座給之間、以二尺八一引聲の阿彌陀經を令レ吹傳へ給へぬ。成就如レ是。功德莊嚴といふ所を、え吹かせ給はざりければ、常行堂の辰巳の松の扉にて、吹あつかはせ給ひけるに、空中に有レ聲告云、やの音を加へよ云々。自レ是如レ是やと云やの音は加也。

智證大師諡號事僉議之間、主上御夢に別名不レ可レ被レ求。大通智證なれば、智證と付

くべきなり云々。

宇多御宇、利仁將軍打二新羅一之間、於二彼國海上一頓滅云々。此事智證大師御入唐之時、依二彼國之語一被レ行二調伏一之故歟。

貞觀七年頃、染殿皇后爲二天狗一被レ惱。稍經二數月一諸有驗僧侶、無二敢能降一之者。天狗放言云、自レ非二三世諸佛出現一者、誰降レ我、今知二我名一云々。爰相應和尙應レ召參入、兩三日祇候、無レ有二其驗一。還二於本房一(山イ)奉レ對二無動寺不動明王一、啓二白事由一、愁恨祈請。其時明王背而向レ西。和尙隨座レ西。明王又背而向レ東。和尙亦隨座レ東。明王忽背而如レ元向レ南、和尙忽座レ南流レ涙彈指稽首。和尙白而言、相應奉レ戴二明王一、更無二他念一。而今有二何犯過一、相背如レ此乎。願垂二悲愍一可二告示一云々。胡跪合掌奉レ念二明王本誓一、合レ眼之間、非レ夢非レ覺、明王示云、我依二生々加護之本誓一、有レ難レ去之事、今顯二說其本緣一。昔紀僧正眞濟存生日、持二我明咒一、而今以二邪執一故墮二天狗道一、著二惱皇后一、爲二本誓一護二彼天狗一。仍以二我咒一難レ縛二彼天狗一也。以二大威德咒一加持者、得二結縛之便一歟云々。此告之後不レ堪二感涙一、頭面接足禮拜恭敬。後日依レ召復參、任二明王敎誡之旨一、奉二加持一之間、結二縛天狗一。

自今以後不レ可二復來一由、歸二伏之一後解二脫之一。則皇后復二尋常一云々。

又淸和皇帝有二御齒不豫事一、差二敕使藤原繁相一請二相應和尙一、依レ敕參內候二於御加持一。敕云、此齒之痛片時難レ堪、早以呪落、朕願足矣。和尙念二敕旨一致二精誠一呪。天皇平豫通宵安寢。五更之曉和尙誦二般若理趣分一。天皇眠覺之後、勅云、夢着二衲袈裟一之高僧八人、俱來二褰帳之內簾一、隨二和尙聲一相共加持。覺則所レ患之齒不レ覺落了。不レ知二其在所一。是和尙效驗之徵也云々。和尙奏云、此曉誦二理趣般若一。此經有二八大菩薩一、是則八十俱時菩薩之上首也。若彼菩薩奉レ護二聖體一歟云々。天皇感歎彌添。後朝和尙退二去宿房一、見二經筥上一忽有二一齒一。和尙招二一侍中一、以レ齒令レ見二侍中一。捧レ齒候二於御前一、奏二聞事之由一。皇帝稱歎曰、非二凡夫一可レ謂二聖人一。賞以二僧綱之職位一、兼賜二度者有數一。和尙固讓退不レ當二其賞一云々。

天曆頃、淨藏之八坂房、强盜數輩亂入、而間燃レ炬拔レ劒嗔レ目各徒立、更無二其所作一忽無二言語一、先後不レ覺。稍經二數刻一更漏漸闌。殆以垂レ曙。爰淨藏啓二白本尊一、早可レ免二遣一者。于レ時賊徒適復二尋常一、致レ禮出去了云々。

淨藏貴所住山之時、鉢法を行ひて、鉢を飛んで過ぎける頃、三ヶ日鉢空くて歸り來りければ、依二不審一四日といふ日、鉢の歸り來る山の峯にて見ければ、我鉢自二王城方一物入りて來るを、自二北方一他の鉢來り會ひて、此鉢の物を移取りて飛去了。爰淨藏成二不レ安之思一、我鉢を加持して、其鉢を知邊にて、指レ北凌レ雲霧を分行くの間、今者二三百町も來りぬらんと思ふ程に、谷合の清水流れて、このもしき所に有二方丈之草庵一。松風すごく響きて、砌に苔深し。幽玄の所也。見二庵室之內一、老僧一人倚二掛于脇息一、讀經して座す、大事の體非二直人一。此人のしわざなめりと思ふの間、老僧云、彼は何人哉。おぼろげにては人不レ來之所也云々。淨藏答云、住二叡山一之行者也。而依レ無二活計一、此間飛レ鉢罷過之處、此兩三日仔細如レ此。爲二愁申一所二參向一也云々。老僧云、いと不便の事にこそ侍るなれ。一切不レ知侍、可二相尋一とて微音に人を喚ぶ。自二閑所一出來る人を見れば、着二唐裝束一之天童也。僧云、此被レ仰事は、汝がしわざか、いと不便の事也。自今以後不レ可レ有と謂へば、童頗赧面して退去畢。今はよもさやうの事侍らじといへば、淨藏欲二退歸一之處、僧云、はるぐと分來り給ひ、定めて苦しく御坐

すらん、暫可ㇾ奉二饗應一といひて、又人を喚びて、此御房に可ㇾ然物參らせよといひければ、天童瑠璃の皿に、からの梨子のむきたるを、四果もりて置二扇上一持來りけるを、先づ一果服に、天之甘露もかくやと覺えて、忽に身もすゞしく、疲れも直りにけり。其後歸二住房一了。鉢物移取事止云々。

慈惠大僧正は、近江國淺井郡人也。叡山戒壇を依ㇾ不二合期一、人夫へつかれざりける頃、淺井郡司は相親の上、師壇にて修二佛事一の間、此僧正を奉ㇾ請、僧膳きこえむとて、前にて大豆を煎りて、酢を掛けゝるを、僧正、何しに酢をば懸くやと被ㇾ問ければ、郡司云、溫なる時懸ㇾ酢つれば、酢むつかりとて、にがみてよく挾まれ候也。不ㇾ然ばすべりてはさまれぬ也云々。僧正、いかなりとも、なじかははさまぬ樣はあるべき。投遣るとも、はさみ食ひてむとありければ、爭かさる事侍るべきとて、あらがひになりにけり。僧正勝ち申しなば、不ㇾ可ㇾ有二他事一。戒壇を築きて給へとありければ、安き事とて、煎豆を投遣々々、一間計のきて居給ひて、一度も不ㇾ落、はさみよそひけり。見物あざまずといふ事なし。柚のさねの只今絞り出したるを取寄せて、投遣り

たりけるをぞ、はさみすべらかし給ひたりけれど、落しも果てず、又はさみ止め給ひてけり。 郡司一家廣き者なりければ、引率人數不日戒壇を築きてけり。

花山僧都嚴救祈念云、欲奉見御廟之本地、屢祈之間、湧雲中現神龍之顏、其雲中亦現西塔性救僧都。 成怪問云、何此人現成哉。 雲中答云、件僧都可為眷屬、仍兼現也云々。 夢驚心中怪之、遣使者於西塔、尋性救之動靜。 使者歸來云、十餘日有不例事云々。 乍驚行向彼房示案内。 房主謝遣云、早可被歸退云々。 然而示此事。 重示云、面可示事侍由云々。 仍房主招入臥内。 嚴救示夢仔細。 性救垂感涙云、極樂都卒之望、共以可難遂、仍成御廟之眷屬者、菩提早自近歟。 發此願祈請年久。 而宿願已成就歟云々。 仍性救逝去之後、埋御廟之近邊云々。 亦惠心僧都旱魃之時、遣弟子於御廟、令轉讀大般若經。 我又於本房、自讀最勝王經、共祈此難。 其時小蛇在御廟石疊上、漸蚑入性救僧都墓所之後、自其所小烟昇天、其烟漸充滿天下、成大雲了。 雷電暴雨霑天下了云々。

慈惠僧正治山之時、人夢八大龍王乘船渡大海、各別船也。 一々渡畢。 最後船無乘

者、問レ之、答云、此船主當時治二山務一、仍不レ乘云々。於レ是知、優鉢羅龍王之所レ變歟。

檀那僧都、自二若少之時一、道心遁世人也。而被レ敍二法橋一之後、夢に見給樣、未レ發蓮花の大なるを、天童の持ちて自レ山來りけり。人ありて何花ぞと問ひければ、是は極樂より、覺運に給ひたるを、法橋になりたれば被レ返也と答ひけり。

惠心檀那と書寫〔性空イ〕上人無智人也。法門謂ひて聞かせむとて渡り給ひて、住果の縁覺、佛所へは至るやと問はれけるを、上人聞き給ひて、此事至るも不レ至とても、いかにも候ひなむ。無益事也といはれければ、法門を沙汰してこそ、惠眼は開く事にて候へ。かやうの田舍には候はじとて、參りて申すなりとありければ、上人云、加樣の法文は、時々普賢のおはしまして、令二解說一給也云々。其時惠心等、不レ堪二歸依之思一拜禮して、檀那此聖を讃め申し給へと被レ申ければ、眞色如二金山端嚴一、甚微妙、如二淨瑠璃中現レ身金像一といひ、伽陀を誦して被レ奉レ禮けり。

惠心僧都、金峯山に正しき巫女ありと聞きて、只一人令レ向給ひて、心中の所願占へとありければ、歌占に、

十萬億の國々は、海山隔て遠けれど、心の道だになほければ、つとめていたると

　　こそきけ

と占ひたりければ、涕泣して歸り給ふ云々。

妙空大德、惠心の御房に奉ㇾ問云、何事か必然可ㇾ爲二往生之業一哉。承二其事一可二相勵一云云。惠心令ㇾ答給云、可ㇾ被ㇾ奉ㇾ造二丈六佛像一云々。依ㇾ之奉二造立阿彌陀丈六像一、如二本意一遂二往生之望一云々。件佛安二置橫川花臺寺一云々。妙空は廿五三昧の結衆也。

迎講者、惠心僧都始め給ふ事也。三寸小佛を脇足の上に立て、脇足の足に緖を付けて、引寄せ〳〵して、涕泣し給ひけり。寬印〔現忍イ〕供奉、夫を見て智發して、丹後迎講をば始め行ふと云々。

安養尼八日被ㇾ行二地藏講一ければ、惠心僧都、いかに八日地藏講を行はせ給ふぞとありければ、よみ給ひける。

　　毎日にとぶらふなれば日もさゝぬ心のおこる時を時にて

惠心僧都の承仕法師奉ㇾ花之間、俄悶絕死去了。僧都驚奉ㇾ唱二地藏寶號一、令ㇾ祈給。又

召嚴玄出山令加持。然而不蘇生。仍不觸穢之前に、可昇出之由示し給へども、出山僧以加持之、臨暮遂蘇生云々。承仕語云、夢に人に被捕て罷りつるを、うつくしき小僧出來り、雖乞請不承引、猶將行。小僧云、惜むとも、非道に奪取る者も出來らん歟云々。然間小童二人出來りて、捕ひたる者を追散らして取之、與小僧畢云云。件嚴玄は、樺尾谷に住む也云々。

惠心僧都與慶雅〔祐イ〕阿闍梨、互契可告遷化期之由。送年月之間、大阿闍梨爲後夜之行法、出緣供阿伽之間、空に有異香有幽聲云、我是極樂久住菩薩、化緣已盡遂生極樂云々。慶雅奇尊之、忽差使案内。横川僧都久不申承之由使者歸來云、僧都此曉入滅云々。

此大阿闍梨、暗夜讀法花經、放光見給外題字云々。

惠心僧都妹尼安養尼終焉之時者、必可來會之由僧都契約云々。而僧都千日山籠之間、自尼公許示遣云、老病憑少罷成候。今一度對面大切云々。雖然限日數之山籠、難出洛。可然者乘輿可來會西坂下之由返答了。於下松邊相待之處、輿已到來、僧

都進寄褰簾一見之處、尼公既逝去。長途之間被振死歟。悲歎之處不知爲方、忽廻思慮、清義僧都は住修學院、此近邊にこそ被座めと思出で、相具輿到清義房之門前案内之處、清義乍驚出逢。惠心云、仔細如此。御房計こそ令祈生給はめ。雖爲有限之命、一旦蘇生せさせて、念佛をも申して聞かせまほしく侍る云々。清義云、賢き事にこそ候ひなん。但三寶に可申試とて、輿の際に近寄り、先づ心經七卷計讀みて、以火界咒令加持。惠心又奉念地藏菩薩、傍に居て、火界咒及百反計之間、輿中に有聲。惠心忽寄見之、尼公已蘇生云、我炎魔王宮に參りたりつるを、不動尊おはして、火の前に推立ておはしつれば、地藏菩薩、亦我が手を引きて歸り給ひつると思ひ給ふの間令蘇生也云々。惠心喜悦之餘、泣以相傳之布三衣奉清義云云。又以自袈裟奉惠心云々。乍悦退歸之處、清義惠心を喚び返して云、先年之番の論議には、似候はずと云々。惠心咲ひ給ふ云々。此事は往日惠心與清義番之論議之間、清義つまりて、自禁裏出、修行入大峯。其後棄顯宗、難行苦行今所施驗也。安養尼其後經六ヶ年臨終正念所往生也云々。

此安養尼上之許、强盜亂入、房中にありける物、皆搜取出了。尼上紙衾計を被レ着けり。小尼公（安養尼婦尼也）走り廻りて見ければ、かれ色の小袖を一つ落したりけるを取りて、是を落して候ひける、たてまつるとて持來りたりければ、尼上云、其も奪取るの後は、我物とこそ思ふらんに、主の心行はれざらん物をば、爭可レ着哉。遠不レ行以前に、早可二返給一云々。仍小尼公走二出門一や丶と呼び返して、是を令レ落給ひたれば、たてまつらむといひければ、强盜等立歸りて、暫く案じて惡く參り候ひにけりとて、所レ取之物等を、併せ返し置きて退散了云々。

清範律師は、播磨國人、興福寺法相宗空清僧都孫、弟子守朝已講之弟子也。於二諸法一無雙、文珠の化身とぞいはれける。不思議不レ可二勝計一也。御堂入道殿爲レ被二知一食實否一、修二佛事一被レ請二百僧一之時、次座には皆被レ儲二半帖一て、一つの半帖に、文珠と書きたる札を、緣の中に隱して、押して被二敷交一たりけるに、此律師、吾座は候とて、搔分けて此半帖に被レ座けり。其後ぞ、決定文珠の化身とは被二知食一ける。卅八にて遷化、清水寺の上綱と申しけり。

道命阿闍梨は、道綱卿息也。其音聲微妙にして、讀經之時、聞人皆發二道心一云々。但好色無雙之人也。通二和泉式部一之時、或夜往二式部許一會合之後、曉更に目を覺して、讀二經兩三局一之後、まどろみたる夢に、はしの方に有二老翁一、誰人哉と相尋ぬる處、翁云、五條西洞院邊に侍る翁也。御經之時者、奉レ始二梵王帝釋天神地祇一悉御聽聞之間、此翁などは近邊へも不レ能二參寄一。而只今の御經は、行水も候はで令レ讀給へれば、諸神祇無二御聽聞一隙にて、此翁參りて、よく聽聞候了。喜悅之由令レ申也。

叡山の平燈大德は、阿彌陀房之阿闍梨靜眞之師也。池上阿闍梨皇慶之祖師也。或日朝に河屋に居たりけるが、足駄計を踏脫して晴レ跡了。弟子共、天狗などの取りたるやらんとて、暫くは求めけれども、見えざりければ、七々佛事など修して、訪二後世一畢。其後年序押移、靜眞阿闍梨、讚岐守なりける人の祈して、相伴下二向任國一之間、異樣なる乞食、國司の館へ出來りて、乞レ物けるを、此靜眞見ければ、失せにし我師の平燈に似たりければ、寄りて能見之處、あやしげに衰へ老いたれども、無レ疑平燈也。其時走り出で、さて御座しけるはとて、泣々取付きたりければ、雖レ不レ及二返答一

涕泣し退去しければ、靜眞きと歸入り、物はきて雖二追尋一、須臾之間、行方不レ知晦レ跡了。相二尋國人々一處申云、彼は年來此國に候、門臥と申す乞食なり。不レ定二住所一、只行き至る處の人の屋門の前にのみ臥して、以レ不レ斷二念佛一爲レ業、不レ受二多施一、只口分計乞レ之食云々。國司も隨二喜此仔細一、下二國宣一雖二尋求一、一切不レ聞レ之、達レ期樵父云、門臥は深山向二西方一、乍レ坐合掌死。但自レ口靑蓮花一莖生出云々。守已下擧詣二山中一禮敬、異香猶留。見人無レ不レ流レ涙。靜眞被二見付一、やがて入二深山一遂二往生一云々。

戒檀房阿闍梨教禪終焉之時、着二法服一入二持佛堂一、修二兩界供養法一了。乍レ居二於禮盤上一氣絶云々。

一條院之御時、御齋會之間、及二夜宿一義照院與二千觀内供一同宿之間、隔レ幕寢臥。義照院南枕、千觀内供又南枕也。仍千觀内供、夢に阿彌陀佛の頭を蹈みて臥す云々。仍覺起褰レ幕見レ之、義照院也。發露して三度起居禮拜。此間義照院夢、普賢大士三度居禮レ我云々。覺後諸共涕泣云々。

一條院寛弘八年六月、依二御危一遁レ位、於二一條院一落餝入道。雖レ然經レ日不豫、慶圓座主

退下之間、已以崩御。歸參之後、入夜御所招院源云、聖運有限、非力之所及。但有生前之御約、必可令最後念佛云々。此事相違此恨綿々。可被奉請靈山釋迦試仰佛力、定未遠遷御歟云々。院源打磬白、慶圓屢誦火界咒。未及百遍、漸以蘇息。左相自直廬顛倒被急參。慶圓即依生前之御詔、令唱念佛百餘遍訖之後、登霞給云々。去夜有御和歌。

露の身の風の宿りに君を置きて遠く出でぬる事をしぞ思ふ

是令聞中宮給云々。往生傳に奉人云々。

大御室效驗事、大二條殿治曆之頃、癰瘡發背。典藥頭雅忠云、癰腫已及五寸、以萬死之病也。醫療不可及云々。親王修孔雀經法。修中平愈。依之被奉龍蹄二疋庄園二所。尾張國蓑田 阿波國篠原。

同關白長女後朱雀院女御也兩手有瘡、一身不聊。雅忠申云、醫術難及、須期佛力給云々。仍奉請親王、終夜祈念、臨曉平愈云々。

太政大臣信爲中納言時、久煩鬼瘧已及數月。親王讀孔雀經。讀誦之中不敢發動、

永以平愈。

參議師成多月病惱、參二仁和寺一一夜宿侍、及レ曉平愈。

源大納言師忠卿室家者、修理大夫俊綱女也。久臥二病席一。熱氣如レ湯。親王授レ戒以二香水一灑レ之。其所二點着一隨レ手清冷、更灑二遍身一、忽以平愈。

讚岐守顯綱、賜二施食上分一。每日食レ之。明日之分裹レ紙置レ之。夢施レ食、紙中忽有レ光。明側有二童子一謂曰、弘法大師御二座紙中一。開レ紙見レ之、有二親王所持五鈷一。卽童子曰、不レ堪二魚鳥臭一、明日分今夜可レ食云々。

筑前守賴家、申二請御袈裟一、隨レ身赴レ任。邪病之人以二此袈裟一置二于枕上一。邪氣卽顯、又更不レ發云々。

親王於二高野一百ヶ日修二尊勝法一。結願已訖還レ宿。政所散位伊綱通レ籍申云、一宿御儲萬事盡レ美、入レ夜伊綱申云、最愛女子五歲夭亡、不レ堪二哀傷一、欲レ蒙二護持一者、上下驚恐忽厭二此宿一。親王暫以祈念、遊魂更歸、死人蘇生云々。

經範僧都壯年之時、耳下有二腫物一療治無レ驗。醫家稱二必死一。親王自レ晡及レ子祈念加持。

濃血出、須臾平愈云々。
僧正延禪童子久惱ニ鬼瘧一。延禪中ニ請施食一與レ之。童子自縛云、我是神狐也。被レ責ニ護法一、不レ知ニ爲方一。自今以後永去云々。
令レ籠ニ高野一之間、自ら菜を摘みて令レ洗給之時、成蓮房兼意仁和寺人也奉ニ見逢一、驚き畏れて行遇ひけるを、召近づけて被レ仰云、后腹親王、斯樣に行ふも難レ有と云々。
件兼意は、高名の梵字書也。五宮御室、梵字は何樣可レ書ぞと令レ問給ひければ、梵字與ニ立石一は、頗るうつぶきたるがよく候也と申しけり。
大御室者、御壽命以ニ十八一可レ爲レ限之由、有ニ宿曜勘文一云々。依レ之十八歲春修ニ尊勝法一、令ニ祈請一給之間、或人夢想、炎魔王宮に火付きて、已令レ燒の間、王宮騷動甚。件御壽命限ニ十八一之由、札文已明白也。然而依ニ炎上難一レ治、鈎ニ八字一了云々。果八十御歲九月廿七日御入滅。
此御室世間に、疾病蜂起之時者、私出ニ御在所一、只一人御棚の菓子などを御懷中に令ニ取入一給ひて、大垣邊之病者に次第に給レ之。眞言を誦へ掛けて令レ過給ひければ、病

者立得レ滅、皆以尋常云々。令三還二入御所一之時は駕二玉輿一、天童等多御共にて令レ入給之由、有二奉レ見之人一云々。

文範卿云、餘慶僧正を驗者といひては、被レ犯二人妻一歟云々。僧正聞二此事一之後、向二彼卿宅一之處、得二其意一稱二所勞之由一不二出會一。僧正猶大切有二可レ申事一と被レ示けれど、猶不二出會一。爰僧正えあらじ。然らば投出せと被レ責之時、自二屛風上一打出悶絶す。僧正さこそはとて被レ歸畢。三ヶ日如レ此云々。依レ之一門子息等獻二二字於僧正一。仍被レ免之後存命云々。

心譽僧正は、强き物氣不レ渡之時者、暫閉レ目入二觀心一給ひければ、邪氣者渡ると云々。後日人問ひ申しければ、止觀に、先德被レ示之文侍也。其を思へば渡る也云々。

高陽院作事之間、宇治殿御騎馬にて御覽廻、令レ歸給之後、令レ渡二御樋殿一給之間、令二顚倒一給て、御心地令二違例一給、仍心譽僧正に祈らせむとて召遣すの程に、速く參る以前、女房局なる小女に物付きて申して云、非二別事一思ひきと、目を依レ奉二見入一、如レ此御座也。僧正不レ被レ參之前、護法前に立ちて參りて追拂へ候へば、逃候とこそ申しけれ。

卽尋常令レ成給ひにけり。心譽いみじかりける驗者なり。

業遠朝臣卒去之時、入道殿御堂被レ仰云、定有二遺言事一歟、不便事也とて、召二具觀修僧都一、向二業遠之宅一給二加持一之間、死人忽蘇生、遺二言要事等一之後、又以閉レ眼云々。

最勝講之時、道場中被レ儲二四天王座一事者、後朱雀院御時、長久頃、最勝講に、源泉僧都說法殊勝。此時四天王現二道場一。天皇之外餘人不レ見レ之、依レ此勸二賞源泉一、當座被レ敍二法印一畢。其後被レ儲二四天王座一也云々。

禪林寺僧正、宇治殿へ被レ報二消息一云、寶藏破壞して侍り、加二修理一可レ給云々。仍被レ仰二付家司一、業朝臣、爲レ彩二損色一遣二下家司一示二其由一。僧正聞二此由一召二御使一、直仰云、いかにかく不覺には御座すや。斯樣にては君の御後見いかゞと云々。御使歸參申云、寶藏の破壞を不レ被レ見、只召二御前一直如レ此申せと候ひつる也と申すの時、殿下不レ令レ得レ意給、已迷惑。其時衰老之女房祗二候其御前一申云、あはれ御腹中の損じたるを、法の藏とは被レ仰候にこそと申しければ、さもありなむとて、魚味之御菜等調へ遣したりければ、材木給ひて、寶藏の破壞繕ひ侍りぬと被レ申けり。

件僧正、大二條殿御病危急時、御腹ふくろ、參入して圍碁を遊ばすべき由申行之。諸人嘲之。然而猶强被申ければ、相構奉搔起、圍碁一局遊ばす間、病痾忽平愈。已以尋常。諸人爲奇云々。

長和五年夏、炎旱涉旬月、人民愁之。仍公家旁雖被致祈禱、無其驗之處　深覺僧都六月九日曉、爲祈雨獨身向神泉苑。内府聞及此事、遣使制止云々。若無其應爲世被咲歟。尤不便云々。僧都云、源覺不作田畠、全不可愁炎旱。但爲思國土之人民之計也。試欲祈請云々。執香爐於禮(乾イ)驎閣壇上苦祈請之間、及未刻陰雲忽起、雷電有聲、暴風頻扇、雨脚如沃云々。時人隨喜之。

後三條院在藩之時、被仰于御持僧勝範座主云、思棄今生事、兼知眞言止觀洞外典之者可選進也云々。勝範奉仰之後、山上求之後申云、已得其仁、是西塔益智也。卽令持勝範消息參東宮、卽召御前御覽其體、着黑染布衣狩袴等、思棄今生之事旨、已見其體、卽召御簾之前、先自御簾之下令差出止觀給、以書上向益智方、居書上讀之數枚、次令問其義趣之處、一々解釋之無滯停。次令問眞言事給、又以

執啓無二泥事一。次又被レ仰二外典事一、殆如二鴻儒一。御感無レ極。次被レ仰二合往生淨刹事一。申云、極樂都卒之望、共可レ難レ遂也。仍自二幼年一讀二誦法華經一、以二件善因一成二長壽鬼一、欲レ奉レ逢二慈尊之下生一云々。不レ幾盆智逝去之後、三條院以二此事一被レ說二仰覺尋座主一。覺尋被レ申云、西塔覺空、自二生年十八歲一勤二行兩界供養法一。願云、成二長壽鬼一、逢二慈尊下生一云々。是或經中、鐵圍山中有二二人鬼一、一鬼者讀レ經、一鬼者待レ咒、待二慈尊出世一云々。件人々見二此文一有二此願一歟云々。

南京永超僧都は、無二魚肉一之限者、齋非時も都不レ食之人也。公請勤めて在京之時、久不二魚食一、窮屈して下向の間、於二丈六堂邊一晝破子之時、弟子一人近邊の在家にて、魚味を乞ひて令レ勸レ之云々。件魚主後日見レ夢樣、おそろしげなる者共、在家を註しけるに、我家を註し除きければ、問二仔細一之處、使者等云、永超僧都に贄立之所也。仍註二除之一云々。其年此村在家悉不レ遁二疾病一、死者甚多。此魚主宅只一宇免二其難一云々。仍參二向僧都之許一申二此仔細一。僧都聞二此由一、賜二被物一重一返二遣之一云々。

永觀律師、始は補二法勝寺一。供僧供米を請うて、被レ宛二時料一けり。後には此事惡しと

て、其米を出擧になして、多くなして取らむずればとて被三辭二申供僧一了。扨出擧取りける者には、請文をもせさせず、人をも遣して徵まし、只秋の時、各持來りて可レ辨といはれければ、約二其旨一分散了。臨秋の時今や〳〵と雖レ被二相待一、一切に不二見來一。房人等遣レ人可レ尋之由いひければど、契約有レ限とて、無二沙汰一にて止みにけり。さて時料闕乏しければ、又可三還二補供僧一之由被レ申ければ、いかに輕々にはと御不審ありけるに、仔細をかう〳〵と申す人ありければ、哀れがらせ給ひて、供僧二分を被レ宛けり。又補二東大寺別當一、爲レ拜レ堂下二向南都一、步行にて藁沓はきて、被レ具二小法師一人一。一人負二皮古一。木津河邊にて、自二南京方一人走向云、自レ京令レ下給人歟。今日東大寺別當御房、爲レ御二拜堂一可レ有二御下向一云々。いかゞ令レ聞給哉。只今何程令レ下給ふらんと問ひければ、律師云、此乞食人こそは夫よと被レ示ければ、使走歸りて、此由をいひけり。寺家司等歸依渴仰して、奉二仕御儲等一云々。

永觀律師終焉之時、苦痛やおはすると奉レ問ければ、壽盡時歡喜喩如捨衆病といふ文を被レ示けり。又無下に弱くなられて後、念佛の聲も聞えざりければ、いかに念佛は

と問ひ申しければ、何況憶念と被レ示て、やがて命終と云々。此文上は、但聞二一佛二菩薩名一、除二無量劫生死之罪一云々。

了延房阿闍梨、詣二日吉社一之歸路、辛崎邊を行くとて、有相安樂行此依勸發品といふ文を誦しければ、浪中に散心誦法華不入禪三昧と、末文を誦する聲あり、不思議の思をなし、いかなる人の御座すやと問ひければ、具房僧都實因と名乘りければ、湖の際に居て、法文を談じけるに、少々僻事共を答へけるに、是は僻事なり。いかにといひければ、よく申すとこそ思ひ候へども、生改りぬれば、力不レ及事也。我なればこそ、是程も申せといひけり。

白川院御時、中御室覺行御修法勤行之間、初夜時に令レ昇給ひたりけるに、此佛さと供養し給へとて、諸人不レ見知一之繪像一鋪を被レ獻レ之。卽密々有二御聽聞一云々。奉レ懸レ其像於本尊前一、やがて令二供養一給ひて、新披二圖繪一供養し給へり。常倶利童子とて、其天の功能本誓、目出たく令レ釋給へり。爲レ奉レ試俄有二此儀一云々。御感之餘、後朝被レ下二法親王宣旨一云々。法親王の始也。

仁海僧正、父は上野上座といひけり。死の後、僧正の夢に、牛になりたると見えければ、其牛を買取りて被二勞飼一之間、又夢に所役なくて、罪かろますと見えければ、田舍へ遣して、時々被レ仕けり。牛斃後得脱之由、亦有二夢告一云々。

成典僧正着二法服一、仁海の許へおはしたりければ、房人等不二思懸一事也と驚きて、仁海に告申しければ、此僧正は夢みてけりとて、亦着二法服一出遇ひたりければ、成典下レ地禮拜して、昇レ座申云、欲レ奉レ禮二大師尊貌一之志、已及二多年一。而去夜夢に、欲レ奉レ禮二大師一は、可レ見二仁海一之由有二其告一。仍所二參入一也云々。

仁海僧正は、食レ鳥之人也。房にありける僧の、雀をえもいはず取りけるなり。件雀をはら／＼とあぶりて、粥漬のあはせに用ひけるなり。雖レ然有驗の人にて被レ座けり。大師之御影に不レ違云々。

成尊僧都者、仁海僧正眞弟子云々。或女房密二通於彼僧正一之間、忽懷姙産二生男子一。母堂云、此兒成長せば、此事自令二披露一歟とて、水銀を令レ服二嬰兒一云々。令レ服二水銀一之者若存命せば、其陰不レ全云々。依レ之件僧都は於二男女一一生不犯之人也。

炎旱之時定海僧正、奉レ敕被レ祈レ雨けるに、一兩日之間、夕立如レ沃。二時計したりければ、有二叡感一被レ仰二勸賞一之處、僧正申云、是は非二海之雨一、仍不レ能レ被レ賞。海之雨は、明日など乾方より雲起りて可レ降也。若然者其時可レ被レ賞云々。翌日果して自二乾方一曇り始めて、甘雨降三ヶ日不レ休、仍被レ仰二勸賞一云々。

覺猷僧正臨終之時、可レ處二分之由、弟子等勸レ之再三之後、乞二寄硯紙等一書レ之也、其狀云、處分者可レ依二腕力一云々。遂入滅。其後白川院聞二食此事一、房中可レ然弟子後見などを召寄せて、令レ注二遺財等一、えもいはず分配し給ふ云々。

鳥羽院初度相撲之節之時、右相撲人遠方勝、傍輩仍殊勝勸賞云々。節日臨二刻限一參仕云、今日不レ能二角力一云々。人々驚問二仔細一之處申云、自二此曉一俄に腫物出來、且可レ經二御覽一とて、胸を掻出したりければ、乳の上に土器計紫色にて、腫物出でたり。苦痛し無二爲方一云々。其時方大將已下愁歎不レ少、相議云、事體已非レ常。一乘寺僧正(御持僧)賜二棧敷一見物。方大將已下相率向二彼棧敷一。令レ歎之處、僧正云、非二力之可一レ及事一。但若しやと可レ試二申三寶一とて、暫くこまぬかれければ、腫物片端より堤などの崩るゝ樣に

次第にへりて、立尋常云々。左合手某存不可敵之由、以有驗陰陽令伏式之由、後日風聞云々。

鳥羽法皇御登山の時、於中堂被行十番之番論議。一二番論議依劣、皆あられをふらして被追立了。其時法皇以刑部卿忠盛朝臣為御使、大衆中に被仰云、論議劣る時の作法は、已被御覽了。又神妙に答する時は、何樣哉云々。衆徒等申云、能答へ候ひぬれば、なりを留めて、扇を一同にはら〳〵と使ひ候也と云々。爰第三番問云、經文に壽命無數劫久修業所得といへり。果位之壽命を指す歟、因位の壽命を指す歟と云々。題意阿闍梨(横川法師後法橋)答云、醫王寶前に跪きて、幸に得壽命無數劫久修行所得之文、忝無上法皇之果位の御壽命を差し申すと可答申云々。問者猶物いはむの氣色ありけるを、伯法印覺豪、證誠にて候ひけるが、謂云、存旨有答申歟。不可及重難云々。其時三千衆徒、一同に扇を使ひけり。

昔為公家御祈、被行八講けるに、退凡下乘之卒都婆の銘、いかゞ書きたると問ひたりければ、金輪聖王天長地久御願圓滿とこそ書きたれと答ひけり。

法性寺入道殿發心地少將、阿闍梨房覺奉二祈落一之時、（補二律師一也、）僧伽の句云、南無熊野三所權現五體王子云々。後日件事申出すの人ありければ、被レ仰云、如レ然之僧伽の句は、近來は御子驗者とて、劣なる事なり。平等院僧正郁芳門院奉祈生之度、始謂言也。一乘寺の尼一品宮、奉祈生之度などは、卅九重摩尼寶殿都史多天上彌勤菩薩とこそあげられけれ。

安藝僧都觀智者、能說之名德也。一生事請用渡二世路一。然而慈悲忍辱憐二愍親疎一。依レ之臨終之時、無二苦痛一住二正念一。弟子等西方に昇向はんとしければ、空中に有レ音、告二達摩和尚文一。次句云、以二正念一西方勿レ見、西方非二西方一、心可レ念二西方一云文を誦して、同じ事也といひけり。總唱二種々要文一如レ咲命終。見レ之輩無レ疑之往生也とて、悅而止了。而中陰以後之房（兼尊律師母堂）夢中に、房主來二於庭上一、其姿如レ影。大略裸形體也。後房問うて曰く、彼は令レ生二何處一給哉。臨終之儀神妙に候ひしかば、心安く思ひ給ふの處に、此御姿こそ悲しく候へといふに、答云、さればこそ悲しく候へ。鬼道に候也。受二難レ忍之苦痛一候也。事體爲レ奉レ見參りて候なりとて、緣の際を、庭中の邊にゐ

ざり出でければ、無量之布施布、自レ虚降自レ地出でて埋二其身一、即火炎出來て、付二此布一燒けゝり。燒畢灰中に如二消炭一にて見えけり。漸又人の正體になつて、一日に三ヶ度如レ此苦を受け候なりとて、泣々退歸了云々。

高倉院御宇、承安四年最勝講御八講に、權少僧都澄憲勤二仕講師一。當二第二日之夕座一、演說吐レ玉。近日天下大旱魃、民戶忘二農業一、衆流已枯竭之間、殊啓二白此事一。其詞云、有下可レ祈二申諸天善神一事上、云二出此言一之後、如法不何。富樓那辯舌、滿座褒賞已驚聞。然而天氣靉靆、陰雲四起、忽降二甘雨一如二車軸一。其詞已達二天龍之聽一歟。佛法靈威雖二末代一、可レ謂二奇特一云々。翌日結願日、攝政松殿奏二聞事之由一、被レ行二勸賞一。其由依二風聞一、覺長僧都門弟等、當座超越可レ爲二恥辱一、不レ可二出仕一之由頻以諷諫。然而不二承引一着座。已被レ仰二勸賞一。奉行職事藏人右少辨左衞門權佐光雅仰レ之。綱所總在廳覺俊仰云、權大僧都澄憲從僧可レ直二草座一云々。從僧參上引上敷二覺長僧都上一、居下天居レ之。緇素驚レ目、光花餘レ身。後聞覺長示云、今日出仕雖レ可レ失二面目一、依二稽古揚一レ名事、爲レ勸二後昆一也。可レ憐之云々。件表白依レ召注二進之一。每レ人捧レ之無レ不二握翫一云々。

松殿御舍利講澄憲法印勤仕論議退出之後、殿下被仰云、平座論議之作法、澄憲存故實。高座の時には變る事なり。舞も、舞臺の時と庭に立つの時とは、變りたる所あるなり。

智海法印有職之時、詣清水寺、深更の時令歸路の橋上に、唯圓教意逆卽是順自餘三教逆順定故といふ文を誦する音あり。貴き事かな。如何なる人の誦するならんと思ひて、近寄りて之を見れば、白癩の人なり。傍に居て法文の事をいふ。智海殆んどいひ廻されにけり。南北二京にも、此程の學生はあらじものをと思ひて、何處にあるぞと問ひければ、此坂に候なりといひけり。後日度々尋ねけれど、不尋遇止了。若化人歟。

大納言法印良宴、建曆二年九月於雲居寺房入滅春秋八十六也の時、最後に弟子等念佛を勸めければ、法印息の下に曰、年來翫瑜伽上乘之教、已及九旬卒。今臨終之時、何變其志乎。觀念の亂るゝに、暫くもな宣ひそとて、向西方手結定印作居命終畢云々。

宗賴卿爲家長者之時、勸修寺八講之捧物に引牛車云々。而成寶僧都分車、嚴親別

當入道二ヶ度まで乞ひけれど、遂惜而不レ獻。仍禪門忿怨及二放言一云々。此事臺蓮房（成頼卿入道）於二高野一聞レ之、被レ詠二一首一。

推輪はつみはじめける車かな乞ふも惜むもうしとこそきけ（推輪は大路の物云々。）

關東北條孫小女、（十二歳）俄に絶入したりければ、可レ然驗者などもなくて、折節忠快僧都の經二廻鎌倉一の時なりければ、請ひて祈らせむとしけるに、小女天狗付きて、種々の事等いひければ、忠快云、是は驗者などにて、非レ可レ奉二加持一之儀。無レ止之人依二一念之妄心一、あらぬ道に墮ち給ふ事不便なれば、經を誦して聞かせ奉りて、菩薩をも爲レ奉レ祈也。さるにても誰にて御座すやといひければ、恥かしければ、詞にてはえ申出でじ、書きて申さむといひければ、硯紙など取らせたりければ、はか〴〵しく假名などだに未レ書レ之。小女權少僧都良實と書きたりければ、周防僧都御房の御するにこそ侍るなれとて、物語などしけり。全く害心も不レ侍、是を罷通る事侍りつるに、緣に立ちて候ひつるに、きと目を見入りて候ひつるなり。今は罷還り候ひてむとて退散す。小女無爲と云々。

丹後國普甲といふ山寺の住僧、大般若虚讀を好みて業となす。已經年序畢。或時手披經卷虚讀之間、後頭を強く被毆と覺ゆるほどに、兩眼拔けて付經卷之面云云。件眼ひつきたる經は、今に在彼寺云々。

或人云、五壇法之中、金剛夜叉は不可用年少之者云々。本文云、四十未滿之者、不可修此法。若修之者損自損他云々。

仁和寺人云、請雨經法は醍醐也。孔雀經は仁和寺人可修也。石山僧都云、村上御時、被修孔雀經法之間、鳥入啄御明、差入檜皮之間。仍內裏燒亡云々。內裏燒亡初度也。故被停止件法、後日寛忠僧都請修此法、帝依先年事、不被許容之。僧都重奏云、若有遮礙者、永可被停止者、仍勤仕之間、勝利掲焉也。自爾以來聯綿不絕。件寛忠僧都、醍醐之人也。況仁和寺乎。

加茂祭に、靈人渡事者、聖寶僧正渡し始めけり。其後增賀上人被渡云々。

仁賀上人者、增賀之弟子也。世以歸依渴仰之上人也。傷此事、相語一人之寡婦、寄宿于其宅、披露儲妻之由。依之諸人惜悲之間、仁賀は僞稱墮落之由。實には片角

にて、よもすがら泣き居たるなりと聞きて、歸依彌倍云々。猶思二此事一暗レ跡云々。

增賀上人者、恒平宰相息也。叡岳住山之學侶也。而千ヶ夜通二夜于中堂一、被二禮拜一て、微音に付き給へと祈申しけり。聞レ之人成二不審一、何事を可レ付乎、若天狗可レ付歟など與言しけり。漸及二七八百夜計一之間、猶微音に道心付き給へと申しけり。九百夜計よりは高聲に、道心付き給へと叫び喚くと云々。聞レ之者奇レ之間、番論議之時投饗を投棄てけるを、乞食非人など競取りけるに、此增賀交りて取レ之被レ食云々。諸人惜み悲レ之けり。

增賀上人、爲レ書二寫止觀一、草紙を被レ願けり。書寫上人暗知レ之、被レ送レ紙之消息云、紙進レ之。此にて止觀は可二令レ書給一云々。返事云、如レ此人の思ふ事を、暗令レ知給ふ哀に候事也云々。

空也上人、自二雲林院一、七月計大宮大路を南行しけるに、大垣邊に、常人とも不レ覺レ之、俗の無レ術寒氣を歎く氣色にて逢ひたりけるが、奇しかりければ、何人の令レ座給ふ乎、炎天の頃、さしもさむげに令レ座給ふと問ひ給ひければ、俗云、其事に侍り、空也上

人とは、御事にて侍るにや。日來いかでかと思ひ給ひつるに、今日うれしく奉ㇾ逢候。我をば松尾明神とぞいはれ侍る。般若の衣は、時々着し侍れど、法花の衣は無下に薄くして、妄想顚倒の嵐烈しく、惡業煩惱の霜あつくして、如ㇾ此さむく侍るなり。可ㇾ然者法花之衣給哉と被ㇾ仰に、上人いと尊く思して、さ承候。御社へ詣で、法施を奉らむと、いと忝く侍る。是こそ此四十餘年、法華經よみしめて侍る衣よとて、下に被ㇾ着たりける帷の垢付き、穢げなりけるを脫ぎて被ㇾ奉ければ、乍ㇾ悅衣を給ひて、やがて着給ひて、氣色も忽に直りて、法花衣を着侍りつるより、惡業の霜消え、煩惱の嵐も吹止みて、いと溫になり候ひにけり。佛になり給はむまでは可ㇾ護とて、上人を禮して、去り給ひにけり。

師氏大納言臥ㇾ病席ㇾ之後、倩顧ㇾ生涯ㇾ不ㇾ貯ㇾ一善、乍ㇾ思空馳過了。於ㇾ今後悔可ㇾ無ㇾ益とて、廻ㇾ慮書ㇾ名籍ㇾ被ㇾ奉ㇾ空也上人ㇾ云。依ㇾ奉公無ㇾ隙、未ㇾ修ㇾ一善ㇾ之間、已受ㇾ病患ㇾ死路如ㇾ待ㇾ時。地獄之業報又無ㇾ可ㇾ脫之方ㇾ。願上人加ㇾ助成ㇾ必垂ㇾ哀愍ㇾ給云々。上人披ㇾ此狀ㇾ、こはいかに、こはさ事をも被ㇾ示物哉。さるにても閻王に可ㇾ申試ㇾとて、消息を書

きて立文を送りて、薨逝し給はゞ、葬送の時此狀を棺上に置きて可レ葬。若被レ裁者此狀不レ可レ燒、不レ被レ裁者此狀定燒失歟とて遣レ之けり。亞相已天祿元年七月十四日薨逝。春秋五十。仍任二彼命一葬了後、朝見二灰中一。此立文聊も不レ燒不レ焦有レ之。爰依二上人引導一脫二惡趣一生二淨刹一云々。

空也上人、

極樂はなほき人こそまゐるなれまがれることを永くとゞめよ

和泉式部、

ひじりだに心にいれてみちびかばまがる〳〵も參り付きなむ

書寫上人可レ奉レ見二生身普賢一之由祈請給。有二夢告一云、欲レ奉レ見二生身普賢一者、可レ見二神崎之遊女之長者一云々。仍乍レ悅行二向神崎一、相二尋長者家一之處、只今自レ京上日之輩、群來遊宴亂舞之間也。長者居二橫座一、執レ皷彈二拍子一。上句其詞云、周防むろつみの中なるみたらひに、風はふかねども、さゞらなみたつ云々。其時聖人成二奇異之思一、眠而合レ掌之時、件長者應二現普賢之貌一乘二六牙白象一、出二眉間之光一、照二道俗之人一。以二微妙之

音聲二説云、實相無漏之大海に、五塵六欲之風は不レ吹とも、隨緣眞如の波たゝぬ時なしと云々。其時聖人信仰恭敬して、拭二感涙一開レ目の時は、又如レ元爲二女人之貌一。彈二周防室積一給。閉レ眼之時は、又現二菩薩形一。演二法文一如レ此。數ヶ度敬禮之後、聖人乍二涕泣一退歸。于レ時件長者俄起レ座、自二閑道一追二來聖人許一示云、不レ可レ及二口外一と謂畢逝去。于レ時異香滿レ空云々。長者俄頓滅之間、遊宴醒レ興云々。

此聖人者、得二六根淨一之人也。或時客人來臨對面之間、懷中に蚤（のみ）をとりて捻りけり。于レ時聖人云、いかにさは蚤をば捻殺さむとはし給ふぞとて、大に悲み歎き給ひけり。客人恥ぢて退散云々。

齊桓公沈二重病一之時、普賢に愁へ申しけり。然間枕紙に、大犬の白色なるありと見給ひて、見上げ給ひける程に、立ちて犬の其毛をひとつかみ取り給ひたりければ、病卽平愈了。件毛は寶幢院の寶藏に今にありと云々。

參川入道は、前生に、唐の娥眉山に寂照とて候ひけり。與二師匠一論二法門之義一、我れ勝ちたりと思ひて、入滅後依レ有二其執一不レ遂二往生一生二日本一。令二入唐一之時有二一僧一、申二唐

帝一云、娥眉山に寂照といひし僧の影に、此人極めて相似たり云々。

大和國に以レ狩爲レ業の者、舜見上人常雖レ被二制止一、敢不二承引一。依レ之五月下旬暗夜、件狩者照射に出でたりと聞きて、上人鹿皮をかづきて、作二鹿體一臥レ野。爰獵者見二付之一、進寄已欲レ射之時、其眼不レ似レ鹿。仍成レ奇、矢をさし外して能見レ之似二法師之首一。驚奇問云、彼は何物ぞや。答云、舜見也云々。男云、こはいかに、已奉二射殺一として候ひつるなり。何わざし給ふぞ淺猿事也云々。上人云、殺レ獸給ふ事、さばかり制止申せども、不二聞給一。さりとも、此法師を射殺し給ひなば、暫も止み給ひなむとて、鹿體をまねびて侍るなり云々。其時狩者忽發心、切二本鳥一成二法師一、爲二上人之弟子一修レ道云々。

通房大將者、奈良重勤聖人再誕云々。件聖人住二菩提院一。春日行幸之時、見二大將之威儀一、起レ執生替云々。爲二大將一供二奉春日行幸一之後、無レ程薨逝云々。十九歲。

大原良仁〔忍イ〕聖人は權者也。白川院女房尾張局（尾張守高階爲遠女也）壯年の時、爲レ讀二止觀常一、步行にて相二具小女一人一入二大原一。或時女先參二向來迎院一、上人被レ讀二例時一之間、暫居二閑所一。

心中思樣、深雖レ有二學問之志一、女身頻入レ寺夜宿、奉レ爲二上人一定惡名出來歟。還可レ爲二罪業一。今者不レ可二參詣一と思慮の間、例時畢上人來云、只今心中に有レ令レ思給事一、學問退心更不レ可レ有之儀也云々。件女房遂二出家一住二大原一、爲二來迎院之大檀越一云々。

蓮仁聖人（本學房）參二會吉田一、齋宮御臨終令レ唱二釋迦牟尼佛名一、比盧遮那（普賢經文歟彼文云）一切處々其佛住處名常寂光と宣ひて、現二笑相一令レ閉レ眼給。于レ時祇候之女房等、多年御本懷已滿足歟。心安く候とて、欲レ立二去之處、聖人罷二念佛一令レ唱二慈救咒一之時、宮蘇生。あらねたや、奉レ具行かむと思ひつるものをと被レ仰て、又小時唱二念佛一、如レ眠令二氣絕一給。上人云、是こそ實の御終焉と云々。

神藏寺上人覺尊無動寺仙命上人は、同時の人なり。覺尊常に出洛して、知識勸進しけるを、仙命は、無レ由事し給ふものかなといひて、人の信施を受けずとて、只一人房に籠居して、知得といひける法師に、往來一部を預け、一日に一度、時をのみ指入れければ、食して不斷念佛をのみし給ひけり。白川院御時、女御の御座しけるが、有智德行の貴僧を供養せばやと思食して、當時誰か貴きと御尋ありけるに、人々申云、無

動寺仙命上人に過ぎたる聖、不レ可レ有候。但人の施を一切不レ受候云々。女御聞召し、智得之仔細、智得を召寄せて令レ謁給ひて、袈裟を一つ給ひて、是汝が志の樣にて、構へて上人に奉ぜよと被レ仰ければ、知得賜二袈裟一、不慮に人の給ひて候。己は可レ懸も候はぬ上に、御袈裟の破れて候へばとて、上人に令レ獻けり。仙命思ふ樣は、斯る袈裟、此小法師に取らすべき樣無レ之。我に志すなめりとて、呪願して、三世諸佛得給へとて、懸作したる房なれば、谷底へ投入れ畢ぬ云々。又隣房の人、大和柿を儲けて食しけるが、よかりければ、切さしたる半分を指向けて、是食ひ給へ。殊勝なればとて進めたりけるも、食する樣にて、谷へ投入れ給ひけり。神藏寺の上人は、先立ちて遷化して、仙命の夢に、無レ由と制止し給ひし事を聞かで、下品下生に生れて候なりと示しけり。仙命は憖に上品上生に生れたるよし示レ之。

美作守顯能の許に、不レ賤體の僧一人出來りて、法華經貴く綴り讀みけり。守聞レ之、打任せたる乞食にはあらざめり、自二何所一何樣人來るやと令レ問之處、答云、乞食に侍り、每レ門乞態をば不レ仕、西山邊に候が、聊可二申上一事侍りて所二參上一也云々。物謂ふ

氣色など、有レ樣體なれば、委問レ之處、申出に付きて、いと異樣の事には侍れど、或所の青女房を相語らひて、洗濯など誂ひ侍りしが、不慮に懷妊の事候。今月當二其期一侍る。偏に依二己之過一候の故、彼が籠居して候はん程、如レ形活命の計を與へばやと思ひ給ふが、無二其計略一候之間、若御哀憐もや候とて、いとつゝましげにいふを、事の體は誠に存外なれど、心中察せられて、いとほしければ、安き程の事とて、抑計りて夫一人に持せて、擬二副遣一之處、自ら持ちて可二罷歸一とて、被レ持之程負うて出でぬ。家主猶奇しく思ひて、物に心得たる雜色を一人付けて、さまをやつして、見え隱れに行くの間、北山の奥をはる〴〵と分入りて、人跡絶えたる深谷合に至りて、方丈の庵室の內へ入りて、物を打置きて、あな苦し、三寶の御助なれば、安居の食も儲けたりと、獨りごちて足打洗うて靜まりぬ。此使不思議に聞き居たり。日も暮れぬれば、不レ能レ歸レ洛、木の本に居たり。夜漸及二深更一、奉レ讀二法華經一之聲哀、實事取レ喩無レ物、隨喜の涙千行。待二天之曙一歸洛して、主君に語二此仔細一之處、さればこそ非二直人一とは見きとて、兩三日之後、案內云、不慮安居の御料と承れば、一日の物は定不足侍

歟。仍是を令レ獻とて、長櫃一合に、樣々の物調へ入れて、此雜色相具して遣したりければ、明障子内に、讀經してありけるが、障子を引明けて打見て、淺猿げに思ひて引立て丶、不レ及二返答一、數刻になりければ、庵室の檐に物をば取置きて歸畢。其後又十日計ありて、音信の處に、今度は人もなくて、先づ物をば取りて、他處へ移したるとおぼしくて、後度の送物をば、さながら置きたりければ、禽獸皆食散らして、所々に散りたりけり。貴かりける僧なり云々。

東大寺聖人舜乘坊、入唐の時、敎長手跡之朗詠を持ち、渡レ唐入二育王山一。長老以下見レ之、感歎無レ極。其中天神御作、春之暮月月之三朝之句、殊以褒美、不レ堪二感懷一。遂乞取納二育王山寶藏一云々。此上人昔參二籠高野山一の時、夢中に大師汝者可レ造二東大寺一の者なりと被レ仰と見けり。燒失之後、果して如レ夢。以レ之非二直之人一歟。

解脫房者辨入道貞憲息也。母堂夢中無レ止聖人來、請レ宿二於腹中一。爰辨室云、如レ此不淨之腹中、爭可二令レ宿給一乎。但誰とか申すや。重云依レ有二宿因一也。名をば貞慶と申すなり云々。又答云、緣御座不レ能二固辭一承諾云々。此夢之後、懷妊所レ產之人也。件

名字鏡裏に記し付くる計にて、不二口外一。經二年序一之間被二忘却一了。此兒幼稚にて付二師匠一在二南京一。母堂無レ隙之間不二親近一。於二南都一出家之後、通二消息於母堂一。表書に貞慶とあり。母堂驚きて、さる事ありしものをとて、鏡裏を取出して見れば、敢不レ違云々。不思議事也。六七歲計童稚之時、夢中に惡鬼出來爲レ成レ害兒、不レ堪二怖畏一、何ともなき事を口に唱へけり。依レ之鬼神有二怖氣一退散畢。夢覺之後、件唱ふる言を覺悟して、僧に語るに、十一面觀音之咒也、不思議事也。

大原聖人四五人計、參二詣高野山一之路次、河内國石川郡に宿しにけり。家主賤しき僧也。歲六十計なるが、着二紺直垂一〔不レ着レ袴〕日高宿間、聖人〔俊盛嗣息圓舜坊〕取二出止觀一卷一、復二之家主一。僧問云、何事哉。聖人答云、是は止觀と申す文也。但四卷ある文にはあらずと云々。賤僧又重ねていふ事はなくて、內の方へ立行くとて、微音に誦して云、止觀天台智者說、己心中所レ行法文云々。其時聖人等赤面卷レ舌止畢。件僧本是叡山修學之僧也。而落墮之後、依二所緣一居二住此處一云々。上人等歸レ山所レ語也。

自二京方一修二行東國一之僧、武藏國に落留りて、法華經など時々讀みてありけるが、國

人と雙六を打つ間、多く負けて身をさへかけて打入畢。勝ちし男奥へ將入りて、馬に替へんとしけるを、熊谷の入道が弘め置きたる一向專修之僧徒聞レ之、不便の事なりとて、各布を出合ひて請留めんとしければ、此僧も悅入り、勝男も以二三百段一雖レ可レ被二請替一、上人奉レ發二憐愍一、令レ請給ふ事なれば、半分をば不レ可レ取。今百五十段を給ひて、可レ奉レ免也といひければ、念佛者輩も神妙なりとて、已欲二請出一之間、念佛輩云、此恩を思知りて、自今以後可レ爲二專修一也云々。爰此僧云、縱馬の直となりて、繩つらぬきて奥へは罷向ふとも、奉レ棄二法華經一、一向專修には不レ可レ入とて涕泣す。依レ之念佛の輩、然者不レ能二請出一とて忽分散す。仍被レ付レ繩以追立入二陸奥方一畢云々。

古事談第三終

古事談第四

勇士

天德四年五月十日夜、强盜入武藏權守源滿仲之宅。爰滿仲射留類人倉橋弘重。弘重指申中務卿親王第二男及宮內丞中臣良材・土佐權守蕃基男等所爲。檢非違使右衞門志錦文明參內奏聞。中務親王家人申云、件孫王今曉入親王家。其同類紀近輔・中臣良材等有此家、仍以事由告親王。親王令申云、男親繁日來重煩痢病、有此家內不堪起居、待平安時可進者、依宣旨使官人等令搜求同類輩。親王家內遂不捕獲。於戌子內親王家內捕獲紀近輔。近輔申云、親繁王爲首入滿仲家事實也。賊物悉可有彼親繁王許云々。敕云依不進男、忽科親王罪。猶伺親繁之出外可召捕者。

前攝津守滿仲、於二多田宅一出家之日、同出家者男十六人女卅餘人云々。件日惠心僧都爲二戒師一受戒之時、第一不殺生戒、眠而不レ稱二保由一。自二第二戒一皆稱二保由一。其夜夜半計新發只一人、密々向二僧都宿所一云、第一戒の時、心中には深雖レ存二保由一、家人以下あなづりもぞし侍るとて候。眠る體不レ稱二保由一。定御不審候ひつらんとて、爲レ令レ申二仔細一所二參會一也云々。此出家者子息源賢法眼、父之罪業深重を見わびて、惠心僧都・院源座主などの若かりけるを、心を合せて、自然なる體にて、多田の家に將行きて、以二便宜一可レ修二小佛事一之由、云勸めて、令二演說一之間、忽發心、俄に所レ遂二出家一云々。爰飼鷹三百放ち棄て、多くの網など燒棄つ云々。

仁和寺式部卿宮御許に、將門參入具二郎等五六人一云々。出二御門一之時貞盛又參入、不二相二具郎等一。則參二御前一申云、今日郎等不レ候。尤口惜事也。郎等ありせば、今日殺してまし。此將門は天下に可レ引二出大事一者也と申しけり。

將門逆亂者天慶二年十一月、始披露云々。領二東八ヶ國一、奪二官鎰一任二國司一總行二除目一。大臣以下文武百官皆以點定。但所レ闕者曆博士計也。又獻二書狀於太政大臣貞信公許一。

其狀云、

將門討滅一國、罪科可及百縣。因之待朝議之間、虜掠坂東諸國畢。伏檢昭穆將門、柏原帝王五代之孫也。縱永領半國、豈謂非運哉。昔振兵威取天下者、皆史書審所見也。將門天之所與、既在武藝、而公家頗無褒賞、被下譴責之符。省身多恥。面目何施。推而案之、甚以幸也。將門少年之日、奉名符於太政大臣殿下數十年之間、我致勤公之誠。然相國攝政之世、不意擧於此事、歎念至不可勝言。將門雖萌傾國之謀、何奉忘舊主。貴閣且賜察之幸也。以一貫萬將門謹言。

天慶二年十二月十五日　　平將門上

謹々上　太政大臣少將閣賀息下

同三年正月廿二日、善相公息定額僧沙門淨藏、爲降伏將門、於延曆寺首楞嚴院、三七日修大威德法。然間將門帶弓箭現立燈盞。伴僧弟子等見奇之。又、鏑聲出自壇中、指東去畢。爰淨藏云、既知將門降伏。又公家被行大仁王會、淨藏爲待賢門

導師一。此日京洛騷動云、只今將門之輩既入洛云々。爰淨藏奏云、將門之首只今可二持參一也云々。爰絕入之宮人、聞二此言一忽蘇生。果如二其言一。

二月八日天皇出二御南殿一、賜二征夷大將軍右衞門督藤原忠文節刀一、下二遣於坂東國一。卽以二參議修理大夫兼右衞門督藤原忠文一、爲二大將軍一。刑部大輔藤原忠舒・右京亮・同國幹・大監物平淸基・散位源就國・同經基等爲二副將軍一。二月一日下野國押領使藤原秀鄕・常陸掾平貞盛等率二四千餘人兵一、或說一萬九千人於二下野國一與二將門一合戰之間、將門之陣已被二討靡一、迷二于三兵手一遁二身四方一、中レ矢死者數百人也。

同十三日、貞盛・秀鄕等、至二下總國一征二襲將門一。而將門率レ兵隱二島廣山一。始レ自二將門之館一、至二士卒之宅一悉燒廻。同十四日未刻、於二同國一貞盛・爲憲・秀鄕等、棄レ身忘レ命馳向射合。于レ時將門忘二風飛之步一、失二梨老之術一、卽中二貞盛之矢一落馬。秀鄕馳二至其所一、斬二將門之頸一以屬二士卒一。貞盛下レ馬到二秀鄕前一。合戰章云、現被二天罪一中二神鏑一云々。其日將門伴類被二射殺一者一百九十八人云々。誅二將門一之勸賞、藤原秀鄕敍二從四位下一、兼賜二功田一、永傳二子孫一。更追兼任二下野・武藏兩國守一。貞盛敍二從五位上一任二右馬助一、又召二經基一敍二從五位下一、兼任二太宰

大貳。
忠文卿勸賞沙汰之時、左大臣小野宮殿被㆑定申㆓云、疑をば質す勿れ云々。右大臣被㆑申㆓云、刑の疑をば質す勿れ、賞の疑をば之を許すとこそ候へと被㆑申けれども、依㆑被㆑用㆓左府申詞㆒、遂無㆓其沙汰㆒云々。忠文依㆓畏㆒申此事㆒、後日奉㆓富家之劵契於九條殿㆒云々。小野宮殿をば結㆓怨心㆒誓失㆓子孫㆒、永成㆑靈〔祟イ〕云々。

忠文卿爲㆓近衞將㆒之時、毎陣直夜取㆓遣寮御馬一疋㆒立㆓枕邊㆒、聞㆓馬之食㆑蒭。不㆑眠之故也。

天慶二年十一月廿二日、有㆑敕遣㆓內供奉十禪師明達㆒、於㆓攝津國住吉神宮寺㆒、爲㆑降㆓西海凶賊藤原純友㆒、二七ヶ日令㆑修㆓毘沙門天調伏法㆒、引㆓率廿口伴僧㆒云々。于㆑時海賊純友等遂以捕得。

純友追討記云、伊豫掾藤原純友居㆓住彼國㆒、爲㆓海賊之首㆒。唯所㆑受性狼戾爲㆑宗、不㆑拘㆓禮法㆒、多率㆓人衆㆒常行㆓南海山陽等國々㆒、濫吹爲㆑事。暴惡之類聞㆓彼威猛㆒、追從稍多。押㆓領官物㆒燒㆓亡官舍㆒、以㆑之爲㆓其朝暮之勤㆒。遙聞㆓將門之謀叛之由㆒、亦企㆓逆亂㆒漸擬㆓上

道一。此頃東西二京連夜放レ火。依レ之男巡二夜於屋上一、女運二水於庭中一。純友等卒交二京洛一所レ致云々。爰備前介子高風聞二此事一、爲三奏二聞其旨一、十二月下旬相二具妻子一自二陸路一上道。純友聞レ之、將爲レ害二子高一、令二郎等文元等一追及二攝津國兎原郡須岐驛一。文元等放レ矢如レ雨、遂獲二子高一。卽截レ耳割レ鼻奪レ妻將去畢。子息等爲レ賊被レ殺畢。公家大驚、下二固關使於諸國一。且於二純友一給二嚴密官符一、兼預二榮爵一敍二從五位下一。而純友野心未レ改、猾賊彌倍。讃岐國與二彼賊軍一合戰大破、中レ矢死者數百人。介藤原國風軍敗招二警固使一、坂上敏基竊逃二向阿波國一也。純友入二國府一放レ火燒亡、收二公私財物一也。介國風更向二淡路國一、注二於具狀一。飛驛言上經二二ヶ月一、招二集武勇人一歸二讃岐國一、相二待官軍之到來一。于レ時公家遣二追捕使左近衞少將小野好古一爲二長官一、以二源經基一爲二次官一、以二右衞門尉藤原慶幸一爲二判官一、以二左衞門志大藏春實一爲二主典一。卽向二播磨・讃岐等二ヶ國一、作二二百餘艘船一、指二賊地伊豫國一艤二向於純友一。所レ儲船號二千五百艘一。官使未レ到以前、純友次將藤原恒利、脫二賊陣一竊逃來着二國風之處一。件恒利能知二賊徒宿所隱家幷海陸兩道通塞案內一者也。仍國風道爲二指南一、副二勇悍者一令レ擊レ賊、大敗散如二葉浮二海上一、且防二陸路一

絶其便道、且追海上認其泊處。遭風波難共失賊所、向相求之間、賊徒到太宰府、更所儲軍士出壁防戰、爲賊被敗。于時賊奪取太宰府累代財物、放火燒府舉。寇賊郡內之間、官使好古引率武勇、自陸路行向。慶幸・春實等鼓棹、自海上趣向筑前國博多津。賊即待戰、一舉欲決死生。春實戰酣袒亂髮、取短兵振呼入賊中。恒利・遠方等亦相隨遂入、截得數多之賊。賊陣更乘船戰之時、官軍入賊船着火燒船、凶黨遂破悉就擒。取得賊船八百餘艘。中箭死傷者數百人。恐官軍威、入海男女不可勝計。賊徒主伴相共各離散。或亡或降。分散如雲。純友乘扁舟逃歸伊豫國。爲警固使橘遠保被擒。次將等皆國々處々被捕、純友得捕、禁固其身於獄中死。

月日不詳追可考入。

維衡。年來黑葛管の無口を、脇息の樣に抑へて持ちたりけり。出家之時、切放見之、袈裟刹刀納之。參河入道に受戒、落周羅之日得之云々。年來全不知人云々。

賴信者町尻殿家人也。仍常云、奉爲我君、可殺中關白。我取劒戴走入、誰人防禦之哉云々。賴光漏聞此事、大驚制止云、一者殺得事極不定也。二者縱雖殺得依其

惡事、主君爲關白事不定也。三者縦雖爲關白、一生之間無隱守主君事所（亦イ）不定也。

出羽守源齊信（賴イ）は、自若冠之昔至衰老之時、以飼鷹爲業、不分春夏冬。家中にも廿計飼之。家人の所領の田舍などにも、又巨多に置きたりけり。七旬之後日に、雛の觜生出でて兩眼損じにけり。然して自身仕ふ事はなけれども、少々は猶飼ひて、明暮手に居ゑて、掻撫で愛しけり。爰或人信濃鷹を儲けたりけるを、此齊信（賴イ）の許へ持ち來りて云、西國に侍る者、此鷹を給ひて候。今は御覽せねば、詮なく侍れと奉申合とて、居ゑて參り侍るなり云々。沈病席之者、聞此事起出云、有興事哉。西國の鷹も賢くば、敢て信濃鷹・奥鷹に不劣之物也。將ておはせするゑて探らんといひければ、進寄りて鷹を移しければ、白髮に帽子かづきて、だふの直垂小袴に、九寸計なる腰刀の束に、くすね糸卷きたる鵩壺に差して、鷹を居ゑ移す。後は氣色も殊の外にすくよかげになりて、たかだぬきより探り上りて、取手など探りて、右の拳を握りて、足二の間に差入れて、打うなづきて、又肩先の程探り廻して、打うなづ

きて曰く、心憂き事かな。盲になりたりとて、計り給ふなりけるな。是は信濃の腹白が、栖の鷹にこそ侍りけれ。西國の鷹は、かやうの毛ざし、骨置のしだらはこそあらめといひけり。最後には、鳥の毛遍身に生ひて死しけり。

丹後守保昌下二向任國一の時、よざむの山に、白髮の武士一騎逢ひたりけるが、路の傍なる木の下に、頗る打入りて立ちたりけるを、國司郎從等云、此老翁何不レ下レ馬哉、奇怪也。可二咎下一云々。爰國司云、一人當千といふ馬の立樣なり、非二直人一歟、不レ可レ咎と制止して打過ぐる間に、三町計下りて、大矢左衞門尉致經、引二率數多之兵一逢レ之。與二國司一會釋之間、致經云、爰に老者や一人逢ひ候ひつらむ。致經の愚父平五太夫候。堅固の田舍人にて不レ知二仔細一、定令レ現二無禮一歟云々。致經過ぎて後、國司さればこそといひけり。

賴義、御隨身兼武とは一腹也。母宮仕之者也。件女を賴信愛して、令レ產二賴義一云々。其後兼武父、件女の許なりける半物を愛しけるに、其女、己れが夫、我に返せよとて、進みて密通の間產みたるなり。賴義聞二此事一、心憂き事なりとて、永く母を不孝して

失せて後も、七騎の度乘りたりける大葦毛が忌日をばしけれども、母の忌日をばせざりけり。

伊豫入道賴義者、自二壯年之時一、心無レ在二慙愧一。以二殺生一爲レ業。況十二年征戰之間、殺レ人罪不レ可二勝計一。因果所レ答、不レ可レ免二地獄之業一人也。雖レ然出家入道遁世之後、建レ堂（みのはだう）造レ佛、滅罪生善志猛利炳焉也。於二伴堂一悔レ過、悲泣之涙自二板敷一緣に傳へ流れて、地に落ちけり。其後謂云、我往生極樂之望、決定可レ果。遂勇猛强盛之心、昔衣河の館を落さむと思ひし時に不レ違云々。果臨終正念遂二往生一畢。見二于傳一云々。

九條民部卿宗通大理之時、義家與二光國共廷尉一口論之時、義家云、義家之手心、父の風とは知りたらんと尋ぬ云々。光國答云、親は親、子は子也云々。此事は伊豫入道賴義、於二草堂一修二逆修一之間、義家聽聞之中間、郎等一人出來り、義家が耳に囁く事す。聞レ之有二忿怒之色一、歸二向宿所一。爰入道呼二郎等一人一云、左衞門尉有二怒氣一歸畢。何事のあるぞ、見て可二歸來一云々。使歸來云、只今御着背を被二取出一て、つらぬきたてまつり、御馬に被レ置レ鞍之間也云々。賴義、さればこそ怒りぬれば、眉髮かみざまに上るなり

とて、又以二使者一云、何事なりとも、此修善殘二今一兩日一也。結願之後、いかなる事もせらるべしとて、門に鎖を指廻して、築垣を越して可二歸來一之由示遣しけり。使知レ云指廻して、鎰を取りて歸了。義家聞二此由一て曰く、をしの鞍轡のみつゝきにて開けよといひて、卽開けさせて打出畢。事之根元、美濃國に有二郎等一、爲二國房一（光國父）笠咎めの間、弓を被レ切云々。仍以二飛脚一告二其由一之間、義家聞レ之、不レ拘二父之制止一所レ出也。打出之時三騎、於二關山一十五騎、翌日令レ寄二國房館一之時廿五騎云々。懸レ火令二打入一之間、無二防禦之人一。國房着二紅宿衣一放二本鳥一、鷹をすゑてはつまに乘りて入二後山一云々。義家郎等云、敵は目にかけて候。可二討取一候哉云々。義家云、さほどのものゝ、誠、不レ可レ過レ之云々。さやかにてありなむとて打歸畢。此事を手心とはいひけるなり。

義家陸奧前司之頃、常參二左府一打二圍碁一所、相二具小雜色只一人一也。持二太刀一有二中門內唐井敷一。或日於二寢殿一圍碁之間、忽有二追入事一。犯人拔レ刀走二通南庭一之間、前司云、義家が候ぞ。罷留云々。不レ聞二入此言一、猶不レ留之時、われ候之由、申せやれと云々。其時小雜色云、八幡殿のおはしますぞ、罷留云々。聞二此言一忽留居投レ刀畢。仍件小雜色

捕得畢。此間、近邊小屋に隱れ居たりける郎等等四五十人計出來、相二具件狂人一將去畢。日來一切武士等、人々所レ不レ見也。

白川院御寢之後、物に襲はれ御座しける頃、可レ然武具を御枕上に可レ置と有二御沙汰一て義家朝臣に被レ召ければ、眞弓の黑塗なるを、一張進めたりけるを、被レ立二御枕上一之後、襲はれ御座せざりければ、御感ありて、此弓は、十二年合戰の時や持ちたりしと有二御尋一之處、不二覺悟一之由申しければ、上皇頻御感ありけり。

寛治五年八月十四日、義家朝臣許に有二山鳩一、居二於渡殿欄上一。義家成レ恐出拜。鳩更入二寢屋中一、居二長押上一。自二口中一落二椋實三粒一而死去畢。義家云、是八幡御使歟。近無レ可レ有二慶賀之事一、定凶事歟。仍以二銀劒一腰・駿馬一疋一、十五日曉使二助道・惟貞等一奉二八幡一云々。

義家朝臣依レ無二懺悔之心一、遂墮二惡趣一畢。病惱之時、家の向なりける女房之夢に、地獄繪に書きたるやうなる鬼形之輩、其數亂二入彼家一捕二家主一、大札を先に持レ之將出でけり。札銘には、無間地獄之罪人源義家と書きたり。後朝にかゝる夢をこそ見つれと

て、令二案内一之處、守殿此曉逝去云々。

白川院御時、後藤内則明老衰之後召出して、合戰の物語せさせられけるに、先申云、故正ぎみ〔義家カ〕の朝臣鎮守府を立て、秋田の城に付侍之時、薄雪の降り侍りしに、軍の男共と申すの間、法皇被レ仰云、今はさやうにて候へ。事の體甚だ幽玄なり。殘る事等可レ定二此一言一。さて賜二御衣一云々。

前對馬守義親、康和五年十二月廿八日、依二筥崎宮一新配二流隱岐國一。然而不レ赴二配所一、經二廻出雲國一。然間發二惡事一殺二害當國(家保卿任)目代一。依二此事一被レ下二追討之宣旨一。嘉承三年正月廿六日被レ誅畢。同廿九日懸二梟首於右獄樹〔門イ〕一。而大治頃、自稱二義親一之輩一兩人(鴨院大津)所々出來、各爭二眞僞一之間、諠譁多端云々。

藤十郎滿兼(右京進)詣二清水寺一通夜間、丑時聖人出二來于禮堂一云、六道辻に、人待つとおぼしくて、あやしばみたる輩侍るなり。此御中に、敵令レ持給へたる人御座せば、夜深く不レ可レ令二出給一云々。爰滿兼云、藤十郎滿兼が候也。同〔因イ〕三瀧口が待つにこそ侍らめ。携二弓箭一之者以遭二敵人一、爲レ極處、觀音之利生也とて、令レ出之間、被二切伏一纔存

命云々。

宗形宮内卿入道師綱、陸奥守にて下向の時、基衡押領一國、如無國威。仍奏事由。下宣旨、擬檢注國中公田之處、忍郡者基衡藏めて、先々不入國使、而今度任宣旨檢注之間、基衡件郡地頭大庄司季春に合心て禦之。國司猶帶宣旨推入之間、已放矢及合戰了。守方被疵者甚多。基衡かくはしつれども、背宣旨射國司事依恐存、招季春云、依無先例、雖追返國司、背宣旨之條、非無違敕之恐、いかゞすべきと云々。季春云、今仰兼皆存知事也。主君命依難背、於一矢者射候了。然者君者不知食之體にて、召己頸可被遣國司之許也。其上は定無爲候歟云々。基衡乍拭涙諾了。基衡申於守云、基衡一切不知事候。郡地頭凡依無先例、致自由之狼藉候。於今者不可及仔細。季春已召取、早賜御使於其前可刎頸云々。依之國司遣檢非違使。所目代云、季春已に將出たり。四十餘計男、肥滿美麗なるが、積遠雁水干小袴に、紅衣を着けたり。打物取りたる者二十人計圍繞之。切手はけせんの彌太郎といふ者なり。出立擬切頸之間、犬庄司云、切損じ給ふな。刀はいづれぞ

と問ひければ、切手云、昆次郎太夫が大津越ぞといひければ、さては心安しといひて被レ切けり。部類五人同切レ之云々。大津越とは、人を引居ゑて切るに、左右の臂の上を、中骨懸けず切るをいふ也。基衡、季春を惜みて、我は不レ知る樣にて、猥構二女人沙汰之體一、再三遣二妻女於國司館一乞請けさせけり。其請料物凡不レ可二勝計一。沙金も一萬兩云々。守不レ耽レ之遂切畢云々。師綱高名在二此事一歟。又山林房覺遊といふ侍、散樂を共に具したりけるが、本奈良法師にて帶二大劒一、武勇甚之者也。而合戰之日、最前に逃げ、歸レ館之時出來りければ、先陣房かくれうとぞ付けたりける。

平治合戰之時、六波羅入道自二南山一歸洛之翌日、聟侍從信親（信頼息）送二遣父許一之。共侍四人、皆布衣、着二下腹卷一。難波三郎經房・館太郎貞安・平次郎允盛信・伊藤五景綱。下野守見レ之感云、あはれ者共やな。各一人當千也。歸出の後は、定令レ申二御方不敵之由一歟云々。

木曾冠者義仲、推二參法住寺殿一之時、軍兵已破之由聞食して、遣二泰經卿一被レ見レ之、出二北面小門一見レ之處、官軍等皆逃二東方一。爰大府卿云、いかにかくはいつしか引き候や、

早可二返合一云々。雖レ然一人無二返答之者一。于レ時赤威の冑着て、乘二葦毛馬一之者只一騎、聞二此詞一云、安藤八馬允忠宗（右京イ）。命をば君に奉り候ひぬといひて、馬の鼻を返して馳二向敵方一云々。

鎌倉にて庄司次郎・稻氣入道など被レ討之時、稻氣の舍弟ゆゐの七郎といふ者、遠景入道之許に出來りて云、已被レ結二惡緣一、不レ可レ免二其難一。雖レ須二自害一、年來有二往生極樂之望一。自害は臨終の正念、恨不レ如二本意一。又傳聞被レ刎レ頸之者不二往生一云々。依レ之御房のみこそ令二哀憐一給はめと、所二參向一也。可レ然者向二西方一合掌、唱二念佛一之間、可二刺殺一云々。遠景隨喜悲泣申二事由一、濱に將行きて刺殺すの處、十二刀まで一切念佛の聲不レ休。于レ時止二念佛一云、猶可レ死之心にもせぬ也。心先を可レ刺云々。又高聲念佛之間、如レ云心先を被レ刺之時、止レ聲氣絶了。

熊野別當湛增之許、桂林房上座覺朝といふ者、在二武勇之器一、量勝等倫之間、至二湛顯快實等之時一、相傳難レ去之者也。而五旬以後、深信二念佛一棄二弓箭一、不斷稱二彌陀名號一。然間去承元三年頃、於二湛增之墓堂一勸二進隣里一、七ヶ日修二別時念佛一之間、或夜半計、犬の

類頻りに吠えければ、念佛罷成奇之處、件覺朝、何事かは候はむ、出でて見んとて、出堂門之間、拔劒者二人待懸けたりける間、差合せて切るに、聊も不動。其身高聲に南無阿彌陀佛々々々々々々と唱へて、被切臥て、至氣絶之時、其聲不休云々。快實遣人殺させけり。熊野川之習、雖無指事、人を殺す事如此。

古事談第四終

古事談第五

神社佛寺

延暦十年八月五日子刻、有盗人、燒大神宮正殿一宇・時殿二宇御門瑞垣等。御體出自火中、懸座御前松樹枝云々。

同十四日發使參議紀古佐美・參議神祇伯・大中臣諸魚以下參伊勢、被申火事由。

同廿三日仰伊勢・美濃・尾張・參河等國、令造進件殿舎等、遣大工以下番上（匠仁）内人等。度會郡司斷大祓。外宮司禰宜等斷上祓不解。今年七月以後至同十四年有征夷事。大將軍乙麿・田村麿等也。

十二年有遷都、同十三年遷平安宮。

長久元年七月二十七日夜、大風大雨之間子刻計、伊勢太神宮正殿及東西寶殿神宮瑞

垣御門等皆悉顚倒、已如レ掃レ地云々。（此事見二于祭主永輔解狀一。）依二此事一公卿勅使宰相中將良頼卿可二下向一云々。仍給二寮御馬一疋一。又一疋借給。依レ爲二近將一也。雖レ然神宮御託宣事、自二齋宮依レ被レ奉レ示、公卿勅使停止、只捧二宸筆宣命於庭中一、每夜有二御拜一云々。

敦實親王奉二造二立大菩薩御影二體一、（一體僧形、一體俗形、）奉レ備二御供一、被レ致二祈請一之後、被レ奉二拜見一之處、僧形の御供に被レ立二御箸一云々。依レ之以二法體一爲二御體一、奉二安二置外殿一、多被二寄二進田園一云々。件御體、保延炎上之時、不レ奉二取出一燒失云々。

件御體權俗別當兼貞不レ堪二不審一、供二御供一之次、奉レ禮二白檀僧形一、首戴二月輪一、御手令レ持レ鷂給云々。兼貞此事之故、不レ運而止云々。

勝光明院寶藏に御座する御影は、弘法大師御渡唐之時、手自令レ奉二圖繪一給之御影也。（僧形戴二日輪一、令レ持二錫杖一給。）大師歸朝之後、被レ奉二安二置高雄寺一。荒廢之後、鳥羽上皇尋召（年紀可二考記一）被レ奉二安二置件寶藏一云々。

昔有二一僧一、常住二筥崎之宮一願二菩提心一而年久。臨二老衰一之後、離二件宮一欲レ卜二居於山林一之夜、夢着二紅直垂一之人、從二御前一出レ詠云、

筥崎の松吹く風は波の音と尋ね思へば四海〔徳イ〕波羅密

放生會被准行幸之儀式の事は、延久二年始也。上卿大納言隆國云々。初年計は、壷胡籙淺沓也。自第二年被改平胡籙靴沓云々。八幡臨時祭後朝使下馬場之時、陪從等歌〔幷イ〕山城介引率者先例也。而隆季卿殿上人左馬頭問勤仕使之時、式部大夫惟盛、いとよりかけたるしだりやなぎといふ今樣を歌ふ云々。若有先例歟。

六條右府放生會、上卿之時、雅俊卿爲參議下向之間、服蒜之後五十餘日、可忌否之由被問宮寺之處、別當賴清申、可忌七十日之由、俗別當輔任、申可忌五十日之由、仍就輔任說被下向云々。

經成卿爲檢非違使別當之時、中納言闕所望之間、詣石清水以神主某、强盜百人刎頸者也。依件功勞可被拜任。今度納言闕之由、可令申祈云々。神主云、吾神者禁斷殺生宗放生。可令申其由哉云々。經成重云、御禁斷放生之旨御託宣文明白歟。件託宣之末、爲國家有臣、殺者出來之時非此限と侍る。何事とか令知哉、猶可令申云々。神主令申其旨之間、果任中納言畢云々。

花園左府著二裝束一沓をはきて、自レ京歩行にて、七ヶ夜令レ詣二八幡宮一給。還御之時騎馬云々。御供の人々も、いかばかりの事を令二祈請一給ふやらむと、不審しけるに、滿二七ヶ日一之夜奉幣之時、幣を取繼ぐ人近く候ひて聞きければ、臨終正念往生極樂と涙、を流して令二祈申一給ひけり。果被レ遂二往生一畢云々。

實政卿依二宇佐宮訴一、罪名事議定日、鳩居二軒廊邊一云々。

八幡故檢校僧都成清は、光清第十三郎之弟子、小大進（三宮女房）腹也。小大進所レ生子息八人皆女子也。仍慕二男子一人一之間有二夢告一。熊野權現に可二申祈一云々。依レ之即企參詣。還向之後、不レ經二幾程一懷妊、所レ產生一之子也。生年九歲之時、本師入滅之間、相二具小大進一、祗二候于花園左大臣殿家一。憐愍之餘十二歲之時、及レ可レ加二首服一之沙汰。但爲二宮司之氏人一、祈請可レ任二左右一とて、先づ髮を分けて引二入烏帽子一、假成二其體一令二祈請一之間、六ヶ日之夜、木工允賴行（大臣家侍也）有二夢想一、後朝申云、自二南方御帳之中一、有二細光一如レ日（光イ）。是（足イ）成レ奇、伺二見御帳中一之所、御あとに臥したる兒の額に當れり。又尋二光之根元一自二男山一云々。此夢之後被レ止二首服之儀一、召二乘御車後一、被レ將二參高野御室一。（公光師仲等有二御供一。）其

後頻携ニ管絃ニ祗候、十六歳出家。號ニ甲斐君一。然間花園殿薨逝給之後、於レ事無レ緣。依レ失ニ渡世之計一、偏思ニ無上菩提一、一身步行詣ニ高野山一、參ニ籠千餘日一之間、寸白所勞依レ過レ法、爲レ訪ニ於醫家一出レ京。九月下旬早旦、向ニ典藥頭重基之許一、指ニ入門內一見レ之、頭有ニ待レ人之氣色一、座ニ持佛堂廣庇一見ニ少僧一、參而招ニ入堂中一。先づ若し八幡の人にてや御座すと問ニ事の體一。丁寧ありのまゝに示畢。其時頭涕泣云、我は殊奉ニ仕八幡一之者也。且依ニ年來之宿願一、來月五（九イ）日於ニ寶前一奉ニ供ニ養五部大乘經一。當時も其間之事營入候之間、去夜夢中若宮御前鴾毛御馬に駕御して、此緣の際に打寄せ御して、令レ持ニ白杖一御して、此堂中へ令ニ差入一御やうにて、被レ仰云、吾に契緣の者、いとほしく思食すが、爲レ問ニ病事一、是に可レ來也。それはさせる病癥にあらざるなり。吾を欲ニ別離一之故物惜也云々。覺レ夢之後、やがて是にて所レ奉レ待也云々。小僧も聞ニ此言一、拭ニ感淚一退散了。所勞又愈了。雖レ不レ淺ニ其憑一、母さへ逝去の後、彌失ニ爲方一、籠ニ居仁和寺邊一間、鳥羽法皇御灸治の時、あつさ慰めさせ御座せむとて、御前に祗候の人々、巡物語可レ仕と、少々利口物語など令レ申之間、粟田口座主行玄御持僧にて祗候申云、此物語同者佛事靈驗の事

を可語申云々。尤可然之由有敕定。人々皆令語申之間、重基が番になりて、往事は皆人々所知とて、此成淸事夢想之次第、委令語申之間、法皇及御落淚令隨喜給了。忽召光安、件僧在所を可尋之由被仰。光安卽山城介業光といふ郎等を召して、仰含可相尋仁和寺邊之由、申して遣すに、卽尋會奏聞事由畢。又殿上方に職事や候と有御尋、令申藏人治部大輔雅賴候之由。卽被召仰云、重基之夢如此。祠官は以叶神慮之輩、專可被補事也。而も件僧光淸之弟子也。宜抽補者歟之由、可申關白云々。雅賴參關白殿（法性寺殿）歸參申云、件成淸、事外名譽者候。尤可被抽補候歟。適權別當最淸（成淸兄）逝去候云々。次第輔任修理別當、闕に被補候者爲善政歟之由、可令申之由所役候也云々。仍被仰下之處、宮寺二ヶ條訴申云、一者非宮寺之擧狀、不令任所司云々。一者重服之間、不令任云々。仰云、擧狀事早可召宮寺、重服事可問成淸云々。成淸申云、例不可求外。別當賴淸正月三日入滅。先師光淸二月補別當云々。依之被下官府畢。爲凡僧修理別當多年出仕之間、蒙三人爲權別當。於事雖失面目、更無退心勤仕神事之間、行幸之時、修理別當雖無勸

賞之例、始而關白賞敍二法橋一。其後次第昇進無二違亂一、遂補二別當一至二檢校一、歷二法印大僧都一。剩擬二僧正一許二香染一。又兼二帶彌勒寺寶塔院一之上、始而被レ附二大隅正宮香椎社等一被下仰可レ相二承門跡一之由上。於二神恩一超二先代一之人也。甲斐君之昔仁和寺之弊房より、步行大路一身百ヶ夜參二詣御山一。入レ夜出二仁和寺一曉更還向。此外苦行不レ可二勝計一云々。

天慶二年之頃、粟田口山科北里有二一神祠一號二藤尾寺一。南邊有二別道場一、件所有二一尼一、自二先年一奉レ造二石清水八幡大菩薩像一、安置年尚。凡厥靈驗觸レ事多レ端。仍遠近僧尼貴賤男女歸依如レ林、輻湊成レ市。彼石清水宮寺、每レ至二八月十五日一、必設二法會一、號二之放生會一。上下諸人莫レ不二來會一。而件尼同日更設二此會一、晝則迎二伶人一、盡二舞樂之妙曲一。夜又喔二名僧一傳二菩薩之大戒會一。飮食布施盡レ美盡レ善。因レ玆僧徒伶人等不レ向二本宮一云々。法會頗以寂寥。爰本宮道俗相議云、設二法會於同日一、成二障碍於本宮一。今此所行爲レ之如何。仍自二本宮一牒二新宮一云、八月十五日者、是本宮放生會也。改二他日一行二新宮會一云云。而件尼蔑二如本宮之告一、經レ年無レ所二改定一。爰本宮神人等數千人、發二向件山科新宮一、壞二棄其社一、毆二縛彼尼身一至二于其靈像一者、奉レ移二石清水本宮一云々。或說云、護國寺御體

者此靈像云々。

勢田尼上（神祇伯顯重母）常參詣賀茂社之人也。或時御料之刻限に參會して被見ければ、諸の魚鳥を供しけり。仍氏人に、大明神は何物をか令好給哉と被問ければ、答云、我不知。給尋古老者可令申云々。其日通夜之間、尼上之夢に、大明神開寶殿戸、被仰云、我彌陀念佛を好也、常可申也云々。依之於社頭喎僧侶令修七ヶ日不斷念佛。結願夜又夢中に、御社の跡池になりて、蓮花開敷。神主成重申云、是は念佛人可往生蓮花也云々。

範兼卿者奉仕賀茂社之人也。每參詣之度書心經被參けり。而依此事免三熱苦之由示現之後、金泥にて書かれけり。往日通夜片岡社邊して、大明神御本地は何にて御座す哉らんと祈請して、きと睡眠之間、端嚴女房令出現給、致渇仰之誠申云、毛車にのせさせ給へ。其時うなづかせ給ひ、又申云、母にさきだたせ給ふな。其時者有御顧盼。又本地は何にて御座すぞと申す時、等身正觀音の蓮花令持給ひたるに、令變御て卽火炎に令燒御て、くろ〳〵と令成御と奉見けり。依之等身

正觀音奉造立、安置東山堂云々。果敍三品母先立了。子孫繁昌、偏大明神之利生也。

式部大夫實重は、參詣賀茂無雙之者也。依先生之微運、不預過分之利生歟。人の夢に、大明神又實重來りたりとて、令歡給之由見之云々。實重可奉見御本地之由、毎年祈請之、或夜通夜下社之時、夢中に主上參詣之間、なから〔たイ〕きの程にて奉逢行幸、百官供奉如常。實重片藪に隱れて見之。鳳輦内に、金泥經一卷令立御たり。其外題に、一稱南無佛皆已成佛道と被書たりけり。夢卽覺了。

鴨社禰宜季綱〔繼イ〕、保延六年正月廿三日、依當番通夜御社之間、夢に八幡宮よりとて、獅子頭や鋒など體の物神寶等、多く持運びて、舞殿に置きければ、彼者何事哉と問へば、神人等答云、八幡宮燒失候へば、大菩薩是へ令渡御也云々。夢覺之後、天曙之後朝に、三の權守親重宮廻しけるに、斯る不思議の夢をこそ見つれと語る間、自京參詣之人云、去夜亥時、八幡宮燒失云々。

住吉大明神託宣云、昔伐新羅之時、吾爲大將軍、日吉爲副將軍。其後伐將門之時、

日吉爲二大將軍一、住吉爲二副將軍一。是依二天台宗之繁昌一、日吉受二法施一無レ限、威德倍增之故也云々。

日吉客人宮者、白山權現云々。依二或人夢想一造二小社一所レ奉二祝居一也。而慶命座主之時、無二指(サシタル)證據一者、無レ詮小社也。又可二御座一者可レ被レ示二不思議一云々。件夜入二座主之夢一有二託宣之旨等一。後朝小社上計白雪一尺積みたりけり。六月云々。其後靈驗揭焉云々。」

一條院御宇、北野天神御贈位贈官。正二位從一位左大臣云々。件位記詔書等敕使菅原幹正。正曆四年八月十九日、太宰府到來。同二十日未刻參二着安樂寺一、御位記筥を置二案上一、再拜讀申時、絕句詩化現云々。道風之手跡云々。

勿驚朝使排二荊棘一　官品高加拜感成　雖レ悅二仁恩一覃二邃究一〔窟イ〕

但羞存沒左遷名

此正文被レ納二外記局一。于レ今有云々。今度敕答不快之由、群議定畢。同五年頃賜二正一位太政大臣一之由、被レ奉二詔書一之時、又有二託宣之詩一。

昨爲二北闕一被レ悲士　今作二西都一雪レ恥尸　生恨死歡其我奈

此詩一度詠吟之人、毎日七度可二守護一之由有二託宣一云々。又御託宣句〔詩イ〕云、

今須三望足護二皇基一

家門一閉幾風煙　筆硯抛來九十年　毎レ仰二蒼天一思二往事一

朝々暮々涙連々

園韓神社者、本自座二太内跡一。而遷都之時、造宮之使等可レ移二他所一云々。于レ時託宣云、猶座二此處一奉レ護二帝室一云々。仍座二宮内省内一云々。

中山社〔巖神〕者、冷泉院中島令レ祝二火神一給云々。其後事外放光。後冷泉院御時歟。託宣云、門前車馬多時、出入不レ輙、給二此所一向欲レ住云々。依レ之令レ去レ移二他所一給云々。

宇治左府被レ奉三呪二咀近衛院一之時、古神祇乃不レ預二官幣一や御座すると、被レ尋之間、愛二太子一給。明神四所權現を奉レ尋出、呪二咀之一。仍天皇崩給畢。然而左府不レ經二幾程一、中二天矢一薨畢云々。

白山權現住み給ふ山に有レ池。相二去御座所一事卅六町、在二深山中一、縱横七八段計云々。號曰二御厨池一。諸龍王相集備二供養一之池也。件池人敢不レ能二近寄一。若有二臨寄人一之時、

雷電猛烈害レ人云々。仍雖ニ古來一不レ能ニ近進一。而淨藏及最澄二聖人等、申ニ請權現一汲ニ取此池水一云々。傳聞此事日臺聖人、參ニ籠三七日一、祈ニ申權現一、臨ニ向彼池畔一、先勤ニ行供養法一。于レ時天晴敢無ニ雷雨之氣一、仍以レ瓶汲ニ取池水二升計一畢。其後心神迷惑如レ亡。然而相悔退歸畢。件水有ニ病痾一之人飮レ之塗レ之、莫レ不レ愈。又生々世々所ニ値ニ遇佛法一云々。

室生龍穴者、善達龍王之所レ居也。件龍王初住ニ猿澤池一。昔采女投レ身之時、龍王避而住ニ香山一。（春日南山也。）件所下人棄ニ死人一。龍王又避住ニ室穴一。件所賢憬僧都所ニ行出一也。賢憬者、修圓僧都之師也。往年日對上人、有ニ龍王尊體拜見之志一、入ニ件龍穴一、三四町計黑闇而、其後有ニ青天所有ニ一之宮一。殿上人立ニ其南砌一。見レ之懸ニ珠簾一、光明照耀有ニ風吹ニ動珠簾一間、其隙伺ニ見彼裏一、玉机上置ニ法華經一部一。頃之有ニ人之氣色一、問云、何人來哉。上人答云、爲レ奉ニ拜ニ見御體一、上人日對所ニ參入一也。龍王云、於ニ此所一不レ能ニ奉レ見、出ニ此穴一其趾三町計、可ニ對面一也。上人卽如レ本出レ穴、於ニ約束所一着ニ衣冠一給、自ニ腰上一出レ自ニ地中一。上人拜ニ見之一卽消失畢。日對件所立レ社、造ニ立龍王體一。于レ今見在云々。祈

雨之時、於件社頭、有讀經等事云々。有感應之時、龍穴之上有黒雲、頃之件雲周遍天上、有降雨事云々。

天喜二年九月廿日、聖德太子御廟近邊、(坤方、)為立石塔引地之間、地中有似筥石、掘出之筥也。(長一尺五寸計、横七寸計。)有身蓋開見之處、御記文也。仍天王寺奏聞事由。件御記文狀云、吾為利生、出彼衡山入此日域。降伏守屋之邪見、終顯佛法之威德、於所々造立四十六箇之伽藍。化度一千三百餘之僧尼、制紀法花勝鬘維摩等大乘義疏。斷惡修善之道漸以滿足矣。(下石文也。)今年(歲次辛巳)河内國石川郡礒長里有一勝地、尤足稱美、故點墓所云々。吾入滅以後、及千四百三十餘歲、此記文出現哉。爾時國王大臣發起寺塔、願求佛法耳。(上石文也。)

此事天王寺別當桓舜僧都、依執柄仰、參向彼御廟歸洛、談申云、其所住僧前年為建立私堂、掃除其邊地、其夜夢人來云、此地不可立堂舍、早可停止。此傍地可宜云云。依此夢止(上イ)初地建立他所畢。而初所今年掃除之間、所掘出此石函也。件函有身蓋如几帳足、其色如褐色。以如針之物銘件字也。自彼年及今年四百卅六年

云々。

天平十九年丁亥九月廿九日、始奉レ鑄二東大寺大佛一、同廿五己丑正月四日、陸奥守從五位上百濟王敬福進二黄金九百兩一。本朝出二來黄金一之始也。依レ之敬福授二從三位一畢。同四月十八日、改爲二天平勝寳元年一。是去正月始出二來黄金一之故也。同年十月廿四日、奉レ鑄二大佛一已畢。三ヶ年之間奉レ鑄八ヶ度也。高五丈三尺五寸云々。去七月二日天皇聖武出家、同八年五月二日太上法皇崩。春秋五十七。

長谷寺觀音は、神龜二年三月廿一日庚午供養、行基菩薩爲二導師一。件寺者、弘福寺僧道明沙彌德道、播磨國住人、二人相共所二建立一也。其佛木者自二近江國一流出霹靂木也。流至二大和國一。爰彼道明等曳二此木一企レ造レ佛、思無レ力。於レ是正三位行中務卿兼中衛大將藤原房前奏聞、公家依レ敕下二行大和國稻三千束一。因レ玆奉レ造二十一面觀音像一體、高二丈六尺。雷公降臨被レ作二方八尺盤石一、令レ爲二其座一矣。已上緣起。爲憲記云、長谷寺佛木元者、昔辛酉洪水之時、自二近江國一流出橋木也。所レ至火災病死、卜筮所レ告二此祟一也。于レ時大和國流至住人出雲大滿心發願、吾以二此木一奉レ造二十一面觀音像一。人夫曳レ之、上下合

力至城下。郡只有發願之心、全無造佛之力。然間大滿郎(早イ)世矣。木經八十餘年、其里疾病盛發、村人同心、曳棄於長谷川之上、又經卅年。爰沙彌德道有造佛志。養老四年移置峯上。德道無力悲、積年朝暮向木禮流涙。於是藤原朝臣房前大臣俄蒙綸旨、下行造料。仍神龜四年造畢高二丈六尺十一面觀音像。德道夢見神人告云、此山北峯在大巖矣。掘顯奉立此像。覺後更昇見有方八尺大面石平如掌。(德道緣起文。)

孝謙天皇建立西大寺之時、於塔婆欲造八角七重之由、被仰合長平大臣之處、長平申云、四角五重可足歟。被造八角七重者、爲國土之費歟云々。依之被造四角五重畢。大臣者存公平雖令申爲後生之責、於冥途被抱燒銅柱云々。長平子息病患之時、請名德僧數日加持之。或日傍人俄託云、我是長平也。存生之時、依申滅西大寺塔婆、於冥途抱銅柱、經年序之間、今閻魔王宮薰香烟、仍閻王寄烟、被尋由緒之處、冥官申云、日本國罪人長平息男三(從四イ)位上藤原家、依令病患、以一僧加持。件僧凝堅固之信心、替己身令祈請、有效驗。依志之深甚、香煙所來薰也云々。依之免苦患、今引率同門廿餘人、生天上。仍爲告此旨所來託也云々。

昔傳教大師、叡山建立之時、爲ㇾ立㆓中堂㆒被ㇾ引ㇾ地之間、自㆓地中㆒蠣の殼を多被㆓引出㆒云云。大師奇而被ㇾ尋㆓申比良明神㆒。明神答云、件事、吾の世事にあらず。古人語り侍れば、此所依ㇾ爲ㇾ可ㇾ流㆓布圓宗法文㆒之地、諸海神等集會して、此山を築きたる由語り侍りしかば、海底の蠣の殼等出し侍る歟。件事能久しく罷成る事なり。淨飯王の悉達太子、成佛得道して、敎㆓化諸衆生㆒之由承り侍りしは近事也。老後所勞依ㇾ不ㇾ容ㇾ易行步、不ㇾ參詣侍りき云々。

天台寶幢院被ㇾ安㆓置塔婆之御舍利㆒。貞元之頃、爲㆓雷公㆒被ㇾ取ㇾ之。爰成安阿闍梨、爭でかさる事あらむとて、加持して可ㇾ慥返置㆒之由、責伏之間、黑雲出來、件舍利筥返置畢。但瑪瑙のとびら二枚不ㇾ返置㆒云々。而元曆大地震之時、件瑪瑙之扉出來、奇見之處御舍利失了。

寬仁四年九月頃、狂女一人登㆓叡山㆒、在㆓總持院廊下㆒云々。仍諸僧等毆縛追下畢。古老僧等歎息云々。我山建立以後、未ㇾ聞ㇾ如ㇾ此事㆒。昔迷ㇾ路之女、登㆓大嵩邊㆒、忽風雨殊甚、天氣動搖。是山王被ㇾ咎㆓登山之女㆒也。而今日無㆓風雨㆒。是山王靈驗滅亡歟。可ㇾ悲

事也云々。

入道殿被レ詣二高野奥院一之時、大師開二御戸一令レ差二出御袖一給云々。依レ之被レ寄二進五箇莊一云々。

六波羅太政入道、安藝國司之時、重任之功に被レ造二高野大塔一之間、材木を手自被レ持けり。其時着二香染一之僧出來云、日本國之大日如來は、伊勢太神宮と安藝の嚴島なり。太神宮は餘り幽玄也。汝適爲二國司一早可レ奉レ仕二嚴島一云々。守奇レ之、貴房をば誰とか申すと問ひければ、奥院の阿闍梨となむ申すといひて、掻消す樣に失せにけり。此僧をば國司の外、餘人不レ見レ之。其後神拜之頃、詣二嚴島一。巫女に託宣して云、君は可レ爲レ至二從一位太政大臣一云々。能盛・後藤太とて共にありけるを、同託宣云、汝も可レ爲二當國守一云々。果不二相違一云々。

園城寺鐘者、龍宮鐘也。昔時代不二分明一可レ尋レ記一粟津有レ男、號二粟津冠者一武勇者也、建二立一堂一、欲レ鑄レ鐘、爲レ尋レ鐵下二向出雲國一。渡海之間大風俄起浪入レ船。乘船之輩連レ聲叫喚。其時小船一艘、小童取レ梶出來云、主人可レ乘二移此船一、不レ然可レ入レ海云々。乍二迷惑一乘移之間、風浪忽

然而止。本船於此處示可待之由、小船入海底思之間到龍宮。宮殿樓閣不可說云々。龍王出逢云、爲讎敵從類多被亡了。今日殆可被害、仍所迎申也。時漸至可然者、一矢可射給云々。冠者諾之昇樓相待之處、敵大蛇引率若干之眷屬來臨、向ふざまにかぶら矢にて射る。入口中舌根を射切つて、喉下に射出畢。依之大蛇退歸之間、追ひざまに又射中程畢。爰龍王出來喜悅云、此悅には雖何事隨願可與云々。冠者云、雖造一堂、未鑄鐘、仍爲尋鐵下向出雲國之間、不慮所令參仕也云々。龍王甚安き事なりとて、龍宮寺に所釣之鐘を下して與之畢。歸粟津建立堂、事移時變件寺破壞之後、纔住持之法師一人爲鐘主、而去年頃鎭守府將軍淸衡、施砂金千兩於寺僧千人。其時三綱某乞集五十人之分、以五十兩金給廣江寺法師。是件鐘主法師成悅賣件鐘畢。上座不廻時刻、招寄寺僧等、終夜顚來畢。所釣園城寺也。件廣江寺、天台末寺也。後日衆徒漏聞此事、搦件鐘主法師、不日令入湖云々。

永保元年六月九日、爲叡山僧徒三井寺燒。其日記云、御願十五所・堂院七十九所・塔

三基・鐘樓六所・經藏十五所・神社四所・僧房六百廿一所・舍屋一千四百九十三宇。廣ニ考天竺震旦本朝一、佛法興廢未レ有ニ如レ此破滅一。智證大師入滅以後、歷ニ百九十一年一有ニ此災一云々。保延寺燒之時、山僧等爲ニ懺ニ悔件罪一、書ニ千部如法經一。十種供養之時、忠胤僧都說法云、依レ此燒ニ園城寺一之罪、地獄に留まる事はよも候はじといひける時、衆徒等頗心安く思ひたる氣色なりけるに、後詞云、無間地獄を打通して、風輪際へいなんずればといひける時、衆徒等皆笑ひけり。又園城寺の僧徒はにくかるべし。我山を欲レ傾ば、佛法經論は有ニ何過一。徒に灰燼とはなるぞといひける時、三千衆徒一同悲泣云々。

良眞（西京イ）座主之時、寺を燒きたりけるが、僧房計を燒きて、衆徒等歸山したりければ、座主聞レ之、堂舍經藏を燒きたらばこそ、甲斐にてあらめ。僧房計は無レ詮事なりといはれければ、翌日又發向して、始レ自ニ金堂一、堂宇經藏皆燒拂ひけるに、賴義の舍弟なる僧のありけるが、命を棄てゝ數千僧の中へ分入りて、經藏の宗として、聖敎を取出したりける。大師御入唐の時の文書等也。件文乍ニ不具一も末代の寶物にて、被レ

安置奥院也云々。

保安二年閏五月三日、園城寺燒失之頃、或時僧夢想、有着褐冠之人、尋問誰人之處、答云、我新羅明神眷屬也。爲守護此寺經廻也云々。夢中嘲之曰、佛像經論堂舍僧房盡成灰燼畢。可被守護何物哉。無益守護歟云々。各行分之後、又着直衣耆老之人出來、見容體非直也人。其眉長垂及口程、鬢髮皓白也。件人曰、汝所云之事、甚似不知仔細。本守護此寺之素意、更不護堂舍僧房、唯守護出離生死之志。如此患難之時、僧徒多發道心不倦修學、我守此人也云々。此事權大僧都覺基（園城寺別當）保延寺燒之時、參禮部御許所語申也。

萬壽二年五月頃、關寺有引材木之牛。此牛大津住人等夢、多見迦葉佛化身之由。此事披露之間、貴賤上下擧首參詣彼寺、禮拜此牛云々。而件牛兩三日有病氣、六月二日太重、入滅之期可近歟。然間件牛出自牛屋、漸步登御堂正面、廻御邊（堂イ）二匝、道俗涕泣。其後臥佛前、寺僧等念佛。又更起相扶廻一匝也。歸本所臥云々。不經幾程入滅云々。實可謂化身歟云々。

清水寺者、康平六年八月十八日燒亡、但觀音像奉二取出一云々。又應德四年三月八日夜同燒亡。又永萬元年八月燒二亡山門一、衆徒燒レ之云々。

珍皇寺別當某云、當寺鐘者、慶俊僧都鑄レ之。土に埋經二三ヶ年一、可二掘出一之由契つて入唐畢。而一年半計ありて、本寺の住僧等掘二出之一。鐘之音聞二唐土一。仍慶俊僧都示云、我寺之鐘聲こそ聞ゆなれ。不レ鎚に六時に鳴らさむと思ひつるものを、太だ口惜し云々。僧都は弘法大師の祖師也。

栗田左大臣在衙、文章生之時、參二詣鞍馬寺一、於二正面東間一爲レ禮之間、十三四歲童來レ傍同爲レ禮、七返計と思ひけれども、此小童之禮不レ終の前に、し果てたらんは惡かりなむと思ひて、不意奉レ禮之間、既滿二三千三百卅三度一之時、此童失畢。爰在衙成二奇異之思一、致二渴仰之信一然。而窮屈之餘、聊睡眠之間、先童裝束如二天童一、自二御帳之中一出來云、官右大臣、歲は八十二云々。其後昇進如レ任二雅意一。任二大臣一之時無レ饗云々。左大臣八十三之時、詣二彼寺一申云、往日右大臣八十二之由雖二示現一、今已如レ此云々。毘沙門亦夢中示給云、官は右大臣にてありしに、依二奉公勞一至二左命一は、あしく見たりけり。八十三(七イ)云々。

果件歲薨逝也云々。其後彼寺正面東間をば、人以稱進士間云々。

延喜御時藏人（其名失）不參內居家。其母奇問之。藏人云、天氣不快。母云、早可參內。我將祈鞍馬寺云々。藏人參拜主上於大床子御座、召御膳。（於石灰壇庖丁）有大風燈消。此藏人歎中（甲乙）折櫃置燈於其內。三方風不能消。自此朝恩日新云々。

嵯峨釋迦像者、永延元年二月十一日、奝然法橋所奉渡也。

法成寺建立之時、自陽明門大路南に、被立南大門、近衛大路を被築籠れたりけり。其時大外記賴隆眞人夢想に、陽明門額地に落ちたりければ、奇問之處、額云、吾以望東山為命。而今依被塞大路之末、所落地也云々。依此夢被寄北云々。此事見于經信卿記。

御堂令始木幡三昧給之日、法螺を禪僧等え吹かざりければ、殿下御手に取りて令吹給ふに、高くなりたりければ、時の人感じのゝしりけり。

後朱雀院御藥危急之時、後生御事を怖畏思食しけり。而御夢中入道殿（御堂）參給申云、造立丈六佛之人、於子孫更不墮惡道云々。某奉造立數體之丈六。於御菩提

不可疑思食云々。依之被仰合明快座主、被造立丈六佛。件佛安置天台護佛院云々。

宇治殿令建立平等院給之時、地形事など爲被示合、相伴土御門右府給。宇治殿被仰云、大門之便宜、非北向者無他之便宜。北向有大門之寺侍乎云々。右府被申不覺悟之由。但匡房卿未だ無職にて江冠者とてありけるを、後車に乘せて被具たりけるを、彼こそ如然事は、うるせく覺えて候へとて、召出被問之處、匡房申云、有北向大門之寺は、天竺には奈良陀寺、唐土には西明寺、此朝には六波羅密寺云々。宇治殿大令感給云々。

圓宗寺、本は圓明寺也。而宇治殿被仰云、圓明寺は、山崎寺號也。同庚午日可被供養ぞと云々。依之さわぎて、圓宗寺とは被改たり。

奉立法勝寺五佛之時、覺尋僧正誤其座位。仍菩提房僧都濟覺、奏聞事由奉立直云々。又寺號を、覺尋は大毘盧舍那寺と名づけたりけるを、菩提房改之爲法勝寺云々。

三位祭主親定造宮之間、有下可二建二立一堂一之志上。歎云、遇二御遷宮一問者、露命可レ難レ期。愁生之間、欲レ遂二此願一。仍以二此由一申二合江中納言一之處、中納言答云、蓮臺寺は永賴祭主外内兩宮御遷宮之中間、祈二請神明一、蒙二神明之告一所二建立一也。然者雖二造宮之間一能致二祈請一者、造營何事有哉云々。因レ之親定祈請所二造營一也。抑件蓮臺寺は、安二置普賢像一行二法花三昧一云々。件堂所二前生之苦行一庵室跡云々。永賴時々語二前生事一云々。件普賢天蓋頂鏡之中央居二水精玉一、玉大如レ橘云々。氏人之中可レ有二慶賀一之時、件玉必照耀欲レ有二大慶一之時は、玉ぶちの小玉等皆放レ光云々。故永實欲レ任二上總守一之時、中史大玉半分照耀、人々怪レ之。上總任中逝去畢。凡靈驗揭焉之砌也云々。此事外宮權禰宜常行參二禮部禪門一、所二語申一也。伊勢國蓮臺寺者、祭主永賴建立也。永賴從二神事一之間、依下憚二佛事一思上而送二年月一、爲二祈請此事一、限二三ヶ日一參二籠內宮一。夢中被レ開二御殿一、乍レ驚奉レ見之處、三尺皆金色觀音像也。仍其後所レ立之堂也。

土佐國胤間寺といふ山寺あり。件寺の住僧を、當國在廳相語云、我有二大般若書寫之大願一、汝可レ助二成結緣一。於二用途一者可二沙汰一。與二傍輩一語ひて可レ令レ書と契約して、經二

年序一畢。其後全不レ及二用途之沙汰一。雖レ然此僧悦二善緣之令一レ然、勵二自力一漸終二其功一畢。仍件在廳に、彼御經こそ出來て御せ。用途は後にも可レ給。令レ誂レ書之輩多侍也。於レ今者可レ被レ遂二供養一也云々。願主悅而展二供養一之間、俄辻風出來、件經卷を盡吹二上虛空一畢。聽聞集來之道俗、成二奇怪之思一之間、頃之經卷皆成二白紙一落レ地。只大文字二句偈顯二現于此紙一。件文云、

檀那不レ信故、文字留二靈山一。

件偈于レ今在二彼寺之寶藏一也。或人語云、

檀那不レ信故、料紙還二本土一。經師有レ依故、文字留二靈山一云々。

六條坊門北、西洞院西有レ堂、號二みのう堂一。件堂は伊豫入道賴義、奧州浮囚討夷之後、所二建立一也。佛は等身阿彌陀也。賴義造二立此佛一、恭敬禮拜して往生極樂必引導し給へと申しければ、うなづかせ給ひけり。十二年の間、戰場死亡の者の片耳を切集めてほして、皮古(籠イ)二合に入れて持ちて上げたりけるを、件堂の土壇下に埋む云々。仍て耳納堂といふ也。みのは堂といふは僻事なり。

西行は俗名佐藤兵衛尉義清、散位康清之男云々。讃岐松山津といふ所にて、新院御座しけむ跡を尋ね侍りけるに、形もなかりければ、

松山の波に流れてこし船のやがてはかなくなりにけるかな

と打詠めて、しろみねと申す所の御墓所に參りて、

よしや君むかしの玉の床とてもかゝらん後は何にかはせむ

古事談第五終

古事談第六

亭宅諸道

南殿櫻樹者、本是梅樹也。桓武天皇遷都之時、所被植也。而及承和年中枯失。仍仁明天皇被改植也。其後天德四年（九月廿三日）内裏燒亡に燒失了。仍造内裏之時、所移植重明親王（式部卿）家櫻木也。（件木本吉野山櫻木と云々。）橘木は本自所生託也。遷都以前、此地者橘大夫家之跡也。

東三條者、重明親王之舊宅也。親王夢に、日輪入家中と見給ひて、無指事過畢。爲大入道殿御領之後、前一條院所令誕生給也云々。

東三條者、李部王家也。彼王夢に、東三條の南面に、金鳳來りて舞ひけり。仍李部王雖被存可即位之由、不相叶而大入道殿傳領之後、一條院乘鳳輦西廊の切間よ

り令レ出給云々。

有國は伴大納言後身也。伊豆國圖伴大納言影、與ニ有國容貌一敢不レ違云々。又善男臨終云、當生必今一度可ニ奉公一云々。

入道殿被レ造ニ東三條一之時、有國奉ニ行之一。西の千貫の泉透廊、南へ長く差出したる中程、一間不レ打ニ上長押一。殿下御ニ覽之一、など不レ打ニ長押一哉、下も土にて弱きにと被レ仰けれど、無レ何申成して止畢。然る間上東門院立后之後、始入内給之時、此上長押あらば、不レ有ニ其煩一之處、御輿安らかに令レ出給之間、有國砌に候ひけるが、頗こわづくろひを申したりければ、殿下遣ニ御覽一たるに、指をさして上長押を見遣たりけり。いかにも可レ有ニ此儀一と存じて、御輿の寸法を計りて、不レ打ニ長押一云々。思慮深者也。

大入道殿姫君庚申夜、脇息に寄懸つて、令レ死給畢。仍彼御一門には、女房之庚申永被レ止云々。

宇治殿、京極殿を御車後に乘せて御行ありけるに、二條東洞院二町を築籠めて、大二條殿被ニ造作一候けるを御覽じて、京中の大路をも斯く籠め作るにやと令レ申給ひけ

れば、打任せては不㆑可㆑有事なれども、我等がせむをば、誰かは可㆑咎哉と仰せけり。

仍高陽院をば、四町を築籠めて令㆑作給云々。

石田殿は泰憲民部卿、（春宮亮泰通男）近江任之時、選㆓勝地㆒所㆓構造㆒之別莊也。而宇治殿仰云、子息少僧在㆓園城寺㆒、可㆑然者坊舍一可㆓求出㆒云々。依㆑之以㆓石田之別業㆒、奉㆓覺圓僧正㆒之後、爲㆓園城寺平等院領㆒云々。

花山院者、貞保式部卿宮家也。貞信公傳領時、人號㆓東之宮㆒。主人住㆓給西町㆒（小一條今宗形）之故也。九條殿傳㆓領件家㆒之後、爲㆓東宮御在所㆒。（於㆓此處㆒有㆓立坊㆒）以㆑是知㆓世俗之詞有㆑徵云々。件所一名㆓東一條㆒云々。

京極大殿御時、摸㆓大內春日町㆒令㆑造給（伊豫守泰仲朝臣造㆑之）之後、于㆑今不㆑燒之處也。寢殿上長押有㆓七星之節㆒云々。又吉平朝臣符之故云々。故左府（兼）之時修理之間、自㆓天井上㆒被㆔取㆓出種々厭物㆒、（多分小社人形等也）被㆑見㆓吉平末葉等㆒之處、此物體等總申㆘不㆓習傳㆒之由㆖云々。仍如㆑本被㆓納置㆒云々。

平等院寶藏に、水龍といふ笛は、唐土笛也。唐人渡㆓此朝㆒之時、於㆓海中㆒船欲㆑沈。舟

人等奇之、種々財物を令入海に、皆以不沈。仍入件笛之時、卽沈之。無爲着岸之後、本主沙金千兩を儲けて、龍王に相傳へんと誓ひて、欲入於海之時、件笛を令買取給ひて、令籠寶藏給云々。

村上御時、朝忠卿祗候御前。舍弟朝成始昇殿候小板敷。主上御覽自小蔀て、にくさげなりけり。聞食吹笛之由、雲火を給ひたりければ、內裏も破れぬ計りに吹きたりけるに、貌も忽美麗云々。

伶人助元(助種父)依府役懈怠事、被召籠右近府下倉。此下倉には、蛇蝶なる(集るイ)ものをと怖畏の間、夜半計大蛇出來、其頭如祇園師子頭、其眼如銀提、其舌三尺計にて、大口をあきて已欲成害。助元心神如無。雖然わなゝくゝ笛を拔出して、吹還城樂破。爰大蛇來り留りて、頸を高く持上げて、有聞笛之氣色。暫聞きて掻歸去畢云々。

堀川院御時、召南都僧徒、被行大般若御讀經けるに、明暹在此中。于時主上御笛をあそばしけるが、樣々に調子を替へて、令吹給ひけるに、明暹每調子聲を違へず

經を上げければ、主上奇み給ひて、此僧を召しければ、明暹跪候二庭上一。依レ敕昇候二簀子一。笛や吹くと令レ問給ければ、おろ〳〵吹き候と申すに、さればこそとて、御笛を給ひて被レ吹に、萬歳樂をえもいはず吹きたりければ、叡感ありて、其御笛を給ひけり。件笛般若丸と付けて、祕藏して持ちたりけり。傳々して今在二八幡別當幸清之許一云々。

放鷹樂といふ樂をば、明暹已講只一人習傳へたりけり。白川院野行幸あさてといふ夜、山階寺三面僧坊にありけるが、今夜は戶なさしそ、尋人あらむものぞといひて侍りけるに、如レ案有二來入之人一、問レ之是秀也。放鷹樂習ひにかといひければ、然也と答ひ、房の內に入りて令レ授レ樂たり。

元正下二向八幡御領備中國吉阿保一、(二條御神樂保)上洛之間、於二室泊一俄心神違例如レ亡。片鬢如レ雪變也。成二奇異之思一令二巫卜一之處、吉美津宮託宣給云々。適下二向當國一、依レ不レ聞二其曲一所レ成レ祟也云々。忽押歸參二詣彼宮一、吹二皇帝已下祕曲等一之間、白鬢立尋常云々。

保延五年正月廿六日、六條大夫(基)參二入禮部禪門一語申云、八幡所司永秀、古時無二左右一

笛吹也。正近同時者也。永秀常吹笛、隣里惡之、四隣無人。如此之間、避人里移住男山南面。件近邊不生草、依笛聲歟。嫌多分笛不吹、只以寄竹笛一管隨身吹之。件笛不慮傳來故正清許、正清不傳正近、賣八幡別當光清、光清進白川院畢。件永秀・正近共居宿院水中門。永秀吹桃李花、令聞正近。正近密屈指計其拍子、其屈指透自狩衣木賊色顯然。永秀畏之云、雖有聞笛聲者、不許其拍子、是非直之人云云。又正近或時吹皇代。永秀障子内聞之、令書其譜。後日勘之、二拍子注落云云。又語云、大殿被語仰管絃間事共、少々注置之、漸成大卷云々。故大殿令引琵琶給、御師資近・故後二條殿同令引琵琶給。御師經信卿。當時大殿御笛。御師、按察使中納言宗俊。月夜吹笛有登猪鼻之者。元正於山井私宅聞之、不聞知之樂也。成奇走登大坂、隱藪見之、青衣を被て帶劍之僧也。元正問云、何人乎。其時衣被を脱ぎて、法師ぞかしといふ。見之山路權寺主永眞也。元正重問云、所被吹何樂哉。永眞答云、萬歲樂を逆に吹く也。若し逆に吹けと申人もあらばとて、所吹習也云々。件永眞、宮寺所司也。永秀若同人歟。此兩事式賢所語也。

大納言宗俊、笙は時光の弟子也。大食調入調、今にとて不レ授、送二年月一之間、或五月廿餘日之頃、甚雨夜、時光來臨申云、今夜彼入調欲レ奉レ授云々。大納言喜悦之間、時光申云、此殿中にては、耳恥かしき者も侍らむ。いささせ給へとて、忽到二大極殿一、其には時光一人也。（亞相乘車、時光簑笠を着歩行。）已臨レ欲レ授二祕曲一之時、時光が云、斯る所には、耳聞く者も侍るぞやとて、執二炬火一見廻之處、着二簑笠一之者一人居二柱隱一。誰人ぞと問之處、武吉也。笙上手云々。仍さればこそとて不レ授歸畢云々。京極殿召二此武吉一被レ吹レ笙。其曲優美、仍被レ尋二師匠一之處、依レ不二分明一、被レ仰云、猶可レ爲二時光之弟子一云々。依レ之翌日到二時光之許一。時光調レ笙弘庇にあり。武吉居二庭上一、自二懷中一取二出名符一、給二于時光一。時光驚、携レ手引二昇堂上一、乍レ悅問云、年來其曲をいとなみて互奉公、何忽如レ此哉。武吉答云、年來も乍レ存、自然罷過之間、昨日依二殿下仰一所二參入一也云々。時光興云、先何曲可レ被レ傳哉。武吉云、大食調入調所二大望一也。時光云、公里小童にて前に居りけるを、件曲彼童未レ授也。授二畢彼童一之後、不レ可レ祕云々。其時武吉云、被レ授二小兒一事、非二只今事一歟。武吉已老爛、不レ可レ待二其時一とて、乞二返二字一退歸畢云々。仍件曲を懸レ心

令レ伺之間、甚雨夜到二大極殿一云々。
博雅三位箏譜奥書云、案二萬秋樂自序一、始て六の帖の畢まで、無レ不二落涙一。予誓二世々生々在々所々以レ箏生一レ彈二萬秋樂一之身上歟。調子盤渉調殊に勝る、樂中萬秋樂殊勝也云々。博雅者依レ愛二此調子一再二此樂一。生二都卒外院一之由、見二經信卿傳一云々。
高野御室、御寵童共の師匠の料に、孝博を鳴瀧に家作りて居給ひて、種々御いとほしみありて、常在には琵琶、參川には箏、各器量も相叶ひて、祕曲ども授けゝり。參川に千金調子授けてけりと、富家入道殿聞食して、孝博を召して、實にや千金調子、御室なる兒に敎へたんなると令レ問給ふに、孝博申云、召して可レ聞食云々。依レ之御室へ、箏よく彈く童の候なる、給ひて聞き候はゞやと令レ申給ひたりければ、御室入レ興給ひて、被レ進二參川一けり。御前に召して、樂などあまた被レ引て後に、千金調子を彈かせらるゝに、無二正體一僻事共也。童退出之後、又召二孝博一被レ仰云、千金調子爲二僻事一之由可レ申也云々。孝博今暫可レ令二助給一、忽まどひ候ひなむと申しけれど、僻事也。汝も吾も存生之時、不レ令二謝顯一者、爲二後代之狼藉一歟とて、ありのまゝに被レ申二御室一之

間、孝博不日預追却畢云々。

箏流

延喜聖主—貞信公—村上帝—濟時卿—山城守爲舜—┐
┌—少倉供奉賢圓—嵯峨供奉院禪孝博—┬—季通朝臣—┬—安藝
│　　　　　　　　　　　　　　　　　│　　　　　　└—善興寺
│　　　　　　　　　　　　　　　　　└—妙音院
└—箏少將—┬—大宮右府—宗俊卿—┬—富家入道—妙音院
　　　　　　│　　　　　　　　　　　└—京極大相國—若御前尼
　　　　　　└—五節命婦

村上聖主、明月之夜於清涼殿晝御座、玄上を水牛角の撥にて引澄して、只一所御座しけるに、如影之者自空飛參りて、孫庇に居ければ、彼は何物ぞと令問給ふの處、申云、大唐琵琶博士廉承武に候。只今此虛を罷通る事候ひつるが、御琵琶の撥音のいみじさに所參入也。恐くは昔貞敏に授貽す曲の侍るを、欲奉授云々。聖主有叡感之氣、御琵琶を令差置給ひたりければ、かきならして、是は廉承武の琵琶に

候。貞敏に二つ給ひ候内に候と申しけり。終夜御談話ありて、玄上石上曲をば奉ㇾ授云々。貞敏をば妙音院入道は、常に祖師守宮令と被ㇾ仰けり。玄上の事を、江中納言に人の問ひければ、不ㇾ知二慥說一。延喜頃、玄上宰相といひける琵琶引の琵琶やらんとぞ被ㇾ答ける。

貞敏渡ㇾ唐成二廉承武之聟一。一年之間究二習琵琶之曲一云々。歸朝之時、紫檀琵琶二面得ㇾ之云々。又以ㇾ金與二廉承武一云々。玄上者、件琵琶之其一也云々。

玄上撥面繪事、師時卿記云、打毬之唐人二騎歟。是左府仰也云々。

師時記云、保安元八廿、左大臣殿云、故二條殿孝通語次云、玄上繪様於二馬上一打毬者、指二毬於腰一舞形也。良道撥面様付二體圖一之。良道是紫藤琵琶也。留ㇾ世者卽皮而見在ㇾ定、其體顯然歟。

妙音院入道、自二配所土佐國一歸洛之時、資賢卿參二向彼亭一面謁之次、何事共か候ひけんと被ㇾ申ければ、返事はなくて、韓康獨往之栖といふ句を詠出し給ひたりければ、按察落淚退出云々。

京極殿御堂供養之式、宗俊卿作レ之。黄鐘調子爲レ本云々。而經信卿云、いかにまれ如レ此事者、以二壹越調一可レ爲レ本也。母調子とて、往昔以來然也。

舞人助忠爲二傍輩正道一者被二殺害一（祇園林）畢。仍堀川天皇御歎息過レ法之間、久我大相國被レ奏云、何故强御歎候哉云々。被レ仰云、神樂祕曲・胡飲酒・采桑老、此等三箇事亦無二相傳說之人一、已欲レ絕。爭不二歎思食一哉云々。重被レ奏云、神樂は所レ殘なく令二傳說一御畢。子息等成長之時、選二器量一可レ授二給之一。采桑老は召二天王寺舞人一可レ被レ習。胡飲酒者某可レ敎候云々。依レ之兄忠方被レ敎二胡飲酒一、弟近方給二神樂一、被レ習二采桑老一云々。堀川天皇令レ習二神樂一給之時、天皇御二于倚子一、助忠候二小庭一、師時朝臣候二小板敷一、令レ傳二申祕曲一時、於二荻戸方一令レ奉云々。

承元四年三月日、鴨禰宜祐綱奏云、爲二御祈禱一欲レ勤二行臨時御神樂一、其次弓立宮人等、うたはせんと存候。仍可レ執二御氣色一也云々。上皇仰云、神樂事不レ知二食仔細一可レ示二合實敎一云々。因レ之左近大夫將監家綱、奉レ敕問二彼卿一。被レ申云、宮人者、荒涼不レ唱之歌也。於二他之祕曲一者何事候哉。至二宮人一者可レ有二御計一候歟云々。私語云、唱二宮人一

事、實敎覺悟二ヶ度也。一度者、二條院御宇、平治亂逆靜謐之後、承曆元年四月、於二八條內裏一被レ行、三ヶ夜御神樂之時、成方唱レ之。今一度者、後白川院御樂危急之後、被レ行二日吉臨時祭一之時、可レ仕之由被二仰下一、好方再三辭申、有二所存一歟。然而被レ仰下可二慥仕一之由上。愁唱レ之。實敎爲二御使一。

承曆御樂召人

資賢朝臣　季兼朝臣拍子　忠親〔義イ〕朝臣琴　兼雅朝臣　實家朝臣

季信箏

近衞召人

忠節　成方　好方　近人　守忠　助種　兼文人長

天永三年三月石淸水臨時祭、師時卿令レ勤二仕之時、御神樂依レ有レ興、近方唱二宮人一之由、見二于彼卿記錄一。然者雖レ非二敕宣一、令レ唱レ之歟。但宮寺之外、定無二其例一歟。

仁平御賀之時、宇治左府息隆長列二舞人一、被レ習二靑海波一之間、知足院入道殿被レ御二覽之一、未練とて師匠光行を被レ舞。又御覽之後、只同體也。于レ時被レ仰云、光行之父者、八十

有餘之後、授二此曲一之由聞食すは、實にてありけり。老輩之間、無二四度一計授けたりけり。摸二寄波體一之時は、首を左に傾けて、忽に寄レ之、摸二引波體一之時は、首を右に傾けて緩引レ之也とて、召二光行一令レ授二此祕事一給云々。

久我大相國被レ授二胡飲酒於忠方一之時、授畢之由聞召して、天皇御覽之處、不レ叶二叡慮一。仍召二相國一被レ仰二其旨一。相國被レ申云、授には能授候了。然而此曲は、頗しまひに舞ふ所の候を、天性無骨者候之間、幽玄の所を舞ひ候はぬなり云々。又被レ仰云、彼へ不レ舞所を見合せばや。仍被レ遣レ取二裝束於里亭一間、退二直廬一解脱して高レ枕臥、依レ押移時刻、頻御使適到來之時、是はあらぬ面なりとて、又被レ遣レ取二他面一之間、已及二晩頭一、遲參過レ法之間、有二逆鱗一と御使申しければ、猶乍レ臥、胡飲酒は參上の程ある物なりと被レ示て、愁に裝束して被レ舞けり。其曲神妙、天皇被レ仰云、凡力不レ及云々。

小野篁、遣唐使に渡ると聞きて、白樂天悅びて、構二望海樓一待ち給ひけるに、見えざりければ、太政官符露點雖レ明、小野篁舟風帆未レ見と被レ書けり。

在衡大臣、才學雖レ非二絕倫一、主上每レ有二勅問一、事明必申云々。是每二參內一入レ車之書一

帙、於二途中一見レ之、敕問事、必今日所レ見之事也。仍主上深思二食才學由緒在之由一、總夙夜恪勤超レ倫云々。甚雨烈風之日、左衞門陣告上云、縱雖レ在二衞一難レ參日也云々。其詞未レ終に、笠をさし深沓をはきて參りければ、見る人皆感じけり。在衞・維時同時藏人。藤内記、江式部云々。

伊陟卿、村上御宇、近被二召仕一之間、主上被レ仰云、故宮は、常に何事をかせられしと。伊陟申云、うさぎのかはごろもとかや申す物こそ、常被レ翫候ひしかと被レ申ければ、定被二傳得一歟、一見せばやと仰事ありければ、安く候事とて、後日書を一卷持參云々。主上は、褒などにやと被二思召一けるに、傳なりけり。披き御覽じければ、君暗臣諂無レ所レ愬とあるをも、文盲之間不レ知レ之取出云々。伊陟不覺在二此事一云々。

一條院御時、以言望二顯官一之時、有二敕許氣一而御堂令レ申給云、以言者、鹿馬可レ迷二世情一と作る者なり。爭浴二朝恩一哉、仍不レ許云々。

文時之弟子分二二座一て座列之時、文章座には保胤爲二一座一。才學座には稱文爲二一座一。而只藤秀才最貞令二參上一被二諍論一云々。文時被レ問二由緒一最貞云、切韻文字の本文、無

レ不レ知レ之云々。文時は又史書全經專堪之者也。仍尙以ニ稱文一爲ニ一座一云々。

時棟列ニ宇治殿藏人所一之日、雅康爲ニ右衞門權佐一來りて問ニ文字一。時棟不レ答。傍なる範國朝臣云、時棟課試及ニ第三ヶ度一也。今始問ニ文字一極白物也云々。

有國與ニ保胤一爭ニ文道一常不和云々。保胤をば、有國はあらめの主と號しけり。有國問ニ本文事一之時、不ニ覺悟一事をも、さる事あり〱といひて候。本文を問ひける時も、又さる事ありといひけり。仍あらめの主と號す云々。

保胤所レ作庚申序云、庚申者、古人守レ之今人守レ之云々。有國與書云、古の人守り、今の人守り、多くの人守るぞや云々。

維時中納言、始補ニ藏人一之時、主上爲レ令レ掘ニ前栽一、被レ書ニ花名一。納言多以ニ假名一書レ之時嘲レ之、維時聞レ之云、若書ニ實字一者誰人讀レ之哉云々。後日主上召ニ維時一令レ書ニ花目錄一。御ニ覽之一、被レ仰ニ可レ用ニ漢字一之由一。維時忽書レ之進レ之。時人不レ知ニ一草字一、競來問レ之、維時云、如レ此之故先日用ニ假名字一、何被レ嘲哉云々。

敦基朝臣參ニ法性寺殿一、褒ニ美子息等事一、其後有ニ聯句會一之時、茂明候ニ其座一。殿下思ニ食

出先日事二被レ仰云、愚息稱二賢息一、心得て、とりも敢ず令レ明與二茂明一と申しければ、頻御感ありけり。

近衛院御宇、攝政直房被レ行二除目一之時、藏人掃部助敦周取二申文目錄一。殿下いかゞ取ると御尋ありければ、朝隆卿奉行職事にて申云、雖レ爲二未練者一、よくこそ取り候へ云云。于レ時殿下被レ仰云、申文今可二擇受一、敦周無レ程仔細更難レ白と申しければ、申文に、仔細神妙なりとて御感ありけり。父茂明朝臣、うるせき由依二申眞一、試とて被二仰懸一けり。

同頃東北院領、池田莊解を、朝隆卿執筆之時、執申狀申云、非二啻輕二殿下之御威一、兼又成二梁上之奸濫一と書きたりけるを御覽じて、此解狀者、非二田舍者之草一、可レ然之學生儒者などの書きたるにこそ、尋ねよと被レ仰ければ、召二尋莊官等一之處、暫は祕藏不レ令レ申、殿下御定なりとて問ひければ、江外記康貞と申す者に、觸レ緣誂候とありけり。仍被レ召二康貞於文殿一云々。

敦光朝臣愛レ酒之間、不斷置二酒於棗居棚一。或夜寢後子息弟成光放二本鳥一裸形取レ之。爰

兄長光連句を云懸く、其詞云、酒是正衣裳。成光無レ程云、盜則亂二禮儀一云々。父朝臣空寢之間聞レ之、不レ堪二感情一落涙云々。

俊憲卿書二内宴序一（西岳草嫩、馬嘶二周年之風一、上林花馥、鳳馴二漢日之露一）之時、持二來通憲入道之許一、令二見合一ければ、一見之後、刻限已至、早淸書といひければ、猶一兩返讀みなどして有二沈思之氣一、起後入道云、こゝが法師にはまさりたるぞとて涕泣云々。件序、入道も書儲け懷中に持ちたりけれど、尙劣りたりければ不二取出一云々。

安藝守基明嬰子之時、正月戴レ餠之間、少納言入道祝言、才學者如二祖父一、文章者如レ父云々。

四條大納言參二六條宮一、被二論申一云、貫之歌仙也。宮仰云、不レ可レ及二人丸一云々。亞相被レ申二不レ可レ然之由一。仍後日各秀歌十首被レ合之時、八首人丸勝、一首持、一首貫之勝之云々。

延喜御時、相人相者參來、天皇御二于簾中一、奉レ聞二御聲一云、此人爲二國主一歟、多上少下之聲也。叶二國體一云々。天皇恥給不二出給一云々。次先坊（保明太子）・左大臣（時平）・右大臣（菅家）三人列座、

依勅令相云、第一人(先坊)容貌過國、第二(時平)賢慮過國、第三(菅家)才能過國、各不叶此國、不可久歟云々。爰貞信公爲淺臈公卿、遙雖別候給。相者遮申云、彼候人才能心操形容旁叶國定、久奉公歟。寛平法皇聞食此事被仰云、三人事不見、及於貞信公、向後必可善之由所見也云々。因之以第一女王、於朱雀院西對、有嫁娶之儀。于時貞信公大辨參議云々。法皇同御于東對云々。又貞信公云、吾賢慮之條、雖兄不可劣申。左大臣於他事者更不可及。今相者所見尤所爲恥也云々。

珍材朝臣從美作上道之路、寄宿備後國上沼(治イ)郡召郡司女、令打腰之間懷孕畢。其兒至七歲之時、郡司相具前立之、參珍材之許、述仔細。珍材思出件事涕泣。珍材者極相人也。仍見此兒、可至二位中納言の相ありといひて養育、果如父相云々。鰯の數をかぞへさせて、令知始物數云々。件郡司死去之後、恒依憐愍敦舒家中給曹子養立云々。仍其家に資任等は尤親也。

一條院御時伴別當といふ相人ありけり。帥内大臣遠行をも、兼て相し申したりけり。件者物へ往きける道に、橘馬允賴經といふ武者、騎馬して、下人七八人計具し

て逢ひたりけるを、此相人見て、往過後喚返云、是は某と申す相人に侍り、如レ此事令レ申は、有レ憚事侍れど、又爲二冥加一不レ可レ不レ申。今夜中及二御命一可レ令レ愼。中レ矢給御相令二顯現一給也。早令レ歸給。可レ被二祈謝一云々。爰頼經驚云、何樣の祈禱をしてか、可レ免二其難一哉。相者云、取二其身一難レ去大事に令レ思給ふ者を、不レ論二妻子一殺しなんどしてぞ、若令レ轉給ふ事も可レ侍云々。頼經忽打歸りて、路すがら案ずる謀、大葦毛とて持ちたる馬こそ、妻子にも過ぎて惜き物なれ。それを殺さんと思しけり。歸るや遲きと褻居の前に、一疋別に立飼ひければ、かりまたをはげて馬に向つて弦引きたるに、芻打食ひて立ちけるが、主を見て何心なく嘶きけるに、射二殺之一心地もせで、美麗なる妻の不レ思氣色にて、大なる皮古に寄懸りて、苧といふ物うみて居たる方へ、引きたる弓をひねりむけて射レ之。中を射串して、皮古に射立畢。妻は矢に付きて死畢。而皮古の內より血流れ出で、皮古動きければ成レ奇開見之處、法師の腰刀拔きて持ちたる尻に、矢を被二射立一て、死なんとて動くなりけり。頼經歸寢之後、殺させんとて、密夫の法師を、皮古內に隱し置きたりける也。件相人非二直之人一歟。

洞昭側見二後賢卿一云、衰目やあれをもて相せさせばやと云々。件卿、さる者には見えぬ由とて、年來不レ被レ見云々。

西方院座主院源問二洞昭一云、弟子良因は、何月日可レ補二阿闍梨一哉。答下全無二其相一之由上。座主笑ひていふ、御房の相に、此事こそをかしけれ。一々毛孔にも成りぬべき闍梨也、如何云々。洞昭出レ房之後、對二他人一云、命あらばこそ、有職にも僧綱にもなれと云々。而果如レ所レ言。即卒去畢。生年廿五云々。極拔萃之人也。

洞昭參二入道殿御堂御前一、乍レ臥令レ謁給。于レ時宇治殿内大臣令レ參給。暫ありて入二母上御方一給之後、洞昭申云、此君本自無レ止御座而、重可レ貴之御相已顯給云々。入道殿忽驚起給被レ仰云、可レ讓二攝籙一之由、只今心中所レ案也云々。

江帥者極相人也。清隆卿、因幡守之時、爲二院御使一到二江帥之許一、入二持佛堂一念誦之間也。仍御使を緣に居ゑて、隔二明障子一謁レ之。清隆卿御使也。奇怪事哉と乍レ思、數刻問答言畢。歸參之時、障子を細目にあけて、喚返して云、そこは官は正二位中納言、命は六十六ぞよと云々。果如レ言。

六條右大臣殿は相人也。奉レ相二白川院一曰、御壽命可下令レ至二八十一給上。但頓死相難レ遁給歟云々。院令レ及二暮年一給後、被レ仰云、右府相相叶、已及二八十一頓死事、彌有二其憚一云云。

又大外記信俊、生年八歲之時、相二具兄囚獄正家俊一參二彼殿一。次に自二屛風之上一御二覽之一、又令レ申二北方一給云、此童可レ繼二家業一者也。北方被レ仰云、兄家俊容體太優、何不レ繼レ家哉。大臣不レ被レ仰二左右一云々。

又令レ參二故中宮賢子一給二退出一之時、令レ申二北方一給云、いみじき態哉。心憂目を見むずるは。此宮今一兩年の內の人也云々。北方被レ仰云、まが〳〵しく、爭如レ此被レ申哉。全無二衰邁〔退イ〕氣一御座するものを。大臣被レ仰云、不レ可レ依二美麗一也。無二生氣一なり給ひたるものを。不レ可レ過二今明年一人也云々。果然云々。

正家朝臣又相人也。息男右少辨左衞門權佐俊信を相云、爲二辨靭負佐一、官位已至、然而無下可レ着二正家服一之相上、口惜態哉云々。其言果不レ違。又奉レ相二白川院一、可レ令レ及二八句一之由稱レ之。仍件日久我太政大臣無二執奏一云々。

平大納言時望參敦實親王家。雅信年少之時出之、令時望相之。時望相云、必至從一位太政大臣歟。下官子孫若有觸事者、必可有許容也とて、數刻感歎云々。時望卒去之後、一條左大臣感彼知己之言、惟仲肥後公文之間、殊被施芳心云々。惟仲者是時望之孫、珍材之男也。平家者自往昔累代之相人也。

宗通卿子息兩人（兄伊通公、弟季通朝臣）童稚之時、參一條殿御許、（宗通卿母准后人也、）忽被居折敷饌、各食了退出之後、尼上云、此兄兒者可至大臣之人也。弟者凡卑也。不可至卿相也云々。果如彼言。

典藥頭紀國守、（中納言長谷雄卿祖父、）春宮御腹病之時、令合芒消黑丸兼申云、此御藥服後、可令惱亂給。然而遂可有其驗云々。聞食之後令悶絕給。依之被下國守身於帶刀陣。帶刀等拔劒宮崩じ給はゞ、可刺殺國守之身云々。次宮平安御腹病永愈云々。後日國守謂云、宮若御命終者、國守不可存歟とて、止醫道畢。於子孫永不傳其道云々。

入道殿建立法成寺之時、日々有御出仕頃、白犬を愛して令飼給ひけり。御堂へ

も毎日御供云々。或日令レ入二寺門一給之時、件犬御供に候ひけるが、御前に進みて走廻りて吠えければ、暫令二立留一給ひて御覽じけるに、さしたる事もなかりければ、猶令二歩入一給。犬御直衣のらんを咬へ奉二引留一ければ、いかにも可レ有樣とて、召レ榻て令レ懸レ尻給ひて、忽召二遣晴明朝臣一、被レ問二仔細一之處、晴明眠沈思して申云、君を奉二咒咀一之者、埋二厭術於御路一、奉レ超させらむと構へて待つ也。今君之御運、依二無レ止御座一、御犬所二吠顯一也。犬者本自小神通之物也とて、差二其所一令レ堀之間、土器二つを打合せて、黄色紙捻にて、十文字にからげたるを令二掘出一云々。晴明申云、此術者極祕事也。晴明之外、當世定無二知人一歟。但若道摩法師之所爲歟。可レ知二其人一とて、取二出懷紙一彫二鳥形一、唱レ頌投揚之處、成二白鷺一指レ南飛行、此鳥の以二落留之處一、厭術者の住所と可レ知と申しければ、下部等守二白鳥一走行之間、落二留六條坊門萬里小路川原院古師織戸內一。仍踏入搜拾之處、有二僧一人一、卽捕取被レ問二由緒一之間、道摩得二堀川左府之語一、施レ術之由、已以白狀。雖レ然不レ被レ行二罪科一、被三追二遣本國一（播磨）畢。但永不レ可レ致二如レ此咒咀一之由、被レ書二誓狀一云々。

施藥院領九條邊古所に、明道圖のあるを、見る人必ず目を病むの由、雅忠朝臣申置之云々。

晴明者乍俗那智千日之行人也。毎日一時瀧に立ちて被打けり。前生も無止大峯之行人云々。花山院在位御時、令病頭風給。有雨氣之時は、殊發動爲方を不知給、種々醫療更無驗云々。爰晴明朝臣申云、前生は無止行者にて御座しけり。於大峯某宿入滅。答、前生之行德、雖生天子之身、前生之髑髏、巖介に落ちはさまりて候か。雨氣には巖ふとる物にて、つめ候の間、今生如此令痛給也。仍於御療治者不可叶。御首を取出でて被置廣所者、定令平愈給歟とて、しか〳〵の谷底にと敎へて、遣人被見之處、申狀無相違。被取出首後、御頭風永平愈給云々。此占の時は奉念云々。

龜甲御占には、春日南室町西角に御座する社をば、ふとのとの明神と申す。件社を又伊豆國大島下人者、皆此占をするなり。堀川院御時、件島下人三人上洛、召して被占之處、皆奉仕此事者也云々。

武則公助と云、古き隨身ありけり。何を父、何を子とは、不分明父子之間也。右近馬場の騎射、惡く射たりとて、子を勘當して、晴にて毆ちけるに、逃去る事もなくて被打ければ、見る人いかに不逃して、かくは被打ぞと問ひければ、老衰之父、若令逃者、追ひなどせん程に、若し顚倒しなば、極めて不便なりぬべければ、如此心ゆく限り被打ぞと申しければ、世人いみじき孝子なりとて、世のおぼえ、事の外に出來にけり云々。

御堂早旦に、人々に、私に法興院馬場にて、公時に乘競馬給ひけるに、小野宮右府乘古車、於馬場末密見物。公時勝ちたりけるに、自車纏頭云々。神妙なる紅打衣を肩に懸けて、あげて參りたりければ、御堂、あれはいかにと令驚給ふ間に、公時申云、右大將の馬場末にて見給ひ候也云々。

宇治殿若く座しける時、花形といふ揚馬を奉りけるを、兼時といひける御隨身奉見て、此御馬腹立ち候により、疾く下りさせおはしませと申しければ、下りさせ給ひて、他人を乘せて御覽じければ、御馬臥まろび、乘人を咬ひなどしければ、御堂召兼

時ㇾ纏頭云々。
法性寺殿御時、賀茂祭使䶌に、武正・兼行兩人遣したりけり。殿下かへさの日、於ㇾ紫野ㇾ御見物之間、此兩人御棧敷之前、各けだみて通りけるを、猶所ㇾ被ㇾ御覽、今一度北へ罷渡ると被ㇾ仰ければ、兩人北へ渡りにけり。兼行者猶又南へ渡るに、三ヶ度御覽畢。武正見えざりければ、いかにと御尋の處、幔の外より、南へ通り候ひぬと申しければ、猶武正無ㇾ術者也と被ㇾ仰けり。
知足院殿御ㇾ座宇治ㇾ之時、武正陵轢、御所侍大略及ㇾ死門ㇾ之間、侍等參集訴ㇾ申之ㇾ。仍仲行を爲ㇾ御使ㇾ被ㇾ召ㇾ問仔細ㇾ。於ㇾ武正之處ㇾ申云、武正は少童之時、大殿召出御覽有ㇾ御感ㇾ御沓の中三寸計を切捨て、尻首を閉合せ給ひて、はきて候ひしなりと云々。殿下いみじく申したりとて、賜ㇾ酒謝遣ㇾ侍等ㇾ訴訟無ㇾ沙汰ㇾ云々。
相撲節以後、二條師之許に、伊遠相ㇾ具男伊成ㇾて參りたりければ、前に召して酒など勸むるの間、弘光といふ相撲又出來りければ、同じく召加へて酒のませて物語の間、弘光頗酒氣入りて、多言になりて申云、近代之相撲者、勢などだに大になり候ひぬれ

ば、無左右最手にも成り、脇にも立ち候也。昔は勝もせよ負もせよ、取昇進してこそ至り候へと云々。爰伊遠云、是は伊成が事を申す也。今度脇に立ち候にたり。但きと試み候へかしと云々。于時弘光左手を指出して手乞けるを、伊成は搔合せて畏りて居たりけるを、父伊遠只被試候へかしと、度々いひければ、弘光が左手を、伊成以右手指をみじと取りたりけるを、引拔かむとしけれど、不拔ければ、戯にしなすに、以右手腰刀の束に懸けて、拔かむとする體にしける時、伊遠さて放ち候へといひければ、放畢。其時弘光云、加樣手合は、さのみぞ候。不依此事候也。一差仕りて見候はんとて、起走りて隱所へ寄りて、肩脫ぎて括上げて、袖引違へて進み出で、ひら〳〵とねりて、是へ下り候へ〳〵といひけるを、伊成は、父に目を懸けて居たりけるを、伊遠、かく程に申候は。早罷下りて一差仕り候へといはれて、伊成も隱にて腰からみて寄合せて、弘光が手を取りて、前へ荒く引きたりければ、うつぶしに引臥してけり。弘光起上りて是は繆也。今度可仕といひけるを、伊成猶伺父之氣色、いとも進まざりけるを、只責寄りて試み候へとていひければ、進寄りて取弘光

之手二、後ざまへ荒く突きたりけるに、のけざまに顚倒して、頭を強く打ちてけり。起上りて、烏帽子の拔けたりけるを取りて推入れて、師の前に膝をつきて、ほろ〳〵と落涙して、君の見參は今日計に候といひて退出して、やがて出家してけり。法皇聞二食此事一、最手脇などに昇進しぬれば、我等だにも輙不レ決二勝負一事也。況私勝負の條、奇怪之事也とて、長實卿暫被レ止二出仕一云々。父伊成を試みばやと思ひて、或時於二塗籠之中一取合ひけり。板敷の鳴る音おびたゞしくて、雷の落つるやうに、顚音しけれど、勝負は敢人不レ知と云々。

佛師定朝之弟子覺助をば、義絶して家中へも入れざりけり。然而爲レ謁二於母一、定朝他行之隙などには、密々に來りけり。肇朝左近府陵王の面可二打進一之由、依レ被二仰下一至心打出でて愛して、褻居の前なる柱に懸けて置きたりけるを、父他行の隙に覺助來りけるに、此面を取下げて見て、あな心う、此定にて被レ進たらましかば、淺猿しからましとて、腰刀を拔き、むず〳〵と削り直して、如レ本懸レ柱退歸了。肇朝歸來見二此面一云、此白物來入りけりな。不孝之者、雖二他行之間一入居事、奇怪事也。此陵王面作

直してけり。但かなしく被レ直にけりとて、令レ免二勘當一云々。
延喜聖主召二碁勢法師一、金御枕を御懸物にて、令レ決二圍碁一給ふに、數無二御勝負一。或日碁勢法師奉レ勝、賜二御枕一退出之間、以二藏人一被二召返一之處申云、年來一堂建立宿願候。思而渉レ日之間、早賜二此懸物一、歸參して若被二打返一參らせもぞするとて、やがて退出、自二翌日一建二立一字堂一。仁和寺北に、彌勒寺といふ堂は、此碁勢之堂也。
同御時、令レ好二圍碁一給ひけり。一條攝政藏人之頭之頃、帶を懸物にて遊ばしけるに、奉レ負て御數多くなりければ、詠二一首和歌一。

　白浪のうちやかへすと思ふまに濱のまさごの數ぞ積れる

古事談第六大尾

續古事談第一

王道后宮

帝王は人を憐れみ、民を育む心おはしますべきなり。然れば一條院は、極寒の夜は御衣をおしのけておはしましければ、上東門院、などかくはせさせ給ふぞと問ひたてまつり給ひければ、日本國の人民寒からむに、我れあたゝかにて寢たる事無慙の事なりとぞ仰せられける。延喜御門も、さむくさゆる夜は、御衣をぬぎて、夜御殿よりなげ出し給ひけるといひ傳へたり。

神璽寶劍、神の代より傳はりて、御門の御守にて、更にあけぬく事なし。冷泉院、うつし心なくおはしましければにや、しるしの筥のからげ緒を解きて、あけむとし給ひければ、筥より白雲立上りけり。恐れてすて給ひたりければ、紀氏の內侍、元の

如くからげけり。寶劔をも拔かむとし給ひければ、夜の御殿ひら〳〵と光りければ、をぢて拔き給はざりけり。かゝるめでたきおほやけの御たから物、目の前に失せにき。

東宮の御まもりに、つぼきりといふ太刀は、昭宣公の太刀なり。延喜の御門、儲君におはしましけるに、奉られたりけるより、傳はりて、代々の御まもりとなるなり。後三條院、東宮に立ち給ふ時、後冷泉院より渡されざりけり。後冷泉院失せ給ひて後、求めいでて、大二條殿關白の時、後三條院に奉られにけり。立坊の後廿餘年、渡されてやみにき。今位につきて後、とゞめられずともありなむと、世の人申しけり。後三條院仰せられける、神璽寶劔、えうなりしかども、廿餘年過ぎにき。何か苦しからんとて、とゞまりにけり。其後程なく二條內裏の火事にやけて、身計り殘りたりけるに、東鞘を作りてぐせられたるなり。

造酒司の大刀自といふつぼは、卅石入なり。土に深く掘居ゑて、僅に二尺計りいでたるに、一條院の御時、故なく地より拔出で、傍にふしたりけり。人驚き怪しみけ

る程に、御門うせ給ひにけり。三條院御時、大風吹きて、かのつかさ倒れにけるに、大刀自・小刀自・次刀自、みなうちわりてけり。
後冷泉院御時、主殿寮焚けゝる時、あまくだりたる油漏器焚けにけり。賀陽親王、之をうつし作りたりけれども、功用施す事なし。夫も同じく燒けにけり。大嘗會御火おけ、元三の御藥あたゝむるたゝらなんど、世の始りの物皆燒けにけり。くすり殿の御てうしは、やぶれ損じたりけるを、雅忠典藥頭の時、あたらしき銀を、ふるきにませて、うちかへて供御に具へけり。
典藥寮明堂圖は靈物なり。雅康寮御時、本寮破れて、すて置きて、よろづの人見けり。かやうの累代の寶物、今は一も殘る物なし。
堀川院、皇子遲くいでき給ひければ、白川院歎き給ひて、鳥羽院の御母后は入内ありけり。孕み給ひて後、かの御母坊門尼上、賀茂に籠りて男子を祈りける。夢に、大明神きぬの袖に居させ給ひて、もの仰せられけり。又男子をうむべし。又其まきなる物を取れと見て、驚きてまきをさぐりたるに、作りたる籠ありけり。それを取り

て傳はりて、鳥羽院に奉られにけり。かの大明神居給ひたりけるきぬをば、御正體として、四條坊門の別宮をば、かの尼上作れるなり。女御孕み給ひける時、女一人參りて、女房に申していはく、この孕み給へるは王子なり。めでたくおはしますべし。右の御尻に、あざおはしますべしといひければ、女房、東宮大夫公實に告げ申したりければ、出合はんとせられける程に、いづちともなく失せにけり。生れ給ひて、誠に右の御尻にあざおはしましけり。

一條院の御時、大地震のありける日、冷泉院仰せられけるは、池の中島に、幄をたてよ、おはしますべき事ありと仰せられければ、人心得ず思ひ乍ら、たてゝ御簾かけ、莚しきたるに、午時計に渡り給ひにけり。其後未時計りに、大地震ありて、遲く出づる人は打泣かれけり。人々この事を問ひ奉りければ、去夜の夢に、九條大臣來りて、明日の未時に地震あるべし。中島におはしませと告げつるなりとぞ仰せられける。聞く人涙を流しけり。彼大臣の靈附添ひて、守り奉るなるべし。

河内前司重通といふ者、童にて西宮にありけるに、道あしかりける所に、あゆみの

板を三四枚計り、しき渡したりけるに、朱雀院の方より、白髯なる翁の髻放ちたるすそをとりて、此板を渡らんとしけるを、此重通が幼くて、板の端を踏みて動したりければ、此翁ひれふしにけり。朱雀院の方より、藏人二人走り來て、手を引きて歸りにけり。後にきけば、冷泉院のおはしましけるなり。いと怪しき事なり。

堀川院は、末代の賢王なり。中にも天下の雜務を、殊に御意に入れさせ給ひたりけり。職事の奏したる申文を、皆めしとりて、御夜居に又細かに御覽じて、所々にはさみ紙をして、この事尋ぬべし、この事重ねて問ふべしなど、御手づから書付けて、次日職事の參りたるに賜はせけり。一返細かに聞召す事だに有がたきに、重ねてすべて御覽じて、さまでの御沙汰ありけむ、いとやむ事なき事なり。すべて人の公事勤むる程などをも、御意に入りて、御覽じ定めけるにや、追儺の出仕に、故障申したる公卿、元三の小朝拜に參りたるをば、悉く追入れられけり。去夜まで所勞あらむ者の、いかでか一夜の內に直るべき。僞れる事なりと被仰けり。白川院は此を聞食して、きくともきかじとぞ仰せられける。餘りの事なりと思召しけるにや。

堀川院在位の御時、坊門左大辨爲隆、職事にて、太神宮の訴を申入れけるに、御笛を吹かせ給ひて、御返事もなかりければ、爲隆、白川院に參りて、内裡には、御物氣起らせおはしましたり。御祈始まるべしと申しけり。院驚かせ給ひて、内侍に問はせ給ひければ、さる事、夢にも侍らずと申しけり。怪しみて爲隆に御尋ありければ、その事に侍り、一日太神宮の訴を奏聞し侍りしに、御笛を遊ばして、敕答なかりき。是御物氣などにあらずば、あるべき事にあらずと思ひて、申侍りしなりと申しければ、院より内へ、其由申させ給ひけり。御返事には、さる事侍りき。たゞの事にはあらず。笛に祕曲を傳へて、其曲を千遍吹きし時、爲隆參りて事を奏しき。今二三度になりたれば、吹き果てゝいはむと思ひし程に、尋ねしかば罷り出でにき。それをさ申しける。いと恥かしき事なりとぞ、申させ給ひける。

又此御時、或人内裡へ柑子の木を參らせたりけるを、なにがしのつぼにうゑて、愛せさせ給ひければ、藏人瀧口など集りて、木を枯らさじとて、家を作りおほへりけるを、爲隆參りて、此を見て、あはれ何事ぞ。さる事やはあるべきとて、御くらの小

舍人を召して、散々にこぼたせてければ、木程なく枯れにけれども、人力も及ばず、君も仰せらるゝ事なし。

白川院の御前にて、爲隆、事を奏しけるに、題目、事の外に重なりて、うるさげに思食したりけるを、此次に、申文のある限り奏し果てむと思ひて、しらず顏にて申し居たりけるに、申文、今五通計りになりて、院立たせおはしまさむとしけるを、爲隆みず顏にて、祭主大中臣某謹申、請天裁事と讀み聞かせ參らせたりければ、太神宮の訴よなとて、かへり居させ給ひにけり。それを力にて、殘をも申果てゝぞ出でにける。凡て斯樣におしがらありて、ゆゝしかりける人なり。

白川院、法勝寺作らせ給ひて、禪林寺の永觀律師に、いか程の功德ならんと御尋ありければとばかり、物も申さで、罪にはよも候はじとぞ申されたりける。

後一條院、幼くおはしましける時、傳大納言參りて、御前に候ひて、金百両投散らしたるや、御覽じたる、いみじく興ある物なりと申されければ、未だ見ず、いかなるぞと被仰ければ、大納言、誠に面白き物なり。御覽ずべしとて、男子共召して、をさめ

殿の砂金百兩奉れとありければ、藏人とりて參りたるを、引上げて、御前に投散らされたるを御覽じて、何れ面白きと被ㇾ仰ければ、大納言、さらばすて候ひなんとて、引包みて懷に入れていでられにけるとぞ。

一條院御時、臺盤所にて、地火爐ついでといふ事ありけり。大納言は、銀にて土鍋を作りて、ひさごを立てゝ、いもがゆを仕うまつられけり。中の渡殿に、上達部候ひて、清涼殿の廣庇に、庖丁の人々高雅・明順など候ひけり。供御參らせ、人々の衡重するて、御酒頻りに參らす。管絃を奏す。醉に臨みて、傳大納言立ちて舞ふ程に、冠落ちにけり。人々笑ひあへるに、廣幡のとゞ、嘲られけるを聞きて、此大納言何事いふぞ。妻をば人にくなかれてといはれたりける。聞く人恥を知らず、うたてき事なりとぞいひあひける。さて中宮の御方に渡り給ひて、御遊ありけり。主上笛吹き給ひけり。通綱卿なでしこ折りて、御かざしに奉る。其後宮より御送り物、人々の祿などありけり。

堀川院御時の逍遥に、序代書くべき人なかりけり。大業藏人國資、無才の者にて人

許さず。五位藏人時範書きてけり。其日主上殿上にて、人々に連句いはせ給ひけるに、國賓に、末句いへと被仰ければ、今日私の衰日なり。憚ありと申しければ、主上殿上の暦を召して御覽ずるに、巳日也。巳日衰日未だなき事なり。君を欺き申し、連句いはぬ程のもの、いかでか博士になるべきと被仰ける。今も昔も、無才の博士はあるものなりけり。

圓融院、大井川に御幸ありけるに、先づ少井〔イ林〕寺の前に、借屋を立てゝおはします。大入道殿攝政の時、御膳まうけられけり。茶垸にてぞありける。其後御船に奉りて、となせにおはしましけり。詩歌管絃各船ごとなり。源中納言保光卿、題奉る。翫水邊紅葉とぞ、詩の序右中辨資忠、和歌の序、大膳大夫時文つかうまつれり。法皇御衣をぬぎて攝政に賜ふ。攝政又衣をぬぎて、大藏卿時仲に給ひけり。管絃の人人、上達部衣をかづけられけり。內裏より頭中將誠信朝臣、御使に參れり。祿を給ひてかへり參る。攝政管絃の船に候。時仲の三位を召して、院の仰を傳へて參議になされけり。人々ひそかにいひける、主上の御前にあらず、忽に參議をなさるゝ

事、いかゞあるべきと傾きけり。今日の事、何事も興ありていみじかりけるに、此事に少し興さめにけり。

一條院、圓融寺へ御幸ありけるに、御拜果てゝ御對面し給ふ時に、御くだ物いもがゆなど參らせて後、主上釣殿に出で給ひて、上達部を召してついかさね給ふ。仰ありて、母后の女房車廿輛、池の東にたてらる。船樂頻りに奏して、盃酌たびくめぐる。主上御盃を左大臣に給ふ。庭に下りて拜せらる。院御盃は攝政給ひて、堂上にて拜せられけり。仁和寺別當濟信を召して、かはらけ取らしめて、律師になされけり。御遊の時、主上御笛吹き給ふに、その音めでたく妙なりければ、院感じて、御笛の師左衞門督高遠朝臣を召して、三位を許されければ、高遠舞踏して、上達部の座に加はり付きけり。內裏より院の御送り物には、瑠璃の香筥、金の御硯箱、銀の紅梅の枝に、鶯の居たるに附けられたりけり。院よりのおくり物は、御手本御帶御笛也。

堀川院始めて朝覲行幸に、御院吹き給ひけるには、御院の師政長朝臣息男有賢、殿

上許されけり。

大齋院と申すは、村上御門の御女也。其時小野宮右大臣、（實資）大納言にて、祭の上卿にて、本院に參りて、客殿に附かむとせられけるを、申すべき事あり、まづ是へと仰せられければ、御前へ參られたるに、御簾の内に茵しきて、女房傳へ仰せられける、中宮より色々の扇を賜はせたりつる、つかひ、少將雅通なり。女房止めつれども、ひき放ちてにげぬ。ねたき事なり。いかゞすべき。この事いひ合せんとてなむと仰せられければ、大將申されける、明日の形見下にて參りたらむ時、今日の祿を給ふべきなり。中宮よりの御ひ扇取出でて、見せさせ給ひけり。女房取傳ふとて、御簾に顔を隱して、身はあらはに出でてなむありける。其ふるまひたよりありて艶に見えけり。かへさの日、雅通物見んとて、知足院の邊にありける所へ、齋院のさふらひ、御ふみ祿を持ちて來て、車に投入れて、馬を馳せて歸りにけり。興ある事になん、時の人申しける。少將用意なき由、人々いひけり。

殿上の一種物は、つねの事なれども、久しく絶えたるに、崇德院の末つ方、頭中將公

能朝臣は、絶えたるを繼ぎ、廢れたるを興して、神無月のつごもり頃に、殿上の一種物ありけり。さるべき受領なかりけるにや、くらづかさに仰せて、殿上に物すゑさせて、小庭に打板をしきて火をおこす。人々酒肴を具して參りて、殿上につきぬ。頭中將の一種物は、はまぐりをこに入れて、うすやうをたてゝ、紅葉を結びてかざしたり。はまぐりの中に、たき物を入れたりけり。瀧口之を取りて、殿上にまですすむ。主殿司傳へ取りて大盤に置く。頭中將取りて、人々にくばられけり。人々取りて興じあへり。こと人々、多くは雉を出せり。主殿司取りて立蔀に寄せ立つ。信濃守親隆大鯉を出せり。庖丁の座に置きて、御厨子所の頭久長を召して、取らせんとするに、其の事にたへずとてきらず。御鷹飼の府生敦忠、鳥を肩にかけて參れり。小庭に召して庖丁せさす。一二獻、藏人季時・信範すゝむ。少將資賢、竹の葉に置く露の色といふ今樣を謠ふ。藏人辨朝隆、三獻のかはらけ取る。又頭中將のすすめにて、朗詠をいだす。佳辰令月の句なり。頭中將朝隆が紐をとく。人々皆かたぬぐ。色々の衣を着たり。用意あるなるべし。頭中將朗詠雖三百盃莫辭の句

なり。やう〳〵醉に臨みて、資賢白うすやうの句をはやす。主殿司、あこ丸ことにたへたるによりて、くつぬぎに召してつけしむ。人々亂舞の後、三こゑ出して座を立ちて、御殿の廣庇にて、なだいめん果てゝ、宮の御方に參りて、朗詠雜藝數返の後、罷出でけり。殿上には人々連歌ありけり。

鳥羽院宇治に御幸ありて、經藏開きて御覽じけるに、此經藏は、世の常の人いる事なきに、富家殿(忠實)御前に候し給ひて、播磨守家盛(成イ)時の花にてありければ、御氣色に叶はむとやおぼしけん、召入れられけり。後白河院、御幸ありける時、此の事をや聞き及べりけん、右衞門督信頼めしあらむずらむと思ひけるに、法性寺殿、いとさやうの氣おはせで、召す事なくて止みにければ、人知れずむつけ腹立ちけるなごりにや、範家の三位といひける人を輕慢して、にやくり三位・き三位・散三位・よく三位・むことり三位などはやしたりけるとぞ、世の人いひ笑ひし。まことにや。

後中書王、賀茂にて詠み給ひける。

思ふ事もろや乍らに叶ひなばみたらし川のしるしと思はん

藤壺の中宮(威子)、后に立ち給ひける日、上達部穩座に移りて後、大殿(道長)、かはらけ取りて出で給ひければ、攝政座を去りて、右大臣(公季)に向つてゐ給ひけり。大殿たはぶれて、右大將(實資)に仰せられける、わが子に盃勸め給へ。大將かはらけ取りて、攝政に勸む。攝政取りて、左大臣(顯光)に傳へ給ふ。左府、大殿に奉る。大殿右府に傳へ給ひけり。又右大將に宣ふ。歌をよまむと思ふに、必ず返し給ふべし。大將、などか仕らざらむと申さる。大殿仰せらるゝやう、ほこりたる歌にてなむある、たゞし兼ての構にはあらずとて、

此世をば我世とぞ思ふ望月のかけたる事もなしとおもへば

大將申さる、此御歌めでたくて、返歌に能はず。たゞ此歌を、滿座詠ますべきなり。元禎が菊の詩、居易和せず。深く感じて、ひねもすに詠吟しけり。かの事を思ふべしと申さるれば、人々饗應して、たび〳〵詠ぜらるれば、大殿うちとけて、返歌の責はなかりけり。

五節に、上東門院へ、人々まゐりて遊びけるに、右大辨定賴朝臣、かはらけ取りて詠

める、

日影さす雲の上人こざりせば豐の明りをいかで知らまし

白川院、法勝寺におはしまして、花を御覽じて、常行堂の前にて、人々鞠仕うまつりけるに、殿より隨身公種して、鞠を奉り給ひて、

山櫻たづぬと聞けどさそはれぬ老の心のあくがるゝかな

御返、

山ふかくたづねにはこで櫻花なにか心をあくがらすらん

昔平城天皇の御時迄は、此國にも朝まつり事し給ひけり。其儀式未だほのぐの程に、主上出でて、南面におはします。群臣百寮各座に攝す。四方の訴人、左右なく内裏へ參り集りて、高き机の上にうれへぶみの箱といふ物を置かれたりければ、あやしの民百姓まで、申文をもて參りて、此の箱に入る。史·外記·辨少納言など、次第に取上げて、之を讀み申す。群臣各之を評定し、主上まのあたり勅定を下さる。憂若し左右にあれば、則ち召問はる。かたぐのもの、當時なければ、退きて問は

るべき由を仰す。中文多くして、事の外に日たけぬれば、やがて其の座にて、供御を參らす。諸卿御膳をおろして、各是をくふ。其まつり事若し果てぬれば、其後ぞ舞樂御遊などもありける。君の御心には、民の憂を聞召して、御ことわりあるより、外の大事なかりけり。徽旦取₂衣領₁會者少といふ本文、是より起れる事なり。朝祭り事に出づる事は、未だ暗き程なれば、衣のくびを搜り、得る事難しといふなり。嵯峨天皇よりこのかた、此の事廢れにけり。此の君殊の外に放逸にして、まつり事を御心に入れ給はず。されども其の儀式は猶ありけり。五位の藏人二人をさして、御倚子の傍にすゑて、憂を聞かしめ、群議を聞かしめて、後に聞召して、成敗せさせ給ひけり。是れ今の職事の始めなり。嵯峨の別業などへ、常におはしましける故に、御暇なくして、自らあさまつりごとに、あはせ給はざりけるなり。

寛平法皇の御位の時、菅丞相、君を諫め奉り給ふこと、漢土の賢臣の、諫言を奉るに異ならず。或時殊に殺生禁斷行はれたりける次の年、君自ら鷹狩をし給ひければ、丞相申し給ひけり。今年は鳥獸何の過あればか、忽ちに是を狩り給ふぞと申され

ければ、帝ことわりに詔りて、狩を止めさせ給ひにけり。凡て斯様の器量を御覽じ取りたりけるにや、首尾僅に九箇年の間に、讃岐守より、右大臣內覽の臣まで、なし奉り給ひたりける。さる程に醍醐の御門の御時、延喜元年に事は出で來にけり。善宰相は、算道を以て是をおきて、明年必ず天下に事あるべし。君臣運の當る所、御身に事あるべしとおぼゆ。須らく顯名の官を遁れて、謹み給ふべしと申しけれども、菅丞相是を用ひ給はず、重ねて申して云く、雖二離朱之眼一不レ見二睫上塵一、雖二仲尼之才一不レ知二箱中物一とて、いかに申せども、御身の上の事をば知らせ給はじものをと申しけれども、猶用ひ給はずして、遂に事出で來にけり。今思へば、君臣の間の寵辱の、朝暮にある事を示さむとし給ひける權化の方便なれば、とかく申すに及ばず。

寛平法皇は殊に儉約を好み給ひけり。御跡の事、葬禮の事など仰せられ置きけるには、菰にて棺を包みて、桂にてこれをからげよとぞ宣ひける。重明親王の李部王記に、書き給へるなり。

後三條院は、いか程の學生ぞと人の問ひければ、江中納言（匡房）思ひ儲けたる事のや

うに、佐國程にやおはしけんといひけり。長方卿は之を聞きて泣きけり。國王のさほどの學生にておはしましけんことを感じてなり。

後三條院、宸筆の宣命を書きて、太神宮へ奉らむとせさせ給ひける時、江中納言、御前に候ひけるに、讀聞かせ給ふに、我れ位に卽きて後に、一事として僻事せずといふ事を書かせ給へりければ、匡房卿、此の御詞いかゞ侍るべからむと申しければ、殊の外に逆鱗ありて、何事を思ひて、かくはいふぞと問はせ給ひければ、實政に、常陸の辨隆方を超えさせられたる事はいかにと、申したりける時、御氣色少しなほりて、さる事ありと思食出でたるさまにて、讀みも果てゞ、宣命は持ちて內へ入らせ給ひにけり。此事は、此君未だ春宮におはしける時、春日詣のありけるに、泉の木津にて、隆方·實政船遊をして、事を出してけり。今も昔も、勸修寺氏の腹の惡さは、隆方の實政をのる詞に、さ迄もなきまちさいはひの、同じやうかなといひてけり。實政は、多年の春宮の學士老者なりければ、いひけるなり。實政泣々、此事を訴へ申してけり。是を安からず思召し詰めて、御位に卽かせ給ひて後、隆方を超されたり

けるなり。君も此事を、深くおぼし知りけるにや、其御時迄は出居の御座にて、供御は參りけるに、御前に誰か候と問はせ給ひければ、隆方候と人の申しけるに、それに向つてえ物くはじと仰せられて、内にてぞ供御は參りける。其等よりやう〳〵此の儀は出で來にけり。

後三條院は、春宮にて、廿五年迄おはしまして、心靜に御學問ありて、和漢の才智を極めさせ給ふのみにあらず、天下の政を、よく〳〵聞き置かせ給ひて、御卽位の後、さま〴〵の善政を行はれける中に、諸國の重任の功といふ事、長く停止せられける時、興福寺の南圓堂を作れりけるに、國の重任を、關白大二條殿まげて申させ給ひけるに、事難くして度々になりにければ、主上逆鱗に及びて、仰せられていはく、關白攝政の重く恐ろしき事は、帝の外祖などなることそあれ。我は何と思はむぞとて、御ひげをいからかして、殊の外に御むつかりありければ、殿座を立ちて、出でさせ給ふとて、大聲を放ちて宣はく、藤氏の上達部皆罷り立て。春日大明神の御威は、今日失せ果てぬるぞといひかけて、出で給ひければ、氏の公卿、誠にも一人も殘ら

ず聟座を立ちて、殿の御供に出でければ、事柄夥しくぞありける。主上是を聞食して、關白殿幷に藤氏の諸卿を召返して、南圓堂の成功を許されにけり。殿の御威も、君の御心ばへもあらはれて、時にとりて、いみじき事にてなんありける。

一條院御時、大和國そふの上の郡に、楢山の峯に、三町許り未申に當りて、小山の高さ、八九尺計りなるに、おひたるうろ木も働かずして、移し置きたりけり。其峯の上に藏ありけり。藏の中に佛像ありけり。五ヶ日を經て、風吹倒してけり。何の故と知らず。不思議の事なり。

皇嘉門院の御名は聖子なり。聖字の上の作は、はらむといふ讀あり。王子を孕むと付け奉れりけるを、或人難じて云く、聖の下の作は、王にはあらず、壬といふ文字なり。壬には、むなしといふ讀あり。むなしき子を、孕みたらむ。此御名、憚ありといひける程に、たゞならぬ御事にて、御産の月になりて、御祈何くれとひしめく程に、水をおほらかに生ませ給ひにけり。斯る事は、さのみこそは侍るに、果してむなしき子なりけり。いと不思議の事なりけり。

宣秋門院の御名の、定めありける時、兼光中納言、任子といふ御名を奉られたりけるを、靜賢法印申して云、白氏の遺文に、任子行といふ文あり。而も彼は事ある文なり。此御名はいかゞあるべからんと申したりければ、九條殿用ひさせ給ひて、遍く御尋ありけれども、さる事ありと申す人もなかりけるに、敦綱計りこそ覺えて、さる事侍り、尤もさらるべき事なりと申したりけれ。大才の人も、自ら見及ばぬ事あり。力及ばざる事なり。

續古事談第一終

續古事談第二

臣節

宇治殿、白河殿にて子日し給ひけるに、義忠朝臣、かなの序書きたりける。殿、御衣をかづけ給ふ。東宮大夫取傳へ給へり。此の日四條中納言祭主輔親、參らざりけり。殿より始めて、口惜しきことに人々思へりけり。各家風を傳へたる人なればなり。

宇治殿、南面の紅梅に、雪の積れるを御覽じて、人を召して折らせ給ふ。

　をられけり紅にほふ梅のはなけさしろたへに雪はふれども

經衡を召して、此御歌をたまはせければ、經衡さわぎて罷立ちにけり。二三日ありて、堀川右大臣、和歌を奉られけり。

をられける梅の立枝にふりまがふ雪は匂ひて花やさくらん

貞信公、太政大臣になり給ひて宣ひける。我れ忝く人臣の位を極む。此かみ時平大臣を、太政大臣になさるべき由、前皇仰せられけるに、彼の大臣奏して申さく、弟忠平、必ず此官に至るべし。一門に二人ゐるべからずとて、敕命をうけずといひき。是れ僻事なり。但し三善文君が宮内卿靈、託宣して云く、冥途宮中に金籍の銘に、太政大臣從一位と記せりといひて、其時この事を疑ひき。今むなしからず。又故大江玉淵朝臣、我を相して官位を極むべしといひき。果して相叶へりとぞ宣ひける。

神泉南面には、二階の樓門ありけり。小野宮殿の三條大宮の邊におはしける時、藍摺の水干袴きたる男の、折烏帽子なるが、色白く淸げなる、さし入りてたゞずみければ、あれは何人ぞと問ひ給ひければ、此の西わたりに侍るものなり。只今外へ罷り向へり。近くおはせば、案内申すなりといひければ、承りぬと宣ひければ、かいけつやうに失せにけり。其後空曇り、髮おどろ〳〵しくなりて、此樓門をくひやぶ

りてけり。神泉の龍なりけりとぞ宣ひける。其後此門はなくなりける。元果僧都請雨經法行ひける時、此門は破れたりといひ傳へたる、此時にや。

九條殿(師輔)忍びて北の宮に通ひ給ふ。未だ人もいたく知らざりけるに、正月一日小野宮殿・宇治殿に參りて、九條殿にあひ奉りて、北の宮の拜禮に參らむと思ふに、雨のふりて、おまへのきたなくて、え參り侍らずと宣ひければ、九條殿顏少し赤めてぞおはしける。

閑院太政大臣公季と聞ゆるは、此宮の產み給へる人なり。殊にゆゝしきしなよしなり。此人は幼くて、常に村上の帝の御前にさぶらはれけり。御前にて物くひて、えつゝみくはむといはれければ、帝、我はさるものくはずとぞ仰せられける。えつゝみわろきものにてあるにや。此の人の童名は、宮雄とぞ。

一條攝政(伊尹)は、みめいみじくよくおはしけり。弘徽殿のほそ殿のつぼにいりて、あさぼらけに冠押入れて出で給ひければ、隨身さき追ひける、いみじかりけり。此の御子義孝の少將も、みめよかりけり。往生しける人なり。其事ことふりたれば書かず。此大臣と朝成中納言とは、うらみを結びて、怨靈になるとぞ。さ

て其子孫は、三條西洞院の朝成が家に不ㇾ入とぞ申す。彼攝政と朝成と、同じく參議を申しける時、朝成、伊尹なるまじき由を、やう／＼に申しけり。其後朝成、攝政の許に向つて、大納言にならむと申しけるを、やゝ久しくありて、日暮れて後に、君に仕うまつる道あり、有ㇾ興事也。昔參議を望みし時、伊尹、無用の由申されき。大納言の用否、我心にあらずやといはれたりければ、朝成恥ぢて、車に乘るとて、まづ笏を投入れければ、其笏中より折れにけり。さて病つきて失せて、靈になりたりとぞ。此朝成は、あさましく肥えて、みめ人に異なりけるにや、始めて殿上して參りたりけるを、村上の聖主御覽じて、驚き給ひて、彼はたぞと、このかみの朝忠に問ひ給ひければ、朝忠が弟に候と申されければ、能やあると問ひ給ひければ、かたの如く學問し侍れども、ことのさうに及ばずや侍らむ。又笙をぞ仕る。よしあしは知り侍らずと申しければ、帝御笙をたびて、吹かしむるに、其の聲雲に通りて、妙に目出たかりければ、夫より恩寵ありて、御遊の折毎に、必らず召されけり。

八條大將保忠と申す人おはしけり。本院のおとゞの子なり。大に恥ぢられたる人

なり。内へ參り給ひける道に、時の靭負の佐會ひて、車より下りて立ちたりけり。大將咎めて云く、騎馬の時、此禮あるべし。車にてはあるべからず。靭負の佐陳じて云、車にて下りざる事は、互に其人と知らぬ時の事なり。君隨身具し給へり。我れ又火長相從ふ。既に其人と知りぬ。何ぞ禮節をいたさゞらんといひけり。大將理に折れて賞め給ひけり。この大將、大臣の宣旨を蒙りて、程なくして失せ給ひにけり。

西宮左大臣〔高明〕、日暮れて、内より罷り出で給ひけるに、二條大宮の辻を過ぐるに、神泉の丑寅の角、冷泉院の未申の角の築地の内に、むねついぢの覆に當る程に、たけ高き者三人立ちて、大臣さき追ふ聲を、聞きてはうつぶし、追はぬ時はさし出でけり。大臣其心を得て、しきりに先を追はしむ。ついぢを過ぐる程に、大臣の名をよぶ。其後程なく大事出で來て、左遷せられけり。神泉の競馬の時、陰陽識神を掘して埋めるを今に解除せず。其靈ありとなん、いひ傳へたる。今も過ぐべからずとぞ、ありゆきといふ陰陽師は申しける。

此のおとゞ、行幸につかうまつられたりけるを、伴別當廉平と云相人見て、未だ斯る人見ずと賞めけるが、過ぎ給ひて後、うしろを見て、背に吉相なかりけり。恐らくは遷謫の事あらむといひける。果して其詞の如し。

粟田の左大臣在衡、西宮の大臣罪蒙りける時、其所に大臣になれるなり。家人、大臣のあきたり。我殿なり給ひなんと喜びければ、大に怒りて追出でけり。延喜御門の御亂にて、西宮かゝる事にあひ給ふとて、大きに歎き給ひけり。右大臣になりて、幾程を經ず、左大臣になる時、右大臣はあとあり、左大臣の事思ひ懸けずといひける、あやしき事なり。

村上の御時、清涼殿にて、法華經の御讀經ありけるに、法藏覺慶自他宗の爭あり。覺慶申して云、玄弉三藏、柳の花鬘を作りて誓ひていはく、若し一分不成佛の者あらば、此の鬘觀音の手にかゝるまじとて、投げ給ふに、觀音の手にかゝれり。されば定性無性不成佛の義あるべからず。こゝに法相の人いふ事なし。御門在衡を召して、此事を問ひ給ふに、在衡申して云く、岐山魯水猶未能遊、心内敎事僧侶知らず、

いかでか是非を申すべき。但し慈恩傳幷に玄弉行狀を見るに、是以二自身一疑二一分一不成佛云々願也。時の人感ぜずといふ事なし。此大臣、奉公、人に勝れたりけり。大雨大風の日、左衞門陣の吉上いひける、在衞なりとも、今日は參り難き日なりといふ程に、傘をさし深沓をはきて參れりければ、見る人大に感じけり。

此人六位にて、鞍馬寺に籠りたりけるに、御帳の內より、笏を給ふと夢に見てけり。其笏に、右大臣從二位在衞と書かれたりけり。常に參りてゐる所ありけり。今に在衞の間とぞいふなる。正面の西の間なり。此の人才覺あながちに人に勝れねども、性とくして、御門問ひ給ふ事明かに申すによりて、いみじき者に思召しけり。內へ參るとて、文籍を車に入れて、道にて見けり。此の文の事を、御門必ず問ひ給ふによりて、滯る事なく申しけるなり。

泰賢民部卿、勸修寺氏の人なり。宇治殿の御後見なり。平等院作りて、いかほどの功德にてあるらむと被仰ければ、餓鬼道の業などにてや侍るらむとぞ申されける。

昔高麗國王、惡瘡を病みて、日本の名醫雅忠を給はらんと申したりけり。此事陣の

定めに及びて、さま〴〵に沙汰ありけるに、帥大納言經信申云、高麗の王惡瘡病みて死なむ、日本の爲めに何か苦しといはれたりける一言に、事定まりて、遣すべからずといふ事になりにけり。さて返牒いかゞいふべきといふ定めには、此事え申とほさずといふべしとて、匡房卿其狀を書きけるに、申とほさぬ由を書きおほせずして、二度迄返されにけり。第三度に、雙魚難レ達二鳳池之月一、扁鵲何入二雞林之雲一といふ秀句書きたりけるたび、めでのゝしりて遣されにけり。後に彼國の商人來りけるが、此句を紳に書かしてこそ來りけれ。人每に、斯く書きてもたるとなんいひける。

古、野干を神の體となしたる社の邊にて、狐を射たるものありけり。この者咎ありなしの事、陣の定に及びて、諸卿さま〴〵に申しける中に、帥大納言經信卿申して云く、白龍之魚勢懸二預諸之密網一と計り打いひて、ゐられたりけり。いみじき神なりとても、狐の姿にて走り出でたらむを射たらむには、何の咎かあらむといふ心なり。此事は、龍の、魚の姿になりて、浪に戲れて浮び出でたりける程に、預諸といふ

者の網をひきけるに懸りて、悲しき目を見て、大海に返りて、龍王に訴へければ、龍王ことわりて云く、何しにか魚の姿とはなりける。さればこそ網には懸れ。今より後、さる事をすまじきなりといひけり。今斯くいふは此事なり。又或人申して云く、射たりといふとも、其野干正しく死したるを見ず、咎重からずと申し、此日の定文は、宰相中將隆綱ぞ書きける。此人のかたちを書くに、雖レ聞ニ飲羽之號一、未レ見ニ首丘之實一といふ秀句は出で來るなり。後三條院は、此の定文を御覽じて、餘りに感ぜさせ給ひて、隆綱が宰相中將を過分に思ひけるは、ゆゝしき僻事なり。伊勢太神宮正八幡宮、いかゞ思召しけんとぞ仰せられける。

隆綱は才智はありけれども、心ばへ少しあとなかりけり。雜色のこはき裝束して晴渡るを、世に羨しき事にいひて、宇治の離宮の祭に、雜色の裝束を一具儲けて、卿相の床下につきたりけるが、俄に立ちてかた〴〵に寄りて、はたと裝束して、馬長の供に、歩にてゆゝしくねりて渡りたりければ、元よりみめよき人にてありければ、見物の者共これを見て、ゆゝしき雜色かなといひのゝしれども、凡て見知る人な

し。自らぞゆゝしく宰相中將殿に似たる者かなといふ者ありけれども、餘りに思寄らぬ事なれば、いく程なくして、事過ぎにけり。このゐしきことは悲しく見えてけり。

陣の定文書くといふ事は、極めたる大事なり。大辨の宰相のする事なり。そこらの上達部參り集りて、さまぐ\の才學をはき、本文を誦して、劣らじ負けじと定め申す詞を、ぬしにも問はず、文をもひかず、打聞きて書き居たるなり。又ざれ事に、詞をも飾らずいふ人あれば、其心を取りて、我が詞を作りて、いみじく書きなす隆綱の筆の如し。されば其詞の淺きにつけ深きにつけて、かたぐ\書きにくきなり。斯る大事をして、當座に是をあぐる、ゆゝしき大事なり。世の常には目錄を取りて罷り出で、よく案じ考へなどして後に奉る。是は安きなり。

古の通俊・匡房など、當座にえもいはぬことばを連ねて書きけり。是等は又今一きはの事なり。まねぶ人更になし。近頃當座にあげたる人は、俊憲の宰相・長方中納言・實守の中納言、此の中納言の當座に參らせける日の上卿にて、妙音院の入道殿、

左大臣にておはしけり。久しく此儀なし。いみじき事なりとて、もてなし給ひける氣色こそ、かゝる一のかみにあらずば、かくはあらざらましと覺えていみじかりけり。

師頼の中納言參議の時、人に越えられて、籠居久しくして、たま〳〵中納言になりて、其の初の出仕に、釋奠に出でられたりけるに、作法進退の間、事に於て不審をなして、傍の人に問ふ事をす。其時成通卿、參議にて座に列りけるが師頼卿に語りけるは、久しく御出仕候はで、公事御廢忘かといひたりけるに、師頼卿返事をばいはずして、獨言して云、大廟に入りては、毎事に問ふといはれたりければ、成通は死ぬるやうに覺えて、汗水にぞなられたりける。後に人に語りても、あさましかりし事かな、などさる事をいひけんと、悔しまれけること限りなかりけり。此事本說は、孔子の大廟にて、事を行ひ給ひけるに、よろづの事をおぼめきて、人に問ひ給ひければ、誰謂鄹人之子、知レ禮入ニ大廟一毎事問といひければ、問者禮也と答へ給ひける。此事を思して、乍レ知被レ問けるを、淺くいひなして、本文を誦せられて、悲しかりける

なり。晴にて人に物を問ふは、不ㇾ苦事にてあるなり。失禮をこそ愼しめ。孔子云、不ㇾ知爲ㇾ不ㇾ知是知也。是も同じ心也。

故少納言入道（信西）、人にあひて、敦親はゆゝしき博士かな。物を問へば、不ㇾ知々々といふといはれけり。其問ひたる人、不ㇾ知といはむは、何のいみじからんぞといひければ、身に才智ある者は、不ㇾ知といふ事を不ㇾ恥也。實才なき者の萬の事を知り顔にするなり。都て學問をしては、皆の事を知り明らむる事と、人の知れるは僻事なり。大小事を辨ふる迄するを、學問の極めとはいふなり。それを知りぬれば、難儀を問はれて、知らずといふを、恥とせぬなりとぞいはれける。入道出家の心付きて後、院にて宇治の左府の未だ若くおはしけるに、參り會せて申して云く、已れは出家の暇申して、已に法師になり侍りなんず。それにいたまし事の一つ侍るなり。才智身に餘りぬるものは、遂に不運なりと人の申して、學問を物倦くせんずる事の悲しきなり。君は攝籙の家に生れて、前途たのみおはします。必學問才智を極めて、而も人臣の位を極めさせ給ひて、已れ故人の起したらむ邪執を破りて給へと申されけ

れば、つら〳〵と顏を守りて、御目に淚を浮べて、詞はなくてうなづかせ給ひけり。其後出家して、兩三年を經て後に、左府風の病を煩ひ給ひけるに、入道御訪に參じて、御病重からねば、乍臥文談し給ひける程に、龜のうらと周易のうらと、何れ深しといふ事をいひ出して、左府は、龜のうら深しと仰せられけり。入道は周易深しと申しけり。其論事の外にしあがりて、文を取出し、本文をひくに及びにけり。良久しく論じ固まりて後、入道遂に負け奉りぬ。さて入道申して云く、今は御才智、已に朝に餘らせ給ひにけり。御學問いるべからず。若猶せさせ給はゞ、一定御身の祟となるべしと申して出でにけり。此事を自らも、いみじき事におぼして、御日記に書かれたり。其詞に云く、先年院にして、學問すべき由を被誂し事は、予が廿の歲なり。今病席の論廿四歲なり。中僅に四年の間に、才智既に彼が許可を蒙る。都て四年の學問の間、書卷を開く每、彼一說を忘るゝ事なし。今感淚を拭ひて、此事を記すと云々。

大二條殿の日記にこそ、不思議の事は侍れ。六條壬生に、尼の死したるをひき捨て

たりけるを、犬の、腹を一口くひ破りたりければ、腹の中より火出できて、其の屍を焼き失ひてけり。是權者にや。

宇治の左府、內覽臣にておはしける時、入道大納言光賴卿、職事にて、院より御使に參りて、物を申されけるに、餘りに題目多く重なりければ、左府仰せられけり。事繁くなりぬ。目六やありぬべきとて、御簾の內より、硯紙を取出でて給ひたりければ、紙押折りて、少しも打案ぜず書かれけるが、餘りに安かりけるを御覽じて、召して之を見給ひけるに、かき樣誠にめでたかりければ、しきりに御感ありて返し給ひつ。光賴座を立ちて後、仰せられけるは、あはれ職事や、又世に斯る者出できなむや。ゆゝしき君の御たからかなと仰せられて、但し一の人などの御前にて、御硯給ひてつかうやうぞ、未だ習はざりけると仰せられけり。それ程の［　　］きことなり。

孝謙天皇、西大寺を建立の時、塔婆におきては、八角七重に造らんと思召して、長手大臣に仰合され給ふに、五層の塔をつゞめて、三層に組みなせり。此罪によりて、

後生地獄に落ちて、銅柱を抱く報を得たり。子息家頼宰相、自らの病の爲めに僧を請じて、修法せしめけるに、その煙、熱銅の柱を隔てゝ、苦患暫く休む事を得たりと、夢の告ありけり。父子の契、誠に淺からず。自の祈父に答ふる事、深く思ふべし。史記といふ文に、君臣父子の禮を定むる文云、父悞子三諫不ㇾ聽者隨ㇾ之可ㇾ事、君悞臣三諫不ㇾ聞者義以可ㇾ去云々。

少納言入道、鳥羽院の御供にて、或所に唐人のありけるに、通事もなくてあひしらひければ、院怪しみて、いかにして斯ると仰せられければ、若し唐へ御使に遣はさるゝ事もぞ侍るとて、彼國の詞を習ひて侍るなりと申されけり。遣唐大使の用意、いとこちたし。此頃の人は、當時いる事をだに習はぬものを。

四條大納言隆季、或人に問云、行幸の幸の字、是を用ふる何の故ぞ。其人え答へざりけり。そばにて梅小路中納言長方、それは本文なり。天子行處必有ㇾ幸といへり。故に幸の字を用ふるなり。御幸には、たゞ行の字を用ふる。小野宮の水心抄なんどいふ古き日記には、皆御行と書きたるなり。但し世の末ざまには、上皇の御ゆき、

皆勸賞あり。されば幸の字用ふるも、義違はざる事なり。仙院の渡御をば御行といふ。帝王の御出をば、行幸といふなり。御行もとよりみゆきなり。行幸も又みゆきとよむなり。

或人云、諸國の地頭といふ名心得ず。いかに付けたるやらんと、年來思ひし程に、或唐書の中にいはく、世に俄に謀叛の者出で來るを討たんとて、卒爾に兵を集むる時、兵糧米の爲めに、國王郡々を責めて集めたるを、地頭錢といふ文あり。是れ今の地頭の義に叶へり。此文を見たりける人、附けそめたるか。又星などの童謠していひ出でたるか、ふしぎの事なり。

妙音院大相國禪門曰く、舞を見歌を聽きて、國の治亂を知るは、漢家の常の習なり。然るを世間に、白拍子といふ舞あり。其曲をきけば、五音の中には、これ商の音なり。此音は亡國の音なり。舞の姿を見れば、立廻りて空を仰ぎて立てり。其姿甚だ物思ふ姿なり。詠出身體共に不快の舞なりとぞ宣ひける。

六波羅の太政入道、福原の京たてゝ、皆渡りゐて後、殊の外に程經て、古京と新京と、

何れかまされるといふ定めをせんとて、古京に殘り居たるさもある人共、皆呼び下しけるに、入皆入道の心を恐れて、思ふ計もいひ開かざりけり。長方卿獨り少しも所を置かず、此京を誹りて、詞も惜まず散々にいひけり。さて元の京のよきやうをいひて、遂に其日の事、彼人の定めによりて、古京へ歸るべき議になりにけり。後に其座にありける上達部の、長方卿に會ひて、さても淺ましかりし事かな。さ計りの惡人の、いみじと思ひてたてる京を、さ程にはいかにいはれしぞ。いひおもむけて、歸京の儀あればこそあれ、いふ甲斐なく腹立ちなば、いかゞし給はましといひければ、此事、我思にはさる儀あり。入道の心に叶はむとてこそ、さはいひしか。其故は、廣く漢家本朝を考ふるに、よからぬ新儀行ひたるもの、始に思立つ折は、中々人に言合する事なし。其仕業少し悔む心ある時、人には問ふなり。是も彼京殊の外に居づきて後、兩京の定めを行ひしかば、はや此事悔しうなりにけりといふ事を知りにき。さればなじかは詞を惜むべきとぞいはれける。誠に其後に、人に超えられむとしける時も、此入道よきやうに申して、長方卿は殊の外に物覺えたる人な

り。たやすく人に超越せしむべからずとて、後迄も方人をせられけるなり。梅小路中納言の兩京の定めとて、其時の人の口にありけり。

在衡・維時、同じ時の藏人にて、藤内記・江式部とてぞありける。此維時は聰敏不思議なりけり。遷都より後の人の家、始より今に至る迄、其主の名うりかふ年月、皆これを覺え、又人の忌日皆知りたりけり。此藏人の時、於御前前栽の名を書きたりける一草を、讀む人なかりけり。

高内侍といふは、中關白の室、成忠二位の女なり。圓融院の御時、典侍しけれども、臺盤所許されざりければ、内侍所に屏風をたてゝさぶらひて、いふ事ある時には、かみを上げて女官を多く具して參りて、石灰の壇にぞ候ひける。御門其心ありけれども、とげ給はで止みにけり。

小野宮、右のおとゞの思人に、すみ殿といふ人ありけり。極めたる賢女なり。彼家にめでたきたまのおひありけり。おとゞ失せて後、宇治殿かのおひ見むと仰せられければ、敢て惜まず、使に付けて奉れり。代りをたばむと仰せられければ、更に

給ふべからずと申しけり。おひの事をばとかく申さず。宇治殿思煩ひて返されにけり。かしこき女とぞ宣ひける。

公任・齊信中納言、左右衞門督にて、公に仕うまつるに、齊信神社の行幸の行事を承りて、其賞にて加階して、公任を超えてけり。公任其憂を休め難くして、中納言の辭表を奉りつ。御門、經通朝臣を敕使として、表を返して宣はく、思ふ所ありて奉る表なり。一階を許し給ふ。元の如く仕うまつるべしとありけり。時の人いひける、未だ昔もあらざることなり。超えらるゝ恥を雪ぐのみにあらず、却りて光をなむ増すといひけり。採用人に勝れたるによりて、君も惜しみ給ふなるべし。さらば超されてあれかし。

土御門右大臣（師房）生れて二歳の時、後中書王（具平）宣ひける、此ちご將軍の相あり。必ず大將になるべし。入道此事をきゝ給ひけり。果してかなへり。

堀川左大臣、始めて舞人せられける時、閑院春宮大夫能信、父の大納言に告げられける、此人やむごとなき相あり。必ず大臣に至るべしとぞ。古き人々いふ所、皆空

しからぬ事なり。

法成寺燒けたりけるに、時の人、省試題に、偶燭施明といだしたる文の徵なりとい
ひけり。土御門の大臣これを聞きて、偶字訓二とよむ。二火の徵なりとありける
に、打續き豐樂院燒けにけり。才ある人の詞、空しからぬ事なり。

大宮右大臣(俊家)納言の時、大二條殿關白の宣旨を承りてくだされけり。彼殿宣ひけ
る、此宣旨を奉行する人、多く大臣に至れり。計り知んぬ、汝も大臣に至るべしと宣
ひけり。此事肝に染みにき。果して大臣になりたりとぞいはれける。此おとゞの
孫宗忠右大臣、殿上人の時、夢に六條右大臣、汝我が如く大位に上るべき人なりと
いはれければ、不肖の身、いかでか至るべきと申されければ、偏に天恩を蒙りて、必
ず至るべしとありけり。思はざるに大臣になれる人なり。

續古事談第二終

續古事談第三

臣節

宇治左府、妻戸の内に居て、大内記令明といふ博士、其前に候ひけるに、雜人の近く前を通りければ、制しけれども、猶過ぎけるを見て、此の令明さめ〴〵と泣きければ、怪しみて問はれければ、申すやう、關白殿いとけなうおはしまし〳〵時は、雖〻不〻制、雜人御前近く過ぐる事なかりき。今は制すれども猶用ひず、世の下れる事哀れにて泣く也とぞ申しける。誠にさる事なり。

民部卿大納言といふ人宰相にて、堀川の大臣に、途にあひにけり。宰相小野宮の說なりとて、車かけ外さず、唯抑へたりければ、大臣九條の說とて、前をおろされざりけり。其後はかけ外しけりとぞ。

左大辨經頼といふ人ありけり。五十に及びて、藏人頭になりたりけるを、あながちに喜びければ、敎惠座主といふ人諫めて云く、かく喜ばるゝこそ、無益の事と覺ゆれと誹りければ、此の人いふやう、是はよく案ぜられぬなり。天下の人、いくそばくぞ。公卿廿餘人は論ぜず、其外たま〳〵貫首になれり。是れ大きなる喜びにあらずや。敎惠のいふやう、是は大乘の觀なり。兎角申すに及ばずとなむ。

道方の民部卿、頭左中辨とて、位階の上臈にてありけるに、各望み申しけるに、道方なるべしと聞きて、說孝、脇の陣の床子の座にて、南に向つて念じ入れたりけるに、夢の如く春日山を見て、頼もしく思ひて、道方にいふやう、爭でか我を越え給ふべきとて、淚を拭ひたりければ、血の淚にて袖につきたりければ、道方恐をなして、此度はなるまじきよしを申してけり。此說孝は、左大辨迄なりたりけるに、三條院東宮の御時、み厨屋の事によりて、びむなく思召されたりければ、昇進叶はじとや思ひけん、辨を捨てゝ、播磨になりたりけり。

爲房、宰相になりて喜び申しけるに、子孫六人、前駈したりけり。爲隆・顯隆、中辨に

てあり、重隆靭負佐なり。其外孫どもなり。世の人、子孫繁昌殊の外なりとなむいひける。

宇治殿臨時客に、堀川右大臣尊者にて、事果てゝ出でられける時、兼頼・俊家・能長・基平、皆子孫なり。上達部にて出でられければ、まつを取りて前行せられけり。是れ又子孫繁昌と、人々申しけり。

鳥羽院大嘗會の御禊に、内大臣俄に服暇になりて、一大納言俊明節下を勤むべき由被仰けるを、江師洩り聞きて、五代太政大臣の子孫なる右大將(忠家)を措きて、受領經たる民部卿、此事を勤む。心得ずと、獨りごちけるを、白川院聞かせ給ひて、げにとや思召しけん、右大將にあらため仰せられけり。江師に、誠にさやいはれけるかと人問ひければ、慥に覺えず、藏人辨顯隆、物いひ惡き人なりとなむいらへける。

江師(匡房)歳十一にて、父成衡朝臣に具して、土御門大臣の御許に參りて、此春より詩を作るなりと申しけるを、猶疑ひて、雪裏見松貞といふ題を出して、作らせけるに、抄物切韻も具せず、筆を染めて、やがて書立てまつりければ、誠に優の事なりとて、

此詩を内に持ちて參りて、御覽ぜさせられければ、叡感ありて、學問料給はりけり。是より名譽盛なりけり。

江家の書籍は、昔より燒失せず、匡房卿、二條高倉に倉を作りて、ふみ共を置きけるを、京中火災恐るべしと人申しければ、江師いひける、日本國失せずば、此文失すべからず。朝家失すべき期來らば、此ふみ失すべし。火災を恐るべからずとぞ。仁平の頃彼文皆燒けにけり。恐らくは其後朝家なきが如し。

殿上の逍遙は、代の始每に必ずある事なり。鳥羽院より後絕えにけり。後冷泉院御時、經成の中納言、藏人頭にてありけるに、殿上人を具して、六條齋院大膳職におはしましけるに、まづ參りて、夫より大井に向ひけるに、堀川右大臣御子左の民部卿(長家卿)より始めて、人々大宮近衞の御門に車立てゝ、見られけるに、經成うるさしとて、中御門より出でて、南さまに行きければ、人々車を馳せて騷ぎけり。經成なほ無愛の者なりとぞいひ合はれける。此經成をば荒者とて、頭の時も荒頭といひ、別當の時も荒別當とぞいひける。この度の逍遙の和歌の序を、式部大輔國成朝臣

書きたるに、命二黄頭一而棹二水郷一と書きたりける。是も經成をいふなるべし。經信朝臣の歌に、あらしのやまと詠めるも、此心とぞ人申しける。此經成すくよかなる人にて、公事奉行許さゞりけり。

此人別當の時、上東門院、東北院作りて供養し給ひけるに、公家大赦行ひ給ひけり。時の別當此由を聞きて、人を遣して、獄にありける海賊三人が手足を斬りてけり。時の人、赦行はれずば、三人死なざらまし。大赦却りて死罪なりとぞ歎きける。

此經成は、宰相になりて後の年の冬、別當になりたりけり。中納言になりて、別當を辭して、次年亡せにけり。されば公卿の間十五年、別當にてありける。此人の祖父重光大納言も別當にて、十八年ありけり。此經成別當の時、三井寺の強盜の首濱人丸といふ童ありけり。死罪に行ふ。惟尊法橋罪業の由諫めければ、別當罪業なるまじき由、たびたびかへしいひければ、惟尊舌を卷きて歸りにけり。いとこはき人なるべし。

この人納言を望みける時、八幡に詣でて祈りけり。獄を治むる間、死罪に行ふ者、覺

ゆる所卅人、是れ君の爲めなり。其事道理を背かば、此度の所望叶ふべからず。若しことわりに背かずば、叶ふべしと申しけるに、中納言になりにけり。されば神明道理を捨て給はぬなるべし。八幡の別當戒信、語りけるなり。

大入道殿（法興院兼家公）、攝政におはしける時、法住寺のおとゞより始めて、多くの上達部、一種物を具して、參り集まり給ひけり。兼て契ありけるなるべし。閑院の大將は、銀の鯉の腹の中に、こなまずふえこみ、折櫃に入れて、いれられたり。小一條大將（濟時）は、銀の鮨鮎の桶に、鮎を折櫃に入れて、いれられたり。左衛門督重光は、酒一瓶子雉一枝、春宮權大夫公季は銀の薬（索イ）餅、修理大夫懷遠俎、攝政殿の御儲あり。盃酌管絃ありて、人々の祿、隨身のこしさし迄賜ひけり。右大臣自ら馬の綱取りて、出で給ひけり。

右大將通房（宇治殿）、臨時祭の舞人せられけるに、宇治殿にて、拍子合ありけるに、人々參り集りて、舞の師武方に纏頭せられけり。盃酌重なりて、人皆醉ひにけり。播磨守行任朝臣を殿上人の座に召して、酒のませられけるに、おほきなる鉢にて、十盃

のみたりけり。事の外の大飮とぞ人々いひける。

昔は一の所の晝のおろしをば、女房、寢殿の妻戸口にて手を叩けば、六位の職事參りて取出でて、藏人所の大盤に置きて、分け食ひけり。範永といひし人、勾當にて參りて、取りて歸りける程に、そり渡殿にて踏辷りて、さかさまに倒れて、散々に打散らしてけり。範永後にいひける、出家して失せなんとぞ覺えしと語りけり。

宇治殿平等院作りて、莊園寄せられける時、所々の米を少しづつ、長櫃の蓋に、砂子のやうに立列べて、其上に小さき蓋を作りて立てゝ、其所のよねと書きて、持ちて參りて、御覽ぜさせけるに、河內國玉櫛の莊の米、一によかりけり。

松殿(基房公)御時、內の女房、宇治に參りて遊びけるに、和歌會ありければ、人々あまた參りけるに、刑部卿重家朝臣あにおとゝ・清輔・季經など、一車にて參りける道にて、各いひける。宇治にては、水干裝束を着合ひたるに、清輔おとなしき人にて、あやくずかみしもを着たりけるに、和歌の後、連歌あらむずらん。其時季經、あやくずをたてぬきに着る人なればといひたらんに、清輔けしきばみて、そばひら見廻して、

此連歌は、清輔放ちては、誰かは附くべきとて、おりべのかみに之をなさばやと、附けむずるなりと、各約束し固めてけり。案の如く和歌の會果てゝ、人々連歌する時、約束のまゝ、季經あやくずをたてぬきに着る人なればといひ出でたるに、清輔、そばひら見けしきばみ、振舞はんとする程に、重家そばより、おりべのかみにこれをなさばやと附けたるに、清輔こは如何にと、支度違ひて、何となくおびえて、躍り上りたり。此事を知らぬ人は、何ともえ心得ず、怪しげに思ひたるに、あにおとゝ三人、此の次第を語りたるにぞ、其座の人々、腹をきりて笑ひ合ひたりける。一座の比興なり。此重家の朝臣、物をかしくいひて、斯様の座にていみじかりし人なり。今の世には、さる人更になし。其時白拍子の會ありけり。若千歳にぞありける。六條攝政(基實)に、甲斐權守なにがしとかやいふ、なま君達ありき。御倉の預りしける侍の壻なり。東三條の上官の廓の北のつぼにて、馬を見給ふに、隨身敦隆、ひきて參れり。人々少々北の緣に居たり。此權守が前にて、西に向つて、此馬高くあがりて、落立つ程に、前の足二をもて、此權守が左右の指貫の上をふまへつ。權守あ

わて騷ぎて、西枕に倒れ伏して、足をあがけども、馬ふまへて、やゝ久しくのかず。隨身馬より下りて、引退けたるに、權守烏帽子横樣になつて起上りて、淺ましき氣色にて、立ちて罷りにき。左右の指貫は、馬の足形に、穴明きてぞありし。日の不祥とは、斯樣の事にこそ。

宇治殿高陽院の歌合に、歌詠み人未定なりければ、兼長・經衡を召合せて、試みありけるに、持に定められけるに、兼長父の服暇になりて、經衡を入れられにけり。此人々うせて後、爲仲朝臣陸奥守にてありける時、國より賴家が許へ、歌を詠みて送れりけるに、其上の人、殘り止まる人、君と我となりといへり。賴家怒りて曰く、爲仲、其上六人の中に入らず。斯くいふ事安からずとぞいひける。歌讀六人とは、範永・棟仲・賴實・兼長・經衡・賴家、或は棟仲・經衡・義清・賴家・重成・賴實なり。

堀川右大臣(賴宗)、宇治殿の御前にて、和歌の事申しては、是は殿はえ知召さじ。賴宗こそ知りて侍れとて、板敷を扇にて叩かれければ、宇治殿笑ひ給ひけり。和歌の事は、自讃もあしからぬことにや。

土御門右府歌合せられけるに、棟仲、つゆつゝまると詠みたりけるを、かたきの方難じければ、棟仲、萬葉集の歌といひて、當座によろしき歌を詠みて、證歌にいたしたりけり。後に彼の右府感じ給ひけり。此事を江師いひけるは、心ばせはあれども、そら事は便なき事なりとぞ。

大殿(師實)、やよひのつごもりに、齋院に參り給ひて、次官惟實して、女房にたまはせけり。三月に閏月ありけるに、

春はまだ殘れるものを櫻花しめの中には散りにけるかな

女房の返しありけり。

堀河院御時、内の女房、車あまた色々のきぬ出しこぼして、花みに花山へ向はれけり。さるべき上達部殿上人、馬車を列ねて相隨ふ。女官少々、馬に乘りてさぶらひけり。栗栖野の邊にて、車あまたあり、花を折りて簾に挿したり。是を見て東さまに馳せうたれぬ。此人々の府生行高があるを遣して、誰ぞと問はれければ、行高馳せ着きて問へば、車より扇のつまを折りて、歌を書きてたびたりければ、是を取り

て歸り參れり。此車なる肥後の君、返歌せられけり。花山に行着きて、人々まづまりをあげて、みぎりの本に疊敷きて、管絃ありけり。藏人廣房、題を出し序を書く。杯酌たび〳〵ありて、俊頼朝臣連歌、

けふをまちける山ざくらかな

師時朝臣つけて曰く、

むれてくる大宮人やかざすとて

内へ歸り參りて、歌をかうじけり。さても途なりつる車を尋ね聞けば、中宮女房なりけり。いみじき事にぞ、世の人いひける。

式部少輔成佐といふ博士、在生の時、事善は無益の事なり。後世の爲に、理觀をこらすべきなりと、常にいひけり。死して後、菅登宣といひし者の夢に、かたちいみじく衰へて、くずの袴に青ばみたる衣を着てありければ、後世はいかにと問ひければ、三途を免かれずといひければ、平生の時たてられし義はいかにと問ひければ、閻魔王の疑問を得て、其義を述ぶるに能はずとなむいひける。生を隔てつれば、才學

の者も、思ふ程の事いひ開き難きにこそ。哀れなる事なり。
堀河院の御時、五位藏人にて、兵部大輔通輔といふ人ありけり。若くて失せにけり。其の人の子公明が夢に、詩を作りて、

初受㆓下地五濁浪㆒　漸重㆓上界三銖衣㆒

父母千日の講を行ひて、後世を弔ひければ、其しるしにて、天上に生れけるにや。
堀河左大臣は、一上にて卅餘年、八十にあまるまで、出家の心もなかりける人の八十七の年の春、人の諫にはあらで、俄に出家して、山に登りて、引繕ひて受戒して、其年の冬、僅に一兩日惱みて失せにけり。其時華嚴經の外題を書き、不輕品刹利居士懺悔如意輪經壽命經の終不墮三惡道の文を讀まれければ、傍なる人問ひければ、年來の持經にて、思出でてとぞいはれける。さて手洗ひて、五色の糸ひきて、念佛卅返計り申して、息絶えにけり。此時紫雲家の上に覆へりけり。西ざまに棚びきけり。葬送の夜、いひ知らず香しき香滿ちたりけり。決定往生の人なり。世の常に異なる道心なけれども、宿善ある人臨終には、斯るにこそ。めでたく尊き事な

り。後年に、彼の家にて、人々如法經書きけるに、池の蓮皆赤き中に、白蓮花一莖𠯁きたりけり。不思議の事なり。此經書きける程に、出家の人十餘人ありけり。功德者に恥ぢずとぞ人いひける。

一條院御時、權中將成信・光少將重家といふ若き有職の殿上人ありけり。さそひ出でて、内裏より靈山寺に行きて、かしら下して、三井寺に向ひにけり。中將は年廿二、少將は廿五なり。時の左右大臣の御子なり。父の大臣各驚きさわぎて、三井寺に馳向ひ給ひけり。權中將は村上の御子、入道兵部卿親王(致平)の御子なりけり。一條左大臣(雅信)の女の御腹なり。左大臣殿(道長)の上の姉妹なり。是によりて左大臣、年頭子にし給へり。才學深からねども、心ばへ人に勝れたり。去りにし年の夏、左大臣殿、稍久しく惱み給ひし時、此中將、朝夕あとまくらに附添ひて、扱ひ奉る事怠らず。月重り日積りて、秋にも成行くに、仕うまつる人、或は看病の心倦み、或はいえ難き事を疑ひて、其志變り行くを見て、此中將、世のはかなく、人の心定めなき事を顧みて思ふやう、かばかり官位權勢雙ぶ事なき御身だに、病をうけつれば、少しの

益なく、二世の謀を失ふ。しかじ佛道に入らむにはと。是より世を厭ふ心を萌し初めしなりとぞ宣ひける。光少將は、右大臣顯光の獨り子なり。村上第五の内親王(盛子)の御腹なり。此人も年頃此心ありけるを、中將と契をなして、同じく行きて、頭剃られにけり。善知識あへるなるべし。是より先に此中將、少將の、時々內より豐樂院に行きて、見廻りけり。人何の心と知らず。後に是を思ふに、彼所破れ傾ける事、恰も姑蘇臺の如し。無常の觀念を增して、彌發心を堅くせむためなるべし。出家の前の日、頭辨行成、外記の政事に就きて、暫し眠られける夢に、人ありて、ふみを取らせければ、誰がふみぞと問へば、權中將のふみといふ。夢心地に、出家の由告げたると思ひて、驚きにけり。さて中將に會ひて、夢を語られければ、中將笑ひて、正夢にこそ侍らめといひけり。日頃出家の心深き由を、此辨にも語られけるなり。

續古事談第三終

續古事談第四

神社佛事

行敎和尙、一夏九旬、宇佐宮に籠りて、晝は大乘經を讀み、夜は眞言を誦して、法樂し奉る。九旬に滿ちなむとする時、我れ王城の近邊に向つて、國家を守り奉らむと託宣し給ひければ、淚を流して、十日延べて、御體を見奉らんと祈るに、三衣箱を見るべしと託宣ありければ、是を見るに、七條の袈裟の上に、字にも非ず繪にもあらず、阿彌陀三尊現じ給へり。行敎此御姿を移し奉る。さて京へ上りて此由を奏するに、御門の御夢に、男山の上に、紫雲立上りて、王城を覆へりと御覽じき。此事なるべしとて、急ぎ御殿を作り、內殿の中に、此御體をかけ奉る。人敢て見る事なし。たゞ御殿の預り、御座を敷く時、後向きて敷く。此內殿の中は、常に香しき香に匂

へりとぞ。

行教和尙、大菩薩の御前に候して、勅命を承る氣色ありけり。始の別當安宗大菩薩の御草鞋の鼻、水精の御念珠の十弟子を見たてまつりけり。外殿の木像は、敦實親王作り奉るなり。始めて御供を奉りけるに、雅信・重信、束帶にて役し給ひけり。保延の火事に、何れもみな燒けにけり。口惜き事なり。江帥申しけるは、大菩薩は釋迦の三尊なり。或聖人釋迦佛を見奉らんと祈りて、眼を閉ぢたる程に、飛ぶが如くにして、八幡の寶前に參りけり。釋迦佛におはしますなるべし。大權の化現なれば、釋迦阿彌陀、何れにてもあるべきにや。

兵庫頭知定といふ陪從ありけり。産穢に入りて廿餘日を經て、八幡の御神樂に參勤し歸り、事なかりければ、又臨時祭に參りたりけるに、舞殿にて、鼻血あえたりければ、恐をなして罷出でて思ふ樣、此産穢の外に不淨の事なし。此祟にやと疑ふ程に、知定が娘の十歲計りなるが、俄に氣色變りて、知定を呼びていふやう、我は八幡の御使なり。汝を誡めんとて來るなり。いかで産婦と抱き寢て、大菩薩寶前へは

參るぞ。仍御勘當あるなり。早く御神樂をして、勘當をゆるべし。汝が歌久しくきかず。我愛する所なり。早くうたふべし。又蒜鹿更に食ふべからず。大菩薩憎み給ふ物なりといふ。知定申す樣、產穢をば、いく日計り忌むべきぞや。女子いはく、卅三日忌むべし。我れおとなに附くべけれども、一には疑あるべし。一には穢らはし。幼き者は、疑なく穢はしからず。此故に託宣するなりとてさめにけり。知定人々語らひて、八幡に參りて、御神樂行ひけり。

山王は、傳教大師の靈と申す僻事なり。社司成信語りけるは、先祖みつの濱の住人にてありけるに、夕暮に旅人來りて、船をかりて云く、此濱に通ふ人なり。此船これにあるべしといふ。つとめて高き木の上に此船あり。神人の仕業と知りて、歸命して問ひ奉る。則現じて、神託を宣はく、此山の麓に住まんと思ふ。則社を作りてしづめ奉る。此濱の住人の子孫、永く神人なりとぞ。又傳敎大師、大和の三輪の明神を勸請して、山王とすとも申す。是も僻事なり。大比叡・小比叡、皆大師より先に住み給ふなり。住吉の明神託宣して宣ふ。昔新羅國を討ちし時、我は大將軍な

り、日吉副將軍なり。後に將門を討つ時、日吉は大將軍、我は副將軍なり。是れ天台宗繁昌して、法施を受けて、威德倍增の故なりとぞ。

三井寺の新羅明神は、やむごとなき神なり。宇治殿の御祈に、賴豪阿闍梨參りたりければ、寶殿の妻戶より、御直衣の袖、差出でたりけり。

祇園の寶殿の中には、龍穴ありとなむいふ。延久の燒亡の時、梨本の座主、其深さをはからむとせられければ、五十丈に及びて、猶底なしとぞ。保安四年、山法師追捕せられけるに、多く寶殿の中に逃げ入りたりける。其中にみぞあり。それに落入りたりつるとぞいひける。

後冷泉院の御時、世間騷がしかりける年、ならびの岡の邊に社を作らば、鎭まるべしと示現ありて、兵衞府生時重を始めて、六衞府の者共、社を作りて御靈會行ひけり。花園の社とぞいひける。

鳥羽院の御時、治部卿雅兼の夢に、此今宮祇園に參りて申し給ひける。我居所破れ損じて、既に年月を送るに、一院宣ありて修理せらる。限なき悅なりと見えたりけれ

ば、時重といふもの、兵衞尉の功に作りける。覆勘を待たでなされにけり。

一條院の御時、六月晦日に、風吹き雷おどろ〳〵しく鳴りける程に、母后の御方に、藤典侍といふ人に、北野天神附き給ひて宣ひける、我家破れたり、修理せらるべし。又攝政上達部引具して賀茂に詣でて、十列音樂奉らる、羨しき由託宣ありて、歌を詠み給ひける。

うらやみにまよひし胸のかき陰りふるは涙のさまを見てしれ

此間殿上の殿守司一人、鬼間にて死にいりたりけり。陣の外に舁出で、息出でにけり。其後攝政、人々を具して北野に詣でて、作文和歌ありけるとぞ。

式部大輔在良といふ人、三條壬生になん住みける。是は天神、昔住み給ひける所なり。其後人住むことなし。在良申うけて居たりけり。夢にみるやう、汝は居るとも、子孫は住むべからず。在良老に臨みて、病附きて後、此家燒けにけり。夢の告空しからず。恐しき事なり。

金峯山の御在所には、九月九日より後、三月三日迄人參らず。是はたゞ寒氣により

てのみにあらず。天人降りて供養し給ふともいひ、又邪魔ひまを窺ひて、充滿すともいふなり。

下野國二荒山の頂に湖水あり。廣さ千町計、淸く澄める事類なし。林四方にめぐるといへども、木葉一水に浮ばず、魚もなし。若人魚を放てば、卽ち波に打たれて出づ。二荒の權現山の頂に住み給ふ。麓の四方に田あり、其數を知らず。國司檢田を入れず。千町の田代あり。宇都宮は權現の別宮なり。狩人鹿の頭を供へ、祭物にすとぞ。

白山の西園上人語りけるは、三所權現は、阿彌陀勢至觀音十一面の垂跡なり。衆生の煩惱邪魔を、此池にかりこむる故に、かりこめの池といふなり。四十八年此山に籠りて、大願を發して、山の頂に堂を作りて、阿彌陀の三尊を居ゑ奉る。此山に三人の上人あり、一人は眞言を習ひて、山の頂に住みて、三昧の行法をして、人に會ふ事なし。五六十日物を食はねども、飢ゑたる氣色なし。山内の人、之を證果の人といふ。一人は近く住みて、結緣の人來りて、未だ其詞を述べぬ先に、かねて人の心を

知れり。人之を化人といふ。一人は座の前に鉢を置きて、天水を待ちてうけてのむ。旱する時は、咒をみて、加持すれば、雲起り雨降りて、此鉢に入る。其水絶ゆる事なし。年九十二なり。起居輕利なり。人之を神仙といふ。日泰上人といひける聖人、萬の靈驗所拜み、殘す所なし。此山の瀧の池の水、昔より汲む人なし。始めて之を汲みて、人にのませけり。飲む人皆病癒えけり。

廣隆寺は、上宮太子、秦河勝が許へ御しける道に、はち岡の邊に假屋作りて、御儲したりける所を、太子御覽じて、此所地形いみじき所なり。三百歳の後、都も此所に移して、佛法を崇めて、帝王の苗胤相繼ぎて、絕ゆべからずと宣ひて、十箇日止まりて、此所を楓野別宮といふ。其後寺になして、河勝に給ふ。寺の前に水田卅町、後の山野六十町、同じく給ひけり。此寺の本佛は、百濟國の彌勒なり。光を放ち給ふ佛なり。藥師佛は客佛なり。

昔攝津國に、富原といふ所に翁ありけり。家の前なる梅樹、夜々光りけり。怪しみて此木を切りて、一搩手半の藥師佛を作り奉りて、丹後國石造寺に移し奉れりとも

いふ。一說には、山陰中納言、佛を作らんの願ありて、佛師を尋ねけるに、夢に見る樣、行かん路に始めて會ひたらん人を、佛師として作らしむべしと見て夢覺めぬ。さて出でて行くに、牧童一人行逢ひぬ。牧童再三固辭すといへども、やむ事を得ず、之を作らしむるに、めでたく作り奉れり。此童佛作る間、常につばき吐きて、物を穢しけり。むづかしく思へども、佛を作らむが爲めに、忍び過す程に、造り果てゝ歸らんとする曉方に、門を叩きて、此童を呼ぶ者あり。長谷寺の觀音は是にかといふ。此童いふやう、口にくき文珠かなとて失せにけり。是れ長谷寺觀音の化現なるべし。されば此藥師佛は、長谷寺の觀音造り給へりとぞ。

此寺の阿彌陀堂の中尊は、稽文會が作れるなり。惠心僧都の夢に、極樂の阿彌陀佛を拜まんと思はゞ、此佛を見奉れと見給ひけり。佛其上光を放ち給ひけり。寺僧火事かとて、驚き騷ぎけり。

道昌僧都といふ人は、俗姓秦氏、讃岐國香河郡の人なり。年十四にて出家して、元興寺の明證法師に隨ひて、三論宗を習ひ、兼て諸宗に渡る。弘仁八年に得度、年廿

なり。天長五年、弘法大師に從ひて、眞言の大法をうく。內裏の佛名會に召されけり。御門問ひ給はく、帝王の殺生の罪と凡夫の罪と、何れか重き。道昌申して云く、帝王は重く凡夫は輕し。此事を聞く者、法師年若くて、いふ事淺しと思へり。御門良久くありて宣はく、帝王の罪重しといふ、其說ありや。道昌申して云く、竊に此事を思ふに、帝王の供御は、多くの魚鳥を殺して、僅に一膳にあつといふとも、其罪重し。凡夫は、山海の禁制あれば、狩漁たやすからず。僅に之を取りて、口腹を養ふ。其の業輕きなり。御門此事を信じて、殺生をやめられたり。

此僧都、水尾帝の御持僧にて、廣隆寺の別當なりける時、御藥ありて、僧都を召して、祈念せしむる時、僧都申す樣、大炊寺に靈驗の藥師佛います。彼佛を廣隆寺に安置して、試みに祈り奉らんと。卽ち宣旨を下して、此佛を廣隆寺に移し奉り、七日祈り奉るに、玉體平安なり。其後大炊寺の聖人、道昌僧都が許に行きて、御惱平癒し給ひぬ。彼佛元の如く返し渡さるべしといふ。道昌敢てきかず、聖人歎きて、寢食を忘れて、欝の餘りに、醍醐の聖寶僧正の許に行きていふやう、大炊寺の藥師佛、道昌

盜みて返さず。取返さんとするに、力及ばず、いかゞすべき。聖寶いふやう、いと易き事なり。速に取返してん。但し廣隆寺四壁全くして、容易く破り難し。其日其時に、人夫千人を大極殿の邊に設けて、我を待つべし。我力にてなどか取返さゞらむといふ。ひじり悅び歸りて、人夫千人を雇ひ集めて、其日になりて、大極殿の邊に設けて僧正を待つに、たま〳〵出できていふやう、其藥師佛は、僅に一搩手半也。一人しても取りてむ、千人の夫は、東大寺の大佛を盜むべきなりと嘲りければ、聖人不レ足レ言とて止みにけり。

或説云、旱しける時、道昌大井川を堰きて祈りけるに、時の人いふやう、石造寺の藥師佛、靈驗の佛なり。それに祈るべし、道昌これを聞きて。暫く奉レ迎て祈るに、空曇りて、雨快く降りにけり。さてやがて廣隆寺に安置し奉りて、新佛を作りて、彼寺へ御渡し奉りにけり。さて廣隆寺は繁昌し、石造寺は荒れにけり。

此寺別當時圓法橋、四十餘年寺務して亡せにけり。寺僧例に任せて、東寺の人ならんずると思ふ程に、量らざるに園城の增譽僧正になされぬ。寺僧驚き騷ぎて、本尊

を取りて、山林に可ㇾ入之由議定して、御帳の中なる厨子明けて、本尊を取出さむとするに、鎰なし。此の鎰失せて久しくなりにけり。さりとてあるべきならずとて、厨子を打破りて、本尊を出さんとするに、敢て動き給はず。兎角する程に、右の御手折れにけり。寺僧驚きて求むるに更になし。怪しみ恐れて、本の如く御帳の中に置きて去りぬ。此後阿彌陀堂の柱に押文あり。門跡藥師佛を取り奉ると書きたり。所司大衆、之を見て驚きて、御厨子を見るに、御厨子破れて、靈像の右の御手なし。衆人歎きて、御手を求むるに得る事なし。人疑ふらく、靈像動き給はぬによりて、御手を折り取りたるかといひて、扉を押合せて、布してからげゆひて封を付けて、此由を別當に觸るゝに、たゞ恐るゝ事のみありて、させる沙汰なし。僧正亡せて後、仁和寺の寛助僧正、別當になりて、此事を聞きて、驚き歎きて、佛の御手に置きては、忽に左右し難し。先づ厨子を修理すべしとて、淨行の寺僧三人に淨衣をたびて、帳の中に入れて、からげたる布を解きて見るに、厨子敢て破損なし。奇異の思をなして、鎰を尋ぬるに、寺僧申して云、件の鎰、往年失せて久しくなりにけり。容易く開

く事なき故なり。僧正重ねて仰せて云く、累代の物、空しく失すべからず。よく求むべし。玆に寺僧一人、古き鎰を捧げて出來れば、試に此鎰にて厨子を開くるに、忽然としてあきぬ。御帳の中暗くして見えず。脂燭をさして見るに、本尊の右の御手なし。僧正悲歎して、大座の本を見るに、まろかなる物あり、取りて見るに、既に此御手なり。之を取りて、泣々悅びて、つぎ奉りぬ。敢て違ふ事なし。恰も藥王の臂の還復するが如し。僧正悅びの餘りに、所着の綿衣三領を脫ぎて、寺僧三人にかづけて云く、前世の宿緣によりて、此寺の吏になりたり。始は辭退の思ありしかども、今は旣に隨喜悅與、此寺度々炎上ありといへども、本佛燒け給はず。

西明房座主源心僧都宣ひけるは、中堂の藥師佛、うつまさの藥師佛、同じ契なり。病者中堂に詣でて祈りければ、夢に見るやう、此病は、右京の醫師につくろはすべし。我は力及ばず、彼此分別なけれども、たゞ緣の有無によるべき也と見て、此病人思廻して、廣隆寺に詣でて祈りければ、則癒えにけり。廣隆寺の南大門の西力士は、相撲人宗平に似たるとなむ申傳へたる。

日野藥師佛は、傳敎大師の作り給へると申す、誠にや。有國宰相が家に傳はりたる佛なり。正家朝臣が時に、家の長傳ふべしと、實綱朝臣申すによりて、後冷泉院の御時、實綱傳へ給ひたるなり。

西京の座主の申しけるは、齋院の北に、安國寺といふ所に、藥師佛おはします。傳敎大師、中堂の藥師佛作りて後に、一(七)年を經て、作り給へる佛なり。一斧一禮作り給へるなり。身金色衣、文は綵色なり。中堂の佛も、斯くおはするなり。藥師佛は、弘法大師三寸の像を作りて、之を負ひて、唐土に渡り給へり。傳敎大師、又藥師佛を布に書き奉り、之を持ちて、唐に渡り給ふ。皆是佛法の祖師なり。

河原院は、融左大臣の家なり。臺閣水石風流を盡して、作り磨きて住み給ひけり。亡せ給ひて後、其御子宇多法皇に奉りて、時々渡り給ひけり。彼大臣の靈、止まり住む聞えありければにや、常には住み給はず、大臣の拔苦の爲に、誦經せられたる事あり。其後佛閣になりにけり。仁康聖人といふ者、知識を進めて、丈六の釋迦佛を作りて、此所に居ゑ奉りけり。大安寺の釋迦佛は、天人の作りたるなり。夫を移

して、佛師康尙此佛を作れり。維敏・滿仲などいふ武者より始めて、結緣助成せり。假堂を作りて、始めて五時講を行ふ。時の明匠日毎に請に赴く。所謂山の座主花山嚴久僧都・横川の明豪僧正・東塔の靜仲供奉・靜昭法橋・清範律師なり。說經論義、詞を盡して願を極む。願文は大江匡衡作り、佐理宰相清書せられたり。いかにめでたかりけむ、思ひやるべし。聽聞には、山には惠心檀那の僧都より始めて、奈良には小島眞興僧都・清海上人已下、七大寺擧りて集まる。内記上人・三川入道など、さもある人、殘るはなかりけり。結緣の爲のみにあらず、人多く夢の告ありけり。此會に逢はむ人は、三途を離れて、淨刹に生るべしといふ。又靈山の釋迦預り給ふなど見たりけり。第三日講師靜仲、高座の上にて、南無大恩敎主釋迦大師と拜みたりければ、聽聞集會の人、同時に唱へて、五體を地に投げて禮拜しけり。計らず今日釋尊再び出來給へりとぞ、各隨喜瞻仰しける。時明朝臣米千石を、造堂の料に施入しけり。其後此所鴨河水漲り入りて、苑池ほと〳〵水底になりぬべかりければ、上人、祇陀林の廣幡院に移作しけり。此所は顯光左大臣の家なり。昔庶明中納言住み

けり。古老傳ふらく、行基菩薩此地を見て、三寶不動の所なり。尊重すべしと宣ひけり。此所には、宇多法皇もおはしましけり。淸貫民部卿も住みけりとぞ。顯光のおとゞ施入の後、上人堂を作る時の受領、多く助成しけり。供養の日僧衆を集め、音樂を調べけり。昔釋迦佛、竹苑より舍衞城に赴き給ふに異ならじ。其後西方院の座主院源、此所に於て、舍利會を始め行ふ。入道殿（道長）より始めて、大臣公卿貴賤つどひ集まりけり。祇陀林と名付けたる事は、須達長者祇園精舍を作りて、如來に施與す。今左大臣此地を上人に給へり。此事相似たるによりて、源信僧都名とせるなり。

六角堂の如意輪觀音は、淡路國いはやの海に、辛櫃に入れて鎖子さして、打寄せられたりけるを、聖德太子上げて御覽じて、本尊とし給ひけり。是は思禪師六代の本尊とぞ。太子、守屋大臣と戰ひ給ひける時、心の如く勝ちたらば、四天王寺を作らむと誓ひ給ひけるに、思の如く勝ち給ひければ、材木取らむとて、山城國愛宕の杣におはしける時、此本尊を、暫くたらの木のうつぼにすゑ奉りて、水あみ給ひて、本

の如く取らんとし給ふに、此佛敢て離れ給はず。あやしみて臥し給へる夢に、此佛宣ふ樣、汝が本尊として、すでに七世を經たり。今に於ては此所に止まりて、蠢々の衆生を利益すべし。是に依りて、堂を此所に作りて、する奉らんとするに、東の方より、年老いたる女人出來れば、太子問ひて宣はく、此所に小堂を作らんとするに、材木ありなんや。此女申す樣、此傍に杉の木一本あり。朝な〳〵紫雲引覆ふ。是にて作り給ふべし。次日太子行きて見給ふに、女の詞の如し。卽ち此木を切りて、六角の小堂を作りて、此佛を安置し給ふ。遷都の時、造宮使申して云く、丈尺を以て、小路を打つて定むるに、六角の小堂、道の中心に當れり。是れ聖德太子作り給へる、六角の小堂なり。宣旨に云く、他所へ渡すべし。玆に敕使祈請して云く、此所に住まんと思召さば、南北の間に、少し入り給へと申すに、空俄に暮れふたがりて、五丈計り北へ引入りにけり。さて六角の小路を通しつ。其後五百餘歲を經て、天治二年十二月五日、京中大燒亡に、此堂は燒けにけり。左大辨爲隆の侍、年頃仕うまつりける此本尊を、取出し奉りけり。其後頻に火事あり。

巖間寺正法寺といふ、山城國宇治の郡上、醍醐の奥の笠取山の東の峯なり。越の小大徳といふ行ひ人、十二年行ひたる所なり。日本第三の靈驗所とぞ。一は熊野、二は金峯山なり。此大徳をば、泰澄法師ともいふ。又金鎮法師といふ。越後國古志郡の人なり。白山行ひて、次に此所に來れり。一搩手半の金銅の千手觀音を本尊にて、身を離たず。戴き奉りけるを、此所の坤の方に、桂木のありけるを切りて、自手等身の千手觀音を作りて、此金銅の佛を籠め奉りて、安置したるなり。此人は、唐へ渡りて、彼にて亡せにけり。此寺の護法は、熊野の權現・金峯山の藏王・白山の權現・長谷寺の龍藏權現なり。龍藏は、大徳、彼寺に詣でて歸りけるに、隨逐し給ひければ、いはひ奉るとぞ。

清瀧權現は、地主にておはするなり。三井寺の叡效律師といふ人、此寺に二三年行ひて、無言にて、法華經を六千部讀み講じき。夜毎に三千返拜しけり。さて堂の未申の桂木に上りて、我不愛身命但惜無上道と誦して、谷へ身を投げければ、護法袖を廣げて受取りて、露散ることなかりけりとぞ。此事一定を知らず。此人は後一

條院、東宮におはしける時、わらは病を煩ひ給ひけるに、參りて落し奉りて、御衣給はりて律師になされけり。罷出でて後、發り給ひたりければ、勸賞餘りとしと、時の人申しけり。叡效が後、此所行ふ人絶えにけり。信增といふ者來り行ひて、其後常住七人絶えず。其中に誓源といふ常住難行苦行す。天王寺の海にて、身投げてけり。久壽元年十月の事なり。

續古事談第四終

續古事談第五

諸道

待賢門院、法金剛院作りて、始めて御幸ありけるに、人々此處彼處に興じけり。立石は、德大寺法印せられたり。林賢といふ法師、瀧の石立てゝ、其傍に札書きて立てたりける。

衣にてなづれどつきぬ石の上によろづ代をへよ瀧のしらいと

人々見て、或は興じ、或は無益なりなどいひ合へる程に、二條の帥長實、和せられたりける。

しれ物のよしなし事をする法師つひに人やにゐるとこそきけ

人々笑ひのゝしりて止みにけり。

前左衞門基俊といふ人、老の後、師賴大納言誘はれければ、故堀河左大臣(俊房)の許に向ひたりけるに、月前歎ㇾ老といふ題にて、人々歌詠みけるに、一句の序代あるべしと、責められければ、遁れ難くて、かくぞ書きたりける。

仲秋十二日猶正好之夕也。浮生八十廻是非ㇾ暮齡ㇾ哉。

月前歎ㇾ老誠矣斯言、其詞云、

昔みし人は夢路に入果てゝ月とわれとになりにけるかな

典藥頭雅忠が夢に、七八歲計りなる小童、寢殿に走り行きていふ樣、先祖康賴、懇に祈りし志にこたへて、文書を守りて、二三代相離れぬに、此程火事あらんずるに、愼むべしと見て、廿日計りありて、家燒けにけり。されども文書一卷も燒かずとぞ。

昔は諸道に斯く守宮神達添ひければ、驗も冥加もありけるにこそ。

醫師采女正盛親が許へ、十七八計なる女來りて、前のあななし、いかゞすべきといひければ、是を見て力及ばずといひければ、泣々歸りにけり。後に秀成といふ醫師之を聞きて、其女を呼びて、針のかたなにて、皮を裂切りたりければ、世の常の人の

やうになりにけり。希有の事なり。

釆女正俊通といふ醫師ありけり。七十餘にて、布のなほしに、紫の指貫を着て、人に會ひにけり。

もがさといふ病は、新羅國より起りたり。筑紫の人、魚買ひける船離れて、彼國に着きて、その人うつり病みて來れりけるとぞ。天平九年官符に、此病痢にならん時、にらきを煮て、多く食ふべしとあり。後の人、斯くして驗あり。夫を雅忠、熱氣の程食ひ染めずば、熱氣冷めて後、猶忌むべしといひけり。されど食ひて多く驗ありとぞ。

後朱雀院、かさを病み給ひけるに、典藥頭相成、宜しくなり給へり。水止むべき由申しけるを、雅忠未だ若かりけるが、見奉りて、此御瘡いつ水止むべしとも見えずと申しけり。其後嵯峨の瀧殿の阿闍梨、重源といふ者は、重秀が孫なり。夫を召して見せ給ひければ、雅忠が申す樣に申して罷出づとて、故資仲、師の五位藏人なりけるに會ひて、此御瘡いつ癒え給ふべしといふ事見えず。雅忠心得たる醫師なり。

明日御胸病み給はゞ、大事なるべしと申しけり。誠に御胸病みて、亡せ給ひにけり。かさ病む人胸病むは、終の事なりとなむ。

宮家殿灸治し給ひけるに、重康申さく、日神股にあり、灸き給ふべからず。此上忠康申さく、内股外股異なり、醫書明堂圖に見えたり。外股憚るべし。玉篇切韻、誠に忠康が申すが如し。是に依りて重康を召さず。忠康灸き奉る。兄弟中惡くして、常に斯る事ありけり。忠康は、雅忠が實子にはあらず。上野守良基が子也。雅忠幼くより子にして、道を傳へたる也。醫道の課試、忠康迄したり。其後する人なし」典藥頭滋秀が申しけるは、典藥別當の公卿は、必ず大臣になる也。六條左大臣・小野宮右大臣是也とぞ。自然の事にや、又故あるにや、覺束なし。慥に考ふべし。

唐人のいひける計りにて、藥は合せて服すべきなり。反魂香といふ物あり。死人の魂を返す香なり。一銖も違ひぬれば、來ることなし。斯ればこと藥も、よく計りを定むべきなり。

遍敎僧都、慶命座主の童なりけるを得て、母にいふやう、今日大僧都をなむ得たる。

母火をともしてみていはく、大僧正なり。果して大僧正に至る。母の相、遍救に勝れりけり。

丹波守貞嗣、北山に詣で、百寺の金皷打ちけるに、洞照といふ相人いふやう、君の顏色あし。恐らくは鬼神の爲に犯されたる歟。貞嗣、心地違ふことなし、常の如しといふ。洞照疾く歸るべき由をいふ程に、貞嗣俄に絶え入りて、蘇りて家に歸りて、物の怪あらはれていはく、別の事なし。我等遊びつる前を通りつれば、胸を踏みたるなりとぞいひける。天狗の仕業なり。さて三日ありて死にけり、洞照が相、神の如し。

晴明大舍人にて、笠を着て勢田橋を行くに、茲光之を見て、一道の達者ならむずる事を知りて、其由をいひければ、晴明陰陽師具曠が許に行きたるに用ひず。又保憲がり行きたるに、其相を見てもてなしけり。晴明は術法の物なり、才覺は優長ならずとぞ。晴明・光榮論じける。保憲が時、光榮をば前に出す事なしと、晴明申しければ、愛弟とにくまんこと、なほひとしからずとぞ、光榮申しける。晴明がいはく、百

家集我に傳ふ。光榮には傳へず。是れ其證なりといひければ、光榮、百家集我が許にあり、又暦道傳ふとぞいひける。

大外記賴隆眞人は、近澄が子なり、廣澄・善澄が甥なり。諸道を極めたる才人なり。明經・紀傳・筭・陰陽・暦道等文迄學びたりけり。常にいひける、醫道明法未だ口入れずとぞいひける。一條院御時、齊信民部卿に付きて、明經准得業生を望み申しけるに、齊信卿、本道に許すや否や知らん爲に、善澄を召して、明經道に大成を顯はすべき者、誰かあると問はれければ、善澄申しけるは、貞清と申す者こそ、師說を傳へて、深く經典に通達せる者なれば、末代のやむごとなき者なりと。齊信本意違ひて、重ねて問はる。賴隆といふ者はいかに。善澄氣色變りて、わきをかきて申しける。此時賴隆は非常の者なり。たゞ明經一道のみならず、百家九流をくゞれる者なり。齊信卿直問して云く、賴隆若し將來に國器に當らずば、齊信、不實の者を吹噓する責を蒙るべしと申されけり。遂に宣旨下りにけり。若かくて明經を捨てゝ、紀傳に入らむとて、式部大輔匡衡朝臣のがり行きたりければ、匡衡いひけるは、汝は一道

の長者すべき相あり。若し他道に入らば、必ずしも長者に至るべからず。たゞ本道にあるべしと敎へけり。

友則朝臣近江の任に、賴隆其國の目代しけるに、洞照相して云く、この生才學得長國寶なるべし。更に執鞭を好むべからずとなむいひける。賴隆いひけるは、我れ別の學問せず、廣澄が子にして、弟善澄と明經道の相論の時使して、往返聞く所の事、一生の才學なりとぞいひける。安海供奉は、廣澄・善澄が弟なり。

昔は諸道の博士などは、裝束執する事なかりけるにや、光榮といひける陰陽師、上東門の御產の時、淺ましげなる上の絹指貫に、ひらくつ履きて、紐もかゝで中門より入りて、階隱の間より上りて、懷より白蟲を取出して、勾欄のひらけたに當てゝ、大指して殺しけり。うへの衣の下には、布の襖といふ物をぞ着たりける。

祇園の社燒失の御時(久安四)、卜行はるゝに、陰陽師泰親卜ひ申して云く、六月壬癸日、內裏燒亡あるべし。六月廿六日、壬子土御門內裡燒けにけり。希有の事と人いひけり。本文に云く、卜は十にして、七あたるを神とす。泰親が卜は七當る。上古に

恥ぢずとぞ。鳥羽院仰せられける。

登昭といふ宿曜師大殿(師實)、幼くおはしましける時、宿曜の勘文に、十九にて大臣になり給ふべしと、勘へたりけるに、果して其儘十九(康平三)にて、大臣になり給ひにけり。宇治殿(頼通)、感じ給ひけり。又しげ岡の川人が勘文に、貞觀以後壬午の年(長久三)、聖人生るべしといへり。此年大殿生れ給へり。白川院此由を聞召して、件の勘文に、平地九丈の大水出づべしといへる年、其水出でず。信じ難き事なりとぞ仰せられける。

左舞人光末申しけるは、圓融寺供養の時、兼助・茂助、青海波舞ひ、好茂・身高・信正・光高、輪臺舞ふ。是は舞の仙なり。近くは正方・光高・青海波舞ひ、正助・時助・則高・光末輪臺仕うまつる。是れいみじき事なり。光高は、兼時が弟子なり。左右の舞絶えなむずる道なり。正方死なむとする時、正助、胡飲酒の事を問ひければ、孫子に敎へたり。夫に問へとなむいひける。さて正助は、子に習ひけり。斯く程よき者、正助に先立ちて、僅に廿餘計りにて失せにけり。光末又子なし。女子の子にて、光貞・

光則あれども、光貞には舞皆教へたれども、其身中風して目見えず、光則には、僅に半分教へたり。光末七十に餘りにたり。教へ果つべからず。左右の舞、絕えなんとするとぞ申しける。其後右舞は、助忠死にて絕えにけり。忠方・忠節僅に舞ひしかども、それだに傳へたる子もなし。旣に絕え果てにたり。左の舞、光近迄は、さすがに傳へたりしかども、其後絕えにけり。胡飮酒は村上の御時、忠義公殿上人の時、たび〳〵御前にて、此舞を奏して、多く好茂に傳へられけり。其後彼の好茂が流れ、右の舞なれども、之を舞ふなり。白河院の御時、臨時樂ありけるに、正助失せて後、胡飮酒舞ふべき者なかりければ、時助を召して、父正方この上正助、此舞を傳へて、たび〳〵奏しき。汝定めて見習ひなん、仕うまつれと仰せられければ、未だ習はぬよし申しけるを、猶仕うまつれ、汝が子助忠・正助に習ひたる由聞召す。彼にいひ合せて、仕うまつれと仰せられければ、玄ぶ〳〵に仰事なれば、仕うまつる計りなりとて、罷り立ちにけり。此詞、ねいなりとなん人々いひける。さて其度舞ひて、勸賞蒙りにけり。時助が子助忠、たび〳〵舞うて、勸賞蒙れり。助忠、正連に殺され

て後、永く此舞絶えにけり。但し後冷泉院の御時、殿上人の舞御覽じけるに、雅實のおとゞ童にて、正助に此舞を習ひて舞はれけり。被祿を賜はる時、感にたへず、祖父土御門大臣(師房)座を立ちて、祿を取りて舞はれけり。是れ當時欣感のみにあらず、村上の御時、實資大臣納蘇利舞はれたる時、淸愼公立ちて舞ひ給ふ舊貫なり。白河院五十の御賀の時、此大臣の子雅定、童にて又之を舞ふ。助忠死にて後、此舞絶えたる事を、悼み思食して、白河院、此大臣に仰せられて、助忠が子忠方に敎へしむ。大臣雅定を師として、忠方に敎へしむ。さて最勝寺供養の時、始めて此舞を奏す。父忠助に習はずといへども、之は正助が同じ流なり。正助が生きたりける時、外孫正連(童名峯丸)に、胡飲酒敎ふべき由、白河院、頭辨實政朝臣して、仰せられければ、正助峯丸を具して、御前にて敎へにけり。されども正連罪蒙りて、彼が流絶えにけりとぞ。

中院入道右大臣(雅定)童の時、公私所々にて、度々胡飲酒舞はれけり。中納言の後、舞の裝束して、白河院の御前に召して、舞はせられけるに、卄餘年を經て、舞の手つゆ

忘れず、舞はれたりけり。ありがたき事になむ人申しける。但し納言已上、舞の裝束して舞ふ事覺束なし。左舞人光季が申しけるは、若くより正方・正助・助忠、胡飲酒度々見るに、皆違ひたり。此事覺束なし。習ひ傳へん事違ふべからず。若し此舞手樣々多かる歟。又本體の手を舞ひえぬにや、心得ずとなむ申しける。

久我大臣(雅實)語られけるは、童にて、宇治殿の御前にて、此舞を御覽ぜし時、正助が敎へたる祕する手を舞ひたりしかば、後に正助腹立ちて、其手をばたやすく舞はずとなんいひける。此日宇治殿、正助を階の下に召して、御衣二かつけられけり。香染白なり。忠時が嫡子景時、纒ひ失せにき。忠成又盜人に殺されにき。其後此舞永く絕えにけり。世の末になる事、斯樣の事にも思ひ知るべし。

採桑老は、正方・時助・助忠、傳へて舞ひけり。違ふ事なし。光季が申しけるは、正方が舞ひしは、殊にめでたかりき。是れ其骨勝れたるなるべし。此舞も、助忠死にて後、永く絕えにけり。

白河院、天王寺の舞人公貞を召して、此舞を近方に敎へしめて、朝覲行幸に舞はせ

られけり。此事、時の人うけざりけり。公貞が舞を用ひられば、公貞舞ふべし。公貞舞ふまじくば、舞を習ふまじとぞ傾きける。但し後冷泉院の御時、蘇莫者を召して御覽じけり。此舞は、天王寺の舞人の外には、舞はぬ舞なり。宇治殿聞き給ひて、近衞官人、雅樂の者ならずして、召さるゝ事、いかゞあるべからむと仰せられけり。若此儀にて、公貞には舞はせられざりけるにや、近方が採桑老、多くの氏の流にはあらず、天王寺の流なり。

宇治殿の卅講に、公近蘇支摩利といふ舞を舞ひけるを、正方見て、此舞は空舞なり。父よしもち申しゝは、天暦の御時、舞御覽の時、此舞は絶えたる由奏しけるを、宣旨にて新しく作りて舞ひたりけれども、其後習ひ傳へずとなむ申しける。左の一のつらに、則高・光季、右の一のつらに時助・助忠立ちたり。皆父子なり。見る人いみじき事になんいひける。

一條院の御時、清涼殿にて、臨時樂聞召しけるに、舞人身高・兼時・好茂、とりどりにいみじかりければ、各賞蒙りけり。一度に三人まで、勸賞餘りなりと、人思へりけれ

ども、何れも劣らざりけるなるべし。樂の行事にて、備前前司相方朝臣、御前の庭に召して、祿賜ひけり。此日文範の民部卿、八十に餘りて、させる召なきに參りて、座にさぶらひて、舞の程にうそぶきければ、主上より、始めて見る人、頤を解かずといふ事なし。老狂ひとなむいひ合へりける。

同御時、相撲のぬきての日、あらゝき舞といふ舞御覽じけり。是は藥師寺風俗とぞ。女姿にて、始は人のたけの程にて、やう〳〵高くなりて、二丈に及びけり。從女ありけり。其後御門程なくかくれおはしましければ、やがて此人なし。

白河院の御時、童舞御覽じけるに、左には光季が孫千手丸、戟を振りけり。右には時助が弟子鶴法師丸出でて、戟を振らんとしけるを、三條內大臣能長、座におはしけるが、大聲を放ちて、正助が孫峯丸を置きて、時助が弟子戟振るべからずとて、追入れられければ、峯丸出でて振りけり。人々いはれありと思へりけり。元正といひし樂人は、橫笛の上手なり。それが童にて、八幡にありけるを、いみじき天性なるによりて、八幡別當賴淸、樂人正淸を呼びて、笛敎ふべき由いひければ、

子に敎ふべしとて聞かざりければ、奈良の樂人惟季を呼びて、此童に笛敎へよとい
ひければ、我れ子孫なし。心に入れて習はゞ、祕すべかずとて敎へけり。皇帝習ひ
ける時、賴淸米百五十石取らせけり。惟季、此樂を正近に習ひける時、山階寺の眞
範取られたりける例なり。

正淸・惟季共に正近が弟子なれども、少し違ひて、互にうけぬ所ありけり。正淸がい
ひけるは、賢き弟子、愚なる子には及ぶべからず。惟季いひける、正淸生れぬ先に
敎へん子あるべしと、豫て知らんやとぞいひける。正近は、樂所の預り賴義が弟子
なり。賴義は左右なき者なり。惟季程なく亡せにければ、皇帝團亂旋、此八幡の童
傳へたるなり。此元正が子に、元方といふ者ありき。父に及ぶべからず。樂も抄
抄しく覺えざりしにや、內の舞御覽の時、皇帝いぶかしと申して、樂人共に誹られ
しものなり。

經信大納言いはれけるは、玄象といふ琵琶は、調べ得ぬ時あり。資通大貳、此琵琶
をひきける時、調べえざりければ、父濟政いふ。今日琵琶仕ふまつるまじき日なり。

琵琶のひがめるなりとぞ申しける。經信、白河院の御遊に、呂の遊の後、律に調べなす時、遂に調べ得ず。古人のいふ事、誠なるかなとぞいはれける。
鳥羽院の御時、賭弓に陵王の廣序を舞ひけるに、正清俄に故障ありて、笛吹きかけたりける時、侍從大納言成通中將にて、幔の外に立ちて廣序を吹きたりける。時の人、いみじき事に申しけり。
白川院の御時、飛香舍にて、中宮(賢子)大原野の行啓の試樂ありけるに、大皷打つべき樂人なかりければ、人々に問はれけるに、政長・師賢朝臣仕うまつるべき由申しければ、其由仰せらるゝに、各辭し申しけれども、許されず。遁れ難くて、政長大皷俄に承りて、一拍子の誤もなく、仕うまつられける。いみじき事となん、人々ほめ合へりける。重代管絃の家、誠に人に異なる事なり。此二人は兄弟なり。政長、横笛の上手なり。後冷泉院の殿上の歌合の日、童にて御遊の時、笛吹きたりけり。堀川院の御師なり。朝覲行幸に、始めて御笛吹かせ給ひけるに、御笛の師にて、其賞に、子息有賢、殿上許されけり。師賢は和琴の上手なり。父資通卿申しける。御遊の時、

和琴仕うまつるもの少なし。師賢頗其骨ある由申しければ、宇治殿召して、琴をたびて試み給ひけり。二位中納言俊家卿拍子取りて、呂律歌うたはれけるに、誠に其骨いみじくて、聞く人感歎しけり。其頃内裏に臨時樂ありけるに、御遊の時、殿上許されて、和琴仕うまつりけりとぞ。

神樂は、近衞舍人の仕業なり。其中に多くの氏の者、昔より殊に傳へうたふ、今に絶えず。ことものは、今は捗々しくうたふ者なし。宇治殿の東三條にて、神樂し給ひけるに、下野公親、此道に長じたる聞えありけり。多く時助又家風を傳へたるものなり。召合せて聞召すべしと、人々申しければ、公親本拍子、時助末拍子、しながとりいせんまの歌仕うまつるべき由、公親に仰せられけるに、未だ習はずと申して、歌はざりけり。時助之を歌ふ。此家風猶勝れりとて、次の日時助を召して、祿たびけり。時助が子助忠之を傳へて、殊に堪能なりければ、堀川天皇階下に召して、うけ習ひ給ひて、常に此神樂ありけり。藏人盛家其骨を得て、人長を仕りけり。斯る程に、時助·助忠父子、かたきの爲に殺されにけり。君より始めて、此道の絶えぬる

事を歎き給ひて、助忠が末の子忠方・近方、未だいとけなき童にてありけるを、召出でて男になして、忠方は歌の骨あるによりて、神樂の風俗を歌はしむ。ゆたちみや人といふ歌は、助忠が外知る人なし。助忠忝く君に授け奉れり。內侍所御神樂の時、本拍子家俊朝臣、末拍子近方仕うまつれりけるに、主上御簾の內におはしまして、拍子を取りて、此歌を近方に敎へ給ひけり。誠に希代の勝事、未だ昔にもあらぬ事なり。父に習ひ傳へんは世の常の事なり。賤しき孤にて、斯る面目を施す事、此道の絕えざる事を、世の人感淚を流しけり。

人長、是も近衞舍人することなり。昔尾張安居兼時、むねと此事にたへたりけり。尾張時賴といふ人長うせて後、すべき者やなかりけむ、下野安行、兼時が孫なるによりて、宇治殿召出でて、其藝を試み給ふに、家風落さず優美なりければ、兼時も、近衞にてつかうまつれる例によりて、選び用ひられけり。但し番長より下つ方、人長する事久しく絕えて、其裝束慥に知る人なし。時の議ありて、定め仰せられけり。此安行も、程なく亡せにければ、中臣宗武、家に傳へずといへども、容體勝れたるによりて、

宇治殿召して、此事を勤めしめ給ひけり。天曆の御時、仲秀といふ人長ありけり。それが孫に、紀本武といふ人長ありけり。重代の者といへども、庭火の前に進み出でて、かなでける事柄、兼武には及ばずとぞ、時の人いひける。斯樣の事、物のがらによる事なり。中原氏の人長、兼武より始まれるなり。其子近友・兼近も人長なり。兼近殿の隨身にてありける時、松尾行幸に、御供に候て、社頭にて人長裝束して、還御の時、其裝束ながら、弓胡籙負ひて、御供に候ひけり。扶宣も人長なり。骨なかりけるにや、茨田重方といふ者は、五位の後まで人長しけり。今の世には、秦氏兼方が流れのみ、する事になりたり。それだに拶々しく習ひたる者聞えず。兼弘物のふしにて、始めて人長しけるには、ふたあゐのかうし布の狩袴にふせぐみして、金銀の造花の枝を附けたりけり。

鳥羽院小六條內裏におはしましけるに、仕ひ陪從御棧敷を渡して御覽じける時、仰ありて、人長兼弘、馬に乘りて上げつゝ、御前を渡りけり。

近衞舍人は、能き人の近く召仕ふ者にて、事に觸れて情あり。みめもよく藝能振舞、

人に異なるべき者なり。斯れば昔の者共は、皆さのみこそありしか、今の世には、みめの悪く能のなきのみならず、心ぎは淺ましき者どもなり。永く失せにたる者なり。

御堂(通長)承香殿のはざまを過ぎ給ひけるに、女房氷に歌を書きて、御隨身清武に取らせたりけるを、陣に着かせ給ひけるに、もて參りたりければ、文字皆消えて見えざりけり。歎き給ひけるに、懷よりたゝうがみに寫して、取出でたりけり。斯樣に心ばせある者にぞありける。

近衞舍人は、弓矢を具すといへども、武勇には及ばぬ者なり。宇治殿の御隨身に、四郎先生行武といふ者ありけり。馬盜人を捕へて、殿にゐて參りたりければ、御隨身は、近習の者なり。斯樣の事、けぢかゝらぬ(ずイ)と宣ひて、捗々しく沙汰なかりければ、いつとなく搦め置きて止みにけり。

右大將通房、春日使せられけるに、かたの大將にて、大二條殿出立の所へおはしけるに、宇治殿ひきいで物の馬二疋奉られける。出羽の一栗毛、後の糟毛なり。此か

す毛は、高名のあがり馬なり。のりたまる人なし。殿の御隨身助友を召して、乘せられたりけるに、尻動かず、釘にてうち付けたらんやうにて、落ちざりければ、見る人あざみ感じけり。殿、紅梅の御衣をかづけ給ひけり。

京極の大殿(師實)の賀茂詣には、院の御隨身近友・敦季より始めて、舞人したる中に、下毛野敦時、物のふしにて、獨り舞人に入れりけり。東三條の南面渡りに、右府生敦重、骨なしといふあがり馬に乘りて、再び落ちにけり。下の社にて、御馬馳する時、敦重、御厩別當盛中に告げて云く、骨なしの御馬仕うまつるに能はず、敦時が馬に乘換へんと申しければ、許されを蒙りて乘換へてけり。御馬をあぐる時、敦時骨なしに乘りて、あぐる事極まりなし。見る人猶堪へ難し。然るを敦時側にて左右に居ること、すな地(イ平地)に居たるが如し。見る人驚き感ぜずといふ事なし。次日、大將殿より祿給ひけり。

法性寺殿の賀茂詣に、舞人兼弘は、とりかけといふ肥馬に當りて、仕うまつるに能はずと申しければ、敦延が馬に乘換ふべき由仰せられけり。敦延愁に乘りて、南庭

渡るに、寢殿の西のほどにて走り出でて、梅木の下より、東の中門の廊に向きて走りければ、人々立騒ぎけるに、殿御笏をならし給ひければ、廊の際にて止まりて、遣水より南ざまに行きにけり。後の年番長忠利此馬に乘りて、此處彼處にて引かれて、膝をつきて、下の社にて止まりにけり。御馬馳する時、琴持武通是に乘りて、散散にあげて走らせたりけり。忠利が爲め面目なき事なり。

宇治左大臣の賀茂詣に、六の葦毛といふくせものを、うつし馬に牽かれたりけるに、近衞貞弘といふ者乘りて、一度も堪らず流して、歩にて渡りにけり。一條京極にて渡りし馬に乘りて、下の社へ參りたりけり。後日に召して、纒頭たびける人怪しみければ、よく乘りたりとにはあらず、心高く乘らむと思ひ寄る纒頭なりとなん宣ひける。

京極大殿臨時客の日、尊者堀川左大臣(俊房)の隨身敦久、六條右大臣前駈盛正を召して、御衣を脱ぎて給ひけるを見て、通俊民部卿殿を負はれざらましかば、今日御衣は給はらざらましといひければ、人々笑ひけり。

大饗の鷹飼は、中門を通りて、幔門の本にて、鷹はすうるなり。それに東三條は、中門より幔門の下まで、遙に遠し。下毛野公久といふたかゝひ、西の中門より、鷹もするゑで歩み入りたりけるを、上達部の座よりあらはに見えけるに、錦のほうし着たる者、手を空しくして歩み來ければ、人々千秋萬歲のいるは何事ぞと笑ひけり。其後中門のとにて、鷹をするゑているなり。

盛重は、童名今犬丸なり。下臈なれども、心際うるせく、すくよかなる者なり。斯れば次第の昇進、多くは別功の賞なり。盗人射止めて兵衞尉になり、仲正が郎等搦めて、大夫尉に止まる。大夫尉三人、此時始まるなり。鳥羽院の御時、仁寬阿闍梨、謀叛起す由落書ありければ、千手丸といふ童を搦め取りて問はるゝに、承伏しにけり。別當宗忠卿、檢非違使盛重・重時を召して、仁寬召取るべき由仰下すに、盛重は即ち鞭を上げて、醍醐に行向ひければ、僧共告を得て、山へ逃げ入りける折に行向ひて、やがて召具して參りにけり。重時は家に歸りて出立ちける程に、遲くなりにけり。此度盛重石見守になり、其子盛通、檢非違使になりにけり。

白河院、法勝寺へ御幸ありけるに、大雨降りて、水夥しく出でて、浮橋流れたりけるに、盛重後陣に仕うまつりたりけるが、沓脱ぎてくゝり高く上げて、御車の先に進み出でて、淺瀨を踏ませて、御車を渡しけり。斯樣の折につけたる振舞、人に過ぎたりけり。白河院うせおはしましける御忌に、丈六の阿彌陀の三尊作りて、佛具花筥迄整へ具して、供養しけり。車廿輛、僧每に長櫃十六合引きける。一日の見物にてありけり。僧に車引く事、是より出來るなり。昔は帝王の御忌に、御所にて私の佛供養する事は、便なき事とてせざりけり。後冷泉院の御忌に、大宮右大臣大納言（俊家）の時、せられたりける、時の人かたぶきにけり。世下りては、斯樣の事沙汰なし。さて盛重も、するなるべし。重時も、御佛事せんと申しけれども、鳥羽院御墓所にて、すべき由仰せられけり。如何なる盛重許されて、御所にてするに、重時許されざるらんと、憤りけり。いはれある事なり。又此盛重、千僧供ひくとて、やう〳〵の物を整へて、我身子供より、始めて人夫五千人に持たせて、山へ上りけり。院御棧敷をして御覽じけり。

保輔といふ者は、元方の民部卿の孫、致忠朝臣の子なり。故國章の三位の家に强盜入りにけり。保輔が仕業と聞えて、彼が郎等さし申して、さう物どもあらはれにけり。又忠信朝臣を射たる事、兵衞尉維時を殺さんとする事、皆保輔が所爲の由、郎等白狀によりて、檢非違使所々を窺ふと雖も搦め得ず、顯光中納言の家に籠りたる由聞えて、檢非違使幷に武藝の者、瀧口に至るまで、彼の家を圍みて、捜り求むるに、中納言の北方、車に乘りて出でむとするに、疑ひて車を去らしめず。父致忠には、看督長下部を附けて、簾もかけぬ車に乘せて守りけり。此家にもなかりければ、三日の內に奉るべき由、父致忠が請文を奉らしむ。此事によりて、諸衞の官人、弓箭を負ひて、內裏に候ふ。京中靜ならず、搦めて奉りたらむ者、勸賞行なはるべき由、宣旨下りけり。父致忠は、左衞門の弓場に下されけり。保輔責に堪へず、北山花園寺にて、出家の由聞えければ、檢非違使馳向つて尋ぬるに、逃げにけり。切捨てたる髮・狩衣・指貫を取りて歸りにけり。其後保輔法師、竊に從者左大將の隨身忠延といふ者の許へ來りけるを、謀を廻して搦めてけり。保輔逃ぐるに能はず、刀を拔き

て腹を剰切りて、腸を引出でたりけり。檢非違使此由申して、禁獄せられにけり。此賞に、忠延、左馬醫師になされけり。保輔次の日、獄中にて死にけり。獄より取出でて、ゐて行くとて葬禮して、念佛僧具して行きければ、公家咎め仰せられて、檢非違使過狀奉りけるとぞ。

中頃の事にや、奈良に說法能くする僧綱ありけり。或所の法事の導師に行きて、多くの布施取りて歸りけるに、日暮るゝ程に、怪しの尼公門に來て、大和國の者なり、物したべすものたべず、今宵計り日暮れぬやどし給へとて止まりぬ。夜更くる程に、門をことぐしく叩く者あり、何事ぞと問へば、使廳の使なり、是に宿れる尼は、盜人にかゝりたる者なり、逃がさるべからずといふ時に、此尼を縛りて、受取らむずる使を待つ程に、夜更けて判官といふ者來りて、門を叩けば、盜人請取に來ると思ひて門を開けて、坊主、此檢非違使に會はむとするに、此判官といふ者走り寄りて、此坊主に取付きて、刀を拔きて差當てゝ、汝若し働かば、刺殺してん。坊中のものおとせば、汝を殺すべし。倉塗籠開けよといひて、萬の物心の儘に取りて、馬十疋

計りに負せて、此坊主をも馬に乘せて、おはたの山にゐて行きて云く、此事若し沙汰せば、三日が內に殺すべし。後の世には佛種を絕たんと、誓言をせさせて許してけり、稀有の事なり。

齊信民部卿別當の時、法住寺にて、文行・正輔、先祖の事をいひていさかひて、正輔盃を文行に投懸けたりければ、文行太刀を拔かんとしけるを、河內前司重通が父大力にて、拔かせざりけり。正輔が一族三人、文行を捕へんとしければ、文行庭へ躍り下りたりければ、文行が郞等、君醉ひ給ひにけりとて、矢をはげて向ひければ、正輔が方人え捕へず、文行胡籙負ひて、法住寺の內にて、馬に乘りて出でにけり。別當參りて申請けられければ、たびてけり。三日政所に候ひてゆりにけり。文行いひける、坂東のまうさなりせば、斯くはいたさゞらまし。京は口惜しき所なりといひて、東國にぞ下りける。其時此助けたりし郞等を殺してけり。彼日の事を、東國の人に聞かせじとなるべし。此事を、世の人よしあしは、未だ定めずとぞ。

白河院位の御時、山三井寺の大衆起りたりける頃、八幡行幸ありけるに、宣旨にて、

下野前司義家仕うまつりけるに、本宮なき物にて、殿の前駈をぞしたりける。還御の時、束帯を脱ぎて、衣冠にて胡籙負ひて、御輿近く候らひけるに、胡籙の後をば、腰の上より引廻したりけるをなん、見る人いみじきと賞めける。

嘉承元年の夏、世中騒がしくして、東西二京に死ぬる者多かりけり。其中に□所の御筆結能定、病附きて、七日といふに死にけり。櫃に入れて、黄なる衣覆ひて、人離れたる所に捨てつ。四日を經て、道行く人聞きければ、櫃の中に音しけり、怪しみて見るに、蘇りたり。水を飲ませて、彼が家に告げたりければ、妻子悦びて、連歸りて日頃經て、心地例ざまになりて語りける、死して後、恐ろしき者共我を追立てて、暗き野を行くに、此世にて見し人更になし。たゞ風の音水の音計り耳に聞ゆ。若き童子の我を知りたると覺しき、後に添ひてて離れず。閻魔王宮に至りて、二階の門を入る。冥官其數あり、壇の下には、罪人或は縛られ、或は首伽したる者共並居たり。遙に見上ぐれば、冠うへのきぬ着たる人卅餘人、あぐらにつき並居たり。平緒はあれど太刀佩かず、我罪を判じて、地獄へ遣はす、かなへに入るゝに、此具し

たりつる童子、閻魔王に申さく、此人は壽限未だ盡きず、許さるべきなり。王是を聞かず。童子怒りて云く、閻王なりとも、爭でか我がいはん事をば違ふべきとて、火を持ちて王宮を燒かんとす。煙みち〳〵て、王宮の内くれ塞がりぬ。此時王驚きて、冥官と共に、重ねて文を考ふるに、誠に命盡きず。王功德を作り、罪を恐るべき由をいひて、此童に取らせつ。童子是を具して、故鄕に歸る。大なる穴の口に至りて、我を押入ると思ふ程に、蘇へりけり。つら〳〵此事を思へば、年來不動を賴み奉りて本尊とす。生々加護の誓違はず、斯くし給ふ。尊くめでたき事、限りなしとぞいひける。

續古事談第五終

續古事談第六

漢朝

唐朝に齊威王といふ帝おはしけり。其の時淳于髡といふ賢人あり。王を諫むる詞に曰く、古君好レ馬王亦好レ之、古君好レ色王亦好レ之、古君好レ味王亦好レ之、古君好レ賢王不レ好レ之といひければ、威王の云く、古の君の好みもてなし給ひし程の賢人なければこそ、好まねと宣ひければ、髡難じて曰く、馬を好み給ふも、昔の駿逸には及ばず。たゞ隨分に當世の逸物を選ばる。色を好み味を好む亦斯くの如し。いかなれば賢人に至りて、昔の跡を願ひ、世の事におきては、當時の宜しきを用ひ給ふぞといひければ、威王口を閉ぢて、述ぶる事なかりけり。

唐の玄宗皇帝は、近世の明王なり。其しるしには、ある臣下の、皇帝はなどいたく

痩せ給ひたるぞと申しければ、答へて仰せられけり。姚崇・宋璟が位にありしより此方、餘りに諫められて、片時も心の延びたる事のなければ、痩せたるなりと宣ひければ、其の臣又申して云く、あぢきなき事にこそ侍るなれ。何事も御身の爲なり。などか痩せ給ふ迄は、諫め奉ると申しければ、世だにも肥えなばと宣ひける。誠にやんごとなき事なり。斯くの如く賢王にておはしけるが、楊貴妃といふ者出でて後、朝まつりごともせず、天下の事を捨て給ひにけるなり。姚崇・宋璟とは二人なり、異なる賢人なり。

されば大國の習は、如何なる君にもあれ、臣の諫を聞入れて、用ふる心あるを、國王の器量とはするなり。世の始りの三皇無爲の化、次の五帝は以徳收、其五帝のさしつぎにて、漢高祖といふ帝の世を取り給ふ事は、悉く不實不思議の人にておはしけれど、人の申す事を聞入れて、我御心を先とし給はざりけるなり。世の末の王の有樣を、あらはしけるなり。楚の項羽は、武威も、思ふ謀も、高祖には勝りたりけれども、其事一つは、又劣りてぞおはしける。

楊貴妃は、尸解仙といふ者にてありけるなり。仙女の化して、人となれりけるなり。尸解仙といふは、生ける程は、人にも變らずして、死後に屍を止めざるなり。或唐書の中に、貴妃を改葬したる事をいふに、肥膚已壞香囊猶在といへり。此文に合へり。膚姿などはなくて、香囊計りありけり。貴妃はもと親王の妻なり。夫を玄宗召したるなり。長恨歌傳に、壽邸に得たりとあるは、彼王の居所をいへるなり。安祿山は、又其外の密夫なり。祿山は、ゆゝしき玄宗の寵臣なり。

或人に問ひて云く、漢家に男色の事ありや。中にも國王の、此事を玄給へる事や見えたる。其人答へて云く、故入道長方〔高イ〕卿示されしは、漢成帝といふ帝の御時、董賢といふ者、さやらむと見えたり。書に云く、與帝臥起しけりと。後には餘りに寵して位を讓らむとするに及ぶと見えたり。

張喩といふ者ありけり。殊の外のすきもの、又好色にてありける。心に深く風月を弄びて、身常に名所に遊びけり。此人傳へて、貴妃の有樣を聞きて、遙に愛念の心を起し、見ず知らぬ世の人を戀ひて、心を碎き身を苦しむ。離宮の深き跡に望み

ては、昔を思ひて涙を流し、馬嵬の堤の邊に行きては、古を悲しみて腸を斷つ。斯くの如く思ひ悲しめども、同じ世にある人ならねば、いひ知らすべき方なし。徒に歎き徒に戀ひて、年月を過す程に、或時夢に、みづら結ひたる童子來りて云く、玉妃の召すなり、速に參るべしと。夢の中の心、悦をなす事限りなし。童子を先に立てて、やう／＼行く程に、程なく玉妃の宮殿に渡りぬ。玉の簾を入りて、錦の帳に望みぬ。玉妃は床の上にあり、張喩は下に居たり。年來の志を述べて、其詞盡くる事なし。玉妃懇に憐れみ語らふ事、人間の女の如し。睦び近付きて後、其思愈深し。玉妃の手を執りて、床の上に登らむとするに、身重くて、容易く上る事を得ず。妃の云く、汝は人間の身なり。穢はしく卑しくして、我床に上り難し。張喩懇に近付かん事を望む。其時玉妃人を呼びて、得もいはぬ香湯を儲けて、其身を洗浴せしめて後、手を取りて、床の上に登るに、身輕くして、思の如くに上りぬ。交り臥す事世の常の如し。懷しく睦しき事、凡て詞も及ばず。別れの思、未だ述べつくさゞるに、曉の風漸くに驚かす。人間に返らずして、玆に止まらむ事を望めども、王妃更に許

す事なし。許さずといへども、其思淺からざる氣色なり。後會を契りて云く、今十五日ありて、其所に行きて、再び相見る事を得んと。此契を聞きて後、夢早く覺めぬ。別れの涙、枕の上に乾くことなし。空しき床に起き居て、泣き悲しめども甲斐なし。其後十五日を過ぎて、契りし所へ行きぬ。彼所は廣き野なりけり。野烟渺茫として、行けども〳〵人なし。たま〳〵牧童の一人會へりけるに、試みに是を問ひければ、彼童の云く、今朝未だ暗きより此野にあり、朝霧の絕間に、えもいひ知らぬ天女一人見えて、我を呼びて云く、是に若し人を尋ぬる者あらば、必ず是を與へよとて、一通の書を殘して、霧の内に消え、雲の中に入りぬ。彼人の示せる人かとて、其の書を與へたり。是を聞きて、一度は會はざる事を悲しみ、一度は書を殘せる事を悅ぶ。心を靜め眼を拭ひて、是を開き見るに、一紙詞少なくして、四韻の詩を書けり。その中の一句に云く、

天上歡榮雖〻可〻樂　人間聚散忽堪〻悲

となむありける。人の思の空しからざる事、古今も隔つる事なく、天上人間も、自

ら通ふ。誠に哀れなる事なり。

玄宗の御子肅宗は、自ら威を施して、祿山を平らげて、其後靈武郡に至りて、位に卽き給へるなり。凡そ漢家の習は、敵となりて位を奪ふといへども、必ず其讓を得て、位に卽く事なり。狀には、必堯の舜に讓りしが如しと書くことなり。肅宗皇帝は、世の亂を直して、玄宗を都へ迎へ返し奉り給ひける迄は、いみじかりけれども、其後は少し不孝にぞおはしけるとぞ。

堯は、舜の器量を試みむが爲めに、娥皇・女英といふ二人の女をもて、妻とせしむ。二人共に、相嫉む事なくして、語らひてありけるに、舜の心の巧なる事を知りて、位を讓りてけり。二人の妻を列べて、而も其心を宥むる、極めて難き事なるべし。此二人、舜に後れて歎きける涙染みたる竹なり。是にも傳はりて、變軸の束の筆をば入れずとなむいひ習はせる此故なり。竹斑湘浦と書けるは、此事なり。

白樂天の遺文の文集にいらざるあり。其の中に、任子行といふものあり。彼の文には、狐の女人となりて、男に會ひたりけるを、彼の男深く愛念して、暫くも離れじ

としける程に、かりばへ出づるとて、馬の前に乘せてけり。能き犬を具したりけるが、此女の狐なる事を知りて、飛上りて喰落してけり。其事を作りたる文なり。行といふは、謠歌などていのものなり。文筆の一つの姿なり。

宜秋門院の御名(任子)事有レ定、王道の帖に有レ之、唐國の習は、女には十六にて、必ず嫁娶の儀あり。國王親王などにも合はするなり。或國王の女、父の王に申されけり。若し夫をまうくべくば、宋弘といふ者を合はせ給へと。王此の事を聞きて、彼の人を召して、其由仰せられければ、叶ふまじき由を申しけり。王驚きて、其故を問ひ給ふに、宋弘申して云く、貧賤之知音不レ可レ忘、糟糠之妻不レ可レ下レ堂といふ本文の侍るに、我昔貧しかりし時より、相具したる妻あり。彼を去りて、王女を相具し奉る事、えなむあるまじきと申しける。いと有難き事なり。此國には、惟成辨貧しかりける世に、恩深かりける妻を去りて、花山院の御時、世にあふ折、滿仲といふ武者が壻になりたりける、宋弘には劣りたる心なりかし。宋弘はゆゝしきみめよしなり。さて王女も、思を懸け給ひけるにや。

漢文帝と申しける君は、あまり國を安くし、民を憐みて、儉約を好み給ふとて、上書の袋を縫ひ集めて、帳に垂れてぞおはしましける。上書の袋といふは、賢臣の君を諫め奉る文をば、うるはしく白き絹に縫ひくゝみて、縫目に封を書きて奉る事なり。文一つ縫ひくゝみたる袋なれば、いかに廣しといふとも、二三寸には過ぎず。されば保胤は、夫を縫ひつゞけて、帳に垂れ給ひけん、いとやむごとなき事なり。漢文帝を異代の聖主とす。儉約を好みて、人民を安くするが故にと書きたるなり。凡そ漢家の習は、臣の諫め事を聞くなり。賢愚をいはず、位に卽きぬる始めには、能直言極諫の士を奉れといふ、遍き宣旨を下すなり。此の宣旨によりて、官職を負ひたるもの、さもある人に限らず、山の奥谷のはざまに身を隱し、跡を絶ちたる者共まで、劣らじ負けじと、世の惡く政の惡き事を書記して、憚なく君に奉るなり。いかなる暗主といふとも、一返り之を見ぬことはなきなり。賢王は之を用ふ。さらぬは、見る甲斐はなけれども、凡て見ぬ事はなき習なり。賢臣の君を諫めたる物語は、餘りに多かれば、記し盡すべからず。

漢朝の習、其司に隨つて、其事を行ひて、互に猥がはしき事なし。丙吉といふ丞相ありけり。道を行くに、人を殺したる者、刀を拔きて走り合へり。少しも之を見入れず驚かず、多くの供人あれども、捕へ搦めよといふ事なし。其從へる者も、怪しと思ひて過ぎにけり。次に牛の一頭喘ぎて立てりけるを見て、甚だ怪しみ騷ぎて、其主を尋ねて、其故を問ひけること、事も愚ならず。人其故を問ひければ、丙吉云く、公に仕うまつる習、我が道ならぬ事を知るは非禮なり。先に殺害の者過ぐといへども、武官世にあれば、我れ是を知るべからず。今一牛の喘ぐに合へり。寒天に牛の喘ぐ、是れ陰陽の違へるなり。大臣の位に居るものは、最も陰陽を修むべき器なる故なりといひけり。

周勃といふ者あり、國王是を召して、一年中の米穀の用途を數へよと宣ひければ、え數へずして、其汗ころもを通りにけり。次に陳平といふ者を召して、又同樣に問はれければ、少しも騷がずして、是は我が知るべき事にあらず。治粟內史といふ司あり、此事を知るべき者なりといひければ、卽ち彼れを召して問はるゝに、明かに

數を申してけり。此の二人が事を、宰相入道(俊憲)擬表に書きて云く、

應對易レ忤汗通二周勃之背一、陰陽難レ理牛喘二丙吉之前一

漢土の隱者は、皆悉く一旦は君の召に從ひて、出で仕うまつるなり。巢父・許由なども、皆出でて又返り隱れたる者なり。まめやかに世を遁れんの心深き者は、召出でて使はるれども興もなく、物の要にも叶はねば、君の御心行きて、返しも使はじ。暫しありて引入るを、又も召さぬなり。少し世にある心ある者は、やがて仕うまつりつきて、官職をも帶するなり。淺く思ふには、何しに一旦も出づるやらむと覺ゆれども、よく思へば、いはれたる事なり。出でずば須く死ぬべきにあるなり。伯夷叔齊が首陽の蕨を食はずして、死にたるが如し。

南史隱逸傳といふ文を見しかば、隱者は賢なり、朝にあるものは愚なりといふことをいひて、又之を問ふに、何かは必ずさるべき。世にあるが賢く、隱れたるが愚なる事もありなむといへるを、又文これを答ふるに、世にあらむよりは、身安かるべき道を知らざる所が、一もいかにも隱者には劣りたるとぞいへる、まことにさる事

なり。

徐孝克といひける者、文學を極めて、才學廣かりけり。飢渇の世に會ひて、母を養ふに力なし。最愛の妻の容よきをぞ持ちたりける。其時猛將なりける者の、勢力いかめしかりける、此妻を懸想しければ、快く譲り與へて、彼が憐れみを蒙りて、うゑの世に、母を養ふこと懇なり。妻にも離れにければ、出家して佛道を勤むる程に、又内典を極めてけり。其後猛將事に會ひて亡び失せぬ。元の妻、道に遇ひて、懇に語らひて、昔の如く相具せんといひけり。既に佛弟子として、威儀を正しくすといへども、暫く物もいはで打案じて、猶此女や去り難かりけん、忽に僧形を改め、還俗してけり。おほやけ是を用ひ給ひて、とかくする程に、家貧しかりければ、出仕の力を給ひて、召使ひければ、容は俗に返り乍ら、心は未だ道を忘れず、君の惠あれども、人に與へて身に用ひず、怪しき姿にて、君の門に出入しければ、王よく〱惠みて、此外に賜物を增しけるにぞ、少し宜しくて見え奉りける。出家の時の學問も、人に勝れたりければ、内典の方にも召仕はれて、俗形乍ら、僧の座に交りて、講

經論議しけるに、有智の禪侶にも稍勝りてぞありける。君の御前にて高座に上りて、仁王般若經など講じけり。抑返り住まむが爲めに、還俗する程に覺えけん妻室を、我が母養はんが爲に人に與へけん、孝養の心、類なき者なり。又還俗の咎を許して、內外の才智を用ひ給ひけむ、君の御心もいとやんごとなし。凡そ漢土には、在俗の法門をさとる僧に交はりて、論說する事常の事なり。日域には、聖德太子、其類におはします。

陸法化といひける者は、たけきけだ物ありける山に向ひて、三歸戒を授けたりければ、其山の猛獸、永く人を害せずなりにけり。是も在俗の法の驗ある類なり。又土の中より、龜多く出でたりければ、此龜は過去の七佛の時より、爰に在りとなんいひける。古き人の、さま〴〵の物語を、自ら廢忘に備へんが爲めに、書き集めて侍りし。忘れて年を經て、箱の底に朽ち殘れり。いほりを拂ふ塵の中より求め出でて、暮し兼ねたる雨の中に之を記す。水莖の古き跡を改めて、やまと葦原の言草に書き流す。是れ猶要なき仕業なり。早く煙となすべし。建保十とせの卯月のしもの

三日これを記す。

續古事談第六大尾

江談抄第一

公事

依レ無二中納言例一不レ行二敍位一事。

被レ命云、延長末貞信公（忠平）、以二小野宮殿（實頼）（貞信公息）加級事一被レ申二延喜聖主一。主上不二具許一。其後敍位日貞信公稱二所勞一不レ令レ參。于レ時大臣只一人也。召二大納言道明卿一又稱二所勞一不レ被レ參。依レ無二中納言例一敍位停止。明日節會、道明卿參上、主上被レ仰云、去夜稱二所勞一不レ參。今日參仕如何、可二辯申一。道明退出之時歎曰、道明を有レ私と思召にこそ有けれ。此外無レ所レ言、還レ家之後有二所勞一不レ參、遂以薨逝（六月十七日）。

惟成辨任レ意行二敍位一事。

又云、花山院御即位之日、於二大極殿高座上一、未レ觸二刻限一、先令レ犯二馬内侍一給之間、惟

成辨驚玉佩幷御冠玲聲、稱鈴奏持參敍位申文、天皇以御手令歸給之間、任意行敍位云々。

內宴始事。

又被命云、內宴始者嵯峨天皇之時始也。弘仁四年癸巳之歲、翫櫻花之序、野相公篁書之云々。　翫櫻花之題善相公進之。

八十島祭日可避主上御衰日事。

又云、八十島祭者、多以酉日爲使立幷行祭日。若日次不宜之時、雖不行之、使立幷行祭日之間、一日(廿一日イ)用酉日。而延喜主十四歲之時、被立使、酉日御衰日也。　主上(堀川)廿二歲(康和二)仍以酉日爲御衰日。依然又避之。

同祭日猶被避儲君御衰日例。

又云、延久(後三條)之時、雖不當主上御衰日、以當儲君(白河)御衰日、亦避之。

仁王最勝講幷臨時御讀經佛具居樣事。

又云、禁中仁王講・最勝講幷臨時御讀經、又御佛名等、佛具置樣、幷居樣、皆以不同

也。講筵者多レ自二御讀經一、御讀經多レ自二佛名一云々。

石清水臨時祭始事。

又云、藏人式云、石清水臨時祭者、安和□年三月中午日、所レ被二始祭一也。使大入道殿（兼家）也。舞人裝束下襲櫻色之〔云イ〕非レ常。宰相江〔以イ紅イ〕銅自〔白イ〕死〔臭カ〕不レ次二納言一。

賀茂祭放二免着一綾羅一事。

被レ命云、放二免賀茂祭着一綾羅一事、被レ知哉如何。答云、由緒雖レ尋未レ辨。被レ命云、賀茂祭日於二棧敷一、隆家卿問二齊信卿一云、放二免着一用綾羅錦繡服一、爲二檢非違使供人一何故乎。戸部答云、非人之故不レ憚二禁忌一也。公任卿云、然者雖レ致二放火殺害一、不レ可レ加二禁遏一歟。他罪科者皆加二刑罰一、於レ着二美服一條、有二指證文一歟。齊信卿答云、贓物所二出來一物を染摺成二文衣袴等一。件日揭焉之故、所レ令二着用一歟。四條大納言（公任）頗被二甘心一云々。

最勝講被二始行一事。

又被レ談云、最勝講、一條院御時被二始行一也。長保四年五月七日以後被レ行者也。三

條院御時不ㇾ被ㇾ行歟。

相撲節日賜ㇾ祿公卿起

淨御原天皇始二五節一事。

又云、淸御原天皇(天武)之時、五節始ㇾ之(也イ)。於二吉野川一皷ㇾ琴。天女下降、於二前庭一詠ㇾ歌云々。仍以二其例一始ㇾ之。天女歌云、をとめごがをとめさびすもからたまををとめさびすもそのからたまをと云々。

五節時瀧口殊饗應事。

又問云、五節時、瀧口殊令二饗應一事何故。被ㇾ命云、無二指例一。只周防守通宗(通俊兄也)獻二五節一之時相二語瀧口等一、以二美麗裝束等一、各令ㇾ與也云々。爲ㇾ仕二五節之役一也。

賀茂臨時祭始事。

又云、亭子院(宇多)時、賀茂臨時祭始事。村上之時、主殿寮下部令ㇾ問二先朝作法一事。

佛名有二出居一否事。

佛名之時有二出居一否事、先年故資仲卿與二資綱卿一被ㇾ論云、是普通之事、何及二[illegible]一

哉。又立レ磬之事、故經信卿與ニ隆俊卿一有ニ相論一、彼時未ニ一決一云々。

幼主御書始事。

被レ談云、幼主御書始、是待ニ十二月庚寅日一、被レ始事也。無ニ件日一年者不レ被レ行。

御馬御覽日、馬助以上可ニ參上一事。

往代御馬御覽之日、馬助以上參上云々。又被レ命云、忠文民部卿爲（馬イ）助之時、延喜聖主御馬御覽之日、參ニ入自ニ瀧口陣方一、伺ニ候東庭一。于レ時北下也。西之（足イ）駕ニ御馬二疋一、忽以相沛艾無レ人。範當（副イ）忠文自進出取ニ放之一、事畢退出之間、寮御馬部宿老者、一人倫語云、阿波禮葉江奈幾與加奈、先朝乃御時奈良末之加波云々。主上聞ニ食此事一、令レ恥給云々。

神泉苑修ニ請雨經法一事。

又云、神泉苑修ニ請雨經法一四箇度、人々大僧都空海一七箇日不ニ雨降一、延ニ二箇日一九箇日、龍破ニ神泉苑一上レ天、卽降雨。天下潤澤、陰陽師滋ニ岳川（門イ）一、人勤ニ五龍祭一。今度殊同ニ成精之度一云々。

又云、大僧都元果一七箇日雨不レ降、延二二箇日一至二九日一雨降。

又云、小僧都元眞一七箇日雨不レ降、延二二ヶ日一遂不レ降。仍隱二居鎭西安樂寺一云々。

又云、阿闍梨仁海、寛仁二年六月四日始、五箇日之間雨降、可レ任二律師一之狀蒙二宣旨一。八月十一日任二權律師一。陰陽師安倍吉平三勤二五龍祭一云々。

延喜聖主臨時奉幣出御間事。

或人語云、延喜聖主臨時奉幣之日出二御南殿一。先レ是有二風氣一、把レ笏着レ靴欲レ奉レ拜之間、風彌猛、御屛風殆可二顚倒一。被レ仰云、阿奈美久留志乃風也。奉レ拜レ神之時爾、何有二玆風一哉。卽時風氣俄止。御起伏之間、御鬢委レ地、自二靴後一見。甚以長く御座しけるにこそあめれと云々。宇治殿(賴通)所レ被レ仰也。

花山院御卽位之後、太宰府不レ帶二兵仗一事。

又被レ命云、花山院御卽位之後十日、太宰府帶二兵仗一之者無二一人一。是皇化無レ程遠及之驗也。

警蹕事。

或人云、警蹕問云、天子用レ之。見二文選一。私行之時、何用レ此哉。答云、公卿皆隱、公達隱也。祕事云々。

又云、警蹕者、文選云、出警入蹕。是天皇迎送〔近邊イ〕事歟。近衛司誡二諸人一之義也。卿相公達私行之時、誡二諸人一者、卿相皆隱公達隱也云々。此事都督之說也。

殿上陪膳番三番准二三壺一事。

又被レ命云、殿上陪膳番定事、花山院御宇時始也。時人可レ結二六番一之由定申也。而惟成辨議云、負二三壺巨鼇一結二四番一准據、件無極家誓可レ爲二四番一者、尙可レ結二三番一也。詳見二漢書一。時棟〔大江匡衡之子〕知二此事一、又殿上簡二三番一也。見二文選巨鼇之文一故也。

殿上陪膳番起事。

殿上葛野童絕了事。

紫宸殿南庭橘櫻兩樹事。

內裡紫宸殿南庭、櫻樹橘樹者舊跡也。件橘樹地者、昔遷都以前橘本大夫宅也。枝條不レ改及二天德之末一云々。又秦川勝舊宅者、但是或人說也。

安嘉門額靈踏伏事。

入道帥（資仲）談曰、安嘉門額者、髪逆爾生之童乃着二靴沓一之體也。昔渡二行件門前一之者、時々依レ被二踏伏一、竊人登行摺二損中央一云々。

大内門額等書人々事。

予問云、件額等誰人手跡乎。答云、南面者弘法大師、東面者嵯峨帝、北面者橘逸勢云々。就中皇嘉門額、殊有レ靈害レ人之由見二祕記一云々。又大極殿額者、敏行中將手跡也。但火災以前誰人書乎。

攝關家事（攝政關白家事ィ）

攝政關白賀茂詣共二公卿幷子息大臣一事。

攝政關白賀茂詣共二公卿幷子息大臣一、御前辨少納言、御後檢非違使等令二供奉一、始二於何世一乎。此事不レ載二指舊記一如何。江左大丞（齊光）云 天慶以往凡無二父子共大臣之例一。見二九條殿記一。而貞信公（忠平）御時、小野宮殿・九條殿兩相府、被レ候二御供一。但彼時必四月御祭之

問、不被參詣也云々。源右相府（師房）被仰云、大入道殿（兼家）御攝籙之間、子姪大臣大納言以下一族之人、多以在朝也。仍始自彼時歟。又御後號御武者五六人計、而近代以檢非違使被具歟。小野宮殿者大臣之時、祭日早旦被參詣、還向之次、於一條大宮、若堀川之邊立車見物、前駈纔十餘人歟。强不被好過差、以件前駈人人、差遣祭渡內侍前駈料也。其以前引率公卿被參事不聞歟。但子姪人々各爲我志被參詣之時、同御供にとて被參也云々。非定例、只各用意也云々。行成卿幼少之時、祭日被參於社頭、前駈廿餘人、僕從等著美服云々。大略各被參詣歟。

治部卿（伊房）云、宇治殿少將にて御座之時、堀川大臣（顯光）賀茂詣令前駈給云々。宇治殿攝籙之時、堀川大臣爲上卿有陣定、內覽文遲來、經數刻語傍人云、爲我前駈之人也云々。又宇治殿仰云、一の人有障不參之時、二の人必被參詣けり。近代無殊事也。又是當時前駈難參來上、可如舞之故停止歟。

治部卿（伊房）云、九條殿御遺誡云、爲我後人者、賀茂春日御祭日、必可參詣社頭也。

但於春日者路遠有煩、可參大原野也者、而參大原野、已以斷絶也。件事極祕事、不載流布世間之遺誡。若件事在別御記歟。又故宇治殿御時、以殿上人爲舞人、令參詣賀茂給二ヶ度也。後一條院(敦成)御時一度、後冷泉院御宇一度、件度內大臣以下至中納言資平卿乘車、兼賴卿以下至非參議三位皆騎馬。件日儀式異於例年、下御社馬場西邊立檜皮葺舍一宇爲御在所、有上達部饗事。先着祓殿御禊之後、着件御所差使奉幣、不令參社內給。上御社祓儀同前歟。又上達部騎馬前駈始于大入道殿御時也。小一條(師尹)右大將(濟時)不知內議被參會御出立所。俄有可扈從之儀被借馬。是被謀也。雖腹立愁被供奉云々。二條殿(教通)御攝籙之間無件儀。賢主臨國、諸事皆決於聖意之故也。延久年中(二三年間也)而其後任宇治殿御時例可行之由、殿下所被仰也。先人被申云、先參御內裏依御氣色可及披露也。不然者自稱有障歟。殿下不令承諾給、命旨已出。人々遍聞天氣不快、不遂件事、取嗤於路人給也。爲仲云、二條殿御時、上達部不被皆參。時人謂乖先例。宇治殿聞食此由被仰云、賀茂詣日、上達部必皆不參來、故御堂御

時、有不參人々、時光中納言など參御堂立所、出御之後立車見物被仰云、彼平（イ无）尹丸爲舞人裝束、如何美也やと被戲仰しかば、時光は美麗候など社は被戲仰ければ、非子姪之人必不扈從先例也。我攝籙初度故殿差遣別使被仰云、關白物詣之日、無別障必可被來訪之由被催仰之故、人々不辭退。何況一族之人乎。自爾以降爲流例也。非親昵人者雖來不共、何難之有哉云々。又子息大臣被參仕事、大入道殿御時、內大臣（道隆）入道殿御時內大臣（宇治殿）、宇治殿御攝關之間、久絶無件事、至康平四年又有件儀。內大臣（師實）又左右內府幷北政所被參事、始自故大殿御時也。

殿下騎馬事。

被命云、後一條院御宇之間、行幸之日、殿下騎馬令供奉御輿之後給也。

大嘗會御禊日殿下乘車供奉事。

後朱雀院大嘗會御禊之日、始乘御車令供奉給也。其後爲常例也。

大入道殿夢想事。

大入道殿（兼家）爲納言之時、夢過合坂關、雪降關路悉白、令見給天大令驚天、雪は凶夢也と思天、占夢解欲令謝合令語給。夢解申云、此御夢想極吉夢也。慥以不可有恐。其故人必可令進斑牛、即人令進斑牛。夢解預纏頭也。大江匡衡令參、此由有御物語、匡衡大驚、纏頭可召返合坂、關者關白之關字也、雪者白字也。必可令到關白、大令感給。其明年令蒙關白宣旨給也。

大入道殿令讓申關白於中關白給事。

大入道殿（兼家）臨終召有國曰、子息之中以誰人可讓攝籙乎。有國申云、令執權者町尻殿（道兼）歟云々。是道兼之事也云々。又令問惟仲。惟仲申云、如此事可有次第之理也云々。又令問大夫史國平、國平申旨同惟仲。依二人之說遂被讓中關白、關白（道隆）攝籙之後、被仰云、我以長嫡當此任、是理運之事也。何足喜悅。只以可報有國之怨爲悅耳云々。故無幾程及除名、父子被奪官職云々。

町尻殿御惱事。

町尻殿（道兼）所惱危急之時、有國令申云、書讓狀可被讓所職於入道殿者、粟田殿

被レ命云、關白者非下書二讓狀一之事上云々。

藤氏獻レ策始事。

藤氏獻レ策始者佐世也。昭宣公の家司にて、被二家起一に、天神も被二引添一て令レ座給ひければ、時の儒者等皆悉不レ用ければ、昭宣公被二歎息一て、切々被レ請云々。予問曰、以二何故一不レ請哉。答云、其事有レ理。紀家良香等云、藤に麻幾多天良禮那波、我等が流は不二成立一、不レ然藤氏は無レ止流なれば可二昇進一也云々。雖レ然遂以二獻策一問頭儒良香一也。獻策之日は、昭宣公敷二荒薦一下レ庭、令二申請天道一給云々。

佛神事

熊野三所本緣事。

又問云、熊野三所本緣如何。被レ答云、熊野三所は、伊勢太神宮御身云々。本宮幷新宮は太神宮也。那智は荒祭、又太神宮は、救世觀音御變身云々。此事民部卿俊明所レ被レ談也云々。

源頼國熊野詣事。

又被談云、源頼國者、高名逸物也。而服中〔者ヵ〕仁天參詣熊野三所之處、還向之時、能々物凶也云々。

聖廟御忌日音樂可停止彼廟社事。

經信卿、常被示云、聖廟御忌日、音樂は彼廟社には可停止事也。菅家御作仲秋翫月之遊避家忌、以長慶之、句九日菊酒飲序令作給也。然者音樂事可無歟云々。倩案此事難計也。神慮之趣、暗以難測也云々。

經信北野前不下事。

紀家參長谷寺事。

被命曰、紀家爲望大納言參長谷寺祈請。夢有人告曰、他國可迎文章人云々。得此告之後、不歷幾程逝去云々。

興福寺諸堂安置諸佛事。

又云、興福寺內被置佛者、金堂置釋迦佛幷脇士藥王觀音二體、彌勒淨土講堂、置

阿彌陀佛觀音虛空藏、南圓堂置不空羂索并四天王、房前西金堂置釋迦佛并十一面觀音。東金堂置藥師如來十二大將日光月光、北圓堂置彌勒四天王阿難迦葉、食堂置千手觀音。

藤氏々寺事

又云、藤氏人々被始事、自古爾在大織冠建興福寺・法華寺・施藥院、淡海公建佐保殿、閑院大臣(冬嗣)立勸學院、始南圓堂。忠仁公(長房イ)始長講會。昭宣公點木幡墓、房前宰相手自作南院堂不空羂索并四天王。貞信公立法性寺、九條右府建楞嚴院、大入道殿建法興院、中關白建積善寺、入道(道長)殿造木幡塔三昧堂建法成寺、宇治殿建平等院。

聖德太子御劒銘四字事。

丙毛槐林。吉切槐林是切寺屋大臣之頸也

弘法大師如意寶珠瘞納札銘事。

又云、弘法大師如意寶珠瘞納札銘云、宇一(室生イ)山精進峯竹木自々底志水道場、此

文末ㇾ讀云々。

弘法大師十八弟子事。

又云、弘法大師十八弟子、其五人傳二門徒一、五人立二門徒一。眞濟僧正傳二高尾一、眞雅僧正傳二貞觀寺一、實惠僧都傳二東大寺一、眞然僧正傳二高野一、眞如親王傳二超證寺一云々。

增賀聖慈惠（イ惠心）僧都慶賀前驅事。

敎圓座主誦二唯識論一事。

敎圓座主暗二誦唯識論十卷一之間、自ㇾ誦二始第一一次第十卷之時、住房松樹下春日大明神介ㇾ舞給事侍、尤憐有ㇾ興事也。

玄賓律師辭退事。

又云、弘仁五年玄賓初任二律師一、辭退歌云、三輪川の淸き流に洗ひてし衣の袖は更にけがさじと云々。

同大僧都辭退事。

又云、辭二大僧都一歌云、外國は山水淸し事多き君が都は住まずなりけり（イまされり）。

又云、去二洛陽一赴二他國一道に、來合女人脫レ衣奉レ之侍りし歌に云、三輪川の渚の淸き唐衣くると思ふなえつとおもはじ。

亡考道心事

被レ命云、亡考（成衡）者道心者也。每日念誦讀經、敢以不レ懈。雖二自不一レ然、彼は道心堅固事非二他事一、吉々有レ暇歟。又者頗可レ謂二信心一。常頸紙不レ差、水干の如二法師衣一なる結紐にて、五十計貫きたる珠誦を持ちて、不レ論二精進一、雖レ食二葷腥一、以先師助給土云爲二其口實一、或又常披二累代之文書一、修二理其朽損一、皆悉捺二印重一レ之無レ極。或人問云、何故如レ此なると問ひければ、弊身は江家の文預也とぞ被レ命けると云々。

時棟不レ讀レ經事。

又被レ命云、時棟者全以不レ讀レ經、只理趣分計受二習淸範一也。觀音をば觀いんと讀む也。補怛羅山（ほだらさん）の觀音（くわんいん）といふは常事也云々。

江談抄第一終

江談抄第二

雜事

天安皇帝有㆘讓㆓位于惟喬親王㆒之志㆖事。

被㆑命云、天安皇帝（文徳）有㆘讓㆓寶位于惟喬親王㆒之志㆖。太政大臣忠仁公總㆓攝天下政㆒、爲㆓第一臣㆒。憚思不㆑出㆑自㆑口之間、漸經㆓數月㆒云々。或祈㆓請神祇㆒又修㆓祕法㆒祈㆓于佛力㆒。眞濟僧正者爲㆓小野親王祈師㆒、眞雅僧都者爲㆓東宮（淸和）護持僧㆒云々。各專祈念互令㆓相摧㆒云々。

陽成院被㆑飼㆓卅匹御馬㆒事。

又云、陽成院御所立㆓御厩㆒、常被㆑飼㆓卅匹御馬㆒、號㆓北邊院㆒。

冷泉院欲㆘解㆓開御璽結緒㆒給㆖事。

故小野右大臣（實資）語云、冷泉院御在位之時、大入道殿（兼家）忽有二參內之意一、仍俄單騎馳參、尋二御在所於女房一、女房云、御二夜御殿一、只今令レ解二開御璽結緒一給者、乍レ驚排レ闥參入、如二女房言一解二筥緒一給之間也。因奪取如レ本結レ之云々。

圓融院末朝政亂事。

圓融院末、朝政甚亂、寛和（花山）二年之間、天下政忽反二淳素一、多是惟成辨之力云々。天下于レ今受二其賚一云々。

華山院出二禁中一被レ向二花山一事。

被レ命云、粟田關白扈從、華山院出二禁中一被レ向二華山寺一之時、大入道殿以二平維敏一被レ爲下止二出家一之使上。時人見二維敏之氣色一、萬人不レ敵云々。

華山院御時、被レ禁二女房以下袴一事。

又云、華山院御時、被レ禁二女房幷下女等袴一、一裳袴被レ免云々。

濟時卿女參二三條院一事。

爲仲云、濟時卿女被レ參二三條院（東宮之時）一之日夕、大將參二大入道殿一被レ申云、被レ下二輦車宣

旨㆒哉。件事欲㆑蒙㆓莫大恩㆒返答云々。などかは可㆑有㆓恩許㆒之事也。欲㆓奏達㆒云々。大將不㆑堪㆓感悅㆒、起座拜舞退出。及㆓入內之刻限㆒雖㆑相㆓待宣旨㆒、已以無㆑音、敷㆓莚道㆒被㆓參入㆒也。時人密號㆓空拜〔紅梅イ〕大將㆒、又彼大將家前庭有㆓紅梅㆒、便稱㆓空拜㆒云々。

堀川院崩御御運叶㆓天度㆒事。

被㆑談云、堀川院崩給事、大略御運叶㆓天度㆒歟。近代帝王及㆓廿餘年㆒給㆓寶位㆒、希代之算也。御宿曜過畢、而御寶位運久之故、于㆑今令㆑持給也云々。予問云、御算盡者、御寶位豈久哉如何。被㆑談云、此事尤與然也。但彥作初謁、宿曜事相語之日、帝王御運者、漢家本朝共異㆓於凡人㆒也。其故壽命百歲、寶位五十年、帝王可㆑在に、至㆓六十算㆒令㆓卽位㆒給ば、百歲壽所㆑殘四十年、五十寶祚所㆑期四十年也。仍五十年寶位、今十年可㆑欠。然而自㆓六十一年㆒卽位、猶傳㆓五十年位給也。仍算は百十年に延引、而至㆓百歲㆒之時、有㆓大病㆒也。不㆑得㆓其心㆒、信㆓宿曜㆒期算通㆑位者、今十年不㆑持、卽算又盡乎。位五十年、位不㆑避ば亦令㆑持㆑位延㆑齡也。然而帝王之位、荒涼不㆑可㆑避、又帝王位は强く算は弱き事也。因㆑之異㆓于凡人㆒といふなり。凡人不㆑然、以㆓官位㆒有㆓鬼瞰㆒

辭レ職延レ齡、宿曜祕說也。皆有二其理一云々。此事祕事也。披露無レ由。匡房欲二隱居一、足下令レ仕レ朝ば、亦可レ預二朝議一之人也。可レ得二其心一云々。

上東門院御帳內犬出來事。

上東門院爲二一條院女御一之時、帳中に犬子不慮之外に入天有遠見付給。大に奇恐被レ申二入道殿一。道長入道殿召二匡衡一天密々令レ語二此事一給に、匡衡申云、極御慶賀也と申すに、入道殿何故哉と被レ仰に、匡衡申云、皇子可レ令二出來一給之徵也。犬の字は是點を、大の字の下に付けば、太の字也、上に付くれば、天の字也。以レ之謂レ之、皇子可二出來給一。さて立二太子一、次に至二天子一給歟。入道殿大令二感悅一給之間有二御懷妊一、令レ奉レ產二後朱雀院天皇一也。此事祕事也。退席之後、匡衡私令レ勘二件字一天令レ傳レ家云云。

九條殿燧火事。

小野宮敍二二位一事。

小野右府嘲二範國五位藏人一事。

故小野宮右府被二參陣一、件日範國自二甲斐前司一補二五位藏人一之日也。右府不レ被レ甘心、則成レ嘲被レ問レ人云、甲斐前司には、誰か罷成りたる云々。宇治殿聞二食此事一被レ仰云、以二大臣以上之身一、居二陣座一被レ嘲二朝議一事不レ可レ然云々。則被二勘發一以二經賴一爲二勘發使一云々。其時藏人頭者經輔也。仍被レ示。彼頭隨申二其由一也。宇治殿被二咎仰一、後日右府怨二經輔一云々。

惟仲中納言申請文事。

惟仲中納言爲二肥後守一之時、有二申請文一。文名忘却可レ尋レ之也。於レ陣獻二上卿一。上卿者一條右大臣雅信也。上卿被レ難二此文一。惟仲以爲レ恨レ之。上卿被レ命云、此文者於レ陣難レ之、於二里第一許レ之文也。是先例也。惟仲爲レ恥云々。

惟成辨失錯事。

又云、有國爲二藏人頭一之時、以レ使者馱解文取違。申文下二陣座一之間、惟成辨乍レ知二失錯一讀二申上卿一云々。

公方違レ式違レ敕論事。

問云、公方違レ式違レ敕論、其義如何。答云、天曆御時、諸國受領不レ濟二率分一之輩、勘二公文一之時、勘二會諸司文書一加二署判一之者、可レ勘二其罪狀一之由被レ問二公方一。公方勘云、當レ違レ式云々。被レ仰云、事出レ自二敕語一。然則可レ違レ敕。公方不レ可レ然之由執申。爰以二文範一令レ問之間、問云、破二敕語一之起請、皆可レ稱二違式一之者、何故格條中注云、若違二此格一者、論以二違敕之罪一。公方答云、以二此文案一之、格條事偏皆可レ謂二違敕之者一、何更令二始有一違敕之詞一矣。格條事不レ可二必稱一違敕一之故、新立二違敕之文一。文範又難云、格條立二違敕文一、文異二陳狀一。然者今令條稱曰、論以二違勅之罪一此條如何。公方無レ所レ陳之旨一。遂依二此過一及二左遷一。公方卒後、子允亮思二其父之恥一、研二精此事一七八年許。遂相二具文書一向二文範亭一、欲レ討二論之處一、文範命云、令レ問給之聖皇も不二御座一、公方も其身不レ存、僕も亦老たり。是討論以無レ益也云々。允亮懷二文書一還畢。問。此論如二私曲相須一歟。被レ答云、私曲相須者、及二諸道之沙汰一矣。違敕者只公方一身也。

外記日記圖書寮紙工漸々盜取間、師任自然書取事。

被レ談曰、外記日次日記一筆書取人者孝言也。近代希有事也。依二大史外記之懇切一

也。一生中之間、常に紙を巻きて、以牛飼小舍人童等令持云々。予問云、外記日次日記又誰人之持哉。被答云、日次日記持人粗所聞也。但皆悉令持人稀也。師遠祖父師任大外記之間、皆悉所書取也。師任書取之後、外記日記等爲圖書寮紙工漸々被盜取也。事發天被尋日記、本在故師平許、希代之事也。帝王之運末、盡之所致也。若師任當初不寫取者、一本日記定絶失なまし。皆悉持人稀之故也。奉爲國家さばかり致忠者なれば、子孫は不絶繁昌也。此師任・師平殊有寛仁之心、強無貪欲云々。師遠相繼不口事繼其跡、又希有之事也。當時之一物也。

音人卿爲別當時、長岡獄移洛陽事。

被談云、匡房仕帝王至納言、始祖音人卿爲檢非違使別當之時、奉爲國家能致忠之故、必仕帝王也云々。予問其由緒如何。被答云、音人卿爲檢非違使別當之以前、獄所在長岡京。件所にて獄所極以荒涼、囚人動逃去。仍音人卿改立此獄門之後、無逃刑人還又重恩也。修善根之人、與饗膳稱施饗、是彼時始也。仍音人卿最後被談けるは、我子孫は依國家致忠、必仕帝王可至大位也。但刑

人其罪尤重之者、此依囚獄門無輙逃之者。又路次往行之者、動與食物、依別法之目、不能輙入獄門、依其報定子孫にあらん云々。此事尤理也。仍匡房も爲靭負佐之時、爲追其跡、路頭夜行事、稠以所申置也。奉爲國家致忠也。仍後三條院御時、全以無强盜之聞。又於身學天命拔群ば、先考(成衡)雖爲無才能傳家之文書條々爲書寫被加之所致也。先考以明障子立四面、其中縣涼家文書、皆悉捺印、又損失之處には必尋求其本、被共繼也。常には我是江家の文預也とぞ被申侍し。以青侍四人置件障子之中、一人には續飯を令餉、一人には令披、又一人には令繼立、一人には令書繼。如此送年月、後代物語也。不可被披露歟。

六壬占天番廿八宿可在天而在地番不審事。

被命云、陰陽家事必被得如何。答云、於書籍者大略隨分雖歷覽、不能委學。此間逢陰陽博士宗憲、占事少々所請候也云々。被命云、占事尤可被知事也。但番事能被學哉。番不審事在之也。天番可在廿八宿、在地番、地番可在十二神、在天番如何。此事可被學也云々。

大外記師遠諸道兼學事。

被レ命云、大外記師遠諸道兼學者歟。今世尤物也。能達者不レ劣二中古之博士一歟。

助敎廣人兼二學諸道一習二諸舞一長二工巧一事。

助敎廣人者是能讀二左傳一、兼二學諸道一習二諸舞一。長二工巧一。時人無レ失歟。但一目亡〔不仁〕精、一眼誠明。高村文章博士對策判に、預天多科病累處落第。而弘仁皇帝命被レ置二及第一之時、高村竊云、一目之亡〔無仁〕人何識二我策一哉。廣人聞レ之云、以二一目一見二汝書一、尙不レ足レ可レ見。何況兩眼共存時乎。以二此等例一思レ之、紀傳明經者共以可二廣學一也云々。

天暦皇帝問二手跡於道風一事。

天暦皇帝召二道風朝臣一。勅云、我朝上手誰人哉。申云、空海・敏行。時人難云、於二大師御名一可レ奏二音讀一也。敏行をば猶としゆきとなん可レ奏云々。

道風朝綱手跡相論事。

天暦御時、野道風與二江朝綱一、常成二手書相論一之時、兩人議曰、給二主上御判一、互可レ決二勝劣一云々。仍申二請御判一之處、主上被レ仰云、朝綱書劣二於道風一事、譬如二道風劣二朝

綱之才云々。

兼明・佐理・行成等同手書事。

兼明・佐理・行成三人等、同之手書也。各皆様少相乖也。後人難決處最歟。故源右相府（師房）云、行成卿、世人謂劣於道風歟。信者、佐理・兼明等となん世人稱しける。

積善作衞玠能書事。

積善作衞玠家風、衞玠能書之義有所見歟如何。答、衞玠能書也。故稱家風歟、分明不被告。

平中納言時望相一條左大臣雅信事。

故右大辨時範談云、一條左大臣年少之時、故平中納言時望到其父式部卿敦實親王、召出雅信令時望相之。時望相云、必至從一位左大臣歟。下官子孫若有中觸事者、可有必擧用之也。數刻感歎云々。時望卒後、一條左大臣、感彼知己之言、惟仲肥後之公文間、殊施芳心。惟仲者是時望孫珍材男云々。是故平宰相（親信）之說也。彼家傳語之由時範所談也。

平家自二往昔一爲二相人一事。

又平家自二往昔一、累代傳二相人之事一。又惟仲中納言其母讃岐國人也。珍材爲二讃岐介一之時、所レ生子也。而去レ任之後尋來、珍材召入相レ之云、汝必至二大納言一歟。但依二貪心一頗有二其妨一、可レ愼レ之也云々。後果至二中納言太宰帥一。件時宇佐宮第三寳殿附レ封之。依二件事一被レ停二任之一。是往年先親所二傳語一也云々。

行成大納言雖レ爲二堅固物忌一依レ召參內事。

又云、行成大納言爲二藏人頭一之時、依二堅固物忌一、籠二居里亭一之間、自二禁中一稱二大切事一有レ召、令二參上一時、於二殿上一俄心神失レ度、乍レ恐參二清涼殿一、主上先識二其氣色一、揚レ音誰ぞあれはと被レ仰。卽應二御音一稱二朝成一、留二御簾限一。行成入二御前一免二此難一云々。是則行成祖父小一條大將（濟時）與二朝成大納言一依レ爲二敵人一欲レ凌云々。

延喜之頃以二束帶一具一經二兩三年一事。

又談曰、延喜之頃、上達部時服不レ好二美麗一。朱雀院御時、或公卿遣二消息於內裏女房許一、令レ奏云、先朝恩賜御襲、年月推移處々破損、御下襲一領可レ被二申下一者、大略調二

束帶一具、兩三年之間、節會公政之庭着用歟。何況近代之例、諸國受領不濟封物、無賴公卿可預乘下之人云々。

小野宮殿不被渡藏人頭事。

又被命云、英明少年時獻押綾。小野宮殿以此故不被渡藏人頭云々。

四條中納言嘲弼君顯定事。

又四條中納言（定頼）爲藏人頭之時、嘲弼君顯定、誰吐虛誕。宇治殿（頼通）仰云、某申、宇治殿閑食、被勘發定頼云、攝政關白などは、人の嘲弄する者にも非ず。依此事半年計蟄居云々。顯定宇治殿方人也云々。定頼二條殿（教通）方人也。故有意緒歟。古今藏人頭久被處勘例事之例云々。

範國恐懼事。

又範國爲五位藏人有奉行事。小野宮右府（實資）爲上卿、被候陣下、申文之時、弼君顯定於南殿東妻被出于陰根。範國不堪遽以笑。右府不被知案內、以咎及奏達。範國依此事恐懼。

實資・公任・俊賢・行成等被レ問ニ公事一、其作法各異事。

又被レ命云、資業談曰、實資・公任・俊賢・行成四人、爲ニ御使一向ニ彼亭一、被レ問ニ公事一之時、其作法各異。實資者日記中可レ停ニ證文一處被ニ取出一。俊賢者先見ニ日記一畢、識覺被レ陳レ之。公任者只被レ申ニ可レ依ニ執政申一之由一。四人之體皆以不レ同也云々。又被レ命云、此人々皆雖レ達ニ朝議一、於レ被レ造ニ式目一、多公任被ニ作獻一。人ニ其人一家ニ其家一令レ封也。但(俱イ)自作法進退劣レ自ニ其所一レ知云々。

諸御屛風等有ニ其員一事。

又云、諸御屛風等有ニ其數一。所謂漢書打毬・坤元錄・變相(天イ)圖・賢聖山水等御屛風之類是也。隨時立レ之、委事見ニ裝束司記文一歟。

可レ然人着レ袴、奴袴不レ着事。

戶部卿曰、故右大將御童稚之時、着レ袴之日夕、從ニ上東門院一被レ奉ニ御裝束一襲一(緣日依レ被ニ申請一也。)不レ被ニ副ニ進奴袴一。時人或稱下令ニ忘却一給之由上。或重申ニ可レ被ニ申請一之由一。殿下無ニ返答一不レ審。刻限之至矣。不レ着用給。其後院聞ニ食此旨一仰云、宜人者着レ袴之時、不レ着ニ

奴袴也。近代人々不知案內歟。予時近習・上達部・殿上人・非參議等、識者濟々焉。何不傳聞哉。尤恥辱多乎。資業・章信不知此旨。猶以不及古賢也。

善男座事承伏事。

善男座事之日、大納言南淵年名・參議菅原是善卿等、奉勅於勘解由使局推問之、更不承伏。卽詐令人謂云、息男佐世已以承伏畢。何獨不然。善男聞之、口惜男かなと云天承伏。又法隆寺僧善愷訴之時、左大辨正躬王等訴善男之幣。善男各辨正躬等之少奸曰、聚蚊成雷之日、善男死國之時也。

御劒鞘卷付何物哉事。

又談曰、御劒鞘有五六寸計物卷付、人不知何物事。資仲卿自撰進之四卷云々。故大納言(資平)敎命云、予昔三條院御宇時、爲殿上人、參內自無名門。主上御于殿上御倚子。予謹跪候地上。仰云、可昇候小板敷者、仰云、御劒鞘有被纏付之物、是何物哉。汝有所聞乎。予奏云、至愚之身難知如此事者、又仰云、猶可申者、奏云、不承慥說、但或人申云、若是御辛櫃鎰歟者、天氣有感、後日量理朝臣

相語曰、主上仰云、我問祕事。衆人不知而資平之所申已相叶、尤所感也者、抑件鎰事右相府(資實)仰也。又在淸愼公御口傳。又江左大丞說云、神璽筥鎰纏寶劒之組、纏籠之由見延喜御日記、是祕事也。非普通御記云々。

貞信公與道明有意趣歟事。

又被命云、貞信公弱年爲右大臣。于時道明一大納言。此時貞信公辭退、不令任左大臣。道明薨之後、不歷幾程被任左大臣、定方任右大臣、若有意趣歟。

古人名唐名相通名等事。

又云、古人名唐名相通名等、三善淸行(居逸)・內大臣(音達)・紀長谷雄(發超)・源順(具埃)・慶保胤(定澤法名心覺)・江擧周(達)・藤明衡(安蘭)・江匡房(滿呂)、

古人名幷法名事。

又云、古人名□□幷法名等、定基(江家法名寂照参川入道是也唐號圓通大師)・遍昭僧正(良峯宗貞)・能因(橘永澄〔愷イ〕)・今毛人(大師)・愛發(朝成)・惟成(法名悟妙)・華山院(法諱入覺)・義懷中納言(法名悟眞)・大入道殿(法名如實)・仲平(靜覺)・道長(行觀又行覺)・高光少將(如覺道號寂眞)・內相藤押勝(仲麻呂號惠美大臣)。又云藤慶者(道明大納言字云々)・藤文者(右衛字云々)・藤賢者(有國字云々)・式大者

惟成字
云々。

經頼卿死去事。

又被レ命云、經頼卿蒙二宇治殿御勘責一之後、不レ經二幾程一有二病死去一云々。

英明乘二檳榔車一事。

又被レ命云、英明昔乘二檳榔車一被レ參二法性寺御國忌一、公卿多以參會。朝成卿云、公卿之車外有二檳榔車一、誰人車哉。英明被レ答云、下官車也。若被二咎仰一者、不レ可レ乘二檳榔車一之由、有二所見一者欲レ承云々。件法式無レ所レ見云々。

忠文被レ聽二昇殿一事。

又被レ命云、忠文爲二近衞司一、有下聽二昇殿一仰上。然而不レ承レ仰云々。每二陣直夜一遣レ人取二寮御馬一疋一立二枕邊一。常語云、聞二馬食レ秣不レ眠之計云々。

忠文炎暑之時不二出仕一事。

又云、忠文秋冬者勤二陣直一、夙夜匪レ懈。炎暑之時、請レ暇向二宇治別業一、以二避暑一爲レ事。或時被レ髮洗二于宇治川一云々。

元方爲大將軍事。

又被命云、天慶征討使之時、朝議以堪其事、欲以元方爲大將軍。元方聞之云、大將軍所言一事以上、國家無不被用。若被拜大將軍者、必請貞信公子息一人爲副將軍云々。因玆寢此議云々。

人家階隱事。

人家階隱者、元者不同事也。其起被知哉如何。答云不知。被命云、荷前行幸之日、天皇□五條皇后〔居イ〕御在所爲輦御輿有新議造階隱也。乃皆□於此時也。

喫鹿宍人當日不可參內裏事。

又被命云、喫宍當日不可參內裏之由、見年中行事障子。而元三之間、供御藥御齒固鹿猪可盛之也。近代以雉盛之也。而元三日之間、臣下雖喫宍不可忌歟。將主上一人雖食給、不可有忌歟云々。但愚案思者、昔人食鹿、殊不忌憚歟。上古明王常膳用鹿宍、又稠人廣座大饗用件物云々。若起請以後有此制歟。件起請何時と憶不覺。又年中行事障子被始立之時、不知何世可檢見也。

咒師猿樂物營始事。

又咒師猿樂等物營始事、後三條院令レ供二養圓宗寺一給之時、舞裝束爲二人之擇一、俊綱朝臣始構出事也。

江談抄第二終

江談抄第三

雜事

吉備入レ唐事。

吉備大臣入レ唐習レ道之間諸道藝能博達聰慧也。唐土人頗有二恥氣一、密相議云、我等不レ安事也、不レ可レ劣二先普通事一、日本國使到來、令レ登二樓一令レ居、此事委不レ可レ令レ聞。又件樓宿人多是難レ存。然只先登レ樓可レ試レ之、偏殺さば不忠也。歸すには又無レ由。留テ居ば、爲二我等一頗有レ恥なんと議テ、令レ居レ樓之間、及二深更一風吹雨降、鬼物伺來。吉備作二隱身之封一、不レ見レ鬼テ吉備云、何物乎。我是日本國王使也。王事靡レ盬鬼何伺やといふに、鬼云、尤爲レ悅。我も日本國遣唐使也。欲二言談承一と云に、吉備云、然ば早入れ、然らば停二鬼形一可レ來也と云に隨テ、鬼歸入テ着二衣冠一出來相謁。鬼

先云、我是遣唐使也。我子孫安倍氏侍哉。此事欲レ聞、于レ今不レ叶也。我は大臣にて來りて侍りしに、被レ登二此樓一て不レ與二食物一して餓死也。其後鬼物となる。登二此樓一人ハ雖レ無二害心一、自然に得レ害如レ此。相逢欲レ問二本朝事一、不レ答して死也。逢二申貴下一所レ悅也。我子孫官位侍りや。吉備答、某人々々官位次第子孫之樣、七八計令二語聞一。大感云、成レ悅聞二此事一尤極也。此恩に、貴下に此國事皆悉語申さんと思也。吉備大感悅、尤大切也云々。天明鬼歸畢。其朝開レ樓食物持來るに、不レ得二鬼害一存レ命。唐人見レ之彌感云、希有事也と思ふに、其夕又鬼來りていふ。此國に議事ありて、日本使才能奇異也。令レ讀レ書て欲レ笑二其誤一云々。吉備云、何書乎、鬼云、此朝極難レ讀古書也。號二文選一一部卅卷、諸家集の神妙の物を所二撰集一也と云々。其時吉備云、此書聞て令二傳說一哉如何。鬼云、我は不レ叶二貴下具申一、於二彼沙汰所一令レ聞如何、閉レ樓たり爭か可レ被レ出やといふに、鬼云、我は有二飛行自在之術一、至りて聞かんと思ふといひて、出レ自二樓戶隙一、相共到二文選講所一、於二帝王宮一率二卅人儒士一、終夜令二講聞一。吉備聞レ之共歸レ樓。鬼云、令二聞得一哉如何。吉備云、聞畢。若舊曆十餘

巻被求與乎といふに、鬼受約與曆十巻、即持來。吉備得之、文選上帙一巻を端端三四枚づつ令書テ持つ。歴一兩日テ誦を皆悉成す、持夫して食物荷せて文選を令送樓、儒者一人爲敕使。欲試ニ文選端破れて、樓中に散置。使唐人來者見之テ、各怪テ云、此書は又や侍るといふに、多也といひて令與に、敕使驚テ此由を申帝王。此書又本朝ニ有歟と被問。出來テ已經年序、號文選テ人皆爲口實誦者也と申すに、唐人云、此土在之也と云ニ、吉備見合といひて、乞請取卅巻テ令書取、令渡日本也。又聞テ去るに、唐人議云、才はありとも、藝は必ずしもあらじ。以圍碁欲試といひて、以白石擬日本、以黒石擬唐土て、以此勝負殺日本國客様を欲謀間、鬼又聞テ令告吉備。吉備令問聞圍碁有様。就列樓計組入三百六十目計、別テ指聖目、一夜之間案持了之間、唐土圍碁上手等選定集て令打に、持にて打ち無勝負之時、吉備偸盜唐方黒石一飲了。欲決勝負之間、唐（人イ）負了。唐人等云、希有事也。極めて怪しといひて計石ニ、黒石不足。仍課筮占之、盜みて飲むといふ推之大ニ爭ニ、在腹中、然者瀉藥を服せしめんとて、令服呵梨勒丸。以

止封不瀉之、遂勝了。仍唐人大怒て不與食之間、鬼物每夜與食、已及數月也。然又鬼來云、今度有議事。爰高名智德行密法僧寶志爾令課て、鬼物若靈人告ぐとて、令結界て文を作りて、貴下に讀ませんといふ事あり。力も不及といふに、吉備術盡きて居之間、如案下樓於帝王前令讀其文。吉備目暗みて凡見此書字不見。向本朝方暫祈申本朝佛神（神者住吉大明神 佛者長谷寺觀音）也。目頗明にして、文字計見に無可讀連樣に、蛛一俄落來于文上天糸を引付くるをみて讀了。仍帝王幷作者も彌大驚きて、如元令登樓、偏不與吉備食物、欲絕命、自今以後不可開樓といふを、鬼物聞之告吉備、吉備尤悲事也。若此土に、歷百年たる（雙之）六筒又簺盤侍らむ、欲申請といふに、鬼云、在之といひて令求與。又筒裹盤楓簺置枰上覆筒。唐土日月被封、二三日計不現して、上從帝王下至諸人、唐土大驚騷、叫喚無隙動天地、令占之。術道之者令封隱之由推之、指方角に當吉備居住樓、被問吉備爾、答云、我は不知、君我を强依被寃陵、一日祈念日本佛神、自有感應歟。可被還我於本朝者、日月何不現歟と云爾、可令歸朝也。早可開と云。仍取筒ば、日月

共現爲レ之、吉備仍被レ歸也云々。江師云、此事我憶委雖レ無レ見レ書、故孝親朝臣之從二先祖一語傳之由被レ語也。又非レ無二其謂一。大略粗書にも有二所見一歟。我朝高名只在二吉備大臣文選・圍碁・野馬臺、此大臣德也。

吉備大臣昇進次第。

吉備者、右衞士少尉下道朝臣國勝子也。（本姓下道）天平寶字八年九月十一日、敍二三位勳二等一即任二參議中衞大將一。天平七年四月入唐留學生。授二正六位下一、拜二大學助一。（元從八位下）獻二百五十卷雜書色々弓箭具等一、色目在二續日本記第十二卷一。八年正月辛丑敍二從五位下一。高野天皇師レ之授レ之。九年二月戊子從五位下、十二月丙寅加二從五位上一依レ賞中宮職、人以二眞備一爲レ高也。及二漢書一恩寵甚深、賜二姓吉備朝臣一。累遷七歲中、至二從四位上右京大夫兼右衞士督一。十一年爲二大宰少貳一、天平寶字二年左二降筑前一、後爲二肥前守一、四年入唐副使、六年六月正四位下、任二大宰大貳兼造東大寺長官一。（或不レ經二參議一也。）天平神護二年正月八日任二中納言一、同三月十六日任二大納言一、同十月廿日任二右大臣一大將如レ元。（年七十四）神護慶雲三年二月癸卯、天皇幸二大臣亭一授二從二位一。是日幸芳慶

也。爲造東大寺長官。寶龜元年十月止中衛大將、同二年三月致仕。（年七十九）十月二日薨、又說十月廿二日薨。（年八十一）國史云八十三云々。生年甲午也。歸朝年紀可尋。

安倍仲麿詠歌事。

靈龜二年爲遣唐使、仲麿渡唐之後不歸朝、於漢家樓上餓死。吉備大臣後渡唐之時、見鬼形與吉備大臣談、相教唐土事。仲麿不歸朝人也。詠歌雖不可有禁忌尙不快歟如何。（師淸〔科イ〕手返也。）

天の原ふりさけ見れば春日なるみかさの山に出でし月かも

件歌は、仲麿讀歌と覺候。遣唐使にまかりたりし時、唐にて讀む歟如何。何事にまかりたりしぞ、可有禁忌之事歟。永久四年或人問師遠。

花山院御轅乘犬馳町事。

淸和天皇先身爲僧事。

又被命云、淸和太上天皇先身爲僧、件僧望內供奉十禪師。深草天皇欲令補之。而善男奏以停之。件僧發惡心、奉讀法華經三千部、願云、以千部功力當生宜爲

帝王。以千部功力爲善男可爲其妨。以殘千部功力當蕩妄執離苦得道。此僧命終、無幾程清和天皇誕生。雖爲童稚之齡、依先世之宿緣、觸事令惡於善男。善男見其氣色語得修驗之僧、令修如意輪法。仍則成寵。然而宿業之所答、座事重罪云々。

菅家本土師氏也、子孫雖多官位不至事。

被談云、菅家人は子孫多くして、官位不至、有其故。菅家本姓者土師氏也。河內國土師寺、是其先祖氏寺也。而帝王葬設陵墓、必以人令埋事あり。漢土之法也。我朝亦以可然也。而件土師氏以土人替之、見格文。仍爲萬民雖施其生恩、奉爲國家不忠也。仍人多官少也云々。又被命云、高名樓〔櫻イ〕事尙侍也。

伴大納言本緣事。

被談云、伴大納言者、先祖被知乎。答云、伴氏文大略見候歟。被談云、氏文には違ふ事を、傳聞侍也。伴大納言は、本者佐渡國百姓也。彼國郡司に從ってぞ侍りける。其に彼國にて善男夢に見る樣、西大寺と東大寺とに跨りて、立ったりつと

見て、妻の女に語㆓此由㆒。妻云、見る所の夢は、胯を裂かれぬと合する。善男驚きて、無㆑由事を語りぬと恐れ思ひて、主の郡司の宅に行向ひて、件の郡司、極めたる相人にてぞありけるが、年來はさしもあらで、俄に夢の後朝行きたるに、取㆓圓座㆒出向て、事の外に饗應して、召昇せければ、善男成㆑怪て、又恐る樣、我を賺して、此女のいひつるやうに、無㆑由事に付け胯裂かむずるにやと思ふ程に、郡司談云、汝は高名の夢想見てけり。然るを無㆑由人に語りければ、必大位に至るとも、定めて其徵故に、不慮の外事出來て、座㆑事歟といひけり。然る間善男付㆑緣て、京上してありける程に、七年といふに、大納言に至りける程に、彼夢合せたる徵にて、配㆓流伊豆國㆒云々。此事祖父所㆑被㆓傳語㆒也。又其後爾廣俊・父の俊貞も、彼國の住人にて語りしなりとて、語りきと云々。

勘解由相公者伴大納言後身事。

勘解由相公者、是伴大納言之後身也。伊豆國留㆓伴大納言影㆒。件影等有㆓國容貌㆒敢以不㆑違。又善男臨終云、當生必今一度爲㆓奉公之身㆒云々。

梨本院爲二仁明天皇皇居一事。

又云、梨本院者、在二左近府西一也。仁明天皇皇居也云々。見二實錄一云々。

花山法皇以二西塔奥院一爲二禪居一事。

河原院者、左大臣融家事。

緒嗣大臣家在二瓦坂邊一事。

緒嗣大臣家、在二法住寺北邊瓦坂東一、仍號二山本大臣一也。故治部卿大納言被レ命云、公卿記には、在二法性寺巽一、今の觀音寺是也云々。

仲平大臣事。

治部卿(伊房)談云、仲平大臣者、富饒人也。枇杷殿一町內、四分之一立二封(桂イ)屋一、殘皆立二倉庫一、珍寶玩好不レ可二勝計一云々。

藤隆方所能事。

藤隆方於二殿上一計二其所能一十八箇、棊爲レ數、人頗嘲レ之。

入道中納言顯基被レ談事。

又被レ命云、入道中納言顯基常被レ談云、無レ咎被二流罪一、配所にて月を見ばや云々。

忠輔卿號二師中納言一事、大將事。

又被レ命云、忠輔中納言者、世人號二師中納言一也。小一條大將濟時遇レ之云、天に何事か侍るといふに、忠輔云、大將を犯せる星こそは、現れぬれと云々。不レ經二幾程一濟時薨云々。

惟成辨號二田なき辨一事。

又云、稱二惟成辨一號二田なき辨一。切令レ苅二禁内裡之田、并西京朱雀門京中等田一之故也。

源道濟號二船路君一事。

源道濟爲二藏人一之時、號二藤原賴貞一（荒武藏是也）、稱二船路君一云々。此人不二腹立一之時甚以優也。而性甚惡人也。仍不レ可レ向レ之。船路者天氣和順之日、甚以優也。風波惡之時、人不レ可レ堪レ之、故稱二船路君一。

稱二藤隆光一號二大法會師子一事。

又稱藤原隆光號大法會師子者、其體極有威儀無心情故稱也。

勘解由相公暗打事。

勘解由相公、昔有可被暗打之儀。有國聞之、偸於暗處持油立。偸以其油欲灑打人之直衣袖。明旦知其人以油爲驗云々。

以英雄之人稱右流左死事。

世以英雄之人稱右流左死。（四字皆呉音。）其詞有由緒。昔菅家爲右府、時平爲左府、共人望也。其後右府有事被流、左府薨逝。故時人稱有人望之者、號右流左死云云。

忠文民部卿好鷹事。

忠文民部卿好鷹、重明親王爲乞其鷹、向宇治宅。忠文以鷹與親王。親王臂之還。於路遇鳥。此鷹頗以凡也。親王則自路歸、返與鷹忠文。忠文更取出他鷹云、此鷹欲令獻上、恐不爲用、則與之。李部王（重明）得之還。於路遇鳥放之。鷹入雲去。此鷹五十丈之內、得鳥必擊之云々。頗知主之凡飛去歟。

大納言道明到市買物事。

又被命云、往代人多到市買物。道明與妻同車到市買物。市中有一嫗、見大納言妻曰、君必爲大納言妻。次見道明曰、此人之力歟云々。

致忠買石事。

又被命云、備後守致忠元方男買閑院爲家欲施泉石之風流、未能得立石、削以金一両買石一。件事風聞洛中。件事、爲業之者傳聞此、爭運載奇巖恠石、以至其家欲賣。爰致忠答云、今者不買云々。賣石之人、則抛門前云々。然後選其有風流者立之云々。

橘則光搦盗事。

又被命云、橘則光於齊信大納言宅自搦盗。勇力軼人云々。

保輔爲强盗主事。

被命云、致忠男保輔、保昌兄也是强盗主也。事發覺繫獄之後、致忠到獄召出其身、以己膚觸其身云々。

善相公與二紀納言一口論事。

又被レ談云、善相公（清行）與二紀納言（長谷雄）一口論之時、善相公云、無才博士は、和奴志與利始也砥云介利。于レ時紀家秀才也云々。以レ之思レ之善家無レ止者也。孝言聞レ之、龍乃咋（唯イ）合は、久比布勢良禮多留仁和呂加良須。他獸は不二倚付一者也云々。

菅根與二菅家一不快事。

被レ命云、菅根與二菅家一不快。菅家令レ座レ事之日、寛平上皇爲レ申レ停二止此事一、令レ參二菅根一、不レ通レ仰、皆以遏二絶之一。是菅根計也。

菅家被レ打二菅根頰一事。

菅根無レ止者也。雖レ然殿上庚申夜、天神に頰を被レ打也云々。

勘解由相公與二惟仲一成レ怨事。

有國與二惟仲一成二怨隙一之本緣、有國爲二石見前司一、惟仲爲二肥後前司一、奉幣使之間論云云。

有國以二名簿一與二惟成一事。

有國以名簿與於惟成。人々驚曰、藤賢式〔或イ〕大往日一雙也。何敢以如此。有國答曰、入一人之跨、欲超萬人之首。

融大臣靈抱寛平法皇御腰事。

資仲卿曰、寛平法皇與京極御休所同車、渡御河原院。覩覽山川形勢、入夜月明令取下御車疊爲御座。與御休所令行房內之事、殿中塗籠有人、開戶出來。法皇令問給。對云、融候。欲賜御休所。法皇答云、汝在生之時爲臣下、我爲主上、何猥出此言哉。可退歸者、靈物乍恐抱法皇御腰。御休所半死失顏色。御前駈等皆候中門外、御聲不可達。只牛童頗近侍。召件童召人々。輦御車令扶乘御休所。顏色無色、不能起立。令扶乘還御、召淨藏大法師令加持。纔以甦生云々。法皇依先世業行、爲日本國王、雖去寶位、神祇奉守護、追退融靈了。其戶面有打物跡、守護神令追入之跡也。又或人云、法皇御簾中、融靈參居檻邊云々。

公忠辨忽頓滅、蘇生俄參內事。

公忠辨俄頓滅、歷二兩三日一蘇生、告二家中一云、令二我參內一。家人不レ信、以爲二狂言一。依二事甚懇切一、被二相扶一參內、參レ自二瀧口戶方一申二事由一。延喜聖主驚躁令レ謁給。奏云、初頓滅之刻不レ覺、而至二冥宮門前一、有二一人長一丈餘、衣二紫袍一捧二金書札一訴云、延喜主所レ爲尤不レ安者、堂上有下紆二朱紫一者卅許輩上、其中第二座者嘆云、延喜號頗以荒涼也。若有二改元一歟云々。事了如レ夢、忽蘇生。因レ之忽改二元延長一云々。

佐理生靈惱二行成一事。

次談話及二古事一。前奧州云、佐理卿平生時、行成卿可二書二進某所額一之由蒙二敕命一、不レ被レ奏二先達一候之由、欲二書進一之間、佐理生靈來而惱二行成一、及二數日一而痛惱云々。予謁二主殿頭公經一之次語二此事一。公經答云、佐理存生之間、按察大納言未二曾一度被レ書レ額歟云々。

小藏親王生靈煩二佐理一事。

前中書王隱遁之間、佐理度々依二敕宣一被レ書二無レ止之敕書等一。然間依二小藏親王生靈一常以煩給。是奧州僻事也云々。

熒惑星射備前守致忠事。

又被命云、備前守致忠、天暦御時爲藏人、召天文博士保憲有召仰事、致忠爲御使。往反之時、粗知天文事。後於廁向人、指陳天文之事。忽有射之者、矢中柱。致忠驚云、尤理也。於廁談天文、故熒惑星射吾也。今年有木星之助、故中柱云々。

陰陽師弓削是雄於朱雀門遇神事。

野篁並高藤卿遇百鬼夜行事。

又云、野篁並高藤卿中納言中將之時、於朱雀門前遇百鬼夜行之時、高藤下自車。夜行鬼神等見高藤、稱尊勝陀羅尼云々。高藤不知。其衣中乳母籠尊勝陀羅尼之故也。野篁其時奉爲高藤致芳意、令遇鬼神云々。

野篁爲閻魔廳第二冥官事。

其後經五六ヶ日、篁參結政(給臨)刻限、於陽明門前、爲高藤卿被切車簾鞦等云云。于時篁左中辨也。卽篁參高藤祖父冬嗣亭、令申仔細之間、高藤俄以頓滅云云。篁卽以高藤手引發、仍蘇生。高藤下庭拜篁云、不覺俄到閻魔廳。此辨被

レ座二第二冥官一、仍拜レ之也云々。

都督爲二熒惑精一事。

匡房をば世人有レ謂云々。可レ聞事侍也。先年陰陽道僧都慶增來云、世間の人、殿をば熒惑の精と申す也。然者閻魔廳乃訴仁、仕らんとて來る也云々。聞二此事一以來身〔左イ〕も事外也と思ひ給ふ也。唐太宗の時にぞ、熒惑は燕趙間山に降りたりける。李淳風といふ者、熒惑の精降りぬといひければ、太宗遣レ人令レ見に、白頭の翁あり云々。又李淳風も亦熒惑精也。如レ此の精、皆ある事也云々。

郭公爲二鶯子一事。

戸部卿談曰、郭公者非レ眞也。負二沓手一たる鳥の呼云。保止々岐爪保止々岐爪止云也。眞實郭公鳥者、隱二居於卯花垣一、ことごとし〔保土々岐須イ〕と云也。又萬葉集云、藍縷鳥者鶯子也。昔人宅之樹蔭に造レ巣生レ子、漸生長之頃近臨二見之一。自レ鶯頗大鳥、羽毛漸具〔にはイ〕舐二其羽一。即奇思レ之間、ほとゝぎすと鳴去了云々。

嵯峨天皇御時落書多々〔候イ〕事。

嵯峨天皇御時、無惡善といふ落書世間に多々也。篁讀云、無レ惡（さがなくば）善（よかりなまし）と讀云々。天皇聞レ之給て、篁所爲也と被レ仰て、蒙レ罪とするの處、篁申云、更不レ可レ作事也。才學之道自レ今以後可レ絶申ニ云々。天皇尤以道理也。然者此文可レ讀〔續イ〕と被レ仰合レ書給。

十廿卅五十落書事。

海岸香（有レ怨落書也）

二冂口月八三中とほせ（市中用小斗）

欲唐のけさう文谷傍有父（日本返事）

木頭切月中破（不用）

一伏三仰不來待書暗降雨慕漏寢（つきよにはこぬひとまたるかきくもりあめもふらなんこひつゝもねむ）如レ此讀云々

粟〔栗イ〕天八一沿〔泥イ〕如〔加イ〕坂都

或令爲市には〔々々イ〕有砂々々

又左縄足出（志女砥與布）

波斯國語。

一〔さゝか〕二〔止あ〕三〔なか〕四〔なむは〕五〔利摩〕六〔なむ〕七〔兎九〕八〔支美罪〕九〔左伊美罪〕十〔沙羅盧〕廿〔止あ盧〕卅〔あか盧〕卌〔肥波不盧〕百〔七々羅止雨〕千〔七々保雨〕

松浦廟事。

件〔二イ〕宮者綱時〔融イ〕大臣也。

古塔銘事。

又云、古塔銘云、粟天八一（すてゝやつなり）。此文未ㇾ被ㇾ讀云々。件塔在所可ㇾ尋也云々。

疊上下事。

又被ㇾ談云、知ㇾ疊上下ㇾ可ㇾ敷事也。面莚を裏に折返して、閉付けたるを上と知る也。不ㇾ折て只付くるを、下に可ㇾ敷也云々。

名物。

被ㇾ命云、高名物等被ㇾ知〔哉イ〕如何。

笛。

大水龍　小水龍　青竹　葉二　柯亭　讃岐　中管　釘打　庭筠

横笛事。

横笛者、大水龍・小水龍、天暦御時寶物也。

葉二爲二高名笛一事。

又被レ命云、葉二者高名横笛也。號二朱雀門之鬼笛一是也。淨藏聖人吹レ笛、深更朱雀門鬼大聲感レ之、自レ爾此笛乎給二件聖人一云々。其後次第傳レ之在二入道殿一。後一條院御在位之時、以二藏人某一召二此笛一。藏人不レ知二笛名一、只はふたまゐらせさせたまへと申すに、入道殿何事も可レ承に、歯二こそ得かくまじけれ。若此葉二の笛歟とて、令レ進給云々。

穴貴爲二高名笛一事。

又被レ命云、穴貴といふ笛は、高名笛也。雖レ然損二失之一。式部卿宮吹二此笛一之時、御衣上雪降懸りたりけるを、打拂之間折了云々。

小螺鈿笛被二求出一事。

又被レ命云、小螺鈿高名笛也。一條院御時、此笛失了。仍旁被二祈請一之間、五七日〔月イ〕

計御湯殿下に有之、見付之御覽ずるに、空以朽了。仍少々切之。其後尙其音美也云々。

博雅三位吹横笛事。

被談曰、博雅三位横笛吹くに、鬼瓦吹落つると、被知哉如何。答曰、慮外承知候也。

笙。

大蚶界繪　小蚶界(氣イ)繪　雲和　法花寺　不々替　小笙

不々替爲高名笙事。

又被命云、不々替是笙名也。唐人買之、千石に買ふと云。伊奈加倍志砥云介禮波以爲名云々。

琵琶。

玄象　牧馬　井手　渭橋(一名爲堯)　木繪　元興寺　小琵琶　無名

玄象牧馬本緣事。

予問、玄象・牧馬、元者何時琵琶哉。答云、玄象・牧馬者、延喜聖主御琵琶歟。件御時、琵琶上手玄上といふ者あり云々。予又問云、然者依二件名一令レ付歟。被レ命云、委不レ覺也。

朱雀門鬼盜二取玄上一事。

玄上、昔失了。不レ知二所在一。仍公家爲レ求二得件琵琶一、被レ修法二七日之間、從二朱雀門樓上一頸ニ付レ繩天漸降云々。是則朱雀門鬼盜取也。而依二修法之力一所レ顯也云々。

井手愛宮傳得事。

井手といふ琵琶、高名者也。延喜孫にて十五宮子に、愛宮(盛明)と申す人の琵琶、傳今在二宇治寶藏一。渭橋、又高名琵琶也。三條式部卿寶物也。

小螺鈿事。

小螺鈿、高倉宮琵琶也。木繪琵琶又有二殿下一。元興寺一名號二切琵琶一。後冷泉御寶物也。元は元興寺の財也。而後冷泉院東宮之時、件寺別當充二寺修理用途一。後朱雀院以二納殿金一令レ買レ之、獻二東宮一給也云々。今傳在二殿下一。無名といふ高名琵琶を、上

東門院寶物にて令レ持給之間に、濟政三位の三條亭令二御座一之間燒亡了と云々。

元興寺琵琶事。

元興寺といふ琵琶は、名物也。爲二修造一遣二保仲許一之間、念珠造盜取切レ尻了。仍號二切琵琶一。後冷泉院寶物也。

小琵琶事。

小琵琶高名之物也。件琵琶者、音甚細かりければ、大過なりとて、宇治殿當時上手等召集、可レ劈腹之由被レ仰て爲恐靈物召二有行一被二卜筮一々々可也。

博雅三位習二琵琶一事。

博雅三位、會坂目暗に琵琶習ふ事被レ知乎如何。答曰、不レ知。談曰尤有レ興事也。博雅高名管絃の人にて、いみじく道を重く求むるに、會坂目暗、琵琶最上之由風聞、世上人々雖レ令二請習一、更以不レ得。又住所遠以ところせくて、行向人少々也。博雅先以二下人一內々にいはするやう、などかくて不二思懸一所には住するぞ。京都に居て過ぎよかしとすかすに、目暗詠レ歌曰、

世中はとてもかくてもすぐしてん宮もわらやもはてしなければ

と詠みて不ㇾ答。使者以二此由一云に、博雅思樣、此目暗命有二旦暮一、我も壽知らねども、尙流泉啄木といふ曲は、此目暗のみこそ傳へけれ。相構へて聞ㇾ彈欲ㇾ傳之處、三ヶ年間夜々向二會坂目暗許一、竊立二聞宅頭一、更以不ㇾ彈。三年といふ八月十五夜、をろをろ曇りたるに、風少し吹く。博雅思樣、あはれ今夜は有ㇾ興夜かな。會坂目暗、流泉啄木などは、今夜か彈くらんと思ひて、琵琶譜を具して向二會坂一。如ㇾ案琵琶を鳴らしむる程、盤涉調に鳴る。博雅聞きて、尤有ㇾ興、啄木は是盤涉調也。今夜此絃鳴る、定めて欲ㇾ彈かと思ひて、うれしく思ふ間、目暗獨遣ㇾ心て、人もなきに詠歌曰、

逢坂の關のあらしのはげしきにしひてぞゐたる世をすぐすとて

と詠みて鳴ㇾ絃に、博雅頻啼泣す。好ㇾ道哀れなりと思ふに、目暗獨又云、あはれ有ㇾ興夜かな。若我ならず、好き者や世間にあらなむ。今夜心得たらん人の來遊せよかし。物語せんといふを聞きて、博雅出ㇾ音云、博雅こそ參りたれといひけれ

ば、目暗云、誰にかおはすると問ふに、然也と答ふ。目暗、音に聞きければ、感じて物語して遣レ心、令レ傳二件曲一云々。博雅依レ不レ隨二身琵琶一、只以レ譜傳請歸云々。諸道之好者、只可レ如レ此也。近代作法誠以不レ可レ有。さればこそ上手は諸道にあれ、近代に無き事也。誠以て哀れなりと被レ談に、又問云、件曲近代ありや。被レ答曰、第一世〔也イ〕無雙者、代國亂旋〔謔イ〕ぞ第一の曲に用也。傳者少、件人所レ傳也。

和琴。

井上　鈴鹿　朽目　河霧　齋院　宇多法師

鈴鹿·河霧事。

和琴は、鈴鹿是累代帝皇渡物也。河霧、故上東門院に渡りて、令レ持給之時、故大臣殿任二右大臣一、令二初參一給、引出物に被レ獻、仍在二殿下一。宇多法師、寛平法皇御和琴也。御遊之時、先御多良志土召云々。

箏。

大螺鈿　小螺鈿　秋風

三皷。

黒筒　神明寺（號二神明黒筒一）

左右大皷分レ前事。

又被レ命云、大皷の左右を知る事は、左には鞆繪の數三筋也。又筒も赤く色採也。

右は鞆繪の數二筋、又筒も青く色採也。

帶。

唐雁　落花形　垂無　鵝形　雲（靈イ）形　鶴通天　鴦通天

帶は唐雁・落花形共有二御堂寶藏一。

劒。

壺切

壺切者爲二張良劒一事。

又被レ命云、壺切は昔名將劒也。張良劒云々。雄劒といふ僻事也云々。資仲所レ説也。

壺切事。

劔は壺切。但壺切燒亡歟未ㇾ詳。件劔は累代東宮渡物也。而後三條院東宮之時、廿三年之間、入道殿〔道長〕不二令ㇾ獻給一云々。其故は藤氏腹東宮之寶物なれば、何此東宮可二令ㇾ得給一乎云々。仍後三條院被ㇾ仰之樣、壺切我持無益也。更にほしからずと被ㇾ仰けり。さて遂に御卽位の後こそ被ㇾ進けれ。是皆古今所二傳談一也云々。

硯。

露　鷄冠木

高名馬名等。

赤六　穗坂　十七栗毛　戀地　鳥子　尾白　榛原　翡翠　若菜　別栗毛〔子イ〕

御坂　近江栗毛　三日月　本白　和琴　宇都濱　穗檀　□　糟毛　鳥形　花

形見　野口　宮〔言イ〕橋　前黑糟毛　後黑糟毛　望月　宮城　野里　尾花　日差

蝶額〔顏イ〕　大甘子　小甘子　白絃　夏〔憂イ〕引

近衞舍人得ㇾ名輩。

尾張安居童名安居不ㇾ改ニ川訓ニ云々　六人部助利　尾張宣時　山廣景　播磨武仲　播磨定正

茨田助平　下野重行　土師武利　清井正武

一雙隨身等。

村上御時　兼時　重行　安信　武久〔文イ〕

圓融院御時　安近　武文

一條院御時　正道〔近イ〕　公忠〔文イ〕

後朱雀院御時　近俊　助友

後冷泉院御時　近重　助友

隨身者公家寶也〔之イ〕事。

故帥大納言常談云、隨身は公家之寶也。三條院御時、正近などが樣者可ニ有難ニ云云。一生之間不ㇾ負ニ競馬ニ云々。

自餘寶物者註ニ別紙ニ云々。

江談抄第三終

江談抄第四

□□

蘭省花時錦帳下　廬山雨夜草庵中白

古人傳云、此句文集第一句云々。故源右府仰云、不レ避二三連之句一也。難レ爲二規模一云々。

苑花如レ雪同隨レ輦　宮月似レ眉伴二直廬一白

此詩文集中有二兩所一云々。在二天寶樂叟長韻詩一、又在二四韻詩一云々。

鳳池後面新秋月　龍闕前頭薄暮山白。同二裴李文〔夫イ〕拜綸閣詩一。

此詩可レ尋レ之。文集歟。洛中集歟。見二卷集一云々。或名紫集。

醉中賞翫欲二其奈一　未レ得二將心一地忍レ之內宴翫二半開花一、延喜御製

故老云、此落句下七字、講師讀師詩、儒味不レ諧二於叙情一、被レ仰二其由一、儒者恐。閉レ閣唯聞朝暮鼓　登レ樓遙望往來船（行二幸河陽館一 弘仁御製）

故賢相傳云、白氏文集一本詩渡來在二御所一、尤被二祕藏一人敢無レ見。此句在二彼集一、叡覽之後、即行幸此觀有二此御製一也。召二小野篁一令レ見、即奏曰、以レ遙爲レ空最美者、天皇大驚、勅曰、此句樂天句也。試レ汝也。本空字也。今汝詩情與二樂天一同也者、文場故事尤在二此事一、仍書レ之。

迸筝纔抽鳴鳳管　蟠根猶點臥龍文

清涼秋月曾承レ露　和暖春天始掃レ雲（禁廷被レ種レ竹偶述鄙□呈二諸好事一 中書王）

故老傳云、延長末移二立清涼殿於醍醐寺一、更又改作。如レ本種レ竹也云々。

白雲似レ帶圍二山腰一　青苔如レ衣負二巖背一（在中 詩）

こけ衣きたるいはほはまひろけむきぬぐ山の帯するはなぞ（をする かなイ）

年々別思驚二秋雁一　夜々幽聲到二曉雞一（擣レ衣詩後、中書王）

後中書王（具平）文藻、此詩以後、萬人歎伏云々。

雲衣范叔羈中贈　風櫓蕭湘浪上舟 賓鴻是故人、同人作

故人云、范叔與蕭湘所謂雙聲側對也。以蕭湘對范叔歟云々。又云、作秋雁數行書詩之時、以言・匡衡共詠此句云々。

鹿鳴猿叫孤雲慘　葉落泉飛片月殘 秋聲多在山、同人

此詩六條宮有雄張之御氣色、而覽以言衆籟曉興林頂老之句、大令歎息。妬氣結云云。

離家三四月　落涙百千行　萬事皆如夢　時々仰彼蒼

雁足粘將疑繫帛　烏頭點着憶歸家 菅家

此句謫居春雪絕句也。而天曆之時、於比良宮御託宣有之、志於我之者可詠此等句云々。

家門一閉幾風烟　筆硯抛來九十年

每仰蒼穹思故事　朝々暮々涙漣々 天滿天神正曆四年託宣

落花狼藉風狂後　啼鳥龍鐘雨打時 朝綱、送殘春

楊巨源詩、有㆓狼藉龍鐘㆒。爲㆑對之詩云々。

天山不㆑辨何年雪　合浦應㆑迷舊日珠（禁庭翫㆑月 三統理平）

故老傳云、講詩之間、讀師早置㆓他詩㆒。延喜聖主仰而不㆑令㆑讀、再三誦㆓此句㆒、作者不㆑堪㆑感、叩㆑膝高感曰、あはれ聖主哉々々々、時人笑㆑之。

金波卷㆑霧每相思　不㆑似涼風八月時（天德三八十六內裏詩合、與月有秋期）

右方作者直幹、或人密云、江納言維時欲㆑評㆓定此等詩㆒。仍左方雇㆓納言㆒令㆑作云々。

汝陽篁篠遙分㆑韻　巴峽泳泉近報㆑聲（同詩合、秋聲 曉〔晩カ〕管絃）

銀管吹時鸞發㆑響　玉徽彈處鳳和鳴

感成一曲羌人念　夢斷㆓三更㆒叔夜情

孤竹當㆑唇秋月色　孫桐應㆑指曉風輕

右方作者、或人曰、欲㆑評㆓定此詩㆒者、江納言維時者、右方人密屬㆓納言㆒令㆑〔所イ之イ〕作㆓占乎絕句與此最乎〔手イ〕一韻㆒云々。

靑〔淸イ〕嵐漫觸粧猶重　皓月高和影不㆑沈（省試御題、山明望㆓松雪㆒、菅在明）

古人評定以前、廷喜聖主詠此句彈御琴。諸儒傳承令及弟。

着野展鋪紅錦繡　當天遊織碧羅綾（内宴春王〔日イ〕、野相公）

洗開蟄戸雪飜雨　投出蟠龍水破氷

古老相傳、昔我朝傳聞、唐有白樂天巧文。樂天又聞日本有小野篁能詩、待依常嗣〔京朝イ〕來唐之日所謂望樓爲篁所作也。篁副使入唐之時、與大使有論不進發。會昌五年冬樂天已亡而後年也。文集渡來、中篁所作相同之句三矣。野草芳菲紅錦地、遊絲繚亂碧羅天、野蕨人拳手、江蘆錐脫嚢、元和小臣白樂天、觀舞聞歌〔音イ〕知樂意等句也。天下珍重篁者也。

五嶺蒼々雲往來　但憐大庾萬株梅（天暦十年内裏御屛風詩、菅三品）

廣州山中嶺有五。其一在大庾、嶺上多梅樹、南枝先花開。此御屛風詩題目者、左大辨大江朝綱奉敕、自坤元錄中撰進三人作詩、卽朝綱文章博士橘直幹・大内記菅原文時也。參議大江維時蒙詔評定。采女正巨勢公忠畫。左衞門佐小野道風書。並當時秀才也。總八帖廿首。三人作六十首、選定江十首、橘二首、菅八首、作者瀝思

不レ如二此詩一。或人云、紀在昌不レ入レ作、內心竊爲レ歎云々。

氣霽風梳二新柳鬢一　氷消浪洗二舊苔鬚一　内宴春暖、都良香

故老傳云、彼此騎馬人、月夜過二羅城門一誦二此句一。樓上有レ聲曰、阿波禮々々々、文之神妙自感二鬼神一也。

周墻壁立猿空叫　連洞門深鳥不レ驚　大內應試、藤博文

延喜二年十月六日、於二大內一有二此試一。召二秀才進士等一。博文于レ時秀才也。此句有二叡感一、應二及第一者二人。博文藤諸蔭也。博文補二藏人所雜色一。諸蔭亦候二同所一。總參者十人、不參者三人、擧直朝臣云、彼時博文者只候二於所一、以二諸蔭一被レ補二雜色一也。口傳云、延喜聖主勅曰、博文詩得二作文體一。然者諸蔭詩者每二句上字一用二逸人名一。才有二餘力一也。以レ之爲レ優矣。仍抽被レ補二雜色一云々。

自有二都良香不レ盡　後來賓館又相尋　鴻臚館南門、都良香

故老傳云、斐感此句尤甚。但作者定改二姓名一間、凡時人大感云々。

與レ君後會應レ無レ定　從レ此懸望北海風　送二裴大使一歸、都在中

故老曰、在中任㆓越前掾㆒、於㆓彼州㆒與㆑裴結㆑交。臨㆑別呈㆑詩。裴大感。但不㆑蒙㆓敕命㆒任意寄㆑詩之由、朝家可㆑被㆓召問㆒處、而聞㆓裴有㆑感被㆓寬宥㆒云々。

暗作㆓野人㆒天與㆑性　狂官自㆑古世呼㆑名（酬㆓好古㆒、野相公）

故老傳云、野相公爲㆑人不㆑羈好㆑直、世妬㆓其賢㆒呼爲㆓野狂㆒。是則篁字音狂字音也云云。仍作㆓此句㆒。

河畔青袍雖㆑可㆑愛　小臣衣上太無㆑心（正月漏㆓敍位㆒之年内宴雪盡草芽生）

依㆓此句㆒敍位。（臨時）

悲盡河陽離㆑父昔　樂餘仁壽侍臣今

淳茂昔與㆓老君㆒謫行之日、爲㆓公使㆒被㆑駈、路宿㆓〔家イ〕于河陽驛㆒。一宿之後分去、曉遙拜談、遂不㆓再逢㆒。今侍㆓仁壽殿㆒下㆓至恩敕命㆒預㆓榮級㆒悲至口飛。當時涕淚一似㆑故云云。

悲倍夜蛩鳴㆑砌夕　淚催黄葉落㆑庭晨（秋懷　藤後生）

箕裘欲㆑絶家三代　水菽難㆑酬母七句

此詩經天覽蒙方略宣旨云々。

雙涙幾揮巾上雨　二毛多鋪（飾イ）鏡中霜　藤行葛 述懷

右兵衛督島田忠臣爲五位藏人之時、以此詩入天覽、有哀憐蒙登省宣旨。

醉望西山仙駕遠　微臣涙落舊恩衣　內宴、昭宣公

公家傳文云、元慶四年正月廿日侍宴座。謂左右曰、前陪太上皇命此宴、今日所着太上皇（淸和）脫下御衣也。此日應製詩末句及（着イ）之。滿座感動或有拭涙者。于時太上皇御水尾山寺。

且飲且醒憂未忘　會稽山雪滿頭新　賦消酒雪中天 越前掾菅斯宣

是詩山城守雅規所作與也。滿座褒賞、斯宣悲泣。人悉解頤、斯宣于時七十。

莫言撫養猶如子　此字反音是息（思イ）郎　題、家南階下 忽生桑樹

時人美之、妬能者自先思此句被裁之。相公聞咲（嘆イ）之。江相公。

百里奚（嵩イ）車長可轄　五官掾火遂無燃　省試御題、旻天降豐澤、大江如鏡

或人云、可爲佳句。天皇頻誦之、世以奇之。但依他句字誤落第。本作不轄、江

相公改二換長可轄一、高感〔成イ〕悉爲レ人作云々。

三千世界眼前盡　十二因緣心裏空　晩夏遊二竹生島一述懷、都良香

故老傳云、下七字作者難二思得一、島主辨才天告敎レ之。

巫巖泉咽溪猿叫　胡塞笳寒牧馬鳴　驛馬閣聲相應　菅雅規

竹露松風幽獨思　瑤箏玉瑟宴遊情

題者菅吏部。此日貫首上卿橘大納言好古、再三朗詠誦曰、腸斷々々。但牧馬者定是文馬也者、言二及天聽一、叡感專深。

鴻漸散間秋色少　鯉常趨處晩聲微　於二菅師匠舊亭一賦二一葉落庭一　保胤

故老云、文時歿後於二舊亭一所レ作也。故有レ心。

蘭蕙苑嵐摧レ紫後　蓬萊洞月照二霜中一　花寒菊點叢　菅三品

香依二德馨一爐烟散　影爲二恩深一口砌融

故老云、此詩深可レ案云々。

楊貴妃歸唐帝思　李夫人去漢皇情　對レ雨戀レ月、源順

故老云、數〔累イ〕年作設、而待八月十五夜雨、參六條宮所作也云々。

瑤池便是尋常號　此夜清明玉不如（月影滿秋池、菅淳茂）

故老云、淳茂此詩於河原院講。上皇被仰云、此夜所恨者、先公不見之云々。北野御事歟。

詞託微波雖且遣　意期片月欲爲媒（代牛女待夜）

古人傳云、此度文時與輔昭父子相論詩云々。

蒼苔路滑僧歸寺　紅葉聲乾鹿在林

本作之滑字、或人訓云、押不可然云々。

胡角一聲霜後夢　漢宮萬里月前腸（王昭君、朝綱）

霜字此韻要須字也。然而犯大韻作之。

班姬裁扇應誇佝　列子懸車不往還（淸風何處隱、保胤）

本上句麗〔イ庶〕人展簟宜相待云々。而後中書王被改作云々。

山投燧燧秋雲晴　海□思瀾曉月涼□□□

此詩源爲憲之作也。後聞二一條院令一レ感給、稱二自作一云々。

爲深爲淺風聲晴〔暗イ〕　何紫何紅雲〔露イ〕影秋　夜闇不レ辨色、以言

古人云、滿座相感云、文集能一つもありけるはと云々。

拔提河浪應二虛妄一　耆闍崛雲不二去來一　常住此説法、以言

或人云、此句文之神妙者也。

以二佛神通一爭二酌盡一　經僧祇劫欲二朝宗一　弘誓深如海、以言

此句酌字、夕作レ基、大之朝宗爲レ對之也。寂心上人見レ之、感歎頗有二妬氣一。

仁壽殿中謁二聖人一　殘櫻景暮哭慇懃

水成二巴字一初三日　源起二周年一後幾春〔霜イ〕

此詩作二詩舊一者也。凡篤茂作詩哀歟。於二弟子一習二其體一、增二其風心一者也云々。

春娃眠足鶯衾重　老將二腰瘦一〔疲イ〕鳳劒垂　以言

此詩題弱柳不レ勝レ鶯云々。匡衡朝臣聞二此題一謂、以言之作、上句七字下七字可レ繼云云。以言次二其末一二人共感歎各終二一篇一。故件句共在二二人集一。

龍宮浪動群魚從　鳳羽雲起（興イ）百鳥鳴以言
題。松爲衆木長。此句古人號大似物、或人云、此句不甘心。然入本朝秀句如何。
多時縱醉鶯花下　近日那離獸炭邊（火是臘天春、輔昭）
獸炭羊琇所作也。
故橋工部孝親被語云、少年向江博士宅。匡衡博士云、此句冠筥書之曰、以言詩可
謂日新。
外物獨醒松澗色　餘波合力錦江聲（山水唯紅葉、以言）
九枝燈盡唯期曉　一葉舟飛不待秋（於鴻臚館餞紀客、菅篤茂）
此詩下句作之、不能作上句、語合於朝綱。朝綱被諫曰、可作燈之由仍所作。
蘇州舫（船イ）故龍頭暗　王尹橋傾雁齒斜（問江南京物白）
江從巴峽初成字　猿過巫陽始斷腸（白、送蕭處士遊黔南）
件詩天暦御時、朝綱・文時依敕撰進文集第一詩。共不相議獻此四韻云々。中云、
至（一イ）句者雖有勝、以備四韻體所進也云々。

三五夜中新月色　二千里外故人心 白、八月十五夜禁中對レ月寄二元九一

新月人以爲二微月初生一也。齊信公任被二相論一、以二此詩一爲レ證、夕見二東方之月一也。

蝸牛角上爭二何事一　石火光中寄二此身一 對酒白

此詩自二往古一有二諸說一云々。

可レ憐九月初三夜　露似二眞珠一月似レ弓 暮江吟、白

古人傳云、憐字訓二樂〔弄イ〕一也。避二禁諱一之時可レ用二件訓一。

不是花中偏愛菊　此花開後更無レ花 十日菊花、元

隱君子皷レ琴時、元稹靈託レ人。稱曰件詩開盡也。後字不レ可レ然。或謂嵯峨隱君子、吟二此詩一彈レ琴、從レ天如レ絲者下來云、我自愛二此句之貴一、其靈依レ有二宿執一、聞レ琴不レ堪二甚感一。

螢火亂飛秋已近　辰星早沒夜初長 元、夜座

辰星古來難義也。但見二漢書一、曰、仲月之星也。今過二五月一當二六月一故云々。

四五朶山粧二雨色一　兩三行雁點レ雲聲 杜旬鶴、淮陽道中詠

古來難義也。但大略見二古集一、以レ蓮喩レ山也。呂榮望二花山一詩云、花岳陰森秀色濃、削成三朶碧芙蓉、張方古女几山詩云、空唱香凡在二山上一、碧玉蓮花數朶高云々。

聖皇自在二長生殿一　不レ向二蓬萊王母家一　楊衡、上春詞

蓬萊王母家二所歟。

再三憐レ汝非二他事一（意イ）　天寶遺民見二漸稀一　白、贈康叟

再度三度之三可レ用二去聲一、而用二平聲一。

蹈レ沙披レ練立二清秋一　月上二長安百尺樓一　文集、八月十五夜詩

此詩朝綱卒去之後、送二數年一、於二相公二條京極梅園舊（之イ）亭一、八月十五夜時、好士有二口號一翫レ月到二彼梅園一。舊亭有二老比丘尼一人一出來て問曰、誰人令レ遊給哉。故宰相殿（朝綱）之人、遺二唯尼一人一也。彼家奴共夭死、尼亦不レ知二明旦一云々。好事人々、彌以感歎或涕泣。然間尼云、抑月は上二長安百尺樓一詩、不レ似二往日一。相公之詠、月にとこそ被レ詠しか、只古也。月によりて上二百尺樓一也。月は何しに、樓には可レ登ぞといふに、人々皆信伏問、尼答云、故宰相殿の物語なり。依人々各給二纏頭一、終夜

語〔讀イ〕了相公之風詠珍重云々。

逐夜光多呉苑月　每朝聲少漢林風（秋葉隨日落詩、後中書王）

漢林事、人々伊欝曰、若漢之上林苑、離合任意也云々。宮以詞林被爲證。人々歎伏。以言云、此句雖佳句、於中書王御詩、不如八葉風聲承祖業、一枝月桂作孫謀句云々。

忽驚朝使排荊棘　官品高加感拜成

雖悅仁恩覃邃窟　但羞存沒左遷名

被示贈左大臣、宣命敕使詩（正曆四年）

昨爲北闕蒙〔被イ〕悲士　今作西都雪恥尸

生恨死歡其奈我　今須望足護皇基

被贈太政大臣之後託（正曆五年四月）

吾希段干木優息〔恩イ〕藩魏君

吾希魯仲連談笑却秦軍

此詩天滿天神令レ詠之人、毎日七度令二護誓一給之詩也。

東行西行雲渺々　二月三月日遲々（菅家後集讃二樂天北窓三友詩一古調）

此詩及二後代一、菅家人室家令レ尋二北野一、令レ詠之間、天神令レ教て曰、とざまにゆき、かうざまにゆき、くもはるばる、きさらぎ、やよひひうら〳〵と可レ詠云々。

點着二雌黄一天有レ意　欵冬誤綻暮春風（題不レ詳、作者不レ知、或云、清愼公小野宮宴無二今作一者云々。）

大隅守清原爲信云、故親父典藥頭眞人相談云、昔中書大王爲二大納言一之時、詣二彼大王第一、地富二風流一天縱二煙霞一當二青陽一之時、暮見二黄花盛開一。于レ時大王憑二欄干一吟二詠此句一者、其人於二朱雀院一所レ作也。見二其氣色一稱二譽作者一也。爰父眞人從容言、欵冬和名山不々支、見二於本草一。今以二欵冬一爲二山吹名一誤也。於レ是中書大王感悟云、若二於學者一不レ可レ言レ詩矣。

誰知秋昔爲二情感一　三五晴天徹レ夜遊（月影泛二秋池一、江相公亭）

古人相傳、昔有二山〔凶仁〕人一告二相公一曰、江納言常曰、相公巧レ詩、於レ才淺也。相公聞レ之、亭子院詩席、江納言必爲二講師一、相公作二此句一、誤欲レ令レ讀而如二作者心一講レ之。相公大

感、昔猶夜爲猶敎也。

含レ雨嶺松天更霽　燒二秋林葉一火還寒 延喜御屛風詩、國居 秋晩〔曉イ〕後 江相公

奏二此詩等一、宣旨還寒等音同音如何。

巖前木落商風冷　浪上花開楚水淸 天曆御屛風詩、菅三品

靑草舊名遺二岸色一　黃軒古樂寄二湖聲一

彼時聞者傳、作者以二此句不一レ入爲レ愁。判者聞レ之、曰黃帝張二樂於洞庭之野一、尤是强文第一、專非レ詩。作者聞レ之彌久愁。後代臨終常吐二怨詞一云々。又故大府卿江匡衡云、坤元錄屛風洞庭詩云、黃軒古樂之句。維時難云、如二莊子一成莫落文、天地之間有二洞庭之野一、非二大湖之洞庭一云々。此難頗强難歟。文章有レ所レ許歟。或人問云、件事以二其調非一二詩詞一爲レ難歟。被レ答曰、此爲憲案僻事、注千載佳句注也、非二件儀一、只非二大湖之洞庭之義一也。

裴文籍後聞レ君久　菅禮部孤見二我新一 逢二渤海裴大使一有レ感、淳茂

故老曰、裴公吟二此句一泣血云々。裴璆者裴頲子也。頲以二文籍少監一入レ朝、菅相公以二

禮部侍郎贈答。故有此句。

此花非是人間種　瓊樹枝頭第二花（暮春於孫王書亭賦花、後江相公）

此花非是人間種　再養平臺一片霞（名花在閑軒　菅三品同題）

傳聞、于時相公爲文章博士、吏部爲秀才、作同七字。其下句意各異、江作二郎意、菅作親王子、被親〔雜イ〕養已孫桃園源納言。其後養者十二親王、時人難詳下七字勝劣。于今爲美談。又云、朝綱被稱云、後代人以予幷文時爲一雙歟。

長沙鵩翅山行急　大沛龍鱗怒不深（內宴有敕、初賜芳緋。不堪感淚、伏抽巾懷、敬上員外納言）

獻此詩後夢家君仰云、汝淳茂何喜乎。覺後數日病惱。

欲識沼々流出處　南陽平氏〔民イ〕是清源（賦置酒如淮、江相公）

北堂感讃州平判〔剌イ〕吏贈物作也。此詩註云、坤元錄云、淮水出南陽平氏縣、故云、判史者平中典〔興イ〕也。爲讃岐守之時、招秀才以下學生以上於本堂羞膳頒紙。相公爲秀才作此句。中典朝臣感此句、同車歸宅授女子云々。

今宵奉詔歡無極　建禮門前舞踏人（及第）

宗岡秋津久住大學不趁時世、延喜十七年十一月四日奉試日及第、同月十三日外記記云、秋津久住學館年齡已積、頻逢數年之課試、常歎一身之落第。今年適逢天統(流イ)之聞、忽預及第之列云々。故老傳云、昔有老生拜舞大庭、青衫映月、白髮戴霜、夜行宿衛奇而問之。老生無答。只詠此句。吟詠之趣無知。仍召其身參藏(武イ)人所。侍之人驚尋由緒。事及天聽、問其姓名。勅云、今日依敕及第。文章生秋津深感天恩、竊拜紫(禁イ)庭也。

寒瀨滯風薰更遠　夕陽燒浪氣還長(菊潭水自香、淳茂)

右承句詞意清新、能傳家樣、可謂拾虬龍之片甲、得鳳凰之一毛者也。延喜聖主依太上法皇詔令評定、宴詩令奏給。御書某言(共令イ其令イ)右近權中將衆樹朝臣、持菊潭水自香應製詩示之。兼傳詔旨評定此詩篇可否、臣素無別注、渭之淸濁何足知。詩語之識議、一臨藻鑒、推辭露膽、而天旨重降、無地逃命忘其妄動敍彼優劣。抑詩雖擧篇、要在被煩辭。故摘一兩句次第高下而已。無可無不可者、猶反覆不注勒之。某謹言、

涯頭百味非二自(由イ)擣一　浪上栴檀不レ待レ攀

右辭句雖滯(沛イ)思風間發或興味雖レ老、言泉流利探レ彼補レ此、各有二作者之旨一。

近臨二十二因緣水一　多勝二三千世界花一（紅梅花下作、應二太上法皇製一）

故老傳云、講二此詩一之間、滿座感歎。江相公獨不レ許。法皇問。奏云、十二因緣是煩惱也。不レ圖二禪定一、法皇蓋煩惱水、衆人忽驚。

見如二氷雪一鬚如レ桐　侍女傳レ從二黼帳中一（贈二納言一）

寛平二年四月一日、依レ例賜二群臣飲一。別敕二掌侍藤原宜子一頒二賜御扇一、以レ詩取レ思。

眞圖對レ我無二詩興一　恨寫二衣冠一不レ寫レ情（像眞管贈二大相國一）

見二渤海裴大使眞圖一有レ感云々。

鄕淚數行征戍客　棹歌一曲釣漁翁（山川千里月、保胤）

入二詩境一之由、彼師匠（菅三品）示二給一曲字一。人々難レ之。作者云、黃河千里一曲云々。

陶門跡絕春朝雨　燕霞(寢イ)色衰秋夜霜（閑中日月長、以言）

燕霞造化云々。今案許渾贈二般堯藩一詩、有二可レ准之事一。

一行斜雁雲端滅　二月餘花野外飛（春日眺望）

或人云、依閏二月計作二月餘云々。而見正筆草無閏月事。又或人云、孝言・佐國二月餘花說相論云々。

萬里東來何再日　一生西望是長襟

或人云、此句詩之本樣云々。可被案之。

蒼波路遠雲千里　白霧山深鳥一聲（橘直幹石山作）

奝然入唐、以件句稱已作、以雲爲霞、以鳥爲虫。唐人稱云、可謂佳句、恐可作雲鳥。

山腰歸雁斜牽帶　水面新虹未展巾（春日閑居、都在中）

於後入道殿被賦秋雁數行之詩。匡衡・以言二人終夜並詠此句云々。

多見栽花悅目儔　先時豫養待開遊（栽秋花、菅三品）

待開遊末生等伊鬱然者、以文集待我遊可爲證。豫養見後漢書帝紀云々。

花色如蒸粟　俗呼爲女郎（順、詠女郎花）

或云、近日以粟爲栗可怪之。檢文選註木名也云々。

文峯案白駒影　詞海艤舟紅葉聲（秋未出詩境、以言）

以言初作駒過影葉落聲云々。六條宮見草被書白字肝要之由、仍改作云々。以言與齊名被相試日承作云々。齊名常以爲愁、稱曰、最手〔千イ〕片廻何謀計云々。齊名臨終〔給イ〕宮被訪、〔讒イ〕報命恩旨恐悚千廻。但白字事不忘却云々。又大府卿談曰、件題、齊名作、霜花後發詞林曉、風葉前驅飛驛程、至于七字風之驅葉、渉前驅之義尤有興。霜花後發甚以無由。彼口齊名云、以言詩白駒之白字、六條宮不分直者、劣於我詩まじ。久而件詩雖不直、紅白二字案艤兩字、古題意未出之心籠此義之中、然則可謂勝齊名霜花之句歟云々。或人問云、但不直字者、駒過影葉落聲、二字讀甚以碎歟。答云、無白字者非讀碎、上句無秋心歟。白駒者秋也。白字直千金也。

林霧挍聲鶯未老　岸風論力柳猶强（尙齒會詩、菅三品）

輔昭〔雅規イ〕講云、强字誠强也。文時被講可案由。數知案後、申無可改字由。文

時曰、予無レ計所レ案也。

人烟一穗秋村僻　猿叫三聲曉峽深 秋山閑望、紀納言

人烟近代忌レ之不レ作。

歸レ嵩鶴舞日高見　飮レ渭龍昇雲不レ殘 晴後山川清、以言

件以言詩被レ講之時、以言即爲二講師一。讀二件句一之時、歸嵩二字飮渭二字音連讀レ之、若有二其由一歟云々。爲憲朝臣同在二其座一、件朝臣每二文場一所レ隨レ身之囊名曰二書囊一。此入二抄筆一之器也。今講二此詩一不レ堪二情感一、入二頭於囊一而涕淚數行。時人或感或笑云々。慶滋爲政同在二此座一。後日難曰、此詩犯二忌諱一、龍昇字尤可レ避レ之。是黃帝登遐事也云々。以言聞レ之、微笑不レ敢レ陳二一言一、大略不レ足レ言歟。

摩訶迦葉行中得　妙法蓮華偈裏求 保胤

老樂二於靜處一詩也。或人難云、此句有二何秀發一、入二本朝佳句一哉。上句迦葉行者、若是頭陀歟。上句有下常行二頭陀事一之心上、下句甚以荒涼也。何句非二法華經一偈一矣。大府卿答云、所レ思如レ此。但其對頗優故歟。

眞如珠上塵厭禮　忍辱衣中石結緣以言、不輕品

我不㆓敢輕㆒於汝等㆒。或人問云、上句其義如何。大府卿答云、眞如珠者不㆑輕、大士塵颰陀婆羅等歟。眞如佛性理之上、煩惱之容、塵積忌㆓厭其禮㆒之心歟。此詩上句爲㆓髣髴㆒、作者之心如何。

山雨鐘鳴荒苍暮　野風花落遠村春助殿、暮山眺望

此詩師殿與㆓齊信㆒眺望詩也。荒苍暮三字、長國深以感㆑之、此事存㆓夢想㆒云々。

瑤池偸㆑感仙遊趣　還賞㆓林宗㆒伴㆓李膺㆒平橘倚

此詩省試詩也。題飛葉共舟輕勒㆓澄陵氷膺㆒、倚平爲㆑祈㆓登省事㆒、毎日夜々參㆓詣清水寺㆒之間、於㆓寶前㆒有㆓夢想㆒示云、今度登省、李膺可㆑煩云々。其事更以不㆑得㆑心之間、勒韻之中有㆓膺字㆒。其時得㆓夢想之心㆒、作叶㆓官〔音イ〕韻㆒不㆑作㆓李膺㆒、作㆓李膺㆒之輩不㆓登省㆒。仍倚平及第云々。是則觀音之靈驗也。

邴原資㆓叔〔舛イ〕濟㆒　雲鶴礐㆓〔擧イ〕居多㆒雲中白鶴羅字限八十字、三善豐山第八句。

以㆓叔齊之字誤從㆒㆓叔〔舛イ〕濟㆒仍不第。省試詩

逐舞生羅襪　驚歌起畫梁詠二塵眞韵一爲レ限、第四句任二博士一、菅清岡

清岡家傳云、於二大學廳一試レ之、及第者清岡善主也。是則叔父與姪也。世以爲レ簡。

鷹鳩不レ變三春眼　鹿馬可レ迷二世情以言

此句依恨暗漢雲〔溯垂イ〕之仔細、叙感之餘、擬補二藏人一。雖レ然入道殿幷殿上人不二承引一之故不レ補。仍爲二放言一所レ作也。其時殿上人諺曰、湯氣欲レ上云々。本姓弓削なれば也。

機緣更盡今歸去　七十三年在二世間一

此詩大江齊光卒去之後、良源僧正夢所レ見也。

昔契蓬萊宮裏月　今遊極樂界中風

此詩義孝少將卒去之後、賀緣阿闍梨夢見、少將有二歡樂之氣色一。阿闍梨云、君は何心地喜ばしげにては被レ座、母君の被二戀慕一にはといへば、少將詠曰、

時雨てはちゝの木の葉ぞ散まがふなに古里の袂ぬるらん〔いかなる里の袂ぬらさむイ〕

詠之後又詠二此詩一云。

荒村桃李猶應レ愛　何況瓊林葉〔華イ〕苑春

橘廣相九歳昇殿詩、暮春云々。童名文人云々。

低翅沙鷗潮落晩（曉イ）　亂絲野馬草深春 菅家

此詩題云、蘭氣入ニ輕風ニ之詩也。鶴間雲三字有ニ古集ニ云々。元稹詩、有ニ那將ニ薤上露鶴邊雲云々。又有ニ他古集中鶴間雲三字ニ。

一條露白庭間草　三尺烟靑瓦上松 以言、栖霞寺云題詩

庭間草三字已非ニ詩詞ニ、甚以凡鄙之由、儀同三司被レ命云々、以言雖ニ詩匠ニ都無ニ古集ニ、時是則此詩心歟。

朝隱ニ山雲ニ緗帙卷　暮過ニ林雀ニ臣文加 秋雁數行書、以言

此詩當座人云、半難半答、明衡不レ詩（請イ）豈遠空詩、退過ニ林雀ニ哉。

碧玉裝箏斜立レ柱　青苔色紙數行書 菅三品

題天淨ニ識宿鴻ニ胸句也。統理平疑レ之、見ニ唐韻ニ雖レ不レ出ニ三史十三經之中ニ云々。

都府樓纔看ニ瓦色ニ　觀音寺只聽ニ鐘聲ニ 菅家

此詩於ニ鎭府ニ不レ出レ門胸句也。其時儒者評云、此詩文集、香爐峯雪撥レ簾看レ之句よ

りは猶勝被レ作云々。

書窓有レ卷相收拾　詔紙無レ文未二奉行一（保胤）

收拾は、唱和集にそむく、不レ叶二此處義一。

桃李不レ言春幾暮　烟霞無レ跡昔誰栖（文時）

桃李不レ言烟霞無レ跡、乃爲二對句一　在二淳茂願文句一也。古人必同事不レ避之歟。

三巴峽月雲收白　七里難波葉落紅（藤爲時）

此詩田家秋詩也。以言見二此詩一云、白字可レ習二置處一云々。

酈縣村閭皆潤レ屋　陶家兒子不レ垂レ堂（菊散一叢金、善相公）

善相公初作二酈縣村閭一、皆富貨云々。心存可レ有二褒譽一之由、而菅家只美紀納言廉士路裏句不レ被レ感。此詩宴罷退出時、相公不レ散二欝結一、於二建春門一見レ尋二菅家一仰云、富貨字恨不レ作二潤屋一、相公乃改作云々。

佳辰令月歡無レ極　萬歲千秋樂未レ央（謝任雜言詩）

此詩蹈歌詩也。古塔瓦銘有二萬歲千秋樂未央字一。今案件文見二唐神州三寶感通錄一。

上件錄云、仁壽二年正月、復分ニ布舍利五十三州ー、至ニ四月八日ー、同年時下其州如レ左〔玟イ〕云々。 其中梨州塔地下瓦文千秋樂云々。 件錄唐麟德元年終、南山釋氏所レ撰也。

青山有レ雪暗ニ松性ー　碧落無レ雲稱ニ鶴心ー 許渾寄ニ殷堯藩ー

許渾詩多一體也。 詩後文時謂ニ之許渾作ー。 但至ニ此句ー

一樽酒盡青山暮　千里書廻碧樹秋 許渾郡園秋日寄レ洛

此句許渾集在ニ兩三所ー、寄ニ洛中友人ー、又送ニ元書上人ー歸ニ蘇州ー。

古人語云、忠文民部卿爲ニ大將軍ー下向之時、宿ニ駿河國淸見關ー。 軍監淸原滋藤夜詠ニ

漁舟火影寒燒レ浪　驛路鈴聲夜過レ山 杜荀鶴宿ニ臨江驛ー詩

此句、將軍拭レ涙。

三千仙人誰得レ聽　含元殿角管絃聲 章孝標

此詩意、人難レ得〔先達未決イ〕。 及第日、報ニ破東平ー詩也。

蛇驚ニ劒影ー使〔使イ〕逃レ死　馬惡ニ衣香ー欲レ嚙レ人 都良香代ニ渤海ー寄ニ上左親源中將ー

魏文帝時、朱建平相馬事也。

北斗星前横旅雁　南樓月下擣寒衣（劉元淑薄命論）

此詩劉元淑詩也。朗詠集中云白、

雖愁夕霧埋人枕　猶愛朝雲出馬鞍（山名也、青山馬鞍雲、後江相公）

怨是老閑生也得　擬將何事奈余何（元放言）

黄壤誰知我　白頭猶憶君（五言白）

此詩題元小尹詩二首同引（六十又五十一）

若非宋（采イ）玉粧重下　疑是襄王夢不長

吹亂綺窓風色脆　灑來珠砌（昧イ）雨聲香（花落鳳臺春、江相公）

故老曰、相公常稱此句之美也。

和風曉扇恐吹盡　淸景夜明須靜香（知房）

又被命云、去春月老惜（情イ）梅花之作、前美州（知房）被贈一句、此句如何。僕答云、若夜裏（衰イ）紅抱（把紅イ）燭看之詩樣歟。被答云、近々此詩天仁三年事也。

遊子三年塵土面　長安萬里月花西（季仲）

僕問云、去年前帥季仲、自常州被送詩畢〔用イ〕此句如何。遊子者其義無由、加之面字如何。文集云、遊子塵土顏、若摸此句歟如何。白氏文集云、萬卷圖書天祿上、一條風景月華西。是則呈集賢閣〔閑イ問イ〕之一句也。天祿者閣名、月華者門名、彼閣在件月華之西歟。非桂月之西。此詩甚以奇異也。又江都督被笑〔嘆イ〕云々。

古渡南横迷遠水　秋山西繞似屛風（江佐國）

又被命云、一昨日江都督被申云、江佐國淳和院眺望詩、上句無其謂。予所案得。寒樹東横應障日。此句今案如何云々。但東字下字未思。障子者本障日也。然則其對可謂叶。美州聞之被談曰、橘孝親作內祕菩薩行詩云、潔清丹地珠長琢、十四秋天月暫陰之句、上七字不似下七字。明衡云、試求之未得云々。而先年都督被案云、上句何無此哉云々。仍問其句。被答云、清涼夏水蓮猶嬾。此句如何云云。僕申云、然則似齊名詩歟。件詩云、眼蓮豈養清涼〔冷イ〕水、西月長留十五天之

句、彼詩若爲ㇾ避二此句一、强求二上句一歟。仍有二甘心之氣一歟。

江談抄第四終

江談抄第五

詩事

文集中他人詩作入事。

被レ命云、文集中に他人詩作入事被レ知乎。答云、不レ知何作乎。被レ命云、第六帙中、李仲作詩也。其詩如何。被レ命云、長談鴻寶集、無レ離二小乘經一云々。鴻寶集といふは、大乘經をいふ也。因レ玆文集をば古人も大乘經之次、小乘經の上とぞいひける。故橘孝親は、常信レ之、敢以不レ忽二諸一、凡反古などにも、敢て鼻かまぬ人也云々。

文集無二同詩一哉事。

又被レ命云、文集無二同詩一や。僕答曰、苑花如レ雪隨二行輦一、宮月似レ眉伴二直廬一。此詩在二天寶樂叟長韻詩一、又在二四韻詩一。又云、一以二老年淚一泣灑二故人文一、又哭二晦叔一、唯將二

兩眼淚、一灑秋風襟云々。僕問、許渾集、一樽酒盡青山暮、千里書廻碧樹秋之句在二ヶ處。帥被答云、然也。僕問云、文集、放々龍々在牛角、雷擊競來牛狂死、其義如何。帥被答云、件事見異記、不具記。

文集常所作炙牛(手イ)事。

又問云、文集常所作炙牛(手イ)其義如何。被答云、淮南子事、不具記。

齊名不點元稹集事。

又被命云、一條院以元稹集下卷、齊名可點進之由被仰之。雖然辭遁云々。

王勃元稹集事。

又被命云、註王勃集、註杜工部集等所尋取也。元稹集度々雖誂、唐人不求得云云。

絲類字出元稹集事。

予談云、菅家御作者類元稹集之由、先日有仰。其言誠而有驗。菅家御草云、低翅沙鷗潮落曉、亂絲野馬草深春。元稹詩、遮天野馬春無曉(喧イ暖イ晚イ)、拍水沙鷗

濕翅低。此兩句實以相類焉。予又云、善家柳詩有二絲額字一。元稹詩云、春柳黃。是亦出レ自二彼集一。被レ答云、兩家甚以有レ興云々。又善家內宴何處春光到詩、柳眼新結レ絲額出、梅房欲レ折〔拆イ〕玉瑕成。

白簡行〔行簡イ〕作レ賦事。

予問云、白簡行〔行簡イ〕作レ賦中、以レ何可レ勝乎。被レ答云、望夫化爲レ石、賦第一也。抑白簡行被レ知乎、何流乎云々。答曰、不レ知。被レ命云、居易之弟也。さて賦は簡行勝云々。答云、然者何世人以二簡行集一强不レ規二模一乎云々。被レ命云、詩者尙居易勝也。簡行不レ可レ敵。兄弟四人也、其中有二敏仲一云々。

古集體或有二對不對一事。

古集體或有レ對、或有二不對一如何。被レ命云、是方于者、缺脣者也。盧照隣者惡疾人也。李白者謫仙也。或人問云、以二李白一號二謫仙人一之由見二文集一。是謂二文章之體、譬一謫仙一歟。又實以二金骨之類一歟。被レ答云、實謫仙也。

古集幷本朝諸家集等事。

問云、古集幷本朝諸家集等之中、稱人之處、如稱十一十二之類其義如何。師答云、件事見以言集雜筆之中。以言對唐人問此事。答云、立人子孫之處譬有一人。件人有子三人。始自次第稱一二三。次嫡子有子五人。自嫡孫次第稱四五六七八。次二男有子四人。自其嫡子次第稱九十十一十二。次三男有子三人。自其嫡子次第稱十三十四十五。次嫡孫有子二人。稱十六十七。次稱庶子之子。如此次第稱之。限以四十九。不及五十。又或說只以嫡男稱十一。以二男稱十二。至于十字者只以加之云々。然則於卅其義如何。此說頗無所據。以言集可引見之。

王勃八歲秀句事。

又被命云、王勃八歲所作秀句あり云々。不覺。

燒秋林葉火還寒句事。

又燒秋林葉火還寒云句、准的華光焰々火燒春之句也。問云、當簾楊柳兩家春之句也。

菅家御文章事。

被レ命云、菅家御作之中、尙匡房不レ知事多云々。被レ答云、尤理也。匡房不レ知事記二副〔別イ〕紙一。然者御所學之才智令レ習給、文氣天に令レ受給也。不レ可レ申二左右一。居易をも樂府採レ詩官斷作損也。有二失錯一之由被レ仰けりと云々。令レ知二其甲乙一給尤希夷也。然者居易の樂府上下作一、爲三諷二諭詩官一之事也。然作損如何。

六條宮御草事。

又被レ命云、秋聲多在レ山詩、六條宮御作、鹿鳴猿叫之句、有二雄張之御氣色一、而覽二以言衆籟曉興之句一大令二歎息妬忌一給。件詩、胸句更以神妙、一首之秀句也。

菅家觀二九日群臣一賜二菊花一御詩讀樣事。

菅家觀二九日群臣一賜二菊花一御作云、術中彭祖九重門、其讀樣如何。帥被レ答云、古今件句有二讀樣一云々。術の中彭祖なり。九重の門と可レ讀云々。問、次句鷄雛不レ老仙人曙、曙字如何。云、若署字歟。帥云、署義也。仙宮義也。鷄雛不レ老如何。件事雖二側見一、慥不レ覺。被レ答云、以レ菊合レ藥、如二碁子一服レ之。若不レ信者、與二鷄雛一令レ食レ之、至レ老

不死見菊花方云々。帥被命云、件詩次句非祖五柳曉雲孫、此事非心之所及。予答云、禁圍之仙菊繁花（美イ）勝昔時五柳東籬之閑寂之心歟。又被命云、祖字讀如何。未覺云々。又被命云、件詩落句如何。予答云、件落句蔣收讀樣は如何。件事見文選舞賦歟如何。不被答。

菅家御作爲元稹之詩體事。

又被命云、菅家御作者、元稹之詩體也。古人云、如此師菅家御作者非心之攸及。

菅家御草事。

又被命云、菅三品云、菅家御草者、如削龜甲、其上加綵鏤（飾イ）、非心力之所及。紀家作者如削拾（捨イ）木加磨瑩沙物、可用之尤可庶幾云々。然則泥於區々之末學、其自豈樂云々。問、菅家御作者、眼不及、文集者眼及是何故哉。寄其時代寄其文章、此等庶幾歟。帥云、依人也。紀家君同時也。然而不似耳。若是殊有幽玄道歟。

菅家御草事。

又被命云、菅家云、溫庭筠詩體優長也。

後中書王以酒爲家御作事。

後中書王以酒爲家御作云、杜康昔搆(稱イ)容人息、下三字讀如何。帥被答云、人息を入と可讀云々。未詳覺出何書乎云々。

世尊大恩詩讀樣事。

又世尊大恩詩作、重々千雲嵩嶺重、深々納日海潮よりも深し。如此可讀云々。近代不知其說。

天淨識賓雁詩事。

天淨識賓雁詩、頻寒着三字不被讀、何等書文哉。凡如此之類尤多。僕貢士答云、千載佳句。詩云、雁着行之着字、雁義頗近之歟。被命、此義者公謂叶、彼詩者不叶云々。此事前濃州知房同審之云々。

資忠簟爲厦絕詩事。

又云、菅資忠簟爲厦絕詩、以言記之。紀用平聲、與禮記說相違云々。

文章博士實範長樂寺詩事。

又被レ命云、故文章博士實範長樂寺、松柏山寒枝不レ長句之詩、序詩云、白駒々々可二尋註一。書云、見二盧照隣集一、主人被レ感云々。序云、盧照隣集往年所二一見一也。件集有二泥人事一如何。師被レ答云、若旱天田之事歟。僕曰不家墓詩也。詳不レ被レ答。

月明水簡詩腰句事。

又被レ命云、予近曾於二右金吾亭一作二月明水簡詩一腰句陸張池白兩家秋ト云句、白字、江都督被レ命云、可レ改二冷字一歟云々。藤原爲時詩云、三巴峽月雲收白之句、以言云、白字可レ習二置處一。此句白字甚以優也云々。又以言詩、桂花秋白之句、白字宜レ得二其體一焉。此然可レ學レ之、但餘事也云々。

日本紀撰者事。

被レ談云、日本紀被レ見哉。答云、少々見レ之、未レ及レ廣。抑日本紀誰人所レ撰哉。被レ答云、日本紀者、舍人親王撰也。又續日本紀者左大辨菅野眞道撰也。依二其功一給レ免二田卌町一、日本後紀左大臣藤原緒嗣選也。續日本後紀者忠仁公也。文德天皇實錄者、

昭宣公撰也。三代實錄者、左大臣時平所レ撰也。

扶桑集被レ撰年紀事。

又云、扶桑集、長德年中所レ撰也云々。時歷二九代一歟。今上之時也。

本朝麗藻・文選少帖東宮切韵撰者事。

又云、本朝麗藻者高積善所レ撰也。橘贈納言(廣相)文選少帖所レ抄也云々。又東宮切韵者、菅家主刑部尙書集二十三家切韵一、爲二一家之作一者、著述之日、聖廟執筆令二滯綴一給云々。

新撰本朝詞林詩事。

爲憲所レ撰本朝詞林、在二故二條關白殿(師道)一。以二件書一令二諸家集爲憲撰一給也。世間流布披露本、甚以省略也。保胤・正通等集詩三(二イ)百餘首、今所二書入一也。有國集、故廣綱所レ集不レ幾云々。

粟田障子坤元錄詩撰者事。

又被レ申者、粟田障子詩輔正卿撰レ之。坤元錄詩維時卿、然則作者與二判者一各互有二長

短、隨其功也。粟田詩以言以帥殿方人不被入之、怨言云、雖坤元錄絕句一首者何不罷入哉云々。故文章博士實範後傳聞此事、不被許此書云々。

扶桑集順作多事。

又云、扶桑集中、順作尤多。時人難云々。問、順序多自紀家序如何。帥答云、花光浮水上序、順序也。專不可入也。而齊名以其爲祖師多入之由、時人難云々。

朗詠集相如作多入事。

又四條大納言者、高相如之弟子也。仍撰朗詠集之時、多入相如作。所謂蜀茶漸忘浮光(花イ)味。幷樵蘇往反之句有何秀發乎。

四韻法不用同字、長韻詩不避事。

又云、四韻法不用同字、長韻之詩强不避之。江以言、圓成寺當座詩第二上句云、鄕國迢遞介雲隔。第五下句云、初逢雲洞薜蘿僧、是雲字二所。第二下句云、林草凋殘被雪凌、又第三上句云、風凋寒時掛綠桂、又第六上句云、風情忽發冷猶苦、風字兩所如風月字之類必避之。然以言用之。此詩已在本朝麗藻云々。

匡衡詩用波浪濤、是置同義字例事。

又匡衡朝臣所列省試詩、置句用波浪濤。是置同義字之例也。又保胤者四五朶對風烟行。江以言者、蓬萊洞對十二樓。皆詩人之秀句也。

以兩音字用平聲作之詩憚哉事。

予又問云、以兩音字用平聲作之詩、猶可憚作哉。被命云、不可憚。天神御作鶴飛千里未離地之句、座在爐邊手不龜之句、離字龜字、毛詩莊子之文、兩字他聲也。尚不憚被用平聲。又朝綱登省詩、以兩音字用平聲之時、評定諸儒於仗座欲落第（爾）、朝綱傍（爾）立詠云、鶴飛千里未離地と音頌しけり。諸儒尚不聞入之處、朝綱云、菅丞相の被仰之事も、聞きて侍る也といひけるを、延喜聖主聞召して、彼は有謂可及第也と被仰下也。然者不可憚歟。

兩音字通用事。

僕又問云、明衡詩、車漸惟〔堆イ〕裳、漸字如何。漸臺月露義也、而用他聲如何。被答云、漸臺之義、猶以平聲也。然則明衡失也。但兩音字有通用之例、文章之所許

也。隨時可斟酌歟。菅家御作云、鶴飛千里未離地、離字用平聲此其例也。又座在爐邊手不龜、此詩用脂之韵、如莊子者非莫眞臻韵、又用平聲也、僕問云、用脂之由、東宮切韻、諸家釋中有一說歟。被答、然也。僕問云、古賢之所伺、雖仰取信世說一卷私記者、紀家善家相共被釋累代難義之書也。

隨音變訓字事。

又或人云、隨音變訓之字、不勞其音用之事、文章之一體、古人之所傳也。

并丼字和名事。

被命云、延喜御時、渤海國使二人來朝。其牒狀爾、此兩字各爲使二人姓名。紀家見之、雖未知文字呼云、丼、木のつぶり丸、丼、石のまぶり丸參れと喚ぶ。各應會〔令イ〕參云々。異國作字也。以當時會〔令イ〕釋讀之、可謂神妙者也。異國人聞而感之云々。

〔箇字近代人詩不作件字事。

又云、箇字近代人、詩に不作云々。明衡并範綱作此字。件人以後强以不作云々。或人祕抄中有之。

怦字事。

予問云、怦字如何。被答云、件字塚古文字也。□□□□二萬六千六百十日祗讀云云。以官位令讀歟。時博士讀之云々。人之壽命日數云々。

杣字事。

又問云、杣字誠本朝作字歟、如何。被命云、杣字本朝山田福吉所作也。榊字又見日本紀云々。

美材書文章〔集イ〕御屏風事。

又云、小野美材內裏文章〔集イ〕御屏風書了奥書大原居易古詩聖小野美材今草神云々。

四條大納言野行幸屏風詩事。

近曾謁美濃前司知房之次被談云、四條大納言野行幸屏風詩、徳照飛沉雲夢月之句、下三字、本者靈囿月と被作たり。後被改雲夢月。

鷹司殿屏風詩事。

又被命云、鷹司殿屏風詩、齊信卿被撰之。齊信頗多被入貧業詩。花塘宴詩色絲

句〔白イ〕撰二入之一、義忠聞レ之、申二宇治殿一云々。絲〔余イ〕字他聲非二平聲一、可レ謂二僻事一。詩云、俊遠・保昌之所レ作也。資業依二當任受領一、其詩被二多入一云々。戸部納言聞二此事一、勘二文集詩一被レ獻云、聲々麗句敷二寒玉一、句々妍詞綴二色絲一云々。宇治殿聞二食此事一、被レ勘二仰義忠一。義忠蟄居及二明年三月一不レ被レ免之。則付二女房一獻二和歌一云々。青柳の色の糸にて結びてしよればぞとけて春のくれぬる。依二此和歌一被レ免云々。

鷹司殿屛風齊信端午詩事。

鷹司殿屛風詩、齊信端午〔詩イ〕片月弦鳴士卒喧之句、道濟在二筑後國一傳二聞之一、此句者勝二德照飛沅之句一、件句者雖二秀句一、村濃絲の染違ひたる樣也云々。又帥被レ示云、雲夢之字平聲歟。文選有二兩音一歟。

淸行才〔豪イ〕菅家嘲給事。

善相公者、巨勢文雄弟子也。文雄薦二淸行一狀云、淸行才名超二越於時輩一云々。菅家令レ嘲二此事一、則改二超越一爲二愚魯字一。又被レ問二廣相公詳不詳一云々。菅家令レ怨レ之、爲二先君一也是善門人於レ事無二芳意一云々。

齊信常庶幾帥殿公任歎中務宮事。

又被命云、齊信常庶幾帥殿公任、又感歎中務宮。齊信常被稱云、帥殿以文章被許云々。其年齒以等輩也。以彼人許給、爲面目豈不甚哉。

輔尹擧直一雙者也事。

又被命云、輔尹擧直一雙者也。匡衡送書於行成大納言許云、爲憲・爲時・孝道・敦信・擧直・輔尹此六人者、越於凡位者也。故共甘貧云々。統理平高五常工詩者也云々。又云□□□□□□□紀家深被感五常、又先年見菅三品自筆被書統理平集。所好事、不嫌善惡歟。將又先達歟。

順・在列・保胤・以言等勝劣事。

問、順・在列・勝負如何。帥答云、順勝。問、順・保胤勝劣如何。帥答云、保胤勝。問、順・以言如何。帥答曰、以言勝歟。但故人孝親朝臣、或以順爲勝。予偸不甘心耳。夜闌不辨色題、以言作云、爲深爲淺風聲暗。滿座相感云、文集毛志莫波斗云々。

時綱・長國勝劣事。

問云、時綱與二長國一如何。帥答云、長國勝歟。明衡談云、長國に被レ仰は不レ可レ爲レ恨云々。

本朝詩可レ習二文時之體一事。

本朝集中には、於レ詩者可レ習二文時之體一也云々。文時も、文章好みなむ者可レ見二我草一云々。此草以往雖二賢才一廻二風情一、尙以荒强也云々。又六條宮保胤に、詩はいかが可レ作とありけるも、文芥集を保胤に令レ問給へとぞいひける。於二筆者一不レ然歟。

父子無二相傳一文章事。

問云、古今父子相傳文章者希歟。帥答云、良香子在中、菅家御子淳茂、文時子輔昭、村上御子六條宮、此外無レ之云々。

維時中納言夢二才學一事。

維時中納言日記中書云、菅家夢中令レ告云、汝才學漸勝二朝綱一之由所レ託云々。雖レ然於二文章一非レ敵歟。

夢二爲憲文章一事。

橋孝親父尋（可名）求可為師匠之者、祈請其先祖建學館院之者。尋（可名）夢中告云、文章者可習為憲者、為憲聞之稱雄云々。

成忠卿高才人也事。

又云、成忠者高才人也。儀同三司御亭闘文集二帖詩與六帖詩之日、二帖詩最初出天宮閣早春之詩、成忠難之云々。天宮閣者與也。何最初出此詩。成忠卿有相論之詞、以其同事、是後人才智者也云々。

齊名者正通弟子事。

問云、齊名者誰人弟子哉。師云、橋正通之弟子也。正通者順之弟子、問、以何知之。師云、為憲集云、順以家集不付一弟子、正通付我者、以之知之云々。

道濟為以言弟子事。

道濟者以言弟子也。昔請詩於以言。以言於稠（之中イ）人稱之曰、後（彼イ）風情日進。時人以為一雙云々。

以言者篤茂弟子也事。

問、以言者誰人弟子哉。答云、篤茂之弟子也。

文章評論和漢共有事。

雖賢人君子文道之評論、和漢共有事也。宋明帝與鮑明遠爭文章之間、明帝共性甚以凶惡也。仍鮑明遠殺しもぞするとて、故作損す。時人曰、文衰へたりと云ふ。隋煬帝與薛道衡爭文章之間、薛道衡遂被殺了云々。

村上御製與文時三位勝負事。

又被談云、村上御時、宮鶯囀曉光題詩に、召文時三位被講之。其間物語被知乎如何。答云、不知。被語云、尤有興事也。件日村上與文時相互爾相論日也。件製云、露濃緩語園花底、月落高歌御柳陰と令作給。文時西樓月落花間曲、中殿燈殘竹裏音と作りたりければ、主上聞食て、我こそ此題は作拔したれと思ふに、文時詩又以神妙也と被仰て、召文時、近於御前、無偏頗我が詩事無憚申難有無と被仰れば、文時申云、御製神妙侍。但下七字は、文時にもまさらせたまひたり。御柳陰なれば、宮と思ひ候に、上句は、いづこに宮の心は令作給ふにか候ら

む。園は宮にぞあや〔在者イ〕は可ㇾ作と申すに、村上被ㇾ仰樣は、足下は不ㇾ知か。其園は我が園ぞかしと被ㇾ仰に、文時申云、然こそ侍りなむ。上林苑の心にこそ侍るなれ。雖ㇾ然いかゞ侍るべからむと申すに、尤有ㇾ謂と被ㇾ仰に、一問答云、又有ㇾ興仰事なりといひて、さここそは侍りなんと申して退ㇾ座に、主上又被ㇾ仰樣、然者我が詩と足下の詩と勝劣如何。慥可㆓差申㆒と被ㇾ仰に、文時申云、御製は令ㇾ勝給、尤神妙也と申すに、主上被ㇾ仰之樣、よも不ㇾ然。慥尚可ㇾ申也と被ㇾ仰て、召㆓藏人頭㆒て被ㇾ仰之樣、若文時不ㇾ申㆓此詩勝劣㆒、依㆓實不㆒ㇾ令ㇾ申者、自今以後文時申事、不ㇾ可ㇾ奏㆓達我㆒と被ㇾ仰を聞きて、文時申云、實には御製與㆓文時詩㆒、對座に御座すと申すに、實可ㇾ立㆓誓言㆒と被ㇾ仰に、又申云、實には文時詩、今一膝居上りて侍ると申し逃去了。主上令㆓感歎㆒給、涕泣給云々。

齊信文章帥殿被ㇾ許事。

又云、齊信如何。被ㇾ答云、小松雄君者若㆓齊信㆒歟。云、齊信自稱云、帥殿以㆓文章㆒被ㇾ許云々。儀同三司者、是論㆓其年齒㆒、齊信之後進等輩也。而以㆓彼人㆒被ㇾ許爲㆓面目㆒、

豈不レ甚乎。

公任・齊信爲二詩敵一事。

又帥殿、常示云、公任・齊信可レ謂二詩敵一。若譬二相撲一者、公任雖二善擲一、不レ可レ打二齊信一云々。

爲憲・孝道秀句事。

爲憲文章劣二於爲時・孝道一云々。就レ之言レ之孝道秀句只三也。巫陽有レ月猿三叫、衡嶺無レ雲雁一行之句、明妃有レ淚之句、樹應二子熟一之句等也。爲憲者有二其員一。

勘解由相公（有國）誹二謗保胤一事。

勘解由相公、常誹二謗保胤一。保胤守二庚申一序云、夫庚申者古人守レ之、今人守レ之。勘解由相公嘲レ之云、古之人守今之人守と可レ讀と云々。又以二書籍不審事一問二保胤一。保胤常稱二有々一。仍勘解由相公爲レ試二保胤一、作二虛本文一問レ之。又稱二有々一。仍嘲號二有主一。保胤傳二聞之一作二長句一云、藏人所粥燒レ唇、平雜色之恨難レ忘、金吾殿杖碎レ骨、藤勾當之恩難レ報云々。此事皆有二由緒一、彼人瑕瑾云々。古人皆以レ如レ此。保胤雖レ仕（任）

人々〔之イ〕性被ニ輕慢一者、其情不レ堪者歟云々。

匡衡・以言・齊名・文體各異事。

予又問云、匡衡・以言・齊名三人、文體各異、而共得ニ其佳境一。被レ答云、齊名偏持ニ古集於其心腹、敢無ニ新意一。文々句々皆採ニ摭古詞一、故其體有ニ風騷之體一、至ニ其意不得之日一、亦不レ驚レ目無ニ新意一之故也。予申云、齊名作非レ詩、雜筆亦猶採古集潤色之誠、而有レ驗、千載佳句詩云、江都記詩松母洛城歡樂〔會イ〕憶車公、齊名採ニ此句一餞序云、海浙之政類王祥而縱康洛城之遊憶車公、而豈忘レ此其有驗一也。又被レ命云、以言文體與レ之相違、所レ作之詩任レ意恣レ詞、都無ニ與〔嚮イ〕策一、其體實新其興彌多。至ニ于不得之日一者、非ニ後學之可一レ法、則一代之尤物也。汗收赤驪溝之句、不レ可レ及者也。源起周年後幾霜之句是也。以言於ニ弟子一習ニ其體一、增ニ其風心一者也。

廣相七日中見ニ一切經一、凡書藉皆横見事。

又云、廣相獻策之時、七日之中見ニ一切經一、凡書藉皆横ニ見之一、雖レ如レ此拔萃〔華イ〕之性、尙有ニ備ニ忘却一之事一。故何者先年見ニ唐年號寄韵之書一、是廣相之所レ抄也云々。件書

注付年號難等、所謂大象者渉大人象之義、隆紀似死之體。或人問云、大象者後周年號、隆紀者北齊年號。件年號北齊被滅（後イ）周歟。又魏時有正始年號、或人云、正字者一止也。詳不覺所出書。又唐高宗時、有乾道年號、反音不吉也。仍改之、此事見唐書。

廣相任左衞門尉、是善卿不被許事。

又云、廣相任左衞門尉、是善卿不被許此事云々。菅家獻策之時、來省門。彼時强不籠小屋、只徘徊省門。廣相着毛沓到此處。微事之處々相共被勘之。有一事不通、廣相策馬到嵯峨之隱君子之許問之云々。

隱君子事。

問云、隱君子名如何、被答云、淳歟。嵯峨源氏之類歟。策科（村イ）判問諸儒論、尤可〔一イ〕見物也。是善與音人相論事、尤有興云々。亦云、良香者文章之道可謂受之天。□□□□可尋謂學之。又慈父宜傳受子、此句尤珍重也云々。

匡衡獻策之時一日告題事。

又師殿被レ命云、匡衡獻策之時、文時前一日被レ告レ題。匡衡參二文時亭一、期日今明也、題如何ト問之處、文時足下爲レ被レ好二婚姻一、自所レ好二壽考一也云々、卽歸了。當日早旦被レ告二徵事一云、太公望之逢二周文一、渭濱之波疊レ面、菅三品見レ之云、面疊渭濱之波、眉低商〔高イ〕山之月ト可レ作ト被レ直云々。此事又叶二區々〔匡衡イ〕短慮一有レ興々々。

源英明作、文時卿難事。

又被レ命云、源英明池冷水無二三伏夏一之句、文時聞云、水冷池無二三伏夏一、風高松有二一聲秋一ト可レ作云々。

源爲憲作、文時卿難事。

又源爲憲鶴閑翔刷之句、文時卿難云、翅閑鶴刷二千年雪一、眉老僧垂二八字霜一ト可レ作云々。

以レ言難二齊名詩一事。

又被レ命云、齊名作、行色花飛岐路月之句、語二以言一云、月夜見レ花哉如何。

左府與二土御門右府一詩事。

問、左府(俊房)與土御門右府(師房)詩如何。師(帥イ)被答云、源右府勝歟。予云、於才學者然也。非同年之論。詩者、左府御作者有古人之流、頗非凡。問、源右府秀句何句哉。帥殿被答云、樓臺美麗、并奩匣鏡明之句也。予云、左府者、曲水霞落句非凡流。人間此會應(席イ)希有、花前主客備三臺云々。頗被服膺之氣也。

源中將師時亭文會篤昌事。

被命云、文場何等事侍哉。答云、指事不候。一日こそ源中將師時亭文會候ひしか。被答云、昨日進士篤昌所來談也。人々詩大略聞之、貴下詩篤昌頗不受歟。答云、尤理也。又篤昌詩希有也、座人々被申候如何。被命云、然也。不足言者歟。事外に英雄之詞をこそ稱し侍りしか、文場氣色如何。答云、傍若無人也。奇怪第一事不可過之。奴袴事、可有制止事也。被命云、立英雄尤理也。寶志野馬臺讖天、命在三公百王流、畢竭猿犬稱英雄と見えたり。王法衰徵憲章不被行之徵也。予答云、件讖何事起乎。被命云、未被知歟如何。答云、不知候。被命云、件讖者是我朝衰相を寄せて候也。依之將來號讖書也。仍爲之日本國云野馬臺

也。又渡ニ本朝一有ニ由緒一事也。

秀才國成來ニ談敦信亭一事。

敦信爲ニ山城前司一之時、秀才國成時來ニ彼亭一談ニ文事一。國成歸之後、敦信常言云、秀才はよき者かな、耆薬（明衡童名也）かからましかばといふ。稱ニ耆薬一明衡是也。

都督自讃事。

被レ命云、倩案レ情、云ニ官爵一、云ニ（書イ書籍イ）福祿一、皆以ニ文道之德一所レ經也。何況才藝名譽、殆過ニ於中古之人一所ニ思給一也。雖レ似ニ自讃一又非レ無レ謂。於ニ壽命一者及ニ七十一事、近代之難レ有之事也。非ニ短壽之難一。顏回・至德僅卅歟。仍世間事全無レ所レ思。只所ニ遺恨一は不レ歷ニ藏人頭一と、子孫が和呂くてやゐぬるとなり。足下などの樣なる子孫あらましかば、何事をか思ひ侍らまし。家之文書道之祕事、皆以欲ニ湮滅一也。就中史書全經祕說、徒にて欲レ滅也。无ニ委授一之人一。貴下に少々欲ニ語申一如何。答云、生中之慶何以如レ之乎。被レ答云、史記爛脫は只三卷也。本紀第一第四第五傳也。後漢書には廿八將論也。共有レ註、有ニ別紙一。被レ談云、菅三品所レ被レ作、老閑行能被ニ心得一如何。答

云、未得心。但粗依先父之談説、纔置文字之樣所承知也 自晝〔迄イ〕夜各一字、可至數十廿之字歟云々。被談云、然也。譬如扇本末也。件行は文時及〔乃イ〕三ヶ年之間、時而不解所案作也。草之後先令見順許之處、順見之、一夜中令和答、送文時許云云。文時大令歎樂給、不覺人之由、時人又以歎之傾之。其故は不體凡只無念也、又無其憚一々遺恨也。其又被談云、文時も頗順をば不受ける歟。但賦體にはあらず。自中間之奥〔興イ〕は、已非賦之文章、なまわざしたるぞと被云ける〔とてイ〕此賦都我身とな順〔須イ〕らな不令聞とぞ被云ける。

都督自讃事。

都督又云、取身自讃有十餘。其中四歳讀書、八歳通史記、十六歳作秋日閑居賦。其一云、李廣漢室之飛將也、卜宅於隴山。范蠡越國之賢相也。避祿於湖水云々。明衡朝臣深以感之、又落葉埋泉石詩、羊子碑文嵐裡隱、淮南葉色浪中深云々。安樂寺御廟院序一句曰、堯女庿荒、春竹染一掬之涙、徐君墓古、秋松懸三尺之霜。雖垂異代之名、皆非同日之論云々。又云、自高麗申醫師返牒云、雙魚〔猶イ〕難達鳳

池之月、扁鵲何入鷄林之雲。是則承曆四年事也。其後赴鎭西之日、宋朝賈人云、宋天子有鐘愛賞翫之句、以百金換一篇之句也。

江談抄第五終

江談抄第六

長句事

曉入₂梁王之苑₁、雪滿₂群山₁。夜登₂庾公之樓₁、月明₂千里₁。白賦賈嵩。

檢₂秋賦₁登字作₂歸字₁。雪滿₂群山₁是文選文也。

樵蘇往反杖、穿₂朱買臣之衣₁。隱逸優游、履踏₂葛稚川之藥₁。長和寺落葉山中路序、高相如。

以₂紅葉₁爲レ藥例。紅宮履字或作レ屐、文選之意也。

新豐酒色清、冷₂於鸚鵡盃之中₁。長樂歌聲、幽咽₂於鳳凰管之裏₁。送₃友人歸₂大梁₁。

非レ送₃友人歸₂大梁₁、其意見₂於賦中₁。

菓則上林苑之所レ獻、含自消、酒是下若村之所レ傳、傾甚美。晴添₂草樹色₁。

含消梨、是梨名也。

泰山不讓土壤故能成其高。河海不厭細流故能成其深。漢書。

文選、高作大。厭作擇。下成字闕文

佳人盡飾於晨粧、魏宮鐘動。遊子猶行於殘月、函谷鷄鳴。

以言朝臣稱云函谷鷄鳴四字、可謂絕妙。

春過夏闌、袁司徒之家、雪應路達。且南暮北、鄭大尉之溪風被人知。右大臣一條殿新任職第三表、菅三品。

時人稱云、恨不奉見於先朝。中天曆。

隴山雲暗、李將軍之在家、潁水浪閑、蔡征虜之未仕。清愼公、辭大將狀、文時。

或人夢、行役神依此句不弘於文時家云々。

王子晉之昇仙、後人立祠於維嶺之月。羊大傳之早世、行客墜涙於現山之雲。相規

件句、後人於安樂寺月夜竊見之、有直衣人被詠云々。若天神令感給歟云々。

昇殿者是象外之選也。俗骨不可以踏蓬萊之雲。尙書者亦天下之望也。庸才不可以攀臺閣之月。

直幹、請任民部少輔申文。件申文、天曆帝令置御書机給云々。

前途程遠、馳思於雁山之暮雲。後會期遙、霑纓於鴻臚之曉淚。於鴻臚館餞北客詩序、後江相公。

此句、渤海之人流淚叩胸、後經數年問此朝人曰、江朝綱、至三公位乎。答云、未也。渤海人云、知日本國非用賢才之國云々。

楊岐路滑、我之送人多年。李門波高、人之送我何日。別路花飛色詩序。

前中書王見此句、被稱云、以言平同也云々。自此才名初聽。

谷水洗花汲下流而得上壽者卅餘家。地血和味飡日精而駐年規者五百箇歲。群臣賜菊花序、紀納言。

高五常序、有似此序之作。古人傳云、五常作後、以言被稱。自餘頗催此序可到佳境。以仍此序云々。

瑩日瑩風、高低千顆萬顆之玉。染枝染根表裏、一入再入之紅。紅花光浮水上詩、序三品。

此序、冷泉院花宴也。序遲無極。主上欲還御。而依聞序首留給。萬葉。仙宮百花一洞也云々。

昔、忉利天之安居九十日、刻赤栴檀而摸尊容。今跋提河之滅度二千年、瑩紫磨金

而禮二兩足一。匡衡

此句、仁康上人。入唐之時、爲レ母於二六波羅密寺一供二養佛經一之願文也。講莚參會貴賤濟々焉。講畢集會人皆悉令レ散之間。保胤入道、猶留到二俗客座一叩二匡衡背一云、弼殿筆りけり云々。于レ時匡衡彈正弼也。在二此講席一之故也。又入道陳云、依レ如レ是不レ出二文場一也。見二此句作一、骨心有二攀緣一。且爲二菩提之坊一云々。

願三廻二翔於蓬島一、霞袂未レ遇矣。思レ控二御於茅山一、霜毛徒老焉。藤雅材。

依二此句一俄補二藏人一云々。

聚二丹螢一而積レ功、雖レ仰二堯日之南明一。問二青鳥一而記レ事、恨レ晤二漢雲之仔細一。

依二此句一擬二補藏人一。雖レ然入道殿幷殿上人不二承引一之故不レ補。

虛弓難レ避二未一レ抛、疑二於上弦之月懸一。奔箭易レ迷、猶成二誤於下流之水急一。

懸急字不レ可レ有レ由。文時心中思レ之卅年。後案得レ可レ有レ由。稱云我減二於朝綱一卅年云々。

漢皓避レ秦之朝、望礙二孤峯之月一。陶朱辭レ越之暮、眼混二五湖之煙一。視レ雲知レ隱賦、以言。

後中書王稱云、件賦、以言爲物上手。以望夫化爲石賦爲規模所作歟。至于體者不知云々。

蕭會稽之過古廟、託締異代之交。張僕射之重新才、推爲忘年之友。香亂難識詩序、後江相公。

蕭允過吳札廟。張鑽結江摠交。並見陳書。

漢高三尺之劍、居制諸侯。張良一卷之書、立登師傅。

件句、雅材冊文也。調和歌舞、非後漢書句。

仁流秋津洲之外、惠茂筑波山之陰。古今序、淑望。

日本國體、如秋津蟲臀呫也云々。

梁元昔遊、春王之月漸落。周穆新會、西母之雲欲歸。鳥聲韵管絃序、文時作。

後中書王被難云、既而下無小句有此句。文時之忽忙也。又故源右府命云、梁元者雖不吉之帝作之取一端也。春王臺也。梁元所作也。

花明上苑、輕軒馳九陌之塵。猿叫空山、斜月瑩千巖之路。閑賦、張贇。

輕軒馳與閑義異、可深案云々。或人云、有閑人聞奔車也云々。

榮路遙兮頭已斑。 生涯暮兮跡將レ隱。 侍ニ大王萬歲之風月一、向後末ニ必可レ知。橘正通、梅近夜香多。

此句、七條宮宴序自慊句也。 滿座人無レ不レ拭レ淚。 其後長去不レ知レ所レ之。 或人云、復高麗國得レ仙云々。

晝夜八十之火、假唱ニ於鶴林之烟一。 東方五百之塵、長懸ニ於鷲峯之月一。以言。

此句、月に懸りと可レ讀歟。 月を懸りと可レ讀歟。 答、詳不レ被レ示。 此句非ニ優美一唯恐レ人也。

漢四皓雖レ出、應曜獨留ニ於淮陽之雲一。 堯三徵不レ來、許由長棲ニ於潁水之月一。後入道殿御表、匡衡。

應曜栖ニ淮陽一之句、齊名疑レ之。 此事見ニ唐昫註一。 不レ出ニ三史十三經一云々。

秦皇泰山之雨風消ニ黃雀之跡一。 周穆長坂之雲汗收ニ赤騮之溝一。松聲當夏寒。

以言作也。

唐人感ニ兎裘賦一事。

一物集は渡唐書也。 唐人見ニ兎裘賦一云。 此賦は此國にも往代人の作たりせば、文選には入りなましと云々。 尤神妙事歟。

順序王朗八葉之孫句事。

問云、順序王朗八葉之孫、誰事不二詳覺一云々。次談話及二古事一。

菅家御序秀勝事。

帥於レ序者每レ讀無レ不二腸斷一。稱二栢梁一兮擬二蘭亭一、同二華林一兮種二拱木一之句。幷秋水何處見序、風月同レ天閑忙異レ他之句、幷花時天似レ醉序、思二魏文一而翫二風流一之句、催粧序、內則綺羅脂粉、又風月學レ花之句等、染二心肝一者也。又被レ談云、菅家御作見二自餘一時輩是鴻儒之句にて、善相公は淸行候ものを、いかにかくは被レ仰にかとてと云々。

僕又云、宮人口夜殿上擧レ燈者例也之句、神也、又妙歟。

在昌萬八千年之聲塵事。

在昌序云、萬八千年之聲塵、其心如何。答云、分明不レ覺。下句七十二代之軌躅者、封二泰山一之者七十二君歟。其次云、在昌坤元錄屛風詩愁難之間、旣以二病惱一死去云云。

菅三品尙齒會序事。

又云、菅三品尙齒會序、猶已衰齡之句、無力而有餘情。如美女之病也。

匡衡菊花映宮殿序事。

瑤池賦詩、遙往來於春宵之月。汾水奏樂、漫遊吟於秋風之波。

匡衡序云、瑤池賦詩、遙往來於春宵之月。春宵事有所見哉。被答云、可見穆天子傳。件書六卷書也。立四時。然則春字有所據歟云々。

齊名序事。

又被示云、齊名僕夫待巷、雞籠之山欲曉之句、僕夫是前書儒林傳文云々。

以言序破題無秀句事。

又被命云、匡衡常談云、以言序破題句無秀句云々。此事誠以然焉。匡衡序者破題多秀句。少班婕妤團雪之扇、代岸風長忘之句、幷醉鄉氏之國、四時獨誇溫和之天之句等也。

齊名勸學會序事。

齊名勸學會序、非獨東山勸學會、終爲記風煙泉石之地之句。爲憲云、不可有

此句一云々。然者此序彌以優美歟云々。

齊名攝念山林序秀逸事。

齊名攝念山林序、透〔秀カ〕逸者也。保胤聚レ沙爲二佛塔一、不レ可レ敵レ之。以言數度勸學會序、又以不レ敵。

以言古廟春方暮序事。

以言古廟春方暮序終句、一生只樂二道腴一、萬事皆任二廟意一之句。爲憲云、不レ可レ有二此句一。又云、以言古廟序、廟字甚多之由、時人難レ之。件序、有二廟字七八ヶ所一云々。

高積善於二式部卿宮一作レ序自謙事。

又云、高積善於二式部卿宮一〔敦慶〕作レ序。自謙句云、海西自弟之秋、猶爲二非家風夜之遺老一。時人嘲二啀其爲二外戚一云々。

江都督安樂寺序問事。

又問云、江都督於二西府安樂寺一、令レ作二內宴序一之時、御殿戶鳴之由風聞。件事實否未レ決、如何。被レ答云、件事都督被レ談云、內宴作レ序之時、御邊如レ有二人詠一其中句一。府官

等所㆓見聞㆒也。然而件夜依屬終有㆓事疑㆒。後日曲水宴序披講之時、御殿戸有㆑聲。滿座府官僚下不㆑遺㆓一人㆒皆以聞㆑之。僕又聞㆑之。件聲何許哉。被㆑答云、如㆑雷無㆓事疑㆒。又書㆓件序㆒之時、夢中有㆑人告云、此序中有㆓失誤㆒可㆑直。夜夢忽驚、反覆見㆓件序㆒。有㆓柳中之景已暮花前之飲欲㆑止之句㆒。柳中秋事也、非㆓春時㆒。則覺悟直云々。

都督表事。

又都督被㆑命云、表今兩三度欲㆑作、作草猶多、而年已老矣病焉。露命欲㆑消云々。問云、所㆓作儲㆒句何等句哉。被㆑答云、在㆑朝又在㆑野。霖雨入㆓殷丁之夢㆒。釣人不㆑釣㆑魚。七十遇㆓文王之畋㆒。此句未㆑出遺恨云々。

匡衡天臺返牒事。

臨㆓白首㆒而始知、恨㆓陽面於鼇波萬里之外㆒。仰㆓玄蹤㆒而遙契、願㆓促膝於龍華三會之朝㆒。天臺座主覺慶遣唐返牒。

匡衡天臺返牒終句、願㆓促膝於龍華三會之曉㆒句。爲憲云、不㆑可㆑有㆓此句㆒者、以言謂㆑之。爲憲能知㆓文章㆒者歟。但空也聖人甚見苦物也。非㆓誅㆑是之傳㆒也。口遊亦有㆓

二失一。一者以二朔望弦晦一爲二廿四氣一、一者晉朝七賢加二山簡一是也。

聖廟西府祭文上レ天事。

聖廟昔於二西府一、造二無罪之祭文於山一。〈山名可レ尋。〉訴祭文漸々飛上レ天云々。

田村麻呂卿傳事。

又云、田村麻呂卿傳者、弘仁御製也。其一句云、張將軍之武略、當二案レ轡前驅一。蕭相國之奇謀、宜二執レ鞭後乘一云々。神之神妙也。

左府和歌序事。

左府竹題和歌序、可レ謂二優美一。但改二黃帝々堯一、爲二炎帝々魁一者、跡善歟。是文選成文也。予云、黃帝々堯者少計和歌序と覺候歟。師被レ命云、尙下句に赤人々丸と、我始て作らむ日は、尙片方は健可レ作也。

匡衡願文中秀句事。

又被レ命云、以言問二匡衡一云、尊下願文中秀句何句哉。匡衡則詠二古劍在レ窓撫二秋水一而拭レ淚之句一。以言再三以詠、不レ陳二感否一云々。

仁和寺五大堂願文事。

又被命云、院仁和寺五大堂之御願文。是則老耄之身所思得之句。須臾忘却。仍思得之時、且以所進覽也云々。其願文云、自伏羲四十萬年訪之漢朝未有。自神武七十二代間之我朝未聞。是則奉譽後三條院之句也云々。伏羲四十萬年莊子文也云々。次及近代願文事。江都督曰、故中宮御願文云、惠質秋馨咲瓊芝西晋之風。此句尤爲珍。瓊芝者楊皇后字歟。答云、然、楊駿之女。又問云、同願文云、闇野之石、斜谷之鈴。此義如何。答云、闇野之石者。漢帝戀李夫人刻闇野之石。彼形石答云、我有毒不可令近云々。斜谷之鈴者。玄宗幸蜀之時。聽斜谷鈴聲思貴妃。夜雨聽猿腸斷聲。猿字可改鈴字。件事昔所披見也云々。僕問、然者文集僻事歟。又傳寫之誤歟。詳不答。所見書可尋記。忘却畢。又問云、昭陽殿翫花之序。芳塵凝兮不拂。此句所銘肝葉也。被答云、實以神妙之句也。況吟有自不堪之氣。又被命云、故女御殿願文云、昭陽殿美人就香煙兮再見去。都館之疲馬其意如何。被答云、有仙人呈。詩於件館云々。件詩中有山下鬼瘦馬羅中玉

等之義。詩不レ覺可ニ尋記一ハ　山下鬼者嵬字、是嵬也。羅中者貴妃、以ニ羅巾一自縊レ花。玉者環、是貴妃少名也。所レ見書忘却、可レ尋云々。是江都督所レ被レ談也。

寛平法皇受ニ周易於愛成一事。

被レ命云、周易被レ見哉如何。答云、少々所ニ一見一也。周易上古人以ニ誰說一被レ用哉。被レ命云、善淵愛成能讀レ之云々。永貞弟也。寛平法皇者受ニ讀周易於愛成一給云々。竟宴之日敍レ位云々。

周易讀樣事。

又云、周易云、參天兩地(カタキアリカタキナシ)、一陰一陽(ナクニモナクニモ)、履捉〔挍イ〕滅趾〔入足イ〕、此讀祕事也云々。斷𪖐(ナツクルトラナ)々神　又云、筆執論有ニ百廿樣一云々。

缺文

抱朴子文云、文章與ニ榮耀一如ニ十尺與ニ一丈一事云々。又云、學積成レ聖、水積及レ淵云々。又云、王昭君有レ子號ニ知才師一、匈奴子也云々。又云、雖レ云ニ書藉盈レ腹之士一、難レ追ニ文章從レ手之生一。

三史文選師說漸絕事。

三史、文選、師說漸絕。詞華翰藻人以不レ重之句。菅宣義見レ之云、文道宗匠足下一人歟。宣義が無からむの時、可レ被レ書之句也と云。匡衡答云、足下達令レ生ればこそ漸くとは書けと云々。

文選三都賦事。

又問云、文選三都賦序云、揚雄賦、甘泉陳二玉樹靑葱一云々。則所レ無レ實也。而坤元錄云、甘泉宮有二玉樹一。揚雄所レ賦是也。其義如何。被レ答云、此書相違事耳。但玉樹者何乎。僕答云、不レ知。被レ命云、玉樹者槐也。江家私記也。

文選所レ言麝食レ栢而馨。李善爲二難義一事。

文選所レ言麝食レ柏而馨。李善以爲二難義一。而件書引二集註本草文一、明二件事一、以レ之謂レ之。兩家博覽殆勝二李善一歟。而件書中有下號二太傅越一之處上。雖二區々末學一明所二見得一也。被レ答云、應レ聲對レ之、是東海王越歟。僕答云、然也。倩案二此事一可レ謂二神速之至一。其次被レ命云、善家有下被レ不レ審二事上。春秋後語文。予見二得此事一云々。

高祖母劉媼々字事。

都督被命云、史記幷漢書、高祖母劉媼。媼非媼字是溫字也。其事有證驗。昔有王生者、讀前書難高祖云。起自布衣、提三尺劍取天下。雖其賢不改其母名媼字、可謂愚。是則媼字訓與嫗通之故也。其後夢中見高祖。高祖忽率數人責王生云、汝不見泗水亭碑哉。媼字是僻事也。溫字也。汝讀僻字書猥誹謗先王。其罪甚多。則命從者縛王生。父太公贖之。既頃之夢覺汗浹背。

和帝・景帝・元武紀等有讀消處事。

後漢書和帝紀。讀消處有一行。史記景帝紀。太上皇后崩五字讀消。又後漢書光武紀。代祖光武皇帝代字、可讀世音之云々。予案之尤有理。而俗人無讀此音之者。雖普通事不知之歟。

張車子富可見文選思玄賦事。

予問云、丹波殿御作詩中、司馬遷才雖漸長張車子富未平均。張車子事見集註文選思玄賦之中、第一有興事也。漢土有無術貧人。不註其名歟。清貧之中、無比之者

也。司命司祿之神、見之成憐之樣、此人之貧、前生之果報也。雖欲與無其種子。然者只車子といふ人は未生者也、其福巨多也。先以件車子福暫借といひて。司命司祿以夢想令告ていはく、汝無福種子、仍以未生車子といふ人福、暫令借與也。過今何年車子可生。其時必可返與福也といひて令與之間、俄不慮之外、一天之人令與財物、已成富人。過件年限之間此が思ふ樣、此福主可生之年今年也。取もの被返るとて運財物、偸去其土移異國。恐思之間、常只恐る爾從者之中一人妊者ありて、於旅行之共生産。此者如此之物中にや生れたるとて、件從者等之中、子産者やあると問ふに、候と云。問云、名何名ぞと問ふに、昨日産れ候へば、幾程に可名乎といふ。さてもいかで名はなかるべきぞといふに、母云、如此令旅立。然者無宅て、令積財物給車の轅の中にて生也。仍欲名車子也といふに、財主出來といひ、俄逃去畢云々。

佚文

類聚國史五十四、安康天皇三年、爲眉輪王殺大泊瀨天皇、坂合黑彥皇子深恐所疑、

竊語二眉輪王一、遂共得レ間出逃入二圓大臣宅一。天皇使二使乞一レ之。大臣以レ使報曰、蓋聞人臣有レ事逃入二王室一。未レ見三君王隱二匿臣舍一。方今坂合黑彥皇子、與二眉輪王一深恃二臣心一、來二臣之舍一。誰忍レ送歟。由レ是天皇復益興レ兵圍二大臣宅一。大臣出二立於庭一索二脚帶一。大臣妻持二來脚帶一愴矣。傷懷而歌曰、おあのこはたへのはかまをなゝへをしにはにたゝしてあゆひなたすも。大臣裝束已畢。進二軍門一跪拜曰、臣雖レ被レ戮莫二敢聽一レ命。古人有レ云、匹夫之志難レ可レ奪、方屬二乎臣一。伏願大王奉レ獻二臣女韓媛與二葛城宅七區一、請以贖レ罪。天皇不レ許、縱レ火燔レ宅。於レ是大臣與二黑彥皇子・眉輪王一俱被レ燔死。推古天皇卅四年夏五月戊子朔大臣薨。仍葬二于桃原墓一。大臣稻目宿禰之子也。性有二武略一。亦有二辨才一。以恭二敬三寶一。家二於飛鳥川之傍一。乃庭中開二小池一。仍興二小島於池中一。故時人曰二島大臣一。

師平燒二新國史一事。

新國史失事。闕文。

遊子爲二黃帝子一事。

遊子有二說。一者黃帝子也。黃帝子有四十人、其最末子好旅行之遊、敢以不留宮中。於旅遊之路死去云々。其欲死之時誓云、我常好旅行之遊、若如我有好旅行之者、必成守護神擁護其身と誓をなし、道祖神令護旅行之人。此事見集註文選祖席之所也。餞送之起、此之緣也。予又問云、此事尤有興。祖餞兩字、訓讀如何。被命云、兩字共むく也。旅行之人に令酌酒て令饗に以其上分道祖神にむけて令祈付旅行也。仍號祖席云々。予又問云、其今一說如何。被命云、件一人遊子とてさるものある歟。それも見事侍也。不詳。

首陽二子事。

先年木工助敦隆が來りしに、言談之次、首陽の二子、何れか廉なる事勝れたると問ひしに、答ふる様、伯夷叔齊は孤竹の二子也とぞ知りて候。其廉勝劣不知云云。未見其廉歟如何。伯夷勝歟。天爲試其廉、白鹿二令與之。叔齊不堪飢、心中欲食此鹿之處、鹿知其心俄去了也云々。

稱雲直又夢澤號楚雲事。

又云、雲夢者稱二雲直或夢澤一、號二楚雲一云々。瑤池在レ周故爲二周瑤一。栢梁在レ漢、故呼二漢栢一。松江在レ呉、故稱二呉松一。雲夢在レ楚、故作二楚雲一也。

華騮者爲二赤馬一事。

故土御門右府御亭作文、紅葉詩席作云。嵐似二華騮一周坂曉。註書云驊騮者赤馬也。見二穆天子傳一云々。右府御二覽其註一、被レ借二召件書一云々。

駱賓王事。

又云、駱賓王爲二徐敬業一作レ檄云、一坏之土未レ乾、六尺之孤何在。則天皇后云、不レ擧二如レ此人一、宰相之誤也。又被レ命云、駱賓王以二帝宮篇一爲二第一秀句一。其句云、不レ覺。

豐山鐘事。

予問云、風聞達及霜鐘動。其意如何。被レ答云、霜鐘者豐鐘也焉山相聞也。

三遲因緣事。

三遲酒式云、一遲不レ得レ通、二遲須レ間二架均一、三遲不レ得二悠々一、犯者罰二一盃一云々。

又打酒格歸田抄事。

鼠尾其━━━酒盞故成二鼠尾一事。

連珠●━●━●━●　●其酒差多故連珠。註也。

瀝滴●　●　●　●　●餘澤未レ斷。故命二瀝滴一註也。

又云、平索者淸云々。假令應滴、顚唱曰平聲。把レ盞曰レ索、後待レ順手レ之、和右手把レ盞者、卽左傍人宜レ曰レ着、飲畢無レ酒、亦曰レ淸云々。

波母山事。

又都督於二西府一所作詩序。波母之山、其義如何。事雖二側見一慥不レ覺云々。被レ答云、波母山謂二日出國一也とぞ、都督は被レ談れしと被レ答。見二淮南子一云々。件書常所二披露一卷無レ之云々。

護塔鳥事。

僕又問云、護塔爲如何。被レ答云、見二內傳要一、具不レ記。

擬作起事。

又被レ談云、擬作之起、天神始被レ作二儲一、可レ有レ之由也。

連句七言。

尾拂樹間黃牛背　手打門前白鴈聲

五言。

二藍經一夏菅　朽葉幾廻秋紀

泡垂觀藥口泰能　貧負泰能肩齊名

芸閣二貞序公任卿　蘭臺八座賢惟貞

何能才子何人齊信卿、明法生爲親稱何能也

朝器非朝器秀才　茂才是茂才

深草人爲器匡衡　小松僧沸湯

負牛一屋具　乘馬二分人

千六百年鶴時棟　二三兩月鶯明衡

□□□□□　扇亦貢士腰

人曰山城介孝言　世稱水驛官佐國

家々懸二孔子一、處々呼二彭佚一

文武兩家姓（隆兼） 江平一士名

貫月査浮レ海（時棟） 宣風坊在レ京（明衡）

江談抄第六終

國史叢書
續古事談
古事談
江談抄

定價金一圓

大正三年十二月十二日印刷
大正三年十二月十五日發行

不許複製

編者 黑川眞道
發行者 國史研究會
右代表者 小瀧淳 東京市本郷區駒込林町二二四番地
印刷者 楢山定吉 東京市神田區三崎町三丁目一番地
印刷所 友文社 東京市神田區三崎町三丁目一番地

發行所 東京市本郷區駒込林町二百廿四番地 振替貯金口座東京二七〇二四番 國史研究會

東京
山縣製本工場

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03008 1426